

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年1月18日

【発行者名】 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービスズ・リミテッド（注）
（Goldman Sachs Asset Management Global Services Limited）

【代表者の役職氏名】 取締役 グレン・ソープ（Glenn Thorpe）

【本店の所在の場所】 英国、EC4A 2BB ロンドン、フリート・ストリート 133、
ピーターバラ・コート
（Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, United Kingdom）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造
弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）】 外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズー
GS新成長国通貨債券ファンド
普通（米ドル建て）クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券、日本円クラス受益証券
（Goldman Sachs Global Funds -
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder
Ordinary Class, Euro Class, Yen Class）

【届出の対象とした募集（売出）】 外国投資信託受益証券の金額】
ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズのサブ・ファンドであるGS新成長国通貨債券ファンドの普通（米ドル建て）クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券および日本円クラス受益証券について、下記の募集金額を上限見込額とする。
普通（米ドル建て）クラス受益証券 50億米ドル（約5,312億円）
ユーロ・クラス受益証券 50億ユーロ（約6,526億円）
日本円クラス受益証券 5,000億円

（注）特段の記載のない限り、米ドルの円貨換算は、便宜上、2018年3月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝106.24円）による。また、ユーロの円貨換算は、便宜上、2018年3月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝130.52円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

（注）管理会社は2019年2月28日付でゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービスズ・リミテッドからゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッドに変更される。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年5月31日に提出した有価証券届出書（2018年8月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。）（以下「原届出書」といいます。）につきまして、2019年2月28日付のファンドの関係法人の異動およびファンドの設立地における目論見書の更新に伴い、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

訂正箇所を下線または傍線で示します。ただし、全文修正（更新）の場合は下線を付しておりません。

2【訂正の内容】

第一部 証券情報

（４）発行（売出）価格

<訂正前>

各受益証券についての各申込がゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービスズ・リミテッド（以下「管理会社」という。）により受諾された取引日に適用される１口当たり純資産価格

（中略）

（注）ファンド証券１口当たり純資産価格については、下記（８）申込取扱場所に照会することができる。

<訂正後>

（2019年２月28日（以下「変更効力発生日」という。）前日まで）

各受益証券についての各申込がゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービスズ・リミテッド（以下「管理会社」という。）により受諾された取引日に適用される１口当たり純資産価格

（中略）

（注）ファンド証券１口当たり純資産価格については、下記（８）申込取扱場所に照会することができる。

（変更効力発生日以降）

各受益証券についての各申込がゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド（以下「管理会社」という。）により受諾された取引日に適用される１口当たり純資産価格

発行価格の照会先は、下記(8)の申込取扱場所である。

取引日とは、ロンドン、ニューヨーク、ルクセンブルクおよび日本における銀行営業日ならびにニューヨーク証券取引所の営業日をいう。

ただし、（i）12月24日、（ii）各サブ・ファンドまたはそのマスター・ファンドの純資産価格の決定が目論見書に記載された理由により中止されている場合および（iii）管理会社が受託会社の同意を得て随時これと異なる決定をし、事前に受益者に知らせる場合はこの限りではない。

（注）ファンド証券１口当たり純資産価格については、下記（８）申込取扱場所に照会することができる。

（１２）その他

(iv) 引受等の概要

<訂正前>

(1) 各販売会社は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルとの間の、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する契約（ゴールドマン・サックス・インターナショナルとの間の更改契約により更改済）に基づき受益証券の募集を行う。

(2) 販売会社は、直接または他の販売買戻取扱会社（以下販売会社と併せて「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受領したファンド証券の買付注文および買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

（後略）

<訂正後>

- (1) 変更効力発生日前日まで、各販売会社は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルとの間の、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する契約（ゴールドマン・サックス・インターナショナルとの間の更改契約により更改済）に基づき受益証券の募集を行う。
- 変更効力発生日以降、各販売会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス・リミテッドとの間の、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する契約に基づき受益証券の募集を行う。
- (2) 販売会社は、直接または他の販売買戻取扱会社（以下販売会社と併せて「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受領したファンド証券の買付注文および買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

（後略）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（2）ファンドの沿革

<訂正前>

1999年1月4日 旧管理会社の設立

（中略）

2016年9月16日 ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ改訂・再録済信託証書締結

<訂正後>

（変更効力発生日前日まで）

1999年1月4日 旧管理会社の設立

（中略）

2016年9月16日 ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ改訂・再録済信託証書締結

（変更効力発生日以降）

1999年1月4日 旧管理会社の設立

2001年10月24日 ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ信託証書締結

2001年11月14日 ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ（米ドル建て）の運用開始

2001年11月14日 ゴールドマン・サックス・ユーロ債券ポートフォリオ（ユーロ建て）の運用開始

2003年8月31日 受託会社の退任・任命証書締結

2007年5月22日 管理会社の退任・任命証書締結（2007年5月31日効力発生）

2007年8月17日 ゴールドマン・サックス・ユーロ債券ポートフォリオ（ユーロ建て）の運用終了

2008年1月31日 G S新成長国通貨債券ファンド 普通（米ドル建て）クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券および日本円クラス受益証券の運用開始

2009年7月27日 G S新成長国通貨債券ファンド 普通（米ドル建て・毎月分配型）クラス受益証券の運用開始

2010年11月19日 ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ（米ドル建て）の運用終了

2014年5月29日 ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ改訂・再録済信託証書締結

2015年8月14日 管理会社の退任・任命証書締結（2015年8月31日効力発生）

2015年8月14日 ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ改訂・再録済信託証書締結

2016年9月16日 ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ改訂・再録済信託証書締結

2018年3月20日 管理会社の設立

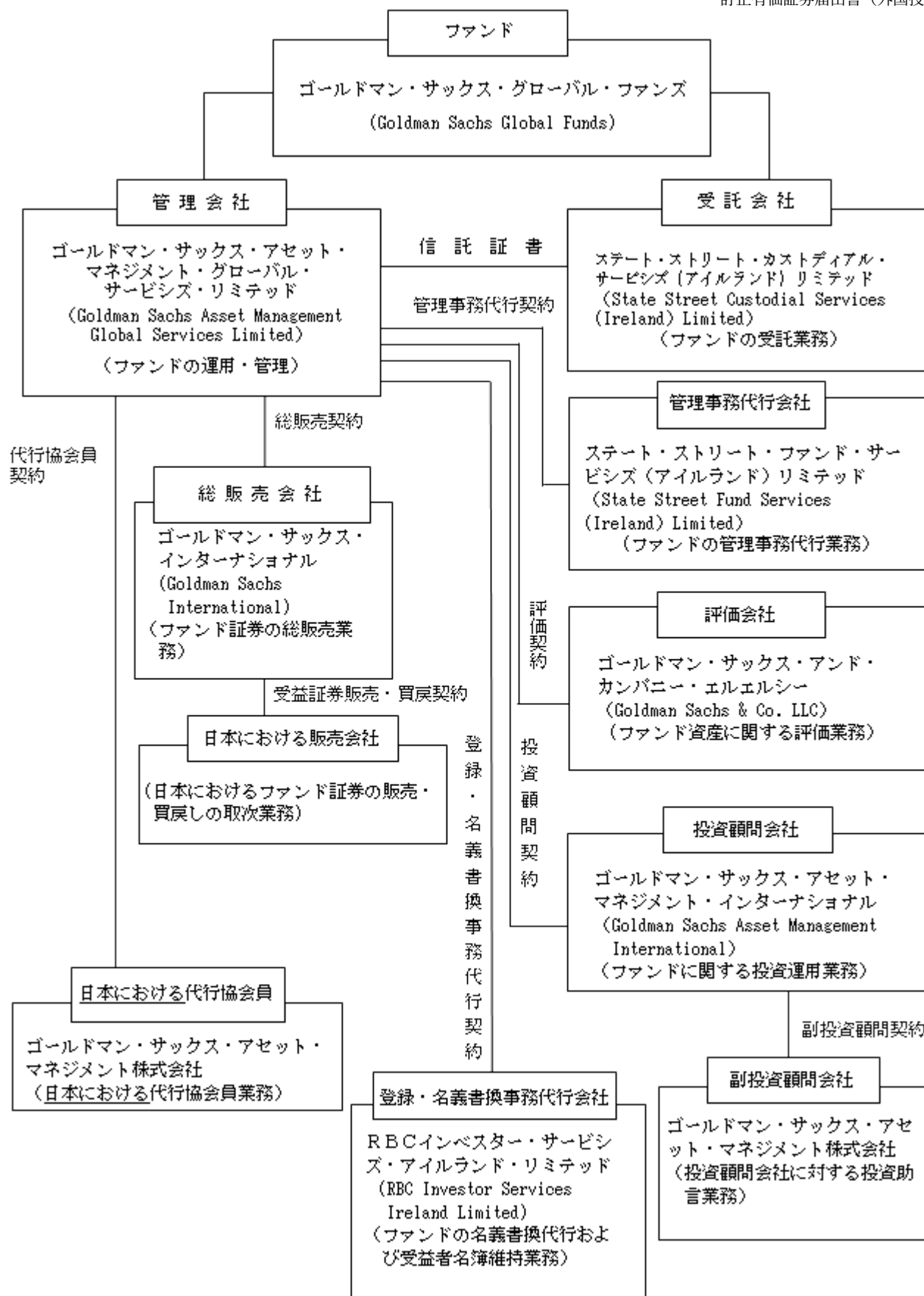
2019年2月28日 ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ改訂・再録済信託証書効力発生予
定

2019年2月28日 管理会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サー
ビス・リミテッド）の退任・任命証書効力発生予定

（3）ファンドの仕組み

<訂正前>

① ファンドの仕組み



(中略)

② 管理会社とファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約及び委託内容
------------	-----	----------

(中略)

日本における代行協会員	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	2007年12月19日付で管理会社との間で締結された代行協会員契約（2014年5月29日付で改訂・再録済、2015年6月10日付で修正済および2015年8月31日付で更改済）に基づく、日本における代行協会員業務。
-------------	-----------------------------	--

(中略)

③ 管理会社の概要

管理会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド				
1. 設立準拠法	管理会社は、英国金融行為監督機構により、2000年金融サービス・市場法（随時改正済）に基づき管理会社としての業務を行うことを承認されている。			
2. 事業の目的	管理会社は、他のUCITSの指定された管理会社としての業務、また、本ファンドに類似するまたはそうではない投資プログラムを有する他のファンドのオルタナティブ投資運用者（オルタナティブ投資運用者指令2011/61/EUに定義される）としての業務を行う。			
3. 資本金の額	発行済資本金は2,500万米ドル（約27億6,350万円）である。（2018年6月末日現在） （注）米ドルの円貨換算は、2018年6月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=110.54円）による。			
4. 沿革	2013年12月13日に設立され、存続期間は無期限である。			
5. 大株主の状況	名称	住所	所有株式数	比率
	ゴールドマン・サックス・グループ・UK・リミテッド (Goldman Sachs Group UK Limited)	英国、ロンドン市、EC 4A 2BB フリート・ストリート 133、 ピーターバラ・コート	株 25,000,000	% 100

(変更効力発生日前日まで)

(中略)

② 管理会社とファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約及び委託内容
------------	-----	----------

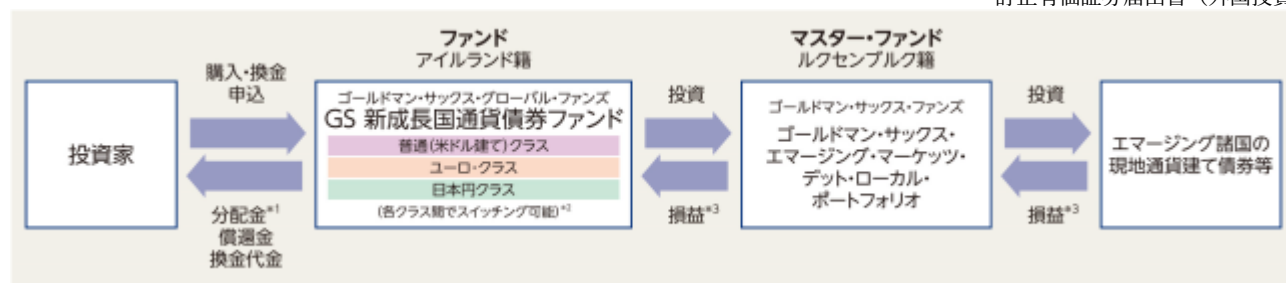
(中略)

代行協会員	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	2007年12月19日付で管理会社との間で締結された代行協会員契約（2014年5月29日付で改訂・再録済、2015年6月10日付で修正済および2015年8月31日付で更改済）に基づく、代行協会員業務。
-------	-----------------------------	--

(中略)

③ 管理会社の概要

管理会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービスズ・リミテッド				
1. 設立準拠法	管理会社は、英国金融行為監督機構により、2000年金融サービス・市場法（随時改正済）に基づき管理会社としての業務を行うことを承認されている。			
2. 事業の目的	管理会社は、他のUCITSの指定された管理会社としての業務、また、本ファンドに類似するまたはそうではない投資プログラムを有する他のファンドのオルタナティブ投資運用者（オルタナティブ投資運用者指令2011/61/EUに定義される）としての業務を行う。			
3. 資本金の額	発行済資本金は2,500万米ドル（約27億6,350万円）である。（2018年6月末日現在） （注）米ドルの円貨換算は、2018年6月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=110.54円）による。			
4. 沿革	2013年12月13日に設立され、存続期間は無期限である。			
5. 大株主の状況	名称	住所	所有株式数	比率
	ゴールドマン・サックス・グループ・UK・リミテッド (Goldman Sachs Group UK Limited)	英国、ロンドン市、EC 4A 2BB フリート・ストリート 133、 ピーターバラ・コート	株 25,000,000	% 100



※1 普通（米ドル建て）クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券および日本円クラス受益証券について分配を行う予定はない。

※2 販売会社によってはスイッチングの取り扱いを行わない場合がある。また、管理会社は、日本における販売会社と協議の上、スイッチングの取扱いを停止する場合がある。

※3 損益はすべて投資家である受益者に帰属する。

※マスター・ファンドで組入れる現地通貨建て債券等について、原則として、サブ・ファンドの各クラス受益証券の通貨に対する為替ヘッジは行わない。したがって、サブ・ファンドへの投資は、各クラス受益証券の通貨（米ドル、ユーロまたは日本円）と各現地通貨との為替変動の影響を受ける。

② 管理会社とファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約及び委託内容
管理会社 総販売会社	ゴールドマン・サックス・ア セット・マネジメント・ファン ド・サービスズ・リミテッド (Goldman Sachs Asset Management Fund Services Limited)	2001年10月24日付で管理会社および退任受託会社の間で締結された信託証書（2003年8月31日付受託会社の退任・任命証書、2007年5月22日付（2007年5月31日効力発生）管理会社の退任・任命証書、2014年5月29日付改訂・再録済信託証書、2015年8月14日付（2015年8月31日効力発生）管理会社の退任・任命証書、2015年8月14日付（2015年8月31日効力発生）改訂・再録済信託証書、2016年9月16日付（2016年9月30日効力発生）改訂・再録済信託証書、（2019年2月28日効力発生予定）管理会社の退任・任命証書および（2019年2月28日効力発生予定）改訂・再録信託証書により補足済。）に基づく、ファンドの資産の運用・管理業務。 ファンド証券の発行・買戻し業務。
受託会社	ステート・ストリート・カスト ディアル・サービスズ（アイル ランド）リミテッド (State Street Custodial Services (Ireland) Limited)	2001年10月24日付で管理会社および退任受託会社の間で締結された信託証書（2003年8月31日付受託会社の退任・任命証書、2007年5月22日付（2007年5月31日効力発生）管理会社の退任・任命証書、2014年5月29日付改訂・再録済信託証書、2015年8月14日付（2015年8月31日効力発生）管理会社の退任・任命証書、2015年8月14日付（2015年8月31日効力発生）改訂・再録済信託証書、2016年9月16日付（2016年9月30日効力発生）改訂・再録済信託証書、（2019年2月28日効力発生予定）管理会社の退任・任命証書および（2019年2月28日効力発生予定）改訂・再録信託証書により補足済。）に基づく、ファンドの受託業務。
管理事務代行会社	ステート・ストリート・ファン ド・サービスズ（アイルラン ド）リミテッド (State Street Fund Services (Ireland) Limited)	管理会社との間で締結された管理事務代行契約（2019年2月28日効力発生予定）に基づく、ファンドの管理事務代行業務。
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・ア セット・マネジメント・イン ターナショナル (Goldman Sachs Asset Management International)	管理会社との間で締結された投資顧問契約（2019年2月28日効力発生予定）に基づく、ファンドに関する投資運用業務。

ファンド運営上の役割	会社名	契約及び委託内容
登録・名義書換事務代行会社	RBCインベスター・サービス・アイルランド・リミテッド (RBC Investor Services Ireland Limited)	管理会社との間で締結された登録・名義書換事務代行契約（2019年2月28日効力発生予定）に基づく、ファンドの名義書換代行および受益者名簿記帳業務。
評価会社	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシー (Goldman Sachs & Co. LLC)	2014年7月18日付で管理会社との間で締結された評価契約に基づく評価業務。
代行協会員	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	管理会社との間で締結された代行協会員契約（2019年2月28日効力発生予定）に基づく、代行協会員業務。

（注1）信託証書とは管理会社と受託会社の間で結ばれたファンドの運営に関する契約書で、管理会社、受託会社、その他の者を拘束する。

（注2）管理事務代行契約とは、管理会社と管理事務代行会社の間で締結された、管理事務代行会社が管理事務代行業務を行う事を約する契約である。

（注3）投資顧問契約とは、管理会社と投資顧問会社の間で締結された、投資顧問会社がファンド資産の投資顧問に関する役務の提供を行うことを約する契約である。

（注4）登録・名義書換事務代行契約とは、登録・名義書換事務代行会社と管理会社の間で締結された、登録・名義書換事務代行会社がファンドに関する名義書換代行業務を行う事を約する契約である。

（注5）代行協会員契約とは、日本における代行協会員がファンド証券1口当たり純資産価格の公表およびファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の販売会社に対する交付等、代行協会員業務を提供する事を約する契約である。

（注6）評価契約とは、評価会社と管理会社の間で締結された、評価会社がファンド資産に関する評価業務を行う事を約する契約である。

③ 管理会社の概要

管理会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス・リミテッド				
1. 設立準拠法	管理会社は、アイルランド中央銀行により、UCITS規則に基づき管理会社としての業務を行うことを承認されている。			
2. 事業の目的	管理会社は、他のUCITSの指定された管理会社としての業務、また、本ファンドに類似するまたはそうではない投資プログラムを有する他のファンドのオルタナティブ投資運用者（オルタナティブ投資運用者指令2011/61/EUに定義される）としての業務を行う。			
3. 資本金の額	授權資本金1,000億ユーロ（約12兆8,430億円）のうち、発行済資本金は2ユーロ（約257円）であり、全額払込済みである。授權株式総数は1,000億株であり、2株が発行済みである。（2018年10月末日現在） （注）ユーロの円貨換算は、2018年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝128.43円）による。			
4. 沿革	2018年3月20日に設立された。			
5. 大株主の状況	名称	住所	所有株式数	比率
	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エルエルシー (Goldman Sachs Asset Management International Holdings L.L.C.)	アメリカ合衆国、 19801、デラウェア州、オレンジ・ストリート1209、コーポレーション・トラスト・センター	株 2	% 100

2 投資方針

(3) 運用体制

<訂正前>

管理会社の取締役は、2018年3月末日現在、スティーブン・デービス氏、グレン・ソープ氏、バーバラ・ヒーリー氏、マイケル・ホームズ氏およびシーラ・パテル氏の5名である。

管理会社の会社秘書役はダニエル・ジャクソン氏である。

管理会社は、信託証書に従い、ファンドの管理運営に関する一般的な事項について責任を負っている。管理会社はまた、計算書類の作成、受益証券の販売・買戻の執行、分配および受益証券1口当たり純資産価格の算定について責任を負っている。

(後略)

<訂正後>

管理会社は、信託証書に従い、ファンドの管理運営に関する一般的な事項について責任を負っている。管理会社はまた、計算書類の作成、受益証券の販売・買戻の執行、分配および受益証券1口当たり純資産価格の算定について責任を負っている。

(後略)

(4) 分配方針

<訂正前>

(前略)

G S新成長国通貨債券ファンドに関する分配は、管理会社が、決定する時期および金額で行われる。G S新成長国通貨債券ファンドは、普通（米ドル建て・毎月分配型）クラス受益証券を保有する受益者に対して、普通（米ドル建て・毎月分配型）クラスに帰属する純収益、および／または実現および未実現損失を控除した実現利益から、毎月15日（当該日が取引日でない場合は、翌取引日）（それぞれを「分配日」という。）に、当該期間についての分配を行うことができる。さらに、管理会社は、単独の裁量で、あらかじめ受益者に通知したその他の日に分配を宣言することができる。ただし、かかる場合においては常に、受益者に対して、当該分配が宣言される日より前に通知される。かかる分配宣言を行うかどうかの決定に際し、管理会社は、普通（米ドル建て・毎月分配型）クラス受益証券の当該時の純資産価格を含むが、これに限定されず、管理会社が適切であるとみなす要因について考慮する。

2017年12月5日を効力発生として、G S新成長国通貨債券ファンドの普通（米ドル建て）クラス証券、ユーロ・クラス証券および日本円クラス証券について分配金が宣言される予定はない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

G S新成長国通貨債券ファンドに関する分配は、管理会社が、決定する時期および金額で行われる。G S新成長国通貨債券ファンドは、普通（米ドル建て・毎月分配型）クラス受益証券を保有する受益者に対して、普通（米ドル建て・毎月分配型）クラスに帰属する純収益、および／または実現および未実現損失を控除した実現利益から、毎月15日（当該日が取引日でない場合は、翌取引日）（それぞれを「分配日」という。）に、当該期間についての分配を行うことができる。さらに、管理会社は、単独の裁量で、あらかじめ受益者に通知したその他の日に分配を宣言することができる。ただし、かかる場合においては常に、受益者に対して、当該分配が宣言される日より前に通知される。かかる分配宣言を行うかどうかの決定に際し、管理会社は、普通（米ドル建て・毎月分配型）クラス受益証券の当該時の純資産価格を含むが、これに限定されず、管理会社が適切であるとみなす要因について考慮する。

G S新成長国通貨債券ファンドの普通（米ドル建て）クラス証券、ユーロ・クラス証券および日本円クラス証券について分配金が宣言される予定はない。

（後略）

[次へ](#)

3 投資リスク

(1) リスク要因

<訂正前>

(前略)

ファンドのリスクの留意事項

投資者が考慮すべきリスクには、(i) ファンドに特有のものであり、投資者が投資するファンドのすべてのサブ・ファンドに適用されるリスク、および(ii) サブ・ファンドに特有のものであり、投資者が投資を希望するサブ・ファンドの受益証券に特有なもので、当該サブ・ファンドおよびマスター・ポートフォリオに関して採用される投資目的、方針および戦略に関し、また投資対象から発生するリスクが含まれる。各投資予定者は、ファンドおよびサブ・ファンドの受益証券に投資する前に、こうしたリスクについて慎重に考察するべきである。

(中略)

マスター・ファンドに関する利益相反については、上記を参照のこと。

<訂正後>

(前略)

(変更効力発生日前日まで)

ファンドのリスクの留意事項

投資者が考慮すべきリスクには、(i) ファンドに特有のものであり、投資者が投資するファンドのすべてのサブ・ファンドに適用されるリスク、および(ii) サブ・ファンドに特有のものであり、投資者が投資を希望するサブ・ファンドの受益証券に特有なもので、当該サブ・ファンドおよびマスター・ポートフォリオに関して採用される投資目的、方針および戦略に関し、また投資対象から発生するリスクが含まれる。各投資予定者は、ファンドおよびサブ・ファンドの受益証券に投資する前に、こうしたリスクについて慎重に考察するべきである。

(中略)

マスター・ファンドに関する利益相反については、上記を参照のこと。

(変更効力発生日以降)

ファンドのリスクの留意事項

投資者が考慮すべきリスクには、(i) ファンドに特有のものであり、投資者が投資するファンドのすべてのサブ・ファンドに適用されるリスク、および(ii) サブ・ファンドに特有のものであり、投資者が投資を希望するサブ・ファンドの受益証券に特有なもので、当該サブ・ファンドおよびマスター・ポートフォリオに関して採用される投資目的、方針および戦略に関し、また投資対象から発生するリスクが含まれる。各投資予定者は、ファンドおよびサブ・ファンドの受益証券に投資する前に、こうしたリスクについて慎重に考察するべきである。

投資対象の価額およびこれらから生じる収益は、上昇することも下落することもあり、投資家は、ファンドまたはサブ・ファンドに投資した元本を回収できないことがある。

課税：投資予定者は、ファンドへの投資に関連する税金リスクに注意しなければならない。（下記

「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」参照）

非基準通貨建てクラス証券への投資：サブ・ファンドは、その資産を、当該クラスの基準通貨以外の通貨で表示されているマスター・ポートフォリオに投資する。ヘッジされていない範囲において、かかるクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、マスター・ポートフォリオの価格変動とともに、当該クラスの基準通貨の為替レートによっても変動する。

通貨リスク：受益証券は基準通貨以外の通貨建てである場合がある。その場合、1口当たり純資産価格は、当該評価日における当該為替レートを用いて計算される。したがって、当該受益証券の純資産価額は、為替レートの変動により有利または不利になることがあり、必然的に外国為替リスクの影響を受ける。

支払代理人リスク：E E A加盟国における現地の条例により、支払代理人を任命し、当該代理人が口座を維持することが求められ、当該支払代理人を通じて申込金および買戻金が投資家に支払われることがある。仲介人に対して申込金を支払うおよび／または仲介人を通じて買戻金を受領することを選択する、あるいは現地の条例に基づきそのように義務付けられている投資家は、(a) ファンドの口座へ送金する前の申込金および(b) 当該仲介人が当該投資家に支払うべき買戻金について、当該仲介人に対して信用リスクを負う。

回収金口座の運営：受益証券の発行に先立ってサブ・ファンドに関して受領した申込金はサブ・ファンド名義の回収金口座において保管され、関連するサブ・ファンドの資産となる。投資家はかかる受益証券が発行されるまで申込金に関して当該サブ・ファンドの無担保債権者であり、またかかる受益証券が発行される時点まで、当該サブ・ファンドの純資産価格の値上がりまたはその他受益者の権利（配当を受ける権利）の恩恵を受けない。サブ・ファンドが支払不能に陥った場合、サブ・ファンドまたはファンドが無担保債権者に対して全額支払うために十分な資金を有しているという保証はない。

サブ・ファンドが買戻金および配当を支払うことは、管理事務代行会社が申込書類の原本を受領すること、またマネーロンダリング防止手続を遵守することを条件とする。これにかかわらず、買戻しを行う受益者は、買い戻される受益証券に関して、関連する買戻日以降受益者でなくなる。買戻しを行う受益者および分配を受領する権利を有する受益者は、買戻日または分配日（場合に依る。）以降、買戻額または分配額に関して、サブ・ファンドの無担保債権者であり、またサブ・ファンドの純資産価格の値上がりまたはその他受益者の権利（追加の配当を受ける権利）の恩恵を受けない。かかる期間中にサブ・ファンドが支払不能に陥った場合、サブ・ファンドが無担保債権者に対して全額支払うために十分な資金を有しているという保証はない。したがって、買戻しを行う受益者および分配を受領する権利を有する受益者は、残りの書類および情報を速やかに提供することを保証すべきである。その不履行については、受益者自らリスクを負担する。

ファンド、マスター・ファンド、管理会社および投資顧問会社の再編の可能性：ゴールドマン・サックスは、(i) ゴールドマン・サックス、ファンド、マスター・ファンドまたは、管理会社または投資顧問会社もしくはそれらの関係会社が運営するその他のファンドおよび口座に対する銀行監督当局の規制（BHC Aおよびボルカー・ルールを含むがこれらに限定されない。）の影響または適用性を軽減または除外するために、または(ii) UCITS通達を遵守するため（UCITS通達の変更の結果か否かを問わない。）、または(iii) 一もしくは複数のEU加盟国または管理会社が決定する他の法域において確実な方法その他によりファンドまたはマスター・ファンドの販売を許可するため、受益者への通知を行うことなく独自の裁量で、将来において、管理会社および投資顧問会社を再編する（または管理会社またはマスター・ファンドの管理会社にファンド、マスター・ファンドまたは運営構造の再編（適宜）を提案する）ことがある。ゴールドマン・サックスは、管理会社または投資顧問会社の移動または本拠地移動によりこの結果の遂行を目指し、管理会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス・リミテッド、投資顧問会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルまたは英文目論見書のディレクトリーに記載の事業体を他の組織に変更し、投資顧問会社の所有権を譲渡し、ファンド／マスター・ファンドの投資資産の運用を行う他の投資アドバイザー（関係会社を含む。）を任命するか、ゴールドマン・サックスのファンド／マスター・ファンドへの投資金（もしあれば）を減額するか、自己の裁量で決定するその他の方法により上記の両方を行う。かかるいずれかの譲受人または代替投資アドバイザーまたはマネジャーは、ゴールドマン・サックスとは関連がないことがある。かかる変更に関連して、管理会社および／または投資顧問会社は、その裁量において、その報酬の全部もしくは一部を受領する権利を譲渡するか、管理会社および／または投資アドバイザーの報酬の全部もしくは一部を受領する目的で、他の組織をファンドに認め、ファンドに管理会社および／または投資顧問会社の報酬の全部もしくは一部をいずれかの管理会社および／または投資アドバイザーに支払わせることがある。

マスター・ファンドのリスクの留意事項

マスター・ポートフォリオは、当該マスター・ファンドのポートフォリオにより保有される種類の投資対象に主に投資することに関連するリスクを受け入れることのできる長期の投資向けに意図されている。マスター・ポートフォリオの投資目的が達成されるとの保証はない。マスター・ポートフォリオの投資プログラムが成功するという保証または表明は一切行われず、マスター・ポートフォリオの投資成果は、時間の経過とともに大幅に変動することがある。元本の全部または一部を喪失する可能性があり、投資予定者は、かかる喪失の影響に容易に耐えられない限り、投資証券の申込みを行うべきではない。

マスター・ポートフォリオの投資証券への投資は完全な投資プログラムとなるものではない。投資家は、あるマスター・ポートフォリオへの投資を他の種類の投資によって補完することを望む可能性もある。投資家は、投資証券の価格が上昇することがあれば、下落することもある点に留意すべきである。投資家は、当初投資額を回収できない場合があり、収益（もしあれば）は変動する可能性がある。ファンドの投資対象の価格は、経済および政治情勢、金利および為替レートならびに発行体に固有の事象など、様々な要因の影響を受けることがある。

リスクによってはマスター・ファンドの特定のポートフォリオに高い関連性を有するものがあるが、投資家は、マスター・ポートフォリオに関連する可能性がある限り、本書に記載されるすべてのリスクを確実に理解すべきである。

ある時点においてマスター・ポートフォリオの投資証券の売却価格と買戻価格との間に差がある場合、当該投資対象は中・長期の投資向けと考えるべきであることを意味する。

下記はマスター・ポートフォリオへの投資に伴う特定のリスクについて詳述するものであり、投資家にはそれらリスクについて自身の専門アドバイザーと相談することが推奨される。以下の記述は、マスター・ポートフォリオへの投資に伴うあらゆるリスクについて網羅したものではない。

1. 投資リスク

1.1 投資および取引リスク

マスター・ポートフォリオへの投資は、投資の全額を失うリスクを含め、高いリスクを伴う。マスター・ポートフォリオは、重大なリスク特性を有する戦略および投資手法を用いる金融デリバティブ商品、証券、通貨およびその他の金融商品に投資し、積極的に取引を行うことがある。かかる重大なリスク特性は、株式、債券、為替およびその他の金融市場の変動から生じるリスク、金融デリバティブ商品の潜在的な非流動性から生じるリスク、取引相手方の債務不履行による損失リスク、借入れ（投資目的および買戻請求に応じる目的を含む。）リスク、ならびに異なる国の市場への投資に付随するリスクを含むが、これらに限定されない。これらのリスクは、レバレッジの利用により増大する可能性がある。

マスター・ポートフォリオの投資プログラムは、オプション取引、レバレッジ、金融デリバティブ商品、先渡契約および先物契約、証拠金取引、空売り、レポ取引およびリバース・レポ取引、ならびにヘッジまたはその他の戦略を伴うその他の取引などの投資手法を直接または間接的に用いることがある。これらの投資手法の実務は、大きなボラティリティを伴うものであり、マスター・ポートフォリオが被りうる悪影響を大幅に増大させる可能性がある。マスター・ポートフォリオが行うすべての投資は、元本を喪失するリスクを伴う。マスター・ポートフォリオがそのすべての資金を投入するにふさわしい投資機会を特定できるとの保証はない。マスター・ポートフォリオが投資しようとする市場のボラティリティの低下および価格決定の非効率性、ならびにその他の市場要因により、マスター・ポートフォリオの投資戦略が獲得できる機会の数および範囲が狭められることがある。

1.2 迅速取引

投資顧問会社による投資分析および判断は、しばしば、投資機会を活用するために迅速な実行が求められることがある。かかる場合、投資判断を行う時点で投資顧問会社が入手可能な情報が限られていることがある。よって、投資顧問会社が投資対象に悪影響を及ぼしうるあらゆる状況を把握しているとの保証はない。さらに、投資顧問会社は、投資予定対象の評価に関連

して独立したコンサルタントに依存することがあり、かかる独立したコンサルタントにより提供された情報の正確性もしくは完全性、または誤りもしくは脱漏が生じた場合にマスター・ポートフォリオが当該コンサルタントに対して有する遡及権についての保証はない。

1.3 決済リスク

市場によって清算および決済に関する手続も異なる。決済の遅れは、マスター・ポートフォリオの資産の一部が投資されず、当該資産上でいずれの利益も稼得されず、またはマスター・ポートフォリオが魅力的な投資機会を逸しうる一時的な期間をもたらしうる。決済上の問題により、証券を売却できない場合は、その後の当該証券の価格下落により当該マスター・ポートフォリオに損失が生ずる可能性があり、当該マスター・ポートフォリオが証券を売却する契約を締結していた場合は、購入者に対する損害賠償責任が生ずる可能性がある。一部の市場では、証券の引渡し前に支払が必要な場合があり、マスター・ポートフォリオは信用リスクを負うことになる。

マスター・ポートフォリオは、例えば、マスター・ポートフォリオとは異なる決済サイクルを持つ銀行ローン（「3.14 銀行ローンに係るリスク」を参照されたい。）や決済金の先払いまたは証拠金の預託を要するため事実上より短期の決済サイクルの市場（「1.8 新興市場」を参照されたい。）または投資先に投資することがある。その結果、マスター・ポートフォリオは、当該市場および投資における取引で借入れ費用を負担することがある。

1.4 市場リスク

マスター・ポートフォリオは、全世界的な金融市場および経済状況の悪化により悪影響を受ける可能性があり、そのいくつかは、本書に記載のリスクを増大させ、その他の悪影響を及ぼすことがある。政府は、随時、特定の市場に直接および規制により介入する。かかる介入は、しばしば、価格に直接影響することを意図しており、さらに、その他の要因と併せて、当該市場の一部または全部を急速に同一の方向へ誘導する可能性がある。

市況の悪化および経済市場に関する不確実性は、概して、実際のまたは潜在的な投資対象の市場価格の下落または投資対象の流動性の低下をもたらす可能性がある。かかる下落または非流動性は、マスター・ポートフォリオに損失を被らせ、マスター・ポートフォリオの投資機会を減少させることにつながったり、マスター・ポートフォリオがその投資目的を達成するのに成功することを妨げたり、またはマスター・ポートフォリオがかかる市況の悪化が広まっているなかで損失を出して投資対象を処分しなければならなくなるようにさせたりする可能性がある。

かかる市場崩壊が生じた場合、上記の影響（投資対象の市場価格の下落および流動性の低下を含む。）は、マスター・ポートフォリオが同時に投資を行っている市場の一部または全部に影響を及ぼす可能性があり、マスター・ポートフォリオおよびその投資に重大な悪影響が及ぶおそれがある。さらに、かかる市場崩壊がさらに進んだ場合、更なる規制要件の変更またはその他の政府介入を招く可能性もある。かかる規制は、「緊急」時に実施されることがあり、その場合、マスター・ポートフォリオが特定の投資戦略を実施したり、または未決済のポジションに係るリスクを管理したりすることが突如としてできなくなる可能性がある。

1.5 発行体リスク

マスター・ポートフォリオが取得した有価証券の発行体は、高い経営リスクおよび財務リスクを有することがある。かかる発行体は、発展の初期段階であり、証明された経営実績がなく、赤字経営であるかまたは経営実績に大きな変動があり、多大な陳腐化リスクを持つ製品に関する急速に変化する業種に従事しているか、その経営を支援し、財務を拡大し、もしくは競合可能なポジションを維持するために膨大な追加資金が必要であるか、またはその他の理由で財務状況が脆弱であることがある。

また、これらの発行体はレバレッジを利用することがあるが、かかる借入れによる受取金は、配当として株主に支払われ、運用資産もしくは金融資産に投資されないか、またはその他当該会社により留保される場合がある。その結果、これらの発行体が事業および経済状況の変動ならびに事業機会に対応する柔軟性が制限される場合がある。レバレッジを効かせた発行体の収益および純資産は、借入金を活用していない場合に比べて増減が激しくなる傾向があり、資本構成にレバレッジがかけられている発行体は、不利な経済的要因へのエクスポージャーが増大することとなる。発行体はその負債の元本および利息の支払を履行するのに十分なキャッシュ・フローを生み出すことができない場合、マスター・ポートフォリオの投資の価値は、大幅に下落するか、またはゼロになる可能性がある。

さらに、かかる会社は、より大きな資金源を有し、より大規模な展開、製造、マーケティングおよびその他の能力を有し、適格な経営力および技術力を持つ人材を多数有する会社との競争といった、激しい競争に直面することがある。

1.6 投資および戦略の集中

マスター・ポートフォリオは、ある時点において、相対的に限られた数の投資対象、セクターまたは地域のポジションを大量に保有する場合があり、よって、かかる集中に付随するリスクにさらされる。マスター・ポートフォリオは、単一の戦略、通貨、発行体、業界、市場、または価値が下落している特定の種類の投資対象のポジションを相対的に大量に保有する場合、多額の損失を被る可能性がある。また、これらの投資対象が、市場の悪化がないにもかかわらず清算することができない、またはその他の理由により市場の状況もしくは環境の変化による悪影響を受ける場合には、さらに損失が膨らむ可能性がある。かかるリスクは、投資目的がより一般的な場合においても、特定のセクターに投資を行うすべてのファンドに影響を及ぼしうる。

1.7 地政上のリスク

様々な国の発行体の証券への投資には、特定のリスクがある。かかるリスクには、政治的および経済的発展、為替コントロールの実施、没収、ならびにその他政府による制限を含む。様々な国の発行体の有価証券への投資は、一つの国の発行体の有価証券にのみ投資することからは得られない利益をもたらすうが、一般的に一つの国の発行体の有価証券への投資には伴わない特定の重大なリスクも伴う。

発行体は、通常、世界中のそれぞれの国の、様々な会計、監査および財務報告基準、慣習ならびに要件に従っている。取引量、価格の変動および有価証券の流動性は、それぞれの国の市場ごとに異なる。さらに、証券取引所、証券会社ならびに上場および非上場企業の政府の監督および規制のレベルは世界中で異なる。

1.8 新興市場

一定の新興市場で取引される有価証券は、とりわけ金融仲介業の経験不足、脆弱な保管フレームワーク、近代技術の不足、取引が一時的または永久に停止する可能性、社会的、政治的および経済的な不安定さ全般による、追加リスクにさらされている。このような不安定性は、権威主義的な政府や憲法外の手段による政府の変更もしくは変更の試みを含む政治・経済意思決定過程への軍の関与、政治的、経済的または社会的状況の改善要求に関連する民衆の動揺、国内暴動、近隣国との敵対関係、および民族的、宗教的および人種的不満または対立などから生ずる可能性がある。このような国々の一部は、過去に私有財産権を認識せず、時として私企業の資産を国有化または収用することがあるかもしれない。この結果、このような国々への投資のリスク（資産の国有化または収用のリスクを含む。）は高い水準にある可能性がある。

さらに、予期しない政治的または社会的動向が、マスター・ポートフォリオのこのような国々における投資対象の価額、およびマスター・ポートフォリオにとってのこのような国々における新たな投資対象の利用可能性に影響を及ぼしうる。

マスター・ファンドの投資対象の価格に影響を与える可能性のある追加要因は、金利、インフレ、輸出入の伸び、商品価格、海外への利払能力、対国内総生産の対外債務の規模、国際通貨基金または世界銀行からの支援レベルである。結果として、国有化または収用の可能性を含む、前述した有価証券に対する投資に関連するリスクが高まる可能性がある。

このような国々の一部諸国における証券市場の規模の小ささと経験の浅さ、および限定された証券取引高のため、マスター・ポートフォリオの投資対象は、より確立された市場における投資対象に比べ、流動性を欠き、変動性の高いものになる可能性があり、また、マスター・ポートフォリオがこのような国々で投資を行う前には、特別の保管契約またはその他の取決めを確立することが必要になりうる。このような国々の一部諸国に位置する発行体に関しては、利用可能な財務情報または会計情報がほとんど存在しないことがあり、それゆえかかる発行体への投資の価値または見込みを評価することは困難でありうる。さらに、国によっては、国益に重要と判断される発行体または産業への投資機会が制限または禁止されている場合があり、マスター・ポートフォリオが購入することのできる証券の市場価格、流動性および権利に影響を及ぼすことがある。

また、決済システムは、他の市場に比べ非効率で信頼性を欠くことがあり、このため、マスター・ポートフォリオは、ポートフォリオ取引を実行することを妨げられる可能性があり、また信用リスクの増大を伴ったより限定的な範囲の取引相手を介してマスター・ポートフォリオの投資が決済されることをもたらしうる。その上、マスター・ポートフォリオで新興市場に投資しているファンドの買戻代金の支払が遅れることがある。一部諸国ではまた、取引の証拠金または決済金の全額が決済日前に預託されるべき証拠金制度または先払い制度を運営していることがあり、こうした制度が、信用リスクおよび運営リスクならびにマスター・ポートフォリオの潜在的借入れ費用を生じる可能性がある。

長年、相当なインフレを経験しており、極端な高インフレを経験した時期をもつ新興国もある。インフレとインフレ率の急速な変動とそれに伴う通貨価値の切り下げ、通貨間の為替レートの変動、および通貨変換に伴う費用が、特定の新興市場国の経済および証券市場に悪影響を与えてきており、さらに与え続ける可能性がある。

ある国の発行体のソブリン債は、質の点では、投資適格に満たない有価証券と同等の格付けであるとみなされることがある。特定のソブリン債務は、当該証券の取引市場が制限されている可能性があるため、マスター・ポートフォリオがそれらを売却することは難しい場合がある。

多くの国が、程度の差はあるものの、株式に対する外国投資を規制している。外国投資家による投資収益、資本および売却手取金の本国送金は、国によっては、政府への登録および／または政府の承認が必要となる場合がある。マスター・ポートフォリオによる投資後に新たなまたは追加の本国送金規制が課されることがある。マスター・ポートフォリオが特定の国の証券に投資した後にかかる規制が課された場合、マスター・ポートフォリオは、特に、関係当局に対する当該規制の免除の申請、または下落リスクの相殺を意図した当該国の他の市場での取引の実行を含む対応を行うことがある。かかる規制は、当該ファンドの流動性ニーズならびに許容範囲にあるその他すべてのプラスおよびマイナス要因に関して考慮される。さらに、一部の魅力的な株式は、外国株主が現行法に基づき認められた最大額を保有しているため、マスター・ポートフォリオが入手できない場合がある。

政府による民間セクターへの関与は、マスター・ポートフォリオが投資する国の間で程度が異なる。かかる関与には、場合によっては、特定のセクターの会社の国有化、賃金・物価統制または貿易障壁の賦課およびその他の保護貿易政策が含まれる場合がある。特定の国に関して、将来における何らかの経済または政治危機により、マスター・ポートフォリオによる投資に損失が生じるおそれのある物価統制、会社の強制合併、公用収用、または政府独占企業の設立が発生しないとの保証はない。

さらに、特定の市場では、当該国の条例により適格外国機関または投資家に対しても、投資に関する認可の制限、投資の割当ての制限などを課する可能性がある。潜在的投資家は、マス

ター・ファンドがかかる適格機関に認められた割当てから利益を上げる保証がなく、利益を上げたとしても、マスター・ファンドが常に割当てを受けるとは言えない点に留意する必要がある。投資割当量の撤回または更新ができないことによりマスター・ファンドに重大な不利益な影響を与える可能性がある。かかる投資割当額を通じて投資することの結果として、マスター・ファンドないし外国投資家全体による特定の会社の自己資本所有可能額に制限があることにもなる。そのため、マスター・ファンドと無関係の外国投資家の行為が、マスター・ファンドのポジションに影響を及ぼしうる。投資割当額の利用の場合、資金の移動が政府の指定したサービス・プロバイダーおよび口座を通じて行われることが要求されることが度々ある。かかるプロバイダーを強制的に利用することにより、一般的な市場において選択された場合に利用できる程度に有利な条件をファンドに提供することができない場合がある。

1.9 ロシアへの投資

ロシアへの投資については、現在、証券の所有および保管に関する特定のリスクが高まっている。ロシアの証券の所有は、会社またはその登録事務代行会社（受託会社またはマスター・ファンドの保管銀行の代理機関でもなくまた受託会社またはマスター・ファンドの保管銀行に対し責任も有しない。）の帳簿記入によって証明されている。ロシアの会社の所有を表章する証明書は、マスター・ファンドの保管銀行もしくは現地取引代行機関、または効力ある中央預託機構によって保有されていない。このようなシステムならびに国家規制の効力および執行に関する不確定性の結果、ファンドは、詐欺、過失その他によりロシアの証券の登録および所有を失う可能性がある。さらに、ロシアの証券は、当該資産が保管されている間の盗難、破壊または債務不履行による損失を補填するための十分な保険付保を行っていない可能性のあるロシアの機関が、市場慣行に従い保有しているため、当該証券に伴う高い保管リスクを有している。

前記「投資制限」の(i)項(a)ないし(d)に記載されるもの以外のマスター・ポートフォリオによる譲渡性のある証券および短期金融市場商品への投資は、マスター・ポートフォリオの純資産の10%を超えない。本制限の目的上、ロシアの譲渡性のある証券および短期金融市場商品は、モスクワ証券取引所において上場しているかまたは取引されている譲渡性のある証券および短期金融市場商品を除き、通常、この10%の制限に従う。

1.10 中国への投資

マスター・ポートフォリオは、中国に投資することがある（中国証券取引所の中国A株（中国で設立された企業の人民元建て株式であって、関連する本取引所（以下に定義される。）にて上場され、かつ、取引されている株式をいう。）および／または直接的なアクセス体制（以下「C I B Mダイレクト・アクセス」という。）および／または以下に定義されるボンド・コネクトを通じて中国銀行間債券市場（以下「C I B M」という。）で取引されている債券（以下「C I B M債券」という。）への投資を含む。）。C I B Mダイレクト・アクセスとは、2016年2月の中国人民銀行（以下「P B O C」という。）による公表のとおり、割当額の制限を設けることなく、広範な適格外国機関投資家集団に対しC I B Mを開放することをいう。ボンド・コネクトは、中国と海外投資家が関連するそれぞれの金融インフラ制度間のコネクションを通じてそれぞれの債券市場において様々な種類の債務証券を取引することを可能にする香港および中国間の取り決めを指す。

マスター・ポートフォリオが投資を行う中国の証券には、本取引所およびC I B Mで地方政府融資ブーケル（以下「L G F V」という。）が発行した負債証券である都市投資債券が含まれることがある。このL G F Vとは、公共福祉投資プロジェクトまたはインフラ整備プロジェクトの資金調達のために地方政府および／またはその関係機関が設立する独立した法主体をいう。

中国A株への投資は、ストック・コネクト（香港および海外の投資家（以下「ストック・コネクト対象投資家」という。）が、上海証券取引所（以下「S S E」という。）に上場されて

いる特定の証券の取引を行うことができ（上海・香港ストック・コネクト制度または「上海・香港コネクト」という。）、また深圳証券取引所（以下「SZSE」という。）に上場されている特定の証券の取引を行うことができ（深圳・香港ストック・コネクト制度または「深圳・香港コネクト」という。）（以下、SSEおよびSZSEを総称して「本取引所」といい、SSEおよびSZSEのそれぞれまたはいずれか一方を「各本取引所」という。）、さらに中国の適格国内投資家が、SSE/SZSEと香港証券取引所（以下「SEHK」という。）の間で運営が開始されているプラットフォームを通じて、SEHKに上場されている特定の証券の取引を行うことができる相互市場アクセス・プログラム（以下「ストック・コネクト」という。）を通じて直接的に行うことができる。ストック・コネクトへの投資は、ストック・コネクトで利用可能な証券（以下「ストック・コネクト対象証券」という。）への直接投資を行うことにより、またはかかるストック・コネクト対象証券と連動する金融商品およびその他の市場アクセス商品に投資することにより行うことができる。

英文目論見書の日付現在、ストック・コネクトは、とりわけSSE/SZSE、SEHK、香港中央結算有限公司（以下「HKSCC」という。）および中国証券登記結算有限公司（以下「チャイナ・クリア」という。）により、香港と中国の間で整備されている。ストック・コネクトの下では、上海・香港コネクトおよび深圳・香港コネクトは、大要類似する規制枠組みおよび運営構造を有して、相互に独立して運営される。

ストック・コネクトは、ストック・コネクト対象投資家がSSEおよび／またはSZSEに上場されている適格な中国A株を購入し、間接的に保有することができる（以下「ノースバウンド取引」という。）「ノースバウンド・リンク」ならびに中国の投資家がSEHKに上場されている適格株式を購入し、間接的に保有することができる「サウスバウンド・リンク」を提供する。

中国A株にはまた、その他の中国の証券と同様に、「人民元適格外国機関投資家制度」（以下「RQFII制度」という。）を利用して直接投資を行うこともできる。「RQFII」とは、かかる制度に基づき中国国内の証券に投資を行う許可を得た外国機関投資家をいう。英文目論見書の日付現在、投資顧問会社は、中国証券監督管理委員会（以下「CSRC」という。）により承認されたRQFIIの地位を取得しており、RQFIIとしての投資割当額として、中国国家外貨管理局（以下「SAFE」という。）により6億9,400万人民元を割り当てられている（随時更新、修正または更改がなされ、また追加割当額を含む（以下「GSAMI割当額」という。）。）。マスター・ポートフォリオによる中国への投資は、RQFIIの制度の下で行われる場合、主としてGSAMI割当額を通じて行われ、保有される。

マスター・ポートフォリオはまた、金融デリバティブ商品、中国A株に投資する容認ファンド（下記第6.1項に定義される。）、または関連する中国A株もしくは中国A株のポートフォリオの経済的便益を合成的に複製することを目的とした中国A株もしくは中国A株のポートフォリオに連動する証券（利益分配債、ワラント、オプション、利益分配証書など）であるアクセス商品（以下「アクセス商品」という。）を通じて間接的に中国の証券（中国A株を含む。）に対するエクスポージャーを取ることもある。

投資者は、以下はストック・コネクト、ボンド・コネクト、GSAMI割当額および／またはCI BMダイレクト・アクセスを通じた中国の証券市場への関連する投資に付随するリスクをすべて網羅した説明ではなく、かかる投資に伴う主要なリスク要因を簡潔に要約することを目的としたものにすぎないことを理解すべきである。

1.11 中国に関連するリスク

中国の政府、政治、経済に関する考慮事項および関連する考慮事項

過去10年以上にわたり、中国政府は、中国の経済体制および政治体制の改革を行っている。こういった改革は継続する可能性があるが、改革の多くは、前例のないものまたは試験的なものであることがあり、改善または変更がなされる場合がある。政治的、経済的および社会的な要因もまた、改革の施策にさらなる再調整が加えられることにつながる可能性がある。マス

ター・ファンドの運営および財務業績は、中国の国家計画の調整、政治状況、経済状況、社会状況、中国政府の政策変更（法律および規制（またはそれらの解釈）の変更、インフレを制御するために導入される施策、課税率または課税方法の変更、通貨変換に関する追加制限の実施および追加の輸入制限の実施など）による悪影響を受けるおそれがある。さらに、中国の経済活動には輸出主導の部分があるため、中国の主な貿易相手国の経済動向による影響を受ける。

中国の経済は、近年著しい成長を遂げているが、かかる成長は、地理的にも様々な経済セクター間においても、ばらつきが見られている。中国政府は、インフレを制御するため、また経済に過熱感が出ないようにすることを目的として景気拡大を規制するため、随時様々な施策を実施している。

中央集権的な社会主義経済からより市場志向型の経済への転換はまた、幾ばくかの経済的および社会的な混乱および歪みを引き起こしている。さらに、かかる転換を実現し、維持するために必要な経済的および政治的な取組みが継続するとの保証はなく、またはかかる取組みが継続し、維持された場合であっても、かかる取組みが成功するとの保証はない。

これまで、中国政府は、国有化、収用、没収も同然の課税水準および通貨封鎖を実施してきた。これが再び行われないとの保証はなく、再び行われた場合にはマスター・ファンドの利益に悪影響が及ぶおそれがある。

法制度および投資規制の整備

ストック・コネクト、ボンド・コネクト、RQFII制度またはCIBMダイレクト・アクセスを通じた中国への投資は、一連の法律、規制および規則（随時行われるこれらの改正を含む。）（以下「投資規制」という。）に準拠する。

中国の法制度は、過去の判決が参考として援用されるものの、拘束力を有する先例集を構成するものではない成文法に基づく。1979年以降、中国政府は、包括的な商法の制度の整備を行っており、経済に関する事項（法人組織、コーポレート・ガバナンス、外国投資、商取引、課税および貿易など）を扱う法律および規制の公布においてかなりの進展が見られている。こういった法律、規制および法的要件（該当する場合、投資規制を含む。）は比較的新しいものであるため、それらの解釈および執行には、著しい不確実性が伴う。また、事業組織、破産および支払不能について規定した中国法が証券保有者に提供する保護は、先進国の法律が提供する保護よりも実質的に弱い。

特に、中国の証券市場および証券業界の規制枠組みは、整備の初期段階にある。マスター・ポートフォリオがストック・コネクト、ボンド・コネクト、GSAMI割当額および／またはCIBMダイレクト・アクセスを通じて中国に投資する際に服する、投資、本国送金および通貨変換について規制した投資規制は、比較的新しいものである。したがって、投資規制の適用および解釈については概して未知数であり、投資規制がどのように適用されるかに関して不確実性がある。また、投資規制により、関連する中国の規制当局には広範な裁量権が付与されるが、この裁量権が現在または将来においてどのように行使されるかに関しては、わずかな先例しかないか、または不確実性がある。投資規制は、将来、変更される可能性がある。かかる投資規制の改正はマスター・ファンドに損害をもたらすものではないことが望まれるが、現実には損害がもたらされないとの保証はない。

企業による情報開示、会計および規制に関する基準

中国の開示および規制に関する基準は、多くの点で、多くのOECD加盟国における基準ほど厳しいものとはなっていない。OECD加盟国に拠点を置く企業が定期的に公表する情報またはかかる企業に関する情報に比べて中国の企業に関する公的に入手可能な情報は少ないことがあり、入手可能な情報も、OECD加盟国の企業が公表する情報またはOECD加盟国の企業に関する情報に比べて信頼性が低い場合がある。中国の企業は、OECD加盟国において設立され、または上場されている企業に適用される会計上の基準および要件とかなりの点で異なる会計上の基準および要件に従う。そのため、ある重要な情報に係る開示および透明性の水準

が低いことにより、マスター・ファンドが行う投資の価値が影響を受ける可能性があり、マスター・ファンドまたはそのサービス提供者を、マスター・ファンドの投資の価値に関する誤った結論に至らせる可能性がある。これは、脆弱な規制環境と相まった場合、コーポレート・ガバナンス基準の低下およびマスター・ファンドが投資する企業の少数株主権の保護の弱体化につながるおそれがある。

全般的な経済状況および市況

マスター・ポートフォリオによる中国への投資のパフォーマンスは、中国における全般的な経済状況および市況（金利、信用枠の利用可能性および条件、インフレ率、経済の不確実性、法律の変更ならびに国内の政治的状況および国際政治の状況など）による影響を受ける可能性がある。こういった要因は、価格の大きな変動および不安定性をもたらすことがあり、マスター・ポートフォリオのパフォーマンスを損なうおそれがある。不利な経済状況および市況が生じ、継続し、または悪化した場合、マスター・ポートフォリオによる中国への投資の市場価値が下落することにつながる可能性がある。

中国の証券市場は、取引の決済上および記録上の困難ならびに関連する規制の解釈および適用の不確実性をもたらす可能性のある発展および変化の時期を経つつある。また、中国の証券市場の規制および中国の証券市場における執行活動は、OECD加盟国の市場の規制およびOECD加盟国の市場における執行活動とは同等ではない場合がある。一部のOECD加盟国の市場におけるものと同等とされる、中国の証券市場ならびに投資者、ブローカーおよびその他の参加者の活動に係る規制およびモニタリングは存在しない場合がある。また、本取引所は、通常、関連する本取引所で取引されている証券の取引を停止し、または制限する権利を有する。中国政府または関連する中国の規制当局はまた、中国の金融市場に悪影響を及ぼす可能性がある政策を実施することがある。かかる停止、制限または政策により、マスター・ポートフォリオによる投資のパフォーマンスは悪影響を受ける可能性がある。

集中リスク

マスター・ファンドの投資管理会社は、マスター・ポートフォリオは分散されたポートフォリオを保有すると考えているが、中国および中国市場の状況により、マスター・ファンドの投資管理会社が十分な魅力を有する投資機会を見出すことができないときには、マスター・ポートフォリオが比較的限られる投資対象の大きな絶対的リスク・ポジションおよび相対的リスク・ポジションを保有する可能性があり、かかる投資ポジションの価値が下落した場合には多額の損失が生じるおそれがある。

外国為替リスク

中国への投資の目的上、マスター・ポートフォリオは、主に人民元建て証券に投資する。マスター・ポートフォリオが人民元以外の通貨建ての投資証券クラスを発行した場合、マスター・ポートフォリオは、通貨を人民元に換算する必要性から人民元建ての商品に投資した場合において通貨リスクにさらされる。マスター・ポートフォリオは、また、通貨換算手数料も負担する。マスター・ポートフォリオが人民元建て資産を購入した時点と人民元建て資産を買い戻した／売却した時点における当該人民元建て資産の価格が同一であっても、マスター・ポートフォリオは、人民元の価値が低下した場合において買戻／売却手取金を現地通貨に換算した際に生じる損失を負担する。

税務

現行の中国の税法、規制および慣行に基づき、マスター・ファンドおよびその投資管理会社は、ストック・コネクト、ボンド・コネクト、GSAMI割当額および／またはCIBMダイレクト・アクセスを通じて保有される資産に関して、直接的または間接的に中国の税金の対象となる場合がある。マスター・ファンドは、その投資管理会社に対して、投資管理会社が負担

し、ストック・コネク、ボン、コネク、GSAMI割当額および／またはCIBMダイレクト・アクセスを通じて保有されるマスター・ファンドの資産に帰属するあらゆる種類の中国の税金および関税につき払い戻す責任を負う。中国の税法および規制は絶えず変化しており、遡及効果のある変更が行われる可能性がある。税務当局による税法および規制の解釈および適用可能性は、より発展した国と比べて一貫性および透明性がないことがあり、地域ごとに異なる場合がある。さらに、マスター・ファンドの投資管理会社により支払われ、ストック・コネク、ボン、コネク、GSAMI割当額および／またはCIBMダイレクト・アクセスを通じて保有される資産に帰属する範囲においてマスター・ファンドにより払い戻される中国の税金および関税は、いつでも変更される可能性がある。

投資規制に基づく税務上の取扱いが明確でない。従って、投資規制が保管会社/決済機関/当該規制に定めるその他の代理人に税金を源泉徴収することを要求する場合、または当該保管会社/決済機関/その他の代理人が当該源泉徴収が要求されると確信する合理的な根拠を有する場合、保管会社/決済機関/その他の代理人は、規則により要求される料率または保管会社が投資規制が料率について明確ではないと判断する場合、保管会社/決済機関/その他の代理人が適切であると合理的に判断する料率で当該源泉徴収を行う。税金は、遡及的に源泉徴収することができる。マスター・ファンドの中国における潜在的な租税債務または払戻しに係る義務を取り巻く不確実性を考慮すると、いずれかの取引日における純資産価額は、かかる債務を正確に反映していない可能性がある。これは、新たに投資主となった者が、その他の場合に支払ったと考えられる／支払うべきであった価格よりも高い価格でその投資証券につき支払いを行ったことを意味する可能性がある。かかる純資産価額で投資証券が買い戻された場合、残りの株主は、純資産価額につき発生していなかった債務負担の義務を負う。マスター・ファンドは、買戻しを行った投資主から債務を比例按分により回収する合理的な努力を行うが、投資者は、マスター・ファンドにかかる努力が不首尾に終わる可能性があること、また、マスター・ポートフォリオへの投資において不平等な租税債務の配分が潜在的なリスクとしてあることに留意すべきである。さらに、投資者は、中国における租税債務の過小発生または超過発生は、かかる過小発生または超過発生が起こった期間中におけるマスター・ポートフォリオのパフォーマンスに影響を及ぼす可能性があり、純資産価額に対するその後の調整に従うことに留意すべきである。

特に、ストック・コネクを通じた中国A株の取引に関して、また、財税[2014]81号に基づく、上海証券市場および香港証券市場間における証券市場への相互アクセスのためのパイロットプログラムの税務方針に関する2014年10月31日付通達、財税[2016]127号に基づく、深圳証券市場および香港証券市場間における証券市場への相互アクセスのためのパイロットプログラムの税務方針に関する2016年11月5日付通達その他の関連する適用ある中国の税務規則に従い、

- ・ストック・コネク対象投資家（法人投資家および個人投資家を含む。）が、SSE/SZSE上場中国A株の移転から得た利益につき、一時的に企業所得税（以下「CIT」という。）および増値税（以下「VAT」という。）が免除されるものとする。
- ・ストック・コネク対象投資家は、中国A株の配当および特別配当に対し、標準的な税率である10%の税金の支払いを義務付けられ、かかる税金は、源泉徴収され、それぞれの上場会社により、関連する中国税務当局に支払われる（HKSCCが投資者の身元および保有期間等の詳細をチャイナ・クリアに提供可能となる前においては、保有期間に基づき差別化された課税率に関する方針は、一時的に実施されない。）。また、当該投資家は、関連する中国税務当局の承認を得ることを条件として、関連する租税条約に基づき低い税率が適用された場合、税金の還付を受ける権利を有する。
- ・ストック・コネク対象投資家は、現行の中国課税規則に従い、中国A株の売買ならびに承継および贈与による中国A株の移転から生じる印紙税の支払いを義務付けられる。

2007年3月16日付中国企業所得税法（以下「企業所得税法」という。）に従う、GSAMI割当額および／またはCIBMダイレクト・アクセスを通じた中国A株の取引に関して、中国の課税対象居住者ではない企業が認識する中国国内を源泉とする配当、利息、賃料、ロイヤリ

ティ、キャピタル・ゲインその他の収益は、通常、税率20%の中国源泉徴収税の対象となる。
2007年12月6日付企業所得税法実施条例により、中国の課税対象居住者ではない企業が認識する中国国内を源泉とする収益に対して企業所得税法により課される源泉徴収税率が20%から10%に低減された。かかる一般的な規則にかかわらず、また、財税[2014]79号に基づく、中国領域内におけるQFLPおよびRQFIIが取得した株式その他株式投資資産の移転から生じた収益に対するCITの一時的免除に関連する諸問題に関する通達に対する2016年6月30日付通達に従い、RQFIIは、2014年11月17日から、中国における中国A株の取引から生じる利益に関してCITを免除される。

さらに、特定の債券（すなわち、企業所得税法実施条例および財税[2016]30号に基づく、鉄道債から生じた受取利息に対する所得税方針に関する通達に対する2016年3月10日付通達に従い、それぞれ100%のCIT免除および50%のCIT免除を受けることができる国債、地方債および鉄道債）から生じた受取利息を除き、非居住機関投資家がボンド・コネク、GSAMI割当額および／またはCIBMダイレクト・アクセスを通じて取引されるその他の債券から得る受取利息は、中国国内を源泉とする収益であり、税率10%の中国源泉所得税および税率6%の付加価値税の対象である。非居住機関投資家（中国内に居所、設立地、または恒久的設立地を持たない。）がCIBMダイレクト・アクセス、ボンド・コネクまたはQFII/RQFIIライセンスを通じた債券の取引から得るキャピタル・ゲインは、厳密には現在のCIT法令に基づく中国国外を源泉とする利益であり、従って、中国CITの課税対象ではない。中国税務当局は、現在かかる非課税措置を実際に実施しているが、現在の税務CIT規則においてかかる非課税措置に関して明確性を欠いている。

財税[2016]70号に基づく、金融機関の銀行間取引に対するVAT方針に関する通達補遺に対する2016年6月30日付の別の通達（以下「通達70」という。）に従い、RQFIIは、VATが営業税の代わりに徴収されるパイロットプログラム（以下「VATパイロットプログラム」という。）が実施されている間、中国における中国A株および債券の取引から生じる利益に関してVATを免除される。通達70は、PBOCにより承認された外国の機関がCIBMダイレクト・アクセスの地域為替市場への投資から得るキャピタル・ゲインもまた、VATパイロットプログラムにおいてVATを免除される旨についても明白にする。

上記のストック・コネク、ボンド・コネク、RQFIIおよび／またはCIBMダイレクト・アクセスに関する一時的免税または非課税の取扱いが引き続き適用され、廃止され、遡及的に再賦課されない、または当該プログラムに特に関連する中国における新たな税制および慣行が将来、公布されないという保証はない。このような不確実性は、マスター・ファンドの投資主の利益または不利益になる可能性があり、マスター・ファンドの純資産価額の増減をもたらす可能性がある。例えば、中国の税務当局がストック・コネク、ボンド・コネク、RQFIIまたはCIBMダイレクト・アクセスを通じてマスター・ファンドによって実現されたキャピタル・ゲインに遡及的に課税する限り、マスター・ファンドの純資産価額は悪影響を受けるが、以前に買戻しを行った投資主に支払われた金額は調整されない。その結果、このような変更によるいかなる損害も、既存の投資主が被ることになる。

1.12 CIBMへの投資に関連するリスク

規制上のリスク

マスター・ファンドによるボンド・コネクまたはCIBMダイレクト・アクセスを通じたCIBM債券への投資は、規制上のリスクにさらされる。ボンド・コネクまたはCIBMダイレクト・アクセスを通じた投資に対する関連する規則および規制は、変更される可能性があり、かかる変更は、潜在的な遡及効果を有する場合がある。関連する中国当局が、ボンド・コネクまたはCIBMダイレクト・アクセスを通じて開設されたか、または、当該ダイレクト・アクセスを通じて取引される口座の取引停止を行った場合、CIBM債券への投資を行うマスター・ファンドの能力は制限され、マスター・ファンドは、他の代替的な取引手段の喪失後、これに起因して多大な損失を被ることがある。

さらに、投資規制に基づく割当制限は存在しないものの、PBOCに対してマスター・ファンドの投資に関する関連情報が提出される必要があり、提出した情報に重大な変更が生じた場合は、最新の情報を提出することが要求される。PBOCが、提出の目的上かかる情報に関して意見を述べるか、または、かかる情報に関して変更を行うよう要求するか否かは予想することはできない。要求された場合、マスター・ファンドは、PBOCの指示に従い、これに応じて関連する変更を行う必要がある。かかる変更は、商業上の観点から、マスター・ファンドおよび投資主の最善の利益となることはできない。

新規プログラムの不確実性

投資主は、ボンド・コネクトとCIBMダイレクト・アクセスの両方が中国の新取引プログラムであることに注意すべきである。関連する投資規制の適用および解釈は、概して検証されておらず、投資規制の規定が実際にどのように適用され、解釈されるかについての確実性または指針が欠如している。また、投資規制は中国の関連規制当局（PBOCおよびSAFEを含むが、これらに限定されない。）にある程度の裁量権を与えており、当該裁量権が現在または将来のいずれかにおいて、どのように行使されるかについての前例または確実性は限定的である。さらに、マスター・ファンドがボンド・コネクトまたはCIBMダイレクト・アクセスを通じて投資することができる投資規制は、変化することがあり、投資規制がマスター・ファンドの利益を害するような方法で変更されないという保証はない。

さらに、ボンド・コネクトならびにその技法およびリスク管理能力の運用履歴は短い。ボンド・コネクト・プログラムのシステムおよびコントロールが、意図した通りに機能するか、またはそれが適切かどうかは保証されていない。

流動性およびボラティリティ

市場ボラティリティおよびCIBMの特定の債券の低取引量に起因する潜在的な流動性の欠如により、かかる市場で取引される特定の債券の価格が大きく変動する可能性がある。したがって、かかる市場へ投資するマスター・ポートフォリオは、流動性およびボラティリティリスクにさらされる。かかる債券の買呼値および売呼値のスプレッドは大きくなることもあり、従って、マスター・ポートフォリオは、多額の取引費用および換金費用を負担する可能性があり、かかる投資対象を処分する際に損失を被る可能性さえある。

ヘッジ取引

ヘッジ行為は、投資規制および一般的な市場慣行に従う。マスター・ファンドが投資顧問会社が満足する条件で、かつマスター・ファンドの最善の利益のためにヘッジ取引を行うことができるという保証はない。マスター・ファンドはまた、不利な市況でヘッジを手仕舞うことを要求されることがある。

1.13 CIBMへの投資に関するリスク

現地市場ルール

ボンド・コネクトの下では、CIBM債券の発行体と取引はいずれも、中国の市場ルールに従う。中国債券市場の法律、規制および方針、またはボンド・コネクトに関連する規則の変更は、関連するCIBM債券の価格および流動性に影響を及ぼす可能性がある。特に、CIBM債券の投資家に対する関連情報開示要件は、マスター・ファンドにも適用される。

ノミニー保有構造および所有権

マスター・ファンドが投資するCIBM債券は、香港金融管理局の香港証券保管決済機関（以下「CMU」という。）が中国証券登記結算有限責任公司（以下「CCDC」という。）および上海清算所（以下「SHCH」という。）にそれぞれノミニー口座を開設して、ノミ

ニーとして保有する。「ノミニー保有者」と「実質的所有者」という別個の概念は、投資規制の下で一般に認められているが、当該規則の適用は検証されておらず、例えば中国企業の清算手続きまたはその他の法的手続きにおいて、中国の裁判所が当該規則を承認する保証はない。

また、C I B M債券は、CMUにより認証されておらず、CMUにより口座保有者のために保有される。C I B M債券の物理的な預託および引き出しは、マスター・ファンドの投資規制に基づき利用できない。

為替リスク

マスター・ファンドのような外国投資家は、ボンド・コネクトを通じてC I B M債券に投資するため、オフショア市場（即ち、CNH）では自国の人民元を使用するか、オンショア市場では外国通貨を人民元に転換することができる。マスター・ファンドが外国通貨を使用しようとする場合、そのCMUメンバーは、オンショア市場における外国為替換算業務のためにマスター・ファンドに代わって香港の人民元決済銀行に委託するものとする。C I B M債券を外貨をオンショアの人民元に換算して購入する場合、関連するC I B M債券の売却により、中国から送金された売却代金は関連する外貨に再転換される。従って、通貨換算の必要性により、マスター・ファンドは為替リスクにさらされ、また為替換算コストが発生する可能性がある。

CMU／CCDC／SHCH デフォルトのリスク

CMU、CCDCまたはSHCHによるそれぞれの義務の履行の不履行または遅延は、C I B M債券および/またはこれらに関連する金銭の決済不履行または損失を招き、その結果、マスター・ファンドは損失を被る可能性がある。

1.14 C I B Mダイレクト・アクセスによる投資に関連するリスク

決済代理機関および手続き

C I B Mダイレクト・アクセスの下で、マスター・ファンドの投資管理会社により国内の取引および決済代理機関が選任され、かかる代理機関は、マスター・ファンドのために届出を行い、マスター・ファンドのために取引および決済代行業務を行う。マスター・ファンドがC I B Mダイレクト・アクセスを通じて取引を行う範囲において、マスター・ファンドは、決済手続きおよび取引相手方の不履行に付随するリスクにさらされる可能性もある。マスター・ファンドと取引を行う取引相手方は、関連証券の引渡しまたは価額の支払いによる取引決済義務を履行しない可能性がある。

関連する届出およびC I B Mダイレクト・アクセスを通じた投資のために開設される口座は、国内の決済代理機関により行われ、開設されなければならないため、マスター・ファンドは、国内の決済代理機関側の不履行または過失のリスクにもさらされる。

さらに、PBOCは、投資規制に基づき、国内の決済代理機関およびマスター・ファンドの取引活動に対して継続的な監視を行う。決済代理機関またはマスター・ファンドによるかかる規制の不遵守が生じた場合、PBOCは、マスター・ファンドおよび/またはその投資管理会社に対し、取引の停止および強制手仕舞い等の関連する行政上の措置を行う場合がある。マスター・ファンドおよびその投資主は、かかる停止または強制手仕舞いにより多大な損失を被ることがある。

送金および国外送金

投資規制により、外国の投資者は、C I B Mダイレクト・アクセスを通じた投資に関して、人民元または外国の通貨建ての投資金額を中国に送金することができる。マスター・ポートフォリオによる資金の中国国外への送金に関して、外国通貨に対する人民元の比率は、投資元本が中国に送金された時点における当初の通貨比率と概ね一致しなければならない、許容される逸脱は最大で10%とする。かかる要件は将来において変更される可能性があり、かかる変更

より、C I B Mダイレクト・アクセスを通じたマスター・ファンドの投資に悪影響が及ぶ可能性がある。

1.15 公開取引証券

マスター・ポートフォリオが公開取引されている確定利付証券および／または持分証券を取得した場合、マスター・ポートフォリオは、公開証券への投資に固有のリスクにさらされる。また、かかる状況において、マスター・ポートフォリオは、非公開で相対取引される債券に投資する際に本来得られる財務上の特約またはその他の契約上の権利を得ることができない場合がある。さらに、マスター・ポートフォリオは、潜在的投資対象の検討時または投資後において、非公開で相対取引される投資対象に比べて、公開証券への投資に関連する情報を同程度に入手できない場合がある。その上、マスター・ポートフォリオは、ゴールドマン・サックスまたは関係会社が公開証券の発行体に関する重要な非公開情報を有している場合、当該公開証券に投資し、および当該公開証券について保有している既存の投資対象を売却する能力が制限されることがある。かかる状況において証券を売却できない場合、マスター・ポートフォリオの投資成果に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

1.16 空売り

前記「投資制限」に従って、いかなる証券の空売りも行われず。ショート・ポジションは、証券化されたおよび証券化されていない金融派生商品を利用する場合に限り取得することができる。空売りにより、投資家は、証券の価格が下落した場合に利益を得ることができる。合成空売りは、原証券の価格が理論上は無制限に上昇する可能性がある点において、理論的には無制限の損失リスクをもたらす。ロング・ポジションをヘッジするか、またはマスター・ポートフォリオがロング・ポジションとショート・ポジションとの間の相対的価値に関する見解を表明できるようにするためのロング／ショート戦略において、マスター・ポートフォリオが証券を合成的に空売りすることがある。

かかる戦略の目的が達成されるとの保証、または特に、ロング・ポジションの価値の下落および合成ショート・ポジションの価値の上昇が発生しないとの保証はなく、マスター・ポートフォリオに取引のロングとショートの両方について損失をもたらさう。

証券規制当局は、臨時措置により、法人または自然人が金融派生商品の純ショート・ポジションを構成し、または増加させよう取引を行うことを禁止（以下「空売り禁止措置」という。）することがある。かかる措置は、当該市場の機能を嚴重に監視することを目的とする。空売り禁止措置は、代替的な方法によりマスター・ポートフォリオの投資目的を実行する方が経済的に効率的でないことが明らかになることがあるため、マスター・ポートフォリオのパフォーマンスに直接または間接的に影響を及ぼす場合がある。これらの規制および報告要件により、マスター・ポートフォリオは、その投資戦略（ロング／ショート戦略の一環としての、またはマスター・ポートフォリオの投資対象のヘッジに関連する投資戦略、およびマスター・ポートフォリオの投資目的を達成するための投資戦略を含むが、これらに限定されない。）の実行に成功することができない場合がある。また、空売りに関する報告要件により、マスター・ポートフォリオの競合者に対し、マスター・ポートフォリオの空売りポジションに関して情報の透明性を提供することとなり、マスター・ポートフォリオのリターンに悪影響が及ぶ可能性がある。

1.17 スプレッド取引の市場リスク

マスター・ポートフォリオがスプレッド取引を行う場合、マスター・ポートフォリオは、かかるスプレッドを構成するポジションの裏付け証券の価格が、当該スプレッド・ポジションが維持される期間中、同一方向または同程度に変動しないというリスクにさらされる。かかる状況において、マスター・ポートフォリオは、当該スプレッド取引の一方の証券または両方のポジションについて損失を被る可能性がある。

1.18 小規模資本金会社

相対的に小規模で知名度の低い会社の証券への投資は、より大規模で、より成熟し、より知名度の高い会社またはより分散されたエクイティ証券のポートフォリオへの投資よりも大きなリスクを伴い、ポートフォリオの資産価格のより大きな変動性を伴う。小規模資本および設立後間もない会社の有価証券は、当該会社の生産ライン、販売経路ならびに財務および経営資源に限りがあるという理由から、より高い投資リスクを伴う。さらに、たいていは、かかる会社に関する一般に入手可能な情報は、より大規模で確立された事業者より少ない。小規模資本金会社の有価証券は、店頭または地方の取引所で取引されることが多く、全国的な証券取引所の通常の取引量程度の取引がない。よって、マスター・ポートフォリオは、当該証券を売却しなければならないことがある。小規模資本金会社への投資は、前述の留意事項に加えて、取引量が少ないため、その他の種類の有価証券よりも、より評価が難しいことがある。さらに、こうした種類の投資は、取引コストも、より大規模な資本を有する会社よりも高いことが多い。

1.19 経営実績が少ない会社

経営実績が少ない会社への投資は、確立された経営実績を有する会社への投資に比べて、より投機的であり、より高いリスクを伴う。

1.20 過去のパフォーマンスに依拠しないこと

投資顧問会社およびマスター・ポートフォリオの過去の投資パフォーマンスは、投資顧問会社またはマスター・ポートフォリオの将来の成果を示すものと解釈してはならない。現在または過去において投資顧問会社、その関連会社およびゴールドマン・サックスにより設立された他の投資信託および運用されている他の勘定で、マスター・ポートフォリオの投資プログラムと異なるもしくは類似する投資プログラムを有しているもしくは有していた、またはより長い運用歴を有する可能性のあるものの成果も同じく、マスター・ポートフォリオが達成しうる成果を示すものではない。マスター・ポートフォリオは、異なる証券ポートフォリオに投資を行う。よって、マスター・ポートフォリオの成果は、その投資顧問会社および当該投資信託および勘定が過去に達成した成果とは異なる場合があり、かつ、かかる成果とは独立したものである。さらに、マスター・ポートフォリオおよびその運営方法は、投資目的およびリターンの目的ならびに投資配分戦略および（一定の場合において）投資手法が異なるなど、いくつかの点において、ゴールドマン・サックスの他の投資ビークルまたは勘定とは異なる場合がある。ゴールドマン・サックスにより設立されたまたは運用される他の投資信託に関するパフォーマンスまたは関連情報を希望する投資予定者は、投資顧問会社に連絡することができる。

1.21 取引所外取引

取引所外市場の中には非常に高い流動性を有するものもあるが、取引所外金融デリバティブ商品または譲渡不能金融デリバティブ商品の取引は、オープン・ポジションを手仕舞いする取引市場が存在しないため、取引所取引デリバティブへの投資に比べて大きなリスクを伴うことがある。既存のポジションの清算、取引所外取引から生じるポジションの価値の評価またはリスクに対するエクスポージャーの評価を行うことが不可能な場合がある。買呼値および売呼値が値付けされるとは限らず、かかる呼値が値付けされたとしても、それは該当する金融商品のディーラーにより設定されるものであるため、公正価値の設定が困難となる場合がある。

1.22 証拠金取引

購入価格の全額を直ちに支払う代わりに証拠金を預託する取引には、マスター・ポートフォリオが購入価格の代わりに一連の支払を行うよう要求するもの（偶発債務取引として知られる。）がある。

マスター・ポートフォリオが先物取引、差額決済取引またはオプションの売却を行う場合、マスター・ポートフォリオは、ポジションを設定または維持するためにブローカーに差し入れた証拠金の全額を失うことがある。市場がマスター・ポートフォリオに不利に変動した場合、マスター・ポートフォリオは、当該ポジションを維持するために、短い通知期間で多額の追加証拠金の支払を要求されることがある。マスター・ポートフォリオが定められた期限内にかかる支払を行わなかった場合、そのポジションは、損失を出して清算されることがあり、マスター・ポートフォリオは、その結果生じる損失について責任を負うこととなる。

取引が証拠金の預託を必要としない場合であっても、当該取引は、一定の状況において、契約締結時に支払われた金額に加えて更なる支払を行う義務を引き続き伴うことがある。公認または指定投資取引所の規則に基づく取引が行われない偶発債務取引により、マスター・ポートフォリオは、より大幅に大きなリスクにさらされることがある。

1.23 取引流動性

一定の取引条件の下では、ポジションの清算が困難または不可能な場合がある。これは、一例を挙げると、一回の売買立会において、関連する取引所の規則に基づき取引が停止または制限される程度まで価格が上昇または下落した場合の急速な価格変動時に発生することがある。損切り注文を行ったとしても、市況により当該注文を約定価格で執行することが不可能な場合があるため、必ずしも損失を意図する金額に抑えられるとは限らない。

1.24 決済機関による保護

多くの取引所では、ブローカー（またはかかるブローカーがマスター・ポートフォリオのために取引する相手方の第三者）による取引の履行は、当該取引所またはその決済機関により「保証」されている。しかしながら、かかる保証は、ほとんどの場合、当該ブローカーとの関係上、マスター・ポートフォリオを対象とする可能性は低く、当該ブローカーまたは他の当事者がマスター・ポートフォリオに対する義務を履行しなかった場合にはマスター・ポートフォリオが保護されないことがある。従来型のオプションについては、また通常、公認または指定投資取引所の規則に基づく取引が行われない取引所外商品についても、決済機関はない。店頭金融派生商品の決済要件に関する更なる情報については「5.3 派生商品に特有のリスク」の項を参照されたい。

1.25 容易に換金できない投資対象

マスター・ポートフォリオは、その資産の10%を上限として、前記「投資制限」の(i)項に定める投資制限に準拠していない譲渡性のある証券および短期金融市場商品に投資する権利を有する。2010年12月17日法第28条(1)(b)によりルクセンブルグ国内で施行されているUCITS指令第84条の遵守要件（同要件により、UCITSファンドはマスター・ファンドの投資主の請求に応じてマスター・ファンドの目論見書の条項に従いその投資証券を買い戻す義務を負う。）に従うとしても、マスター・ポートフォリオの一部の投資対象は、流動性の低い資産、または購入時には流動性があるが、前兆なしに突発的に起こりうる市況の変化に伴ってその後非流動的になりうる資産である可能性がある。

かかる流動性の低い証券および金融商品は、容易に処分できないことがあり、場合によっては、契約、法律または規制により、特定の期間における処分が禁止されることがある。マスター・ポートフォリオの投資対象の市場価格は、特に、実勢金利、全般的な経済情勢、金融市場の状況、特定の業界の動向または傾向、およびマスター・ポートフォリオの投資先証券の発行体の財務状況の変動とともに変動することがある。かかる投資対象について容易に利用可能な市場が存在しないことがあり、また、時に、当該投資対象に付随するリスクの評価および程度に関する信頼できる情報が入手困難な場合がある。流動性が限られ、価格変動がより大きくなっている期間中は、投資対象を（マスター・ポートフォリオを代理する）マスター・ファンドの投資運用会社が適切とみなす価格および時期において取得または処分するマスター・ポ

トフォリオの能力が損なわれる場合がある。その結果、市場価格が上昇している間、マスター・ポートフォリオは、希望するポジションを直ちに取得または処分することができない場合、価格の上昇という利益を十分に享受できない可能性がある。逆に、市場が下落している場合にマスター・ポートフォリオがポジションを全部かつ速やかに処分することができないときは、売却できないポジションの価格が下落するため、マスター・ポートフォリオの純資産価額が下落することとなる。

上記の状況により、マスター・ポートフォリオがポジションを速やかに清算することが妨げられる可能性があり、マスター・ポートフォリオは多額の損失を被りうる。マスター・ポートフォリオは、買戻請求を受けた場合、そのポートフォリオにおいて自らの資産を按分して換金する義務を負わないため、あるファンドへの投資家の買戻請求によりマスター・ポートフォリオが投資対象ポジションの清算を強いられた場合、以下の結果を招くことがある。

- － マスター・ポートフォリオがより流動性の高い証券の大部分を換金し、その結果マスター・ポートフォリオはそれ以前よりも相対的に流動性の低い持分への集中度が高まった保有状態となり、それによりマスター・ポートフォリオの投資構成が相対的に流動性の低い証券に偏向することがあり、他の投資主のリスクが高まる可能性がある。
- － マスター・ポートフォリオが不利な時期および／または不利な条件で流動性の低い資産を換金し、そのことが、かかる資産の換金価格および／またはマスター・ポートフォリオがその通常の決済サイクルで買戻請求を決済する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

特定の日の時点におけるマスター・ポートフォリオの純資産価額は、マスター・ポートフォリオの資産が当該日時点で清算された場合に決定されたであろう純資産価額を大幅に下回るまたは上回ることがある。一例を挙げると、マスター・ポートフォリオが、特定の日に、自らの資産のうち一部または全部もしくは大部分の資産の売却を求められた場合、マスター・ポートフォリオが当該資産の処分時に換金する実際の価格は、マスター・ポートフォリオの純資産価額に反映される当該資産の価値を大幅に下回る可能性がある。また、市況の変動が大きい場合、当該市場における特定の資産の流動性が低くなる可能性があり、その結果、清算価格が、当該純資産価額に反映される当該資産の価値を大幅に下回る可能性がある。

マスター・ポートフォリオは、容易に確定可能な市場価格を有しない資産に投資することがあり、またはマスター・ポートフォリオが保有する資産は、将来容易に確定可能な市場価格を有しないことがある。純資産価額は、かかる資産の評価額の影響（投資運用報酬および成功報酬の計算に関連するものを含むが、これに限定されない。）を受ける。容易に確定可能な市場価格を有しない資産の推定換金価格または推定公正価値を決定するにあたり、マスター・ファンド（またはその関連するもしくは独立した代理人）は、（資産の種類などの要素に応じて）一または複数の様々な評価法を用いる場合がある。資産は、ディーラーにより提供された相場、または第三者、投資顧問会社および／もしくは投資顧問会社の関連会社が開発した価格決定モデルを用いて評価される場合がある。かかる方法は、誤りが生じる可能性のある仮定および見積もりに基づいている場合がある。

容易に確定可能な市場価格を有しない資産の評価には不確実性が伴うことを考慮すると、純資産価額に反映される当該資産の価値は、マスター・ポートフォリオが当該資産を清算することのできる価格と大幅に異なる可能性がある。容易に確定可能な市場価格を有しない資産の価値は、後日、年度末監査の結果などにより、当該時点でマスター・ファンド（またはその代理人）に提供される評価情報に基づき調整される場合がある。

管理会社またはその他の当事者がマスター・ファンドの資産（容易に確定可能な市場価格を有しない資産を含む。）の評価に関与した場合、管理会社または当該その他の当事者は、当該資産の評価において、それらの価値が管理会社または当該その他の当事者に支払われる報酬に影響を及ぼしうるため、利益相反に直面する場合がある。

1.26 信用／債務不履行リスク

証券の発行体もしくは保証会社、または買戻条件付契約を締結した銀行その他の金融機関は、利息の支払いおよび元本の返済に関する債務不履行に陥る可能性がある。さらに、このリスクには、地方債を保証する海外信用状、信用保証状または保険証書に関する債務不履行リスクが含まれる。

マスター・ポートフォリオのポートフォリオ証券の信用度は、購入時においてマスター・ポートフォリオの信用度に関する条件を満たしていたとしても、その後低下する場合があります、しかもこの低下は急に起こることがある。場合によっては、マスター・ポートフォリオが保有する単一の証券またはマスター・ポートフォリオが保有する証券の保証人の格下げまたは債務不履行によりマスター・ポートフォリオの流動性が損なわれ、純資産価額の大幅な下落が生じる可能性がある。

2. 投資に関する法的問題

2.1 政府による投資制限

一部の国においては、政府による規則および制限により、ファンドが購入できる有価証券の金額および種類、または既に購入済みの有価証券の売却が制限される。マスター・ポートフォリオが一部国々の企業または政府の証券に投資する可能性は制限されたり、ある場合には禁止されることがある。よって、マスター・ポートフォリオの資産の大部分は、かかる制限が存在しない国々に投資される。このような制限は、ファンドが購入する証券の時価、流動性および権利にも影響を及ぼす可能性があり、マスター・ポートフォリオの費用を増大させる可能性がある。

さらに、投資の利益および元本の本国送金は、政府の一定の同意が必要となるなど制限の対象となることが多く、直接の制限が存在しない場合でも、本国送金の仕組み、または一部の国においては米ドル通貨もしくは非政府事業体が利用可能なその他の主要通貨の不足は、マスター・ポートフォリオの運営の一部の側面に影響を及ぼしうる。米ドル通貨またはその他の主要通貨の供給が十分でない国々では、マスター・ポートフォリオへの支払を米ドルまたは当該その他の通貨で行う必要のある発行体は、現地通貨を米ドル通貨または当該その他の通貨に交換することが困難であるか遅延する可能性があり、よって、マスター・ポートフォリオによる投資の利益および元本の本国送金が妨げられる場合がある。さらに、かかる困難は、当該国の政府事業体がかかる不足通貨を優先的に獲得する権利を付与された場合に悪化する可能性がある。その上、複数の国々の証券市場に投資するマスター・ポートフォリオの能力は、外国投資を規制する法律により、様々な程度に規制または管理されており、これらの規制は、一定の状況において、マスター・ポートフォリオによる直接投資を禁じている場合がある。加えて、特定の法域は、先頃、空売りについて規制および報告要件を課している（「1.14 空売り」を参照されたい。）。さらに、規制当局および取引所は、特定の市場に関する取引その他の活動を規制する権限を有しており、マスター・ポートフォリオ、および自らの投資戦略を追求し、投資目的を達成するマスター・ポートフォリオの能力に重大な悪影響を及ぼしうるその他の規制を課す場合がある。

2.2 投資保証の不存在

マスター・ポートフォリオへの投資は、銀行口座への預金の性質を有するものではなく、銀行預金口座または証券口座の保有者を保護するために提供される政府、政府機関その他の保証スキームにより保護されるものではなく、そもそも保証により保護されるものではない。

2.3 UCITS規制についての規制上の解釈

マスター・ファンドの各サブ・ファンドは、マスター・ファンドの目論見書に定める投資制限に服する。通常、かかる投資制限は、マスター・ファンド全体のレベルではなく、マス

ター・ファンドのサブ・ファンドレベルで適用される。しかしながら、一部の規制は、関連する規制当局（ESMAまたはCSSFなど）により、マスター・ファンドレベルで適用される旨解釈されてきた。これは、関連する規制を遵守しているか判断する目的において、マスター・ファンドの各サブ・ファンドの保有資産が合算されることを意味する。これにより、ある特定の規制の適用が、マスター・ファンドの特定のサブ・ファンドについて、マスター・ファンド全体ではなくマスター・ファンドのサブ・ファンドレベルで適用された場合よりも禁止的となる可能性がある。その結果、マスター・ポートフォリオは、本来であれば保有していたであろう資産を処分しなければならず、またはかかる資産の購入を控えなければならないことがあり、マスター・ポートフォリオの投資目的を達成する能力が妨げられる場合がある。

さらに、EU法規の適用および解釈（またはEU加盟国におけるかかる適用および解釈の実施）は、EU加盟国によって異なる場合がある。その結果、マスター・ファンドの特定のサブ・ファンドの投資戦略は、マスター・ファンドの当該サブ・ファンドが他のEU加盟国で設定された場合に当該戦略が実施されたであろう方法とは異なる方法で実施されることがある。

3. 債券への投資

3.1 確定利付債券

マスター・ファンドは、確定利付債券に投資することができる。当該有価証券への投資は、収益および元本の上昇の機会を提供し、一時的なディフェンシブ目的および流動性の確保を目的としても利用される。確定利付債券は、発行体が元本および／または利息を将来日付において支払う債務のことであり、有価証券の中でも、企業が発行した債券、ノートおよびディベンチャー、政府もしくはその政府機関が発行または保証する債務証券、地方債、およびモーゲージ・バックおよびアセット・バック証券を含む。かかる有価証券には、固定金利を支払うもの、または変動金利を支払うもの、およびゼロクーポン債を含む。確定利付債券は、発行体または保証会社の債務に関する元本および利息の支払が不能になるリスク（信用リスク）にさらされており、金利感応度、発行体の信用格付けの市場予想、および一般市場の流動性等の要因による価格変動（市場リスク）にさらされている。

マスター・ポートフォリオによる債務証券への投資は、早期償還条項、借換オプション、繰上償還オプションまたは類似の条項が付される場合があり、それぞれの場合において、発行体は、マスター・ポートフォリオにより保有される債券の元本を予定よりも早く払い戻さなければならない可能性がある。これは、金利が下落した場合、または発行体の業績により債務の借換えをより低コストで行うことが可能となった場合に起こりうる。投資の早期返済は、マスター・ファンドの投資目的および投下資本からの利益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

マスター・ポートフォリオは、私募証券であり特定の適格機関投資家（当該用語は1993年米国証券法において定義される。）にのみ再販売が可能な規則144A証券に投資することができる。かかる証券は、限られた数の投資家の間で取引されるため、一部の規則144A証券は、流動性の低下およびファンドがかかる証券を迅速にまたは厳しい市場環境の中で処分できないといったリスクを伴う可能性がある。

3.2 トランシェ証券

マスター・ポートフォリオは、投資顧問会社の単独裁量により、国または政府と関係のない会社またはその他の事業体の投資適格またはその他の格付けの債務証券に直接または間接的に投資する場合がある。かかる証券の一部は、担保資産の固定プールであるか、または「市場価格」ベースのもしくは管理されたプールであり、かかるプールは、一般に様々な信用格付けを有するトランシェに分けられており、低格付けトランシェは優先トランシェに劣後する。かかるプールの下位トランシェのリターンは、特に、担保プールのデフォルト率の影響を受けやすい。さらに、当該プールのより上位のトランシェにより買戻権（もしあれば）が行使され、お

よび特定のその他の事象が生じた場合、当該プールのかかる下位トランシェに対する利息または元本の支払に利用可能な資金が無くなり、繰り延べられ、または減額されることがある。

マスター・ポートフォリオが行うその他の投資と同様に、かかる債務証券について流動性のある市場が存在しない場合があり、その場合、マスター・ポートフォリオが当該債務証券を売却し、または当該債務証券の希望価格を取得する能力が制限されることがある。債務証券およびその他の確定利付債券の先物および先物オプションは、先物および金融デリバティブ商品全般に特に付随するリスクに加え、上記のすべてのリスクにさらされる。

3.3 債券への投資および金利および為替レートの変動リスク

債券へ投資しているマスター・ポートフォリオの投資証券の純資産価額は、中央銀行の金融政策、インフレーションレベルおよび一般的な経済状況の変化を含む様々な市場要因によって生じる金利および為替レートの変動に応じて変化しうる。金利の変動とは独立に為替レートの変動によって価額が影響される範囲を除き、金利が下落する場合、債券の価値は一般に上昇すると予想することができる。逆に金利が上昇する場合、債券の価値は一般に下落すると予想することができる。特定の通貨建ての債券への投資のパフォーマンスは、当該通貨の発行国の金利環境によっても左右される。マスター・ポートフォリオの純資産価額は、基準通貨で計算されるため、非基準通貨建ての投資対象のパフォーマンスは、当該通貨の対基準通貨価値および当該通貨の発行国の金利環境によっても左右される。非基準通貨投資対象に影響を及ぼしうる他の事象（政治環境や発行体の信用度の変化など）が存在しない場合、非基準通貨の価値上昇は、一般に、当該マスター・ポートフォリオの非基準通貨投資対象の基準通貨相当額を増加させると予想できる。金利の上昇または非基準通貨の対基準通貨価値の下落は、一般に、当該マスター・ポートフォリオの非基準通貨投資対象の価値を低下させると予想できる。

3.4 債務発行体に関する債務超過時の留意事項

異なる発行体の負債を構成する債務は、債権者保護のため当該債務の発行国で制定された様々な法律の対象となる。かかる債務超過時の留意事項および提供される保護のレベルは、各発行体の所在地または居住地となる国により異なり、当該発行体の主権の有無により異なる。

一般に、発行体は、当該時のその負債金額が公正価値で評価した資産全額を上回る場合、または現在の資産の公正な売却可能価値が、現存する負債につき、負債が確実であり満期になった時点で発生する債務を支払うために必要な金額を下回る場合、一定の時点で債務超過とみなされる。マスター・ファンドが投資した債務の負担発生後、発行体が「債務超過」であるかどうか判断するために、裁判所がどのような基準を適用するか、または、評価の方法に関わらず、裁判所が当該負担が発生した時に発行体が「債務超過」であると判断しないという保証はない。さらに、マスター・ポートフォリオが投資している債務発行体の債務超過時において、かかる債務について行われた支払は、債務超過前の一定期間（ゴールドマン・サックスの関連会社への投資に関連して1年間ほど）内に行われている場合、「偏頗行為」として否認の対象となることがある。これは、かかる支払が、「偏頗行為」とみなされた場合、弁済の対象となる可能性があることを意味する。通常、債務に関する支払が、詐欺的譲渡行為または偏頗行為であれ、無効とみなされた場合、かかる支払は、マスター・ポートフォリオから取り戻すことができる。

マスター・ポートフォリオが、詐欺的譲渡行為、偏頗行為または衡平法上の劣後に基づく十分な訴因の根拠を構成する行為を行うことは想定されていない。ただし、マスター・ポートフォリオがかかる債務を取得する貸付機関またはその他の当事者がかかる行為（または当該債務およびマスター・ポートフォリオが債務超過法に服することになるその他の行為）に従事していたか否か、また、かかる行為に従事していた場合は、かかる債権者の請求が裁判所においてマスター・ポートフォリオに対して主張できるか否かについての保証はない。

3.5 信用格付け

マスター・ファンドの投資運用会社はマスター・ポートフォリオのために、有価証券を評価するため信用格付けを使用することができるが、義務を負うものではない。格付機関により発行される信用格付は、格付対象証券の元利支払に関する安全性を評価するように意図されている。しかしながら、このような信用格付は、非投資適格格付証券の時価リスクを評価せず、したがって投資対象の真のリスクを十分に反映していない可能性がある。さらに、信用格付機関は、当該証券の時価に影響する経済の変化または発行体の状況の変化を反映するようにタイムリーに格付けを変更する場合も、変更しない場合もある。したがって、信用格付は、投資クオリティの仮指標として使用されるに過ぎない。非投資適格格付債務および同等の無格付債務への投資は、投資適格債務証券への投資の場合に比べ、投資顧問会社の信用分析に依存する度合いが大きい。通常、格付機関は、方針として、債券発行体企業に対しては、当該企業が本拠とする国に対して与えられる格付けよりも高い格付けは付与しない。したがって、エマージング市場の発行体企業の格付けは、通常、ソブリン債の格付けが上限となる。

3.6 非投資適格債券への投資に伴うリスク

非投資適格債券は、伝統的な投資基準からすると、多分に投機的であるとみなされている。これらの債券は極めて投機的であり、投資適格の水準に達する見込みがほとんどない場合がある。非投資適格債券および同等の信用度の無格付証券は、発行体が元利返済義務を履行できないリスクをより多く負う。このような証券は、高利回り（ハイ・イールド）債とも呼ばれ、個別の企業動向、金利への感応、ジャンク債市場一般に対する否定的な見方、および流通市場における流動性の相対的低さなどの要因により、より大きな価格変動にさらされる。

非投資適格債券は、会社更生もしくはリストラクチャリングに関連して、または合併、買収その他の事象の一環として発行されることが多い。非投資適格債券は、拡大を求める、経営基盤の確立度の低い企業によっても発行される。このような発行体は、借入金依存度が高い場合が多く、一般に、経営基盤の確立度が高く借入金依存度の低い企業に比べ、不利な動向または事業環境が生じた場合に予定通りに元利を返済する能力において劣る。

非投資適格債券の市場価格は、主に一般金利水準の変動に反応する投資適格債券の市場価格以上に、個々の企業動向を反映しやすい。そのため、非投資適格債券に投資を行うポートフォリオが投資目的を達成できるか否かは、投資適格債券に投資を行うポートフォリオに比べて、かかる証券の発行体の信用度に関する投資顧問会社の判断に左右される部分が大きくなる場合がある。非投資適格債券の発行体は、より一般的な資金調達手段を利用できないことがあり、かかる発行体が債務を返済する能力は、投資適格債券の発行体に比べて、景気後退、個別の企業動向または発行体が特定の事業予測を達成できないことによる悪影響を受けやすい可能性がある。

非投資適格債券は、通常、無担保であり、かかる証券の発行体のその他の債権者の権利に劣後することが多いため、債務不履行によるかかる非投資適格債券の保有者の損失を被るリスクは、その他の債券の保有者の場合よりも著しく大きくなる。元利金の不払いが続いた場合、不履行証券への投資は、更なる損失リスクをもたらす。かかる証券が満期まで保有された場合であっても、マスター・ポートフォリオが当初投資額を回収できるか否か、および見込まれる収益または値上がりは、不確定である。

非投資適格債券の流通市場では、比較的少数のマーケット・メーカーへの集中が生じており、ミューチュアル・ファンズ、保険会社および他の金融機関を含む機関投資家が支配的な存在となっている。このため、このような証券の流通市場は、より高格付の証券の流通市場ほど流動性がなく、より高格付の証券の流通市場よりも変動性が大きい。また、一般に高利回り債券の取引高は相対的に低く、このような証券の流通市場は、特定の発行体の状況の不利な変化とは独立に、不利な市場環境または経済環境の下で収縮しうる。このような要因は、市場価格およびマスター・ポートフォリオが特定の投資対象を売却する能力に悪影響を及ぼしうる。流通市場の流動性の低さは、マスター・ポートフォリオがそのポートフォリオ中の高利回り証券の正確な評価額を得ることも困難にする可能性がある。

信用格付は、非投資適格債券の市場価格リスクを評価するものではなく、したがって投資対象の真のリスクを完全に反映するものではない。上記「3.5 信用格付け」の項を参照のこと。マスター・ファンドの投資運用会社は、マスター・ポートフォリオを代理し、独自の信用リサーチおよび信用分析（既存債務、資本構成、債務の元利を支払い、配当を支払う能力、経済環境の発行体への影響度、発行体の営業歴および現在の利益動向の調査・研究を含む。）を行う。マスター・ファンドの投資運用会社はマスター・ポートフォリオを代理し、継続的に、マスター・ポートフォリオの投資ポートフォリオの投資対象を監視し、信用格付または信用度が変化した非投資適格債券および同等の無格付証券を売却すべきか保持しているべきか否を判断する。

マスター・ポートフォリオが非投資適格の投資対象に投資する場合、当該投資対象に関する信用問題およびマスター・ポートフォリオが再編活動に参加する可能性の結果として、マスター・ポートフォリオが訴訟に関与する可能性がある。訴訟は、費用およびマスター・ポートフォリオに対する反訴の可能性を伴い、最終的に、マスター・ポートフォリオに対し、マスター・ポートフォリオが保険に加入することができないとの判決が下される場合がある。

3.7 財政難に陥っている会社の有価証券およびその他の債権の購入

マスター・ポートフォリオは、破産手続き、倒産手続きまたはその他の会社更生手続きおよび清算手続きに関与している会社を含む、重大な財政難または経営難に陥っている会社（以下「破綻会社」という。）の有価証券およびその他の債権を直接または間接的に購入する場合がある。かかる購入は大きなリターンをもたらすことがあるが、多大なリスクを伴い、相当な期間リターンを示さないか、またはリターンそのものを示さない場合がある。破綻会社への投資の評価は非常に複雑であり、マスター・ポートフォリオが、会社更生または同様の措置が成功する可能性に影響を及ぼしうる様々な要因の性質および重要性を正確に評価できるとの保証はない。マスター・ポートフォリオが投資する破綻会社に関する会社更生手続きまたは清算手続きにおいて、マスター・ポートフォリオは、投資の全額を失うことがあり、または元の投資額を下回る価値の現金または有価証券の引受けを要求されることがある。また、ディストレスト投資（破綻会社投資）は、投資顧問会社およびその代理人による積極的な参加が求められる場合がある。これにより、マスター・ポートフォリオが訴訟リスクにさらされ、またはマスター・ポートフォリオがその投資対象を処分する能力が制限されることがある。かかる状況下において、マスター・ポートフォリオの投資対象から発生するリターンは、引き受けるリスクについてマスター・ポートフォリオの投資主を十分に補償することができない場合がある。

破綻会社は、その財務状況を考えると、破産手続きまたは倒産手続きに関与するリスクの増加にも直面する。破産手続きまたは倒産手続きに関与しているまたは関与する可能性のある破綻会社への投資には、市場における地位および主要人員の喪失、その他成長力のある事業体としての回復不能性、および清算手続きに移行した場合は、当該会社の清算価値が投資時点であると考えられていた価値を下回る可能性など、発行体に及ぼされる永続的な悪影響を含む多くの重大なリスクが伴う。破産または倒産における多くの事象は、債権者の支配の及ばない、争われている事項および当事者対抗手続きの結果として生じるものである。破産手続きまたは倒産手続きは、長期にわたることが多く、予測が困難であり、債権者の投資に対する利益に悪影響が及ぶ可能性がある。破産裁判所および倒産裁判所は、広範囲に及ぶ権限を有しており、ある状況下において、破産会社の契約上の義務を変更することができる。「3.4 債務発行体に関する債務超過時の留意事項」の項を参照されたい。株主、債権者およびその他の利害関係者はすべて、破産手続きまたは倒産手続きに参加する権利を有し、自らの利益のために、かかる手続きの結果に影響を及ぼそうとする。破産手続きまたは倒産手続きに関する管理費は、債権者に対する弁済前に債務者の財産から支払われる。また、税金に関するものなど一部の請求権は、法律により、特定の債権者の請求権に優先することがある。

3.8 転換証券

マスター・ポートフォリオは、社債または優先株を含みうるが、一定の交換比率で当該発行体の普通株式に転換されうる当該発行体の通常の長期債務である、転換証券に投資することができる。すべての債務証券の場合と同様、転換証券の時価は金利の上昇と共に下落し、金利の低下と共に上昇する傾向がある。一般に、転換証券は、同程度の信用度の非転換証券に比べ、利息または配当利回りが低い。しかし、転換証券が転換されうる普通株式の時価が転換価格を上回る場合、転換証券の価格は当該普通株式の価格を反映する傾向がある。転換先普通株式の時価が下落するにつれ、転換証券は次第に利回りベースで取引されるようになり、ゆえに転換先普通株式と同程度には値下がりしない可能性がある。一般に、転換証券は、発行体の資本構成において普通株式に優先し、ゆえに当該発行体の普通株式に比べて信用度が高く、リスクが小さい。ただし、このようなリスクが低減される程度は、当該転換証券が債券としての当該証券の価値よりもどれだけ高い価格で販売されるかによって大きく左右される。転換証券の評価において、マスター・ファンドの投資運用会社はマスター・ポートフォリオを代理して、転換先普通株式の魅力を最も重視する。マスター・ポートフォリオが保有する転換証券が、買戻し請求された場合、マスター・ポートフォリオは、発行体が当該証券を買戻すか、投資先の株式に転換するか、または第三者に売却することを認めなければならない。上記のいずれの行為も、マスター・ポートフォリオの投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼすことがある。

3.9 ゼロクーポン債および利息繰延型債券

マスター・ポートフォリオは、額面価額から大きく割り引かれた額で発行される債務である、ゼロクーポン債および利息繰延型債券に投資することができる。当初の割引額は、満期日または最初の利息発生日までの期間に、発行時点の当該証券の市場金利を反映する利率で、当該債券に複利で発生する利息の総額におおよそ等しい。ゼロクーポン債は定期的な利息支払を要しないが、利息繰延型債券は、一般に、定期的な利息支払が開始されるまでの遅延期間を規定している。このような投資対象は、債務に対する支払に要する当初の資金を低減することにより発行体に恩恵を与えるものであり、このような資金受領の繰延を受け入れる投資家を引き寄せるために利回り率を高めているものもある。金利の変動によるこのような投資対象の時価の変動は、定期的に利息を支払う債務の場合に比べて大きく、マスター・ポートフォリオは、現金を受取らない場合でも、このような債務上で損益を計上しうる。

3.10 メザニン債

マスター・ポートフォリオは、メザニン債に投資することができる。メザニン債は、一般的に、優先債権者、取引債権者および従業員に対する会社の債権に劣後する。特に財政難に陥っている期間中または債務超過後において、規制上の制限内で会社の業務に影響を及ぼすマスター・ポートフォリオの能力は、優先債権者が有する能力よりも大幅に劣る。

3.11 資産担保証券

マスター・ポートフォリオは、モーゲージなどの資産のプールに対する持分を表章する証券（以下「モーゲージ担保証券」という。）、および適用ある法律に従い、クレジットカード債権またはその他の種類のローンなどの資産のプールに対する持分を表章する証券（以下「資産担保証券」という。）に投資する場合がある。

資産担保証券は、特定の政府、政府関連および民間のローン、債権およびその他の貸し手の資産をプールにまとめることにより設定される。これらのプールに対する持分は、個別の証券として販売される。資産プールからの支払は、複数の異なる債務証券のトランシェに分割される場合があり、かかるトランシェには、定期的に元本および利息の支払を受けることができるもの、利息は定期的に支払を受け、元本は満期時または指定された払込請求日に支払われるものや、満期時または指定された払込請求日に元本および経過利息の支払のみを受けることができるものがある。異なる証券トランシェには、固定金利または変動金利の異なる金利が設定される。

裏付けローンの元本および利息の支払は、かかる証券の残存期間を通じて当該証券の保有者に移転される。大部分の資産担保証券（モーゲージ担保証券を含む。）は、元本の期限前償還（これは、市場金利の下落局面に加速すると予想されうる。）が行われる可能性がある。このような期限前償還金は、通常、当該時点の低下した市場実勢利回りでしか再投資することができない。したがって、金利低下局面において、このような証券は、値上がりの可能性が他の確定利付債務に比べて低く、また、特定の利回りを確保する効果において劣る。他方、資産担保証券（モーゲージ担保証券を含む。）は、金利上場局面では、他の確定利付債券とほぼ同様の価値低減リスクにさらされる。

また、資産担保証券の信用特性は、従来の債務証券の信用特性と数多くの点で異なる。多くの資産担保証券の信用度は、主に、当該証券の裏付け資産の信用度、当該証券の発行体がオリジネーターまたはその他の関連事業体の信用リスクから分離されている程度、ならびに当該証券に対する信用補完の金額および質により決定される。

資産担保証券は、一般にモーゲージ（譲渡抵当）資産と同等な担保に対する担保権の恩恵を受けないため、資産担保証券はモーゲージ担保証券には伴わない一定の信用リスクを伴う。場合によっては、このような証券に基づく支払を保持するための占有回復された担保上での回収が不可能である可能性がある。

3.12 モーゲージ担保証券

モーゲージ担保証券は資産担保証券の一種である。上記「3.11 資産担保証券」の項に記載されたリスクに加え、マスター・ポートフォリオの投資戦略では、モーゲージ担保証券の先渡しパススルー・ベースまたは「配分予定」（「TBA」）ベースの取引を伴うことがある。TBA取引において、売り手と買い手は、取引の時点で証券の種類、クーポン、額面金額、価格および決済日（通常、少なくとも1ヶ月先渡し）について合意しているが、決済日の直前まで、取引される実際の証券プールを特定しない。取引日から決済日までの期間、マスター・ポートフォリオは、相手方の信用リスクにさらされ、TBA買付約定額に相当する現金または準現金資産の額を維持する。反対に、TBA証券を売却する場合、等価の引渡し可能証券または相殺を行うTBA買付約定（売却約定日までに引渡し可能）が、取引のカバーとして保有される。

3.13 社債担保証券（CBO）およびローン担保証券（CLO）

マスター・ファンドは、また、社債担保証券（以下本項目において「CBO」という。）と、ローン担保証券（以下本項目において「CLO」という。）およびその他類似の証券への投資を行うことができる。これらは、商業ローン、高利回り投資適格債務、仕組み債および債務に関連する金融デリバティブ商品を含む担保資産の固定プールであるか、または「市場価格」ベースのもしくは管理されたプールである。当該プールは、一般に様々な信用格付を持つトランシェに分けられており、優先トランシェに劣後する低格付けトランシェもある。CBOおよびCLOの優先トランシェは、プール内で最も高い信用格付けを有しており、最も担保保証が大きく、財務証券に対してのスプレッドの支払が最も少ない。より低い格付けのCBOおよびCLOトランシェは信用格付けが低く、付随リスクを賠償するための財務証券に対するスプレッドの支払も高くなる。最低トランシェは、特に、確定利息よりも、残余持分（より高いクラスが支払を終えた後に残る資金）の支払を受ける。CBOおよびCLOの下位トランシェのリターンは、特に、担保プールのデフォルト率に影響を受けやすい。さらに、より上位のCBOおよびCLOトランシェにより買戻権の行使（もしあれば）が行われ、特定のその他の事象が生じた場合、かかる下位トランシェに対する利息または元本の支払に利用可能な資金は、無くなり、繰り延べられ、または減額されることがある。マスター・ファンドは、CBOおよびCLOの投資適格トランシェへの投資を行うことができる。

さらに、マスター・ファンドが持分の売却を考えている時に、CBOまたはCLOに流動性の高い市場が存在するという保証はない。さらに、マスター・ファンドのCBOまたはCLOへの投資は、一定の契約上の譲渡制限に服することもある。

3.14 銀行ローンに係るリスク

マスター・ポートフォリオは、ローン残高の全部または一部の(i)譲渡/移転または(ii)参加により、一または複数の金融機関からの固定金利および変動金利ローンに投資する場合がある。マスター・ポートフォリオが投資するローン・パーティシペーションまたはローン譲渡は、国際的に認知された格付け機関による格付けが付与されていない場合がある。

譲渡または参加のいずれの場合にも、かかるローンは、自由に取引可能、かつ、ローンへの投資家間で自由に移転可能なものでなければならない。ローン債務は、元本または利息の不払いという信用リスクにさらされる。また、変動金利債務の利払いは、当該債務にLIBORフロアが設定されている場合、金利変動と直接関連しない場合がある。金利の大幅な上昇により、ローン債務のデフォルト率が上昇することがある。ローン債務は取得時に完全に担保が設定されている場合があるものの、当該担保は、投資後に価値が下落し、相対的に流動性が低下し、または価値の全部もしくは大部分を失うことがある。多くのローン債務は、法律上または契約上の転売制限を受け、また、相対的に流動性が低く、評価が困難な場合がある。かかるローンは、担保付の場合も無担保の場合もある。十分に担保が付されているローンは、約定された利息または元本の不払いが生じた場合、無担保のローンよりもマスター・ポートフォリオをより保護する。ただし、担保付ローンの担保の換金により法人借主の債務が充足されるとの保証はない。また、直接譲渡によるローンへの投資は、ローンが終了した場合に、マスター・ポートフォリオがいずれかの担保の一部所有者となり、その担保の所有および処分に付随する費用および責任を負うリスクを伴う。

ローン債務は、ある投資が関連する債権者の権利法に基づく詐欺的譲渡として無効となる可能性を含め、固有のリスクにさらされる。さらに、パーティシペーションの購入によりローンに対するエクスポージャーを獲得した場合、直接参加者の追加の信用および破産リスクがあるとともに、かかる直接参加者が、理由の如何を問わず、自ら直接保有するローンに関して受領した金銭についてマスター・ポートフォリオに説明を行わないリスクがある。各ローンまたはパーティシペーションを分析するにあたり、（マスター・ポートフォリオを代理する）マスター・ファンドの投資運用会社は、リスクの相対的重要性と当該投資対象の期待利益を比較する。（「1.3 決済リスク」を参照されたい。）

ローン・パーティシペーションに係るリスク

マスター・ポートフォリオは、借主が約定された元本および利息を返済しなかった場合、必ずしも当該借主に対して直接遡及権を有するとは限らない。マスター・ポートフォリオが直接遡及権を有しない場合、マスター・ポートフォリオは、貸付人の代理人に対し、当該借主に対する適切な債権者保護策を執行するよう求める。マスター・ポートフォリオは、マスター・ポートフォリオが当該借主の直接債務を購入した場合よりも大きな遅延、費用およびリスクにさらされることがある。特定のローン・パーティシペーションの条件の下では、マスター・ポートフォリオは、原借主の債権者ではなく、代理貸付人の債権者とみなされる場合があり、よって、代理貸付人が債務超過に陥るリスクにさらされることがある。

代理銀行に係るリスク

ローン・パーティシペーションは、一般に、法人借主に対するローンへの直接参加権を表章するものであり、通常は、銀行もしくはその他の金融機関または貸付シンジケートにより提供される。ローンは、保有者全員の代理人を務める代理銀行により管理されることが多い。ローンまたはその他の債務の条件に基づき、マスター・ポートフォリオが法人借主に対し直接遡及権を有していない限り、マスター・ポートフォリオは、法人借主に対する適切な債権者保護策

を適用するために、代理銀行またはその他の金融仲介機関に依存しなければならない場合がある。しかしながら、対応可能な代理人の数は限られており、よって、買主のエクスポージャーは、少数の代理人に集中する場合がある。代理人が債務超過に陥った場合、当該代理人の任命が終了することがあり、後任代理人が任命されたとしても、購入者は、銀行ローンの返済を実行する際に一定の費用および遅延を被り、または元本および／もしくは利息を失う可能性がある。（「3.16 発行体に対する支配の欠如」を参照されたい。）

シニア・ローンに係るリスク

シニア・ローンは、事業体の資本構造において最も上位にあり、通常、特定の担保が設定されるとともに、借主の資産および／または株式に対する請求権が付与され、かかる請求権は、劣後する債務の保有者および借主の株主が保有する請求権に優先する。シニア・ローンは、通常、投資適格未満の格付けを付与され、投資不適格証券と同様の信用リスクなどのリスクにさらされる。しかしながら、シニア・ローンは、一般に、優先権および担保が設定され、劣後し担保が設定されないことが多い他の投資不適格証券とは異なる。最も優先するローンに関して直ちに利用可能な信頼できる情報は、その他多くの種類の証券の場合よりも少なく、（マスター・ポートフォリオを代理する）マスター・ファンドの投資運用会社は、利用可能な独立した情報源ではなく、主に、自ら評価した借主の信用度に依拠する。シニア・ローンを売却する必要性が生じた場合に価値の全額を換金するマスター・ポートフォリオの能力は、特定のシニア・ローンについて活発な取引市場が存在しないこと、または流動性を制限する不利な市況により損なわれることがある。ある特定のシニア・ローンについて流通市場が存在する場合、当該市場は、不規則な取引活動、広い買呼値／売呼値スプレッドおよび取引決済期間の延長が生じる場合がある。マスター・ポートフォリオが投資するシニア・ローンは、通常、特定の担保によって保証されるが、約定された利息もしくは元本の不払いが生じた場合に当該担保の清算により借主の債務が弁済されるとの保証、または当該担保が直ちに清算可能であるとの保証はない。借主が破産した場合、マスター・ポートフォリオは、シニア・ローンに設定された担保の利益を実現する自らの能力に関して遅延または制限を受ける可能性がある。さらに、シニア・ローンを保証するために用いられる特定の担保は、価値が下落し、または流動性が低下することがあり、その場合、当該シニア・ローンの価値に悪影響が及ぶ。担保が設定されていないシニア・ローンには、より大きな損失リスクが伴う。一部のシニア・ローンは、裁判所が、詐欺的譲渡法またはその他の類似する法律に従い、当該シニア・ローンを借主の現時点で存在するもしくは将来の債務に劣後させ、またはシニア・ローンの無効化などマスター・ポートフォリオを含む貸付人に悪影響を及ぼすその他の措置を講じるリスクにさらされる。

ジュニア・ローンに係るリスク

ジュニア・ローンは、一般に、シニア・ローンと同様のリスクにさらされる。ジュニア・ローンおよび第二順位抵当ローンは、劣後するか、または無担保であり、したがって支払順位がシニア・ローンに劣後するため、これらのローンは、借主のキャッシュ・フローおよび当該ローンまたは債務を保証する財産（もしあれば）が、借主の上位の担保付債務が弁済された後に約定返済を履行するのに不足するという追加のリスクにさらされる。かかるリスクは、一般に、特定の担保に対する担保権による裏付けがない無担保劣後ローンまたは債務について高くなる。ジュニア・ローンは、通常、シニア・ローンよりも価格変動性が高く、流動性が低い場合がある。また、オリジネーターがジュニア・ローンへの参加権を売却できない可能性があり、その場合、当該ローンの保有者について、より大きな信用リスク・エクスポージャーが生じることとなる。一部のジュニア・ローン（第二順位抵当ローンなど）は、その他の投資不適格証券と同様のリスクを共有する。

貸出リスク

参加権の購入にあたり、マスター・ポートフォリオは、通常、借り手ではなく、売却機関との間にだけ契約関係を生ずる。マスター・ポートフォリオは、一般に、ローン契約の条項を借り手が遵守するように直接強制する権利、借り手に対する相殺権および売却機関が同意したローン契約に対する一定の変更に異議を唱える権利を有さない。マスター・ポートフォリオは、関連ローンを保証する担保から直接利益を得ることはできず、売却機関に対して借り手が持つ相殺権の対象になる可能性はある。さらに、売却機関の支払不能時には、該当する法域の法律に基づき、マスター・ポートフォリオは、当該売却機関の一般債権者とみなされ、売却機関の当該ローンに対する利益またはこれに関わる担保につき、独占的または優先する請求権を持たない。結果として、マスター・ポートフォリオは、借り手の信用リスクに加えて、売却機関の信用リスクにもさらされている。マスター・ファンドの投資運用会社はマスター・ポートフォリオを代理して、売却機関の独立した信用分析を行っていない。

さらに、マスター・ポートフォリオが借り手と直接的な契約上の関係性を有するローンに投資を行うことがある場合、追加的なリスクが付随する。例えば、ローンの担保権が実行された場合、マスター・ポートフォリオは、担保の一部所有者となる可能性があり、当該担保の所有および処分に付随する経費および負債を負担することになる。この結果、マスター・ポートフォリオは、債務不履行および担保権実行により生ずる損失にさらされることがある。ローンの担保権実行の実施または原資産の清算に伴う経費または遅延により、手取金がさらに減り、それゆえ損失が増大することがある。マスター・ポートフォリオが、ローンを担保する資産の価値を正確に評価するという保証はない。借り手に関して行われる更正手続きまたは清算手続きがあった場合、マスター・ポートフォリオは、借り手に前貸ししていた金額の全部または一部を喪失することがある。マスター・ポートフォリオの金利保護（ローンの有効性または執行性ならびに適用される担保の予想優先権および対抗要件具備の維持を含む。）が十分であるという保証はない。さらに、マスター・ポートフォリオの権利の行使を妨げうる請求が主張されないという保証はない。

マスター・ファンドの目論見書へのマスター・ポートフォリオの補遺に別段に規定される場合を除き、マスター・ポートフォリオのローンの信用度に関する制約は存在しない。ローンには元金の支払時における債務不履行に対する脆弱性が相当あるとみなされることがある。マスター・ポートフォリオがその資金を賄うことがあるローンのうちのいくつかには、大きな不確実または悪条件に対する大きなリスクのエクスポージャーがあり、非常に投機的であるとみなされることがある。一般に、かかるローンは、より信用度の高いローンよりも大きいリターンの可能性を提供するが、より大きな価格変動リスクならびにより高い収益および元本の損失リスクを伴う。これらのローンのいくつかの市場価値もまた、より高い信用度のローンよりも経済情勢の変化の影響を受けやすい傾向にある。債務減額合意状態で運営している会社または法定の破産保護下にある会社へのローンについては、一定の状況において、ローン額を超過することのある一定の潜在的な債務の対象となる。例えば、一定の状況下において、経営支配権および債務者の保険証券を不適切に行使した貸付人は、自らの債権の弁済順位を劣後させ、または承認させないことがあり、または、かかる措置の結果当事者が被る損害賠償について責任を有することが判明することがある。

ローン—証券

ローン債務は特有のリスク（関連する債権者の権利に係る法律に基づく詐欺的譲渡としての投資の無効化の可能性を含む。）の対象となる。さらに、参加権の購入によりローンへのエクスポージャーが生ずる場合、直接的な参加者に関する追加的な信用リスクおよび破産リスクならびに当該参加者による、マスター・ポートフォリオにより直接的に保有されるローンについて受領される金銭に関する何らかの理由での説明責任の不履行に関する追加的な信用リスクおよび破産リスクがある。各ローンまたは参加権を分析するにあたり、（マスター・ポートフォリオを代理する）マスター・ファンドの投資運用会社は、投資の予想利益とリスクに係る相対的な重要性とを比較する。

ローン債務者への依拠

マスター・ポートフォリオおよび（マスター・ポートフォリオを代理する）マスター・ファンドの投資運用会社は、マスター・ポートフォリオにより投資が行われるローンを締結した会社の活動に対する支配を有しない。マスター・ポートフォリオが投資を行っているローンの会社の管理会社は、マスター・ポートフォリオまたは投資顧問会社が予期しない方法によってこれらの会社を管理することがある。

米国連邦所得税課税リスク

米国のローン市場への投資によって、マスター・ポートフォリオが米国における取引または事業に従事していると扱われる追加的なリスクが生ずることがあり、また、純所得ベースでの米国連邦所得税の課税対象となる。特に、後の購入者が米国取引または事業に従事しているかどうかを決定する目的において、オリジネーターである貸付人の米国取引または米国における事業活動が後の購入者に帰属する状況に関連する特定の法務当局への申請が不確定であり、また、本質的な事実上の決定を伴う。マスター・ポートフォリオは、米国取引または米国事業に従事しない形で運営されることが予定される。ただし、米国内国歳入庁が反対の立場を主張しないという保証はない。さらに、担保権実行もしくは類似する状況の結果直接もしくは間接的に取得する可能性のある財産への利子に関してマスター・ポートフォリオが米国取引または米国事業に従事しているとして扱われないという保証はない。マスター・ポートフォリオが米国取引または米国事業の実施に従事しているとの判断がなされた場合、マスター・ポートフォリオは、かかる米国取引または米国事業に実質的に関連する課税所得に関して正味ベースによる米国連邦所得税（およびかかる所得のすべてまたは一部分に関して課される30%の支店利益税）の対象となる可能性があり、利子および／または違約金に係る手数料ならびに州税および地方税の対象となる可能性がある。これにより、マスター・ポートフォリオの投資主が達成するリターンに重大な影響が及ぶことがある。投資主となる予定の者は、それぞれ、前述のリスクに関して自らの税務顧問に相談すべきである。

3.15 偶発転換証券

新たな銀行規制の枠組みにおいて、金融機関は、資本バッファの引上げを求められており、この点を念頭に置いて、偶発転換証券、すなわちC o C o債と称する特定の種類の金融商品を発行している。C o C o債の主な特性は、世界的な銀行規制機関の基準に従い、銀行の自己資本規制の一部として、また欧州特別破綻処理制度（S R R）などの新たな国際的なバイルイン制度の一環として、損失を処理することができるという点である。ただし、その他の法人もC o C o債を発行することができる。C o C o債の条項に基づき、投資元本の評価および／または経過利息を永久的にゼロに償却する可能性、または、株式への転換を生じさせる可能性がある、一定のトリガー事由（C o C o債の発行体の支配が及ぶ事由を含む。）が発生した場合、当該証券は損失を処理することになる。こうしたトリガー事由には、以下の事由が含まれる可能性がある。（i）発行銀行のコアTier 1／普通株Tier 1（CT 1／CET 1）の割合（またはその他の自己資本比率）の、あらかじめ定められた制限を下回る減少、（ii）規制当局による、あらゆる時点における、ある機関が「存続不可能」であるとの主観的な決定（すなわち、発行銀行が、発行体が債務超過となること、破産すること、支払期限が到来したその債務の大部分を支払うことができないこと、または、その他その事業を遂行できないこと、および、発行体の支配の及ばない状況においてC o C o債を株式に転換することを必要とするか、または、転換させることを回避するために、公共セクターの支援を必要とするという決定）、または、（iii）国内の当局による資本注入の決定。さらに、トリガー事由の判断は、適用される会計規則、発行体またはそのグループの会計方針およびかかる方針の適用の変更による影響を受ける場合もある。これらの変更（発行体またはそのグループが裁量権を有する変更を含む。）は、いずれもすでに公表された財務状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があるため、

C o C o 債保有者の状況に及ぼす悪影響にかかわらず、本来であればトリガー事由が発生していなかったであろう状況でトリガー事由の発生をもたらす可能性がある。かかるトリガー事由が発生した場合には、額面金額の一部もしくは全部を受け取れなくなるリスクまたは発行体の普通株に転換されるリスクがあり、C o C o 債保有者であるマスター・ファンドは、(i) C o C o 債の投資家と同順位または下位の株式投資家およびその他の債券投資家が損失を被るよりも前に、(ii) 銀行が引き続き存続している場合においても、損失を被る可能性がある。かかる証券の価格は、証券が株式に転換されるメカニズムまたは削減されるメカニズムの影響を受けることがあり、かかるメカニズムは、異なる構造および条件を有する様々な証券毎に異なる場合がある。C o C o 債の条項は、発行者によって、および債券によって、異なる場合がある。株式に転換可能なC o C o 債の場合、株式転換価格は、当該証券の保有者であるマスター・ファンドが転換時に被る経済的損失を決定するものであるがゆえに重要であるが、予め決定することができない。元本が削減されるC o C o 債の場合、元本の毀損は即座に行われる可能性があり、多くの場合、元本が償還される見込みはまったくなくなり、全損が生じる場合がある。一部のC o C o 債のみ、額面を上限として評価が引上げられる可能性があるが、その場合長期にわたって行われる。ただし、これが可能な場合であっても、発行体は、かかる額面を上限とした評価の引上げに優先して、当該投資対象を買い戻すことができる場合があり、債券保有者の損失が生じる可能性がある。C o C o 債は、株式と同様、発行体の資本構成に組み入れられているその他の債務証券と比較評価され、転換または元本削減のリスクに対する追加プレミアムが上乘せされる。異なるC o C o 債同士の相対的リスク度は、当該時点の自己資本比率とトリガー事由の発生水準（これに達すると、C o C o 債は自動的に元本削減または株式転換される。）との差に応じて異なる。トリガー事由の発生可能性を高める可能性のある要因は数多くあり、その中には発行体の支配の及ばないものもある。C o C o 債は、特定のシナリオにおいては、価値または流動性の低下を生じさせる可能性のある元本削減または株式転換といった特性を備えていない同一発行体のその他の劣後債とは異なる形で取引される場合がある。現在、C o C o 債市場は変動が激しく、資産価値に影響が及ぶ可能性がある。特定の場合（例えば、発行体の裁量により支払いを行わない場合、および／または、分配可能利益が利息の全部もしくは一部の支払いに不十分である場合）、発行体は、債券保有者に事前の通知を行うことなく、一部のC o C o 債につき、利払いの全部または一部を停止することが可能である。したがって、投資者がC o C o 債に関して利払いを受けられる保証はない。未払いの利息は、その後に累積されないかまたは支払われない場合があり、そのため、債券保有者は、清算時、解散時または整理時その他いずれの時点であるかにかかわらず、マスター・ファンドの価値に影響を及ぼす可能性のある過去の利息の支払いを請求する権利を有しない。

C o C o 債に関して利息が支払われないかもしくは一部のみ支払われるか、またはかかる証券の元本価格がゼロに削減されるかにかかわらず、同一発行体によるその他の証券がC o C o 債よりも潜在的に優れたパフォーマンスを上げることとなる、発行体による普通株保有者に対する普通株の配当の支払い、金銭その他による分配の実施、またはC o C o 債と同順位の証券に係る支払いの実施については、何らの制限も設けられていない可能性がある。

クーポンの停止は、発行体またはその規制当局の選択肢であるが、自己資本規制（C R D I V）等および関連する適用法令の下では強制的に行われる場合もある。かかる強制繰延べにおいては、同時に株式の配当および優待も制限されることがあるが、C o C o 債の仕組みの中には、銀行に対し、C o C o 債保有者への支払いは認めていないが、少なくとも理論上は配当の支払いの継続を認めているものがある。強制繰延べは、銀行が規制当局により保有を求められる必要な資本バッファの額によって決まる。

C o C o 債は、一般に、発行体の資本構成に組み入れられている普通株より上位に位置付けられるため、発行体の普通株よりも優良であり、伴うリスクも少ないが、かかる証券に伴うリスクは、発行体の支払能力および／または発行金融機関の流動性に関する権利と関連している。

投資家は、C o C o 債のストラクチャーについては依然として検証予定である旨およびストレスがかかった環境においてC o C o 債がどのような業績を上げるかについては不確実性がある旨留意すべきである。上記に概述のとおり、市場による一定のトリガー事由の見解によっては、全資産クラスにわたる価格への悪影響および価格変動が生ずる可能性がある。さらに、このようなリスクは、投資先となる商品の裁定取引の水準に依拠して増大することがあり、また、非流動的な市場において価格形成がより一層困難であることがある。

3.16 発行体に対する支配の欠如

マスター・ポートフォリオは、自らの債務証券に投資を行うことにより発行体を支配する立場にない。この結果、マスター・ポートフォリオは、マスター・ポートフォリオが投資を行う発行体が、マスター・ポートフォリオの同意しない事業決定を行うリスクにさらされており、また、普通持分保有者の代表者として、かかる発行体の経営陣がリスクを取るかまたはその他の債券投資家であるマスター・ポートフォリオの利益に適わない方法により行為することがある。さらに、マスター・ポートフォリオが上位債ではない投資対象を保有する限りにおいて、発行体の業務に影響を及ぼすために持分保有者としての立場を利用するマスター・ポートフォリオの能力は、上位債権者および担保を保有する先順位債権者よりも実質的に低い。

さらに、マスター・ポートフォリオが、投資に影響を及ぼす決定または当該投資に設定される担保に対し、完全または部分的な支配を有しないことがある他の状況が存在する。例えば、マスター・ポートフォリオは、2以上の貸付人が当事者である融資枠に基づいて発行される投資対象を取得することがある。当該融資枠は、貸付人または主管理事務代行会社として行為するその他の代行会社により、すべての貸付人を代理して管理される。マスター・ポートフォリオは、原則として主管理事務代行会社になることはない。これらの融資枠の条項および条件は、貸付人の合意によってのみ変更、修正または撤回を行うことができる。通常、かかる契約は、貸付人の過半数または圧倒的過半数（貸付残高または委託手数料によって測定される。）を含んでいなければならない。または、一定の状況においては貸付人の満場一致による議決権行使を経ていなければならない。マスター・ポートフォリオが融資枠における少数株主持分を有する場合、条項または条件の変更、修正または撤回が貸付人の満場一致による議決権行使を要するものではなく、かつ、十分な数の他の貸付人がかかる修正、変更または撤回に同意した場合、マスター・ポートフォリオの趣旨に反する形で、かかる融資枠に起因して生ずるマスター・ポートフォリオの投資の条項および条件に修正、変更または撤回が行われることがある。

同様に、貸付人の債権回収代行会社またはその他の代行会社（マスター・ポートフォリオを含む。）が投資対象またはかかる投資対象に設定される担保に影響を及ぼす決定を下す重大な権限を有する場合に、マスター・ポートフォリオは投資を行うことがある。結果として、かかる債権回収代行会社または代行会社が、マスター・ポートフォリオの趣旨に反する決定を下し、またはその他の措置を取ることがある。

マスター・ポートフォリオは、投資対象を取得し、かつ、関連する発行体および／もしくはその関連会社のその他の債権者と債権者間契約または類似の取決めに締結することもある。かかる債権者間契約または類似の取決めの条項が、一または複数の他の貸付人に対し、他の貸付人（マスター・ポートフォリオを含む。）を代理してまたはこれを排除して一定の決定を下す権利を付与することがある。結果として、投資に係る条項および条件の修正、変更または撤回にマスター・ポートフォリオの同意を要しない場合に、マスター・ポートフォリオの趣旨に反する形でこれらが行われうる。さらに、かかる債権者関係約または類似の取決めの条項は、マスター・ポートフォリオが投資に関して自らの救済を求めるための能力を実質的に制限することがあり、また、マスター・ポートフォリオは、その結果としてかかる投資対象からごくわずかな手取金しか実現できないことがある。

3.17 投資機会の競合

マスター・ポートフォリオは、信用証券および確定利付債券、レバレッジド・バイアウトによる買収、企業再編、メザニン債およびその他の証書に投資することがある。これらの市場は非常に競争的である。投資機会の競争には、従来の貸付機関およびメザニンに重点を置いた競合相手のほか、ヘッジ・ファンド、公的ファンド、公的メザニンファンド（ビジネス・ディベロPMENT・カンパニー、すなわちBDCを含む。）およびその他の個人投資家といった従来とは異なる参加者が含まれる。マスター・ポートフォリオは、ゴールドマン・サックスとの投資機会およびゴールドマン・サックスにより管理される投資ビークルとも競合することがある。「別紙 潜在的利益相反」を参照されたい。これらの競合相手には、より多額の資本へのアクセスおよびより長期間にわたって投入されうる資本へのアクセスを有し、またはマスター・ポートフォリオとは異なるリターン閾値を有するものもある。そのため、これらの競合相手は、マスター・ポートフォリオにより共有されない有利な立場を有することがある。また、魅力的な投資機会を確認することは困難であり、かつ、高度の不確実性を伴う。マスター・ポートフォリオは、投資機会の確認および最終的には達成されることのない他の潜在的な投資対象の調査に関連する多額の費用（デュー・ディリジェンスに関する費用、交通費、弁護士報酬およびその他の第三者顧問への報酬を含む。）を負担することがある。

4. 持分証券への投資

4.1 持分証券

マスター・ポートフォリオは、いずれかの国の国内証券取引所および店頭取引市場において取引される発行体の普通株式についてロング・ポジションおよびショート・ポジションを取ることがある。持分証券の価値は多くの要因に反応して変化する。発行体に特有の要因（経営者側による特定の決定など）、発行体の商品またはサービスへの需要の減少、または重要役員の離職でさえも、発行体の証券の価値を低下させることになりうる。発行体に参加する業界に特有の要因（競争の激化または生産費用の増額または消費者もしくは投資家の認識など）が同様の影響を及ぼすことがありうる。また、発行体の株式の価値も、通常、金利の上昇または消費意欲の低下といった発行体自身または発行体が身を置く業界に関係のない金融市場における変化による悪影響を受けることがある。マスター・ポートフォリオが空売りすることのある株式は、同一の要因によって（マスター・ポートフォリオを損なう）有利な影響（例えば、競争の緩和もしくは経費の低下または利率の低下など。）を受けることがある。さらに、一定のオプションおよびその他の持分関連商品は、追加のリスク（流動性リスク、取引相手の信用リスク、法務リスクおよびオペレーション・リスクを含む。）にさらされることがあり、また、著しい経済的なレバレッジを伴い、場合によっては、著しい損失リスクにさらされることがある。これらの要因およびその他の要因は、マスター・ポートフォリオが投資を行う証券の大幅な価格変動を引き起こすことがあり、大幅な損失となりうる。

4.2 優先株式、転換証券およびワラント

マスター・ポートフォリオは、直接または間接的に優先株式、転換証券およびワラントなどのエクイティ関連証券および商品に投資することができる。優先株式、転換証券およびワラントの価格は、特に株式市場の変動および裏付資産となる普通株式のパフォーマンスの動きにつれて変化する。その価格は、発行体および市場の悪材料となる情報にも影響を受ける。例えば、裏付資産となる発行体の普通株式の価格が変動すると、当該発行体の優先株式の価格も変動するものと予想される。ワラントについては、裏付となる証券の市場価格がワラント保有者が当該証券を購入できる規定価格を下回っている場合は、その価格は下落またはゼロになることがあり、これによりマスター・ポートフォリオに当該ワラントの購入価格分（またはワラント付で発行された証券の場合、組み込みワラント価格分）の損失を生じることがある。

4.3 不動産会社

マスター・ポートフォリオの目論見書の条項に従い、マスター・ポートフォリオは、主に不動産産業に従事する会社の譲渡性のある証券に投資を行うことがある。かかる会社の証券への投資に付随する特別なリスクの留意事項が存在する。当該リスクには、不動産価値における景気変動と関連する性質、一般的な経済状況および現地の経済状況に関連するリスク、不動産の供給過剰および競争の激化、財産税および営業費用の増加、人口統計上の傾向および賃貸料所得の変動、区画法の変更、事故または土地収用による損失、環境リスク、規制上の賃貸料の制限、周辺区域の価値の変更、関連当事者リスク、テナントへの物件に関する要求の変更、金利の上昇およびその他の不動産資本市場における影響の増大が含まれる。一般に、金利の上昇は資金調達費用を増大させ、これにより、マスター・ポートフォリオによる不動産会社の証券への投資対象の価値が直接および間接的に目減りする可能性がある。

5. 金融派生商品への投資

5.1 金融派生商品

派生商品への投資は投資家にとって追加のリスクを伴うことがある。かかる追加のリスクは、次のいずれかまたはすべての結果生じうる。即ち、(i) マスター・ポートフォリオの取引に関連するレバレッジ要因、および(ii) 当該金融派生商品の取引相手の信用性、ないし(iii) 金融派生商品の市場の非流動性の可能性。金融派生商品が投機目的で使用される限りにおいては、マスター・ポートフォリオに対する全体的な損失リスクは増大することがありうる。金融派生商品がヘッジ目的で使用される限りにおいては、マスター・ポートフォリオに対する損失リスクは、当該金融派生商品の価格とそのヘッジする証券またはポジションの価格の連関性が十分ではない場合は増大しうる。

しかしながら、特定の投資証券クラスに関し、マスター・ポートフォリオによって金融派生商品取引が行なわれた場合、かかる取引によって生じた一切の損失は、マスター・ファンドの管理事務代行会社によって当該投資証券クラスに計上される。加えて、特定のヘッジ対象投資証券クラスは、一定の状況において、同一のポートフォリオのヘッジされていない投資証券クラスよりも高いレベルのリスクを示すことがある。

特定の金融デリバティブ商品は、他方当事者に対する譲渡のため、担保の提供が必要となる可能性があり、当該当事者により追加担保の提供が求められた場合、マスター・ファンドの投資運用会社はマスター・ポートフォリオを代理して、マスター・ポートフォリオにおいて構成される、追加担保の譲渡または設定の要請がなければ現金化することのなかった資産を、現金化しなければならない場合がある。店頭金融デリバティブ商品ならびにEPM手法および技法の関連で、マスター・ポートフォリオが担保を受領した場合、当該担保はマスター・ファンドによって直接保有され、適用される法令に従いマスター・ファンドの取引相手方リスクを低減するため考慮される。

5.2 取引相手方リスク

マスター・ポートフォリオは、取引相手方もしくは他者の支払不能、破産、市場の非流動性もしくは混乱またはその他の事由によるかを問わず、また、システムその他の理由によるかを問わず、取引相手方がマスター・ポートフォリオとの取引に関する義務を履行できないリスクにさらされる。

マスター・ポートフォリオがその取引を実行する市場の一部は、「店頭」（または「ディーラー間」）市場である。このような市場への参加者は、通常、「取引所ベース」の市場のメンバーのように信用評価および規制当局の監督の対象とはならない。さらに、かかる「店頭」取引に関しては、取引所の決済機関の履行保証といった、一部の組織化された取引所で参加者に与えられる保護の多くを受けられない可能性がある。これは、（善意か否かにかかわらず）契約の条件に関する紛争が生じたため、または信用もしくは流動性の問題のため、取引相手方が

かかる契約条件に従って取引を決済せず、その結果としてマスター・ポートフォリオが損失を被るというリスクに当該マスター・ポートフォリオをさらすこととなる。満期までの期間が長い契約ほど、何らかの出来事が決済を妨げる可能性が高く、このような「取引相手方リスク」は大きくなる。また、当該マスター・ポートフォリオが少数の取引相手方に集中して取引を行う場合も同様である。

マスター・ポートフォリオが原資産へのエクスポージャーを得るために使用する店頭金融派生商品（トータル・リターン・スワップおよび同様の特徴を有するその他の金融派生商品を含む。）は、慎重な監督に服し、関連ある種類の取引を専門とする一流の金融機関の中から選択された取引相手方との間で取り扱われる。

5.3 金融派生商品に特有のリスク

原商品、権利行使日、取引単位および権利行使価格について標準化されている取引所で取引される商品とは異なり、店頭市場金融派生商品の条件は、他方当事者との交渉によって設定されるのが通例である。このような取決めによってマスター・ポートフォリオはより柔軟にその要求に合わせて商品を調整することができるが、店頭市場金融派生商品は、合法的に実行できないとみなされまたは正確に文書化されない場合の損失リスクのように、取引所で取引される商品よりも大きな法的リスクを伴うことがあり、マスター・ポートフォリオは、自らの取引相手方のいずれかが支払不能に陥った場合において重大な取引相手方信用リスクを有する。また、同等および反対取引を通じて先渡し、スポットおよびオプション契約ならびにスワップによって自らの債務を消滅させる権利（例えば、ポジションの手仕舞い）がマスター・ポートフォリオに与えられることはない。この理由から、先渡し、スポットもしくはオプション契約またはスワップを締結する際に、マスター・ポートフォリオには契約上の債務の履行が義務付けられることがあり、これを履行することが可能でなければならない。

一部の金融派生商品の取引は、適用法および規制当局の監督に基づく決済要件の対象となることがあるが、他の金融派生商品は、店頭市場における取引のリスクにさらされる。金融派生商品に影響を及ぼす特定の規則案および最終規則により、マスター・ポートフォリオの事業および運営の重大な変更が要求される可能性があり、または、マスター・ポートフォリオにその他の悪影響が及ぼされる可能性がある。

EUにおいては、このような義務は欧州市場インフラ規制（EMIR）の施行により発生し、また、米国においては、このような義務は主に、ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（その後の改正を含み、同法に基づき発布された新たな規制も含み、以下「ドッド・フランク法」という。）の制定により発生するが、他の法域においても、マスター・ファンドに影響を及ぼしうる制定法を実施しているか、またはその提案がなされている。金融派生商品を決済する義務は、多種多様な要因（特に、原資産クラスならびに取引相手方、マスター・ポートフォリオの投資主、管理会社および投資顧問会社の法域）により変化する傾向にある。いずれの義務も、様々な地域によって異なる中央決済規則が施行された時期および方法に左右される。

決済要件に加え、当該規則には、取引の報告といった他の義務および決済されたおよび決済されていない派生商品に関するその他の要件も含まれる。最終的に、かかる要件には、(i) 取引費用を増加させ、投資リターンに影響を及ぼしうる、当事者ら（マスター・ポートフォリオを含む。）による担保の交換および分離ならびに(ii) 証拠金提供要件の増加が含まれるが、これらに限られない。EMIR、ドッド・フランク法ならびに関係するCFTCおよびSEC規則ならびに他の法域での規制に基づく義務の一部が効力を発生しているが、多くの要件は、経過期間の対象であり、特定の主要事項は、本書の日付までに最終決定されていない。店頭市場金融派生商品市場が新たな規制制度を採択する方法は、未だ明確になっていない。EMIRに基づく担保および報告の要件、ドッド・フランク法の遵守、ならびにこれに基づき公布された規則および規制、ならびに他の法域における他の制定法は、マスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオの経費を増加させ、パフォーマンスに影響を及ぼす可能性がある。さら

に、かかる規則に関しては、著しい不確定性が存在する。したがって、かかる制定法がマスター・ポートフォリオならびにマスター・ポートフォリオが取引および投資を行う市場に最終的に及ぼす全影響は、完全には把握されていない。かかる不確実性自体は、市場の効率的な機能および特定の投資戦略の成功に対して、損害を与える可能性がある。ゴールドマン・サックスおよびマスター・ポートフォリオに適用される現行の規制の変更または新たな規制は、マスター・ポートフォリオに重大な悪影響を及ぼしうる。

5.4 マスター・ポートフォリオ資産の利用

金融派生商品取引においては、一般に、マスター・ポートフォリオ資産の一部（該当する場合）を証拠金もしくは決済資金の支払い、またはその他の目的に利用することが要求される。例えば、マスター・ポートフォリオは、特定の金融派生商品の利用に関し、随時、証拠金、決済資金またはその他を支払うことを要求される可能性がある。金融派生商品の取引相手方が急に支払いを要求する可能性もある。その結果、マスター・ファンドの投資運用会社はマスター・ポートフォリオを代理して、現在もしくは将来の追加証拠金、決済資金もしくはその他の支払金を支払うためにまたはその他の目的のために利用可能な現金を保有すべく、かかる要求がなされない場合より早期にマスター・ポートフォリオ資産を清算し、および／またはかかる要求がなされない場合より多い資産の一部（多額である可能性もある。）を現金およびその他の流動性のある証券で保有しなければならないようになる可能性もある。マスター・ファンドの投資運用会社はマスター・ポートフォリオを代理して、一般に、マスター・ポートフォリオが現金で保有する金額について利息を得ることを期待するが、かかる現金は、マスター・ポートフォリオの投資目的により投資されないため、マスター・ポートフォリオのパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、市場のボラティリティおよび市場環境の変化により、マスター・ファンドの投資運用会社がマスター・ポートフォリオを代理して将来の証拠金率を正確に予測することができない可能性がある。その結果、マスター・ポートフォリオは、かかる目的上、過剰または不十分な現金および流動性のある証券を保有することになる可能性がある。マスター・ポートフォリオがかかる目的のために利用可能な現金または資産を保有していない場合、マスター・ポートフォリオは契約上の債務を履行することができなくなる可能性がある（追加証拠金もしくは決済資金またはその他の支払い義務を満たすことができない場合を含むがこれらに限定されない。）。マスター・ポートフォリオが契約上の債務を履行することができなくなった場合、マスター・ポートフォリオおよびその投資主は、重大な悪影響を受ける可能性がある。マスター・ファンドは、特定のヘッジ対象投資証券クラス（例えばヘッジ対象投資証券クラス）に関するヘッジ目的でマスター・ファンドのポートフォリオ中の特定の投資証券クラスに関して金融派生商品取引を行うことができるが、かかる金融派生商品取引に関する上記の悪影響は、マスター・ポートフォリオおよび金融派生商品取引を行わずヘッジされていない投資証券クラスの投資主を含むマスター・ポートフォリオの投資主全体に影響を及ぼすことになる。

5.5 クレジット・デフォルト・スワップ

投資顧問会社は、ヘッジ目的およびその他の目的のため、マスター・ポートフォリオを代理してクレジット・デリバティブ契約（クレジット・デリバティブ・スワップを含む。）を売買することがある。典型的なクレジット・デフォルト・スワップ契約により、売り手は、特定の参照企業が特定の信用事由を経験した場合に、契約の想定元本と買い手が売り手に引き渡す当該参照企業により発行された有価証券のポートフォリオの価値との差額を、買い手に支払うことが要求される。見返りとして、買い手は、契約の想定元本の固定割合に相当する定期的な支払を行うことに同意する。マスター・ポートフォリオは、合成的な債務担保証券取引の一環として参照企業のバスケット型クレジット・デフォルト・スワップを売ることもある。クレジット・デフォルト・スワップの買い手として、マスター・ポートフォリオは「5.1 金融派生商品」および「5.8 スワップ契約」において記載されるリスクのほか、一定のリスクにさらされ

ることがある。マスター・ポートフォリオがクレジット・デフォルト・スワップに基づき引渡し可能な債務証券を所有していない場合、マスター・ポートフォリオは、引渡し可能な証券が市場において入手不可能であるリスクにさらされ、または不都合な価格のみによって入手可能となる「ショート・スクイズ」と呼ばれる事態になりうる可能性がある。発行体の債務不履行または企業再編という一定の事例において、「信用事由」が、クレジット・デフォルト・スワップに係る業界の標準文書に基づき売り手の支払義務の発生を引き起こすか否かは不明瞭である。いずれの場合も、マスター・ポートフォリオは、参照企業による債務不履行時にクレジット・デフォルト・スワップの全額を実現することができないことがある。クレジット・デフォルト・スワップの売り手として、マスター・ポートフォリオには、参照企業の信用に対するレバレッジのかかったエクスポージャーが生ずることがあり、参照企業により発行される債務証券をマスター・ポートフォリオが保有していた場合に負ったであろうリスクと同一の多くのリスクの対象となることがある。しかしながら、マスター・ポートフォリオは、参照企業に対する法的遡求権を有しないことがあり、参照企業の債務に設定される担保からの利益を受けないことがある。また、クレジット・デフォルト・スワップの買い手は、信用事由の発生後にどの参照企業の債務をマスター・ポートフォリオに対して引き渡すかを選択する大きな裁量を有することがあり、マスター・ポートフォリオの支払債務を最大化するために最低の市場価値を有する債務を選択する可能性がある。さらに、クレジット・デフォルト・スワップは、通常、理論上の価格および評価モデルに基づき取引され、実際の市況の下での確立時または確立後の取引もしくは解消時におけるかかるスワップのポジションを正確に評価することができないことがある。

5.6 コール・オプション

投資顧問会社はマスター・ポートフォリオを代理して、直接または間接に、コール・オプションを売買することができる。コール・オプションの売買にはリスクが伴う。カバーされたコール・オプションの売り手（売主）（売主が売買対象の有価証券を保有している場合）は、売買対象の有価証券の市場価格が、かかる売買対象証券の購入価格から受取りプレミアムを差し引いた金額を下回って下落するリスクを受け、売買対象証券がオプションの行使価格を上回る利益を獲得する機会を放棄する。カバーされていないコール・オプションの売り手は、オプションの行使価格を超えて、売買対象証券の市場価格が理論上は無制限に上昇するリスクを引き受ける。コール・オプションの買い手は、コール・オプションへの投資の全額を失うリスクを引き受ける。

コール・オプションの買い手が売買対象証券を空売りする場合、コール・オプションの損失は、売買対象証券の空売りによる利益によりすべてまたは部分的に相殺される。

投資者は、マスター・ポートフォリオが当該戦略（コール・オプションの売却）を採用した場合、マスター・ポートフォリオの原証券の元本増加とコール・オプションの売却（権利行使）損が相殺される可能性がある相場の上昇時にアンダーパフォーマンスが生じる可能性があることについて認識すべきである。さらに、マスター・ファンドの投資管理会社は、通常、リターンの生成と、元本増加を制限する可能性の平衡を保つことを追求する一方で、リターンの拡大または一定水準のリターンの維持のために、マスター・ファンドの投資管理会社がコール・オプションの売却範囲を拡大し、または売却対象のコール・オプションのストライクプライスを変更する可能性がある。これにより、元本増加の可能性がさらに制限され、相場の上昇時にさらなるアンダーパフォーマンスが生じるおそれがある。

5.7 プット・オプション

投資顧問会社はマスター・ポートフォリオを代理して、直接または間接に、プット・オプションを売買することができる。プット・オプションの売買にはリスクが伴う。カバーされたプット・オプションの売り手（売主）（売主が売買対象の有価証券についてショート・ポジションを有する場合）は、売買対象証券の市場価格が、かかる売買対象証券の（ショート・ポ

ジョン設定時の）売買価格に受取りプレミアムを加えた額を上回って上昇するリスクを引き受け、売買対象証券がオプションの行使価格を下回る利益を獲得する機会を放棄する。プット・オプションの売り手が売り出したプット・オプションの行使価格と同額またはそれ以上の行使価格を有する同数の株式をカバーするプット・オプションを所有する場合、かかるポジションは、かかるオプションが売り出されたオプションと同時にまたはそれ以降に満了する場合、「完全にヘッジ」されることになる。カバーされていないプット・オプションの売り手は、当該オプションの行使価格を下回って、売買対象証券の市場価格が下落するリスクを引き受ける。

プット・オプションの買い手は、プット・オプションへの投資の全額を失うリスクを引き受ける。プット・オプションの買い手が売買対象証券を保有している場合、当該プット・オプションの損失は、売買対象証券に生じる利益により、すべてまたは部分的に相殺される。

5.8 スワップ契約

マスター・ファンドの投資運用会社はマスター・ポートフォリオを代理して、スワップ契約を締結することができる。スワップ契約は、金利、指数、証書または一定の証券および特定の「想定金額」に関連して算出される支払予想を交換することを両当事者が合意する、非公開で交渉される店頭金融デリバティブ商品である。スワップは、市場リスク、流動性リスク、組入れリスク、課税リスクならびに取引相手方の財務健全性や信用度に関連したリスクを含む相手方不履行リスクなどの様々な種類のリスクを伴う。スワップは、個別に交渉され、様々な異なる種類の投資対象または市場要因に対するエクスポージャーを持つ組入れにすることができる。その組入れにより、スワップは、株式もしくは債務証券、（米国または他国の）長期もしくは短期の金利、外貨の価値、モーゲージ・バック証券、法人借入レートまたは証券価格、証券バスケットもしくはインフレ率などその他の要因に対するマスター・ポートフォリオのエクスポージャーを増減させ、さらにマスター・ポートフォリオのポートフォリオのボラティリティ全般を増減させることもある。スワップ契約は、様々な形式をとることでき、多様な名称で知られている。マスター・ポートフォリオは、投資顧問会社が、その他の形式が投資目的および方針に合致していると判断すれば、特定のスワップ契約の形式に制限されない。スワップのパフォーマンスを左右する最大の要因は、個々の株式価値、特定の金利、通貨、または、取引相手方に対して支払うもしくは取引相手方から支払われる金額を決定するその他の要因の変更である。スワップによりマスター・ポートフォリオの支払いを求められる場合、マスター・ポートフォリオは、支払期限が到来した時点で、かかる支払いに利用できる十分な現金を用意しておかなければならない。さらに、取引相手方の信用が下落した場合、スワップ契約の価値も下落し、マスター・ポートフォリオに損失をもたらす可能性がある。

5.9 先物

マスター・ファンドの投資運用会社はマスター・ポートフォリオを代理して、投資戦略の一部として、先物を利用することができる。先物のポジションは、特定の商品取引所が、「1日の価格変動制限」または「1日の値幅制限」とよばれる規制により1日の特定の先物契約金額の変動を制限しているため、流動性に欠けることがある。かかる1日の値幅制限に基づき、1取引日において、1日の値幅制限を超えた価格で、取引を行うことはできない。特定の先物契約の価格が、1日の値幅制限の金額分上昇または下落した場合、当該契約のポジションは、取引参加者が、かかる制限金額または当該制限内の金額で取引を行う意思がない限り、取得することも清算することもできない。取引所またはCFTCが、特定の契約の取引を停止するか、特定の契約を直ちに清算し、決済するよう命じるか、投機的ポジションの適時的制限を実施するか、または特定の契約の取引を清算の目的に限って実施するよう命じる可能性もある。前述のような状況により、投資顧問会社は、不利なポジションを直ちに清算することができず、またマスター・ポートフォリオが多大な損失を被る可能性もある。このような状況は、マスター・ポートフォリオがその投資主からの買戻し請求に適時に応じるために投資を回収する

ことを妨げる可能性もある。よって、マスター・ポートフォリオへの投資は、マスター・ポートフォリオの通常の買戻日が延期されたことにより重大な影響を受けない一定の知識ある投資者にのみ適している。

マスター・ポートフォリオは、裁判外紛争解決手続きを利用する権利のような、特定の市場における先物取引に適用される特定の保護を得られるとは限らない。特に、特定の法域において顧客から先物取引の証拠金として受領した資金について、国内取引所の先物取引の証拠金として受領した資金と同様の保護は提供されない。さらに、特定の先物またはオプション契約の価格、およびこれにより生じる損益の可能性は、注文を行った時点と、先物契約が清算され、またはオプション契約が清算されもしくは実施された時点の間の為替レートの変動による影響を受けることがある。

5.10 先渡契約

投資顧問会社はマスター・ファンドを代理して、取引所で取引されておらず、一般に規制がされていない、先渡契約、およびそのオプションを契約することができる。先渡契約には値幅制限はない。マスター・ポートフォリオが口座を有する銀行およびその他のディーラーは、マスター・ポートフォリオに対して、かかる取引につき、証拠金を預託するよう求めることができるが、証拠金の要求額は、通常、最小限か全く存在しない。マスター・ポートフォリオの取引相手方は、かかる契約につき、継続して取引をする必要はなく、当該契約は、流動性がない期間があり、これが長期にわたる場合もしばしば起こる。特定の取引相手方が、先渡契約の相場価格の提示の継続を拒否した期間や、スプレッド（取引相手方が購入しようとする価格と売却を予定している価格との差額）が異常に大きな相場価格を提示することもあった。先渡契約の取引手続は、単独、または数名の取引相手方との間で行われるため、かかる取引が多数の取引相手方と行われる場合よりも、流動性の問題が大きくなることがある。政府当局による与信規制の実施により、かかる先渡契約が、そうでなければ、マスター・ポートフォリオ投資顧問会社がマスター・ポートフォリオに勧めたであろうよりも少なく制限されることがあり、マスター・ポートフォリオに損害をもたらすこともある。さらに、マスター・ポートフォリオが取引する市場で、異常に大量の取引が行われたこと、政治的干渉またはその他の要因により、市場崩壊が生じることもある。市場の流動性欠如または崩壊が、マスター・ポートフォリオに多大な損失を生じることがある。かかるリスクは、マスター・ポートフォリオに多大な損失を生じることがある。

5.11 デリバティブ資産担保証券

デリバティブモーゲージ担保証券（元本オンリー（「PO」）や、利息オンリー（「IO」）、逆変動金利債券など）は、期限前償還のリスクを伴う。とりわけ、モーゲージ担保証券はモーゲージの期限前償還の影響を受ける。そのため、一般に、より大きなリスクを伴う。期限前償還の小さな変化がこのような証券のキャッシュフローおよび時価に重要な影響を及ぼしうる。予想よりも速いペースでの期限前償還は、一般に、IO、スーパー・フローター、およびプレミアム値付けされたモーゲージ担保証券に悪影響を及ぼす。予想よりも遅いペースでの期限前償還は、一般に、PO、金利上限を付された変動利付き債、サポート・トランシェおよび割引値付けされたモーゲージ担保証券に悪影響を及ぼす。さらに、特定のデリバティブ証券は、金利リスクおよび／または期限前償還リスクへのエクスポージャー（すなわち、価格感応度）が増幅されるようにレバレッジ設定されうる。

5.12 変動金利デリバティブ債券

変動金利デリバティブ債券は、異なる種類の金利リスクを伴う。たとえば、レンジ・フローターは、指定された金利が指定された金利範囲または金利カラーを超えて変動した場合、クーポンが市場金利未満に減じられるリスクを負う。デュアル・インデックス・フローターまたは

イールド・カーブ・フローターは、2つの指定金利間のスプレッドが不利な形で変動した場合、より低い価格となるリスクを負う。

5.13 投資格付、ハイ・イールドおよびその他の負債に関するデリバティブ

マスター・ポートフォリオは、投資格付、ハイ・イールドおよびその他の負債に関する金融デリバティブ取引を行うことがある。ハイ・イールドの債務証券の保有に付随する信用リスクの増大に加え、投資格付、ハイ・イールドおよびその他の負債を伴う金融デリバティブ商品に関して、マスター・ポートフォリオは、通常、負債の発行体ではなく、金融デリバティブ商品の取引相手方とのみ契約上の関係を有する。マスター・ポートフォリオは、一般に、金融デリバティブ商品の条項を発行体が遵守するように直接的に強制する権利および発行体に対する相殺権を有さず、また、負債に関する議決権も有しない。マスター・ポートフォリオは、投資先となる負債を裏付ける担保からの利益を直接的には受けず、また、債務証券保有者が通常利用可能である救済からの恩恵を受けない。さらに、金融デリバティブ商品の取引相手方が支払不能に陥った場合、マスター・ポートフォリオは、当該取引相手方の一般債権者として取り扱われ、投資先となる負債に関する債権を有しない。したがって、マスター・ポートフォリオは、負債の発行体の信用リスクおよび取引相手方の信用リスクにさらされる。よって、ある1つの取引相手方にかかる金融デリバティブ商品を集中させることにより、マスター・ポートフォリオは、投資先となる負債の発行体およびかかる取引相手方による追加の債務不履行リスクにさらされることがある。

6. その他の投資対象

6.1 集団投資スキームへの投資

マスター・ファンドの目論見書に記載されるとおり、マスター・ポートフォリオは、ゴールドマン・サックスがスポンサーであるまたはゴールドマン・サックスと関係のあるビークルを含む他の集団的投資スキーム（以下「容認ファンド」という。）の証券に投資を行うことがある。かかる投資が、マスター・ポートフォリオが必ずしも独自にアクセスできるとは限らない専門的な投資分野または経済セクターへのアクセスを提供するとマスター・ファンドの取締役が考える場合、かかる容認ファンドおよび／またはその投資顧問は、マスター・ポートフォリオが投資を行う容認ファンドの募集書類に従い報酬を受ける権利を有する。投資顧問会社は、このような投資対象がマスター・ポートフォリオの投資主の最善の利益と一致すると自らの裁量により判断する場合のみにおいてかかる投資を行うことができる。これらの取決めるは、独立当事者間での関連当事者間取引を実施する必要性に関して、関連ある規制に従い行われる。

容認ファンドへのマスター・ポートフォリオの投資能力を考慮すると、マスター・ポートフォリオの投資主は、かかるファンドへのエクスポージャーに付随するリスクにさらされる。さらに、マスター・ポートフォリオが投資を行うかかる容認ファンドが示す投資価値には、マスター・ポートフォリオが投資を行う国の通貨の為替変動、外国為替諸規則または関係諸国の多様な税法の適用（当該関係諸国の源泉徴収税を含む。）、金融政策および経済政策に係る政府による変更もしくは変動による影響が及ぶことがある。

6.2 第三者が運用する容認ファンドへの投資

マスター・ポートフォリオは、第三者が運用する容認ファンドに投資することがある。かかる第三者は、ゴールドマン・サックスの監督または管理に服さず、投資顧問会社は、当該容認ファンドによるその適用法令の遵守を検証する機会を得ないことになる。

6.3 ゴールドマン・サックスと関係する容認ファンドへの投資

マスター・ポートフォリオは、投資顧問会社により、または共同での運用もしくは、支配または資本金もしくは議決権の10%超の直接もしくは間接保有に基づき投資顧問会社の関連会社である別の会社により、直接または間接的に運用される容認ファンド（以下「ゴールドマン・

「サックス容認ファンド」という。)の受益証券または株式に投資することがある。マスター・ポートフォリオがかかるゴールドマン・サックス容認ファンドに投資する場合、当該投資に対し、販売、転換または買戻しの手数料は課されない。しかし、当該ゴールドマン・サックス容認ファンドおよびその投資顧問は、関係するゴールドマン・サックス容認ファンドの募集書類に従い当該ゴールドマン・サックス容認ファンドのレベルで報酬および費用を請求する権利を有することがある。マスター・ポートフォリオが、マスター・ポートフォリオの投資に関して投資運用報酬を請求するゴールドマン・サックス容認ファンドに投資する場合、マスター・ポートフォリオの投資家もまた、マスター・ファンドの目論見書に記載されるとおり、マスター・ポートフォリオのレベルで報酬および費用を負担することがある。

その資産が1974年従業員退職所得保障法（改正済）（以下「ERISA」という。）のタイトルIに従うべき「制度資産」（ERISAおよびこれに基づく規制で定義する。）であるかまたは「制度資産」として取り扱われるゴールドマン・サックス容認ファンド（以下、かかる容認ファンドを「ERISAファンド」という。）に投資を行う限りにおいて、マスター・ポートフォリオは、自らの資産のERISAファンドへの投資方法について制限されることがあり、これには、マスター・ポートフォリオが、当該ERISAファンドに対するその配分を確定すること（当初資産配分目標および当該資産配分の定期的リバランスのための客観的公式の設定を含む。）および当該配分目標または公式の変更について事前にマスター・ポートフォリオの投資家に通知を行わずに変更を実施する投資顧問会社（またはその関連会社）の能力を制限することを要求されうる点を含むが、これらに限定されない。

6.4 一定の容認ファンドに関する一般的なリスクの留意事項

容認ファンドへの投資が成功するという保証はなく、また、マスター・ポートフォリオは、自らの投資総額の全部または一部について損失を出す可能性がある。以下のリスクの留意事項は、容認ファンドにおけるマスター・ポートフォリオの投資対象に関する一般的なリスクを詳述したものである。

不注意による集中：容認ファンドの多くが同一の時期に同一の証券に対して相当のポジションを取る可能性がある。この不注意による集中によってマスター・ポートフォリオの分散目的が妨げられることがある。（マスター・ポートフォリオを代理する）マスター・ファンドの投資運用会社は、自らの定期的な監視および配分プロセスの一環として、かかる不注意による集中を緩和させるよう試みる。反対に、投資顧問会社は、一定の期間において反対のポジションを有することがあり、かかるポジションは、異なる容認ファンドによって取られる。かかる各ポジションによって、結果的にマスター・ポートフォリオの取引手数料が生ずる（必ずしも損失または収益を生むことになるとは限らない。）。さらに、投資顧問会社は、容認ファンドと当該容認ファンドの一または複数に行う流動的な投資対象との間で資産の配分を行うことがある。最終的に、投資顧問会社は、いずれかの時点において、追加的な容認ファンドを選ぶこともある。かかる資産の配分により、一または複数の容認ファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶことがある。

将来的なリターン：魅力的なリターンを達成するために容認ファンドが過去に用いた戦略が成功し続けるという保証、またはマスター・ポートフォリオの投資対象に関するリターンがマスター・ポートフォリオまたはかかる容認ファンドにより過去に達成されたリターンと類似するものであるという保証はない。

容認ファンドが利用する特別な手法に係るリスク：投資顧問会社が投資を行う多くの容認ファンドは、株式もしくは債券投資信託である容認ファンドへの投資により生ずるリスクとは異なるリスクにマスター・ポートフォリオの投資対象がさらされうる特別な投資手法を利用する。いかなる場合においても、マスター・ポートフォリオは、広範な株式市場と相関関係を有する

よう設計されたものではなく、また、株式投資または債券投資の代替を構成すると考えられるべきではない。

レバレッジ・リスク：容認ファンドが採用する投資戦略において、レバレッジが用いられることがある。裁定取引に基づく戦略などといった当初の段階での一定の投資戦略が、必ずしもより高いリスクを生じさせることのないその他の戦略よりも大きいレバレッジを用いることから、マスター・ポートフォリオは、容認ファンドが利用する最大レバレッジ限度を予め決定することはできない。よって、マスター・ポートフォリオは、投資戦略およびイベントリスクを踏まえ、個別ベースで容認ファンドにおけるレバレッジを検討する。

借入リスク：容認ファンドは、レバレッジをかけた取引手法の目的において資金を借り入れることがある。UCITSではない特定の容認ファンドは、借入額に関する制限を受けないことがあり、また、あるいずれかの時点において、かかる容認ファンドについて未払いである借入額は、当該容認ファンドの資本に比して多額であることがある。

証券を購入するための借入金は、容認ファンドが多額の資本増加の機会を与えるが、それと同時に、容認ファンド、ひいては間接的にマスター・ポートフォリオの資本リスクのエクスポージャーを増大させ、経常費がより高額となる。さらに、容認ファンドの資産が、支払期日の到来した容認ファンドの負債の元利の支払いに十分ではない場合、マスター・ポートフォリオは、容認ファンドへの自らの投資対象について全損失を被りうる。

報酬の累積：マスター・ポートフォリオによる容認ファンドへの投資により、マスター・ポートフォリオの投資主が二重報酬および二重委託手数料（管理報酬、成功報酬、保管手数料および取引手数料、総合管理事務代行報酬ならびに監査報酬など）を負担することがある。容認ファンドが他のファンドに投資する限りにおいて、マスター・ポートフォリオの投資主は、上記に言及されるもののほかに追加的な報酬または手数料を負担することがある。マスター・ポートフォリオは、自らが支払うべきすべての報酬または手数料および費用のほか、当該容認ファンドにより支払われるその他の報酬または手数料および費用を比例按分により負担することもある。

通貨リスク：マスター・ポートフォリオが投資を行う容認ファンドが示す投資価値は、容認ファンドが投資を行う国の通貨の為替変動、外国為替諸規則または関係諸国の多様な税法の適用（源泉徴収税を含む。）、関係諸国における政府による金融政策および経済政策の変更または変動による影響を受けることがある。

ボラティリティ／ポートフォリオ集中投資：マスター・ポートフォリオによる投資は、リミテッド・パートナーシップ、法人またはユニット・トラストの形態で設立される容認ファンドに行われることがある。これらの容認ファンドの多くは、高度にレバレッジがかけられ、また、高いボラティリティに大きなポジションを取ることが時折ある。ある1つの地理上の地域または資産投資分類のみに容認ファンドが集中することがあり、そのため、関連する地理上の地域または投資分類の市場リスクおよび急激な変化のリスクを帯びる。これらの投資対象は投機的である。容認ファンドは高度にレバレッジをかけることができるため、マスター・ポートフォリオによる当該ファンドへの投資が少額であったとしても、マスター・ポートフォリオのすべてまたは大部分が当該容認ファンドに対するリスクにさらされることとなる場合がある。

容認ファンドの評価：投資証券1口当たり純資産価額の評価方法は、マスター・ファンドの管理事務代行者の容認ファンドにおける持ち株の評価能力を前提とする。かかる持ち株の評価に当たり、マスター・ファンドの管理事務代行者は、容認ファンド自らが提供する財務情報に依拠する必要がある。一定の容認ファンドについては、上場取引所など独立した評価ソースが利

用可能でないことがある。また、一定のクローズ・エンド型容認ファンドに関し、かかる受益証券または株式の価格が長期間にわたり当該容認ファンドの純資産価額から逸脱することがある。

サービス・プロバイダーへの依拠：マスター・ポートフォリオの投資主は、投資先となる容認ファンドの日々の運用または管理に参加するための権利もしくは権能または容認ファンドが依拠する投資管理会社もしくはその他のサービス・プロバイダーに関する権利もしくは権能を一切有しない。（マスター・ポートフォリオを代理する）マスター・ファンドの投資運用会社は、マスター・ファンドが資産を配分する容認ファンドの投資管理会社を選択および監視する一方で、かかる投資管理会社がマスター・ポートフォリオに提供する、容認ファンドの運用に関する情報およびその他のサービス・プロバイダーに関する情報に大いに依拠する。
さらに、投資が行われる特定の諸国における法的インフラおよび会計、監査および報告基準により、主要な証券市場において通常適用されるものと同等程度の投資家保護または投資家向け情報が提供されないことがある。

6.5 上場投資信託（ETF）

上場投資信託のパフォーマンスは、資本市場における利子および価格水準、通貨発展および政治的要因といったマクロ経済上の要因ならびに上場投資信託の裏付けとなる指数を構成する、投資先となる会社の収益の状態、市場の状態、リスク状況、株主構成および配分方針といった会社特有の要因に依拠する。上場投資信託における株式の純資産価額は、上場投資信託を構成する原投資対象の水準を参照することにより計算される。

上場投資信託の投資運用者または投資管理事務代行者は、株式の募集および販売に一切関与しておらず、また、当該株式を購入する義務を一切有しない。上場投資信託の投資運用者または投資管理事務代行者は、株式の購入者の利益を顧慮することなく当該上場投資信託に関する行為を行うことができ、かかる行為は、マスター・ポートフォリオの市場価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

6.6 預託証券

米国預託証券（以下「ADR」という。）は、投資先となる株式の発行者の所在地がある米国外の国において保有される株式のポートフォリオについて株券の様式により米国において発行される証書である。グローバル預託証券（以下「GDR」という。）もまた、投資先となる株式の発行者の所在地がある国において保有される株式のポートフォリオの株券の様式による証書である。一般に、GDRは、通常公募が行われ、および／または米国外で発行される点においてADRと称する株券とは区別される。ヨーロッパ預託証券（以下「EDR」という。）は、ADRと類似する、欧州の銀行との取決めに表章する預託証券であり、欧州証券市場における利用を企図したものである。

ADRならびに／またはGDRおよび／もしくはEDR（以下、併せて「預託証券」という。）から構成されるマスター・ポートフォリオの投資証券の価値は、投資証券の購入者が、預託証書を投資先とする関連株式を実際に所有し、当該株式に関して支払われる配当金を受領した場合に実現するリターンを反映していないことがある。これは、ある特定の評価日時点の預託証券の価格には投資先となる株式に関して支払われる配当金の価額が考慮されない可能性があることによる。したがって、マスター・ポートフォリオ内において預託証書を参照する投資証券の購入者は、かかる投資証券の売却または譲渡時において、自らが直接的に預託証券の株式に投資を行った場合に受け取るものよりも少額の支払金額を受け取ることがある。EDRおよびGDRは、必ずしも原証券の通貨建てであるとは限らない。預託証券は、転換が行われ、それゆえ転換時における通貨リスクを有する原証券と必ずしも同一の通貨建てであるとは限らない可能性がある。

預託証券の投資先となる株式の法律上の所有者は、預託証券の発行代理人も同時に務める保管銀行である。預託証券が発行される法域および保管契約が服する法域によっては、対応する法域において、投資先となる株式の事実上の実質所有者である預託証券の購入者が認識されない可能性を除外することはできない。特に、保管人が支払不能に陥った場合または保管人に対して強制措置が取られた場合、預託証券を投資先とする投資証券に関して自由処分を制限する命令が発令される可能性または保管人に対する強制措置の枠組み内において当該株式が換金される可能性がある。この場合、預託証券の購入者は、預金証券により証券化される、投資先となる株式に基づく権利を喪失する。

預託証券はスポンサー付きのまたはスポンサー付きでないプログラムに従い発行されることがある。スポンサー付きのプログラムにおいて、発行者は、預託証券の形式により自らの証券取引を行うための取決めを締結する。スポンサー付きでないプログラムにおいて、発行者は、プログラムの創設に直接的に関与することはできない。スポンサー付きおよびスポンサー付きでないプログラムに関する規制要件は全般的に類似しているが、場合によっては、スポンサー付きのプログラムの創設に参加している発行者から財務情報を取得する方がスポンサー付きでないプログラムの発行者から取得するよりも容易であることがある。したがって、投資先となるスポンサー付きでないプログラムの証券の発行者に関してはより少ない情報しか入手できないことがあり、そのため、かかる情報と預託証券の市場価値との間に相関性がないことがある。

投資先となる株式の発行者は、預託証券の購入者に渡らない、自らが保有する株式に関する分配を行うことがあり、これにより預託証券およびマスター・ポートフォリオの価値に影響が及ぶ。

6.7 マネー・マーケット・ファンド（MMF）および短期金融市場商品

マスター・ポートフォリオは、原則として、防御またはその他の目的において、確定利付証券、短期金融市場商品およびマネー・マーケット・ファンドである容認ファンドに自らの資産の一部または全部を投資し、または投資顧問会社が状況に基づいて適切とみなす金額の現金もしくは現金等価物を保有することがある。短期金融市場商品は、短期債務証券であり、通常、1年以下を満期とし、米国政府証券、コマーシャル・ペーパー、預金証書、連邦預金保険公社の構成員である米国銀行の国内支店により発行される銀行引受手形ならびにレポ取引を含むことがある。マスター・ポートフォリオは、結果的に自らの資産が主要取引戦略に従って実質的に投資されない期間またはマネー・マーケット・ファンドもしくは短期金融市場商品に投資される期間中、自らの投資目的の達成が妨げられることがある。

6.8 効率的なポートフォリオ運用技法に伴うリスク

証券貸付、レポ取引またはリバース・レポ取引を行う際の主なリスクは、債務超過に陥り、またはその他の状況下で取引条件により義務付けられたとおりにマスター・ポートフォリオに対して証券もしくは現金を返す義務を履行することが不可能になったか、もしくは当該義務履行を拒絶する取引相手方による不履行のリスクである。取引相手方リスクは、マスター・ポートフォリオのために行われる担保の譲渡または差入れにより軽減される。ただし、証券貸付、レポ取引またはリバース・レポ取引は完全には担保されない可能性がある。証券貸付、レポ取引またはリバース・レポ取引に基づいてマスター・ポートフォリオに対して支払うべき手数料および返済は担保されない可能性がある。さらに、担保の価値は、担保リバランス日の間に低下する可能性、または不正確に決定もしくは監視が行われる可能性がある。このような場合に取引相手方に不履行があった場合、マスター・ポートフォリオは受領した現金以外の担保を該当時点の市場価格で売却することが必要となる可能性があり、これによりマスター・ポートフォリオに損失が発生することがある。

マスター・ポートフォリオも、受領した現金担保を再投資した場合に損失を被る可能性がある。かかる損失は、行われた投資の価値低下に起因して発生する可能性がある。かかる投資対

象の価値の低下は、取引条件によって義務付けられた、取引相手方に対するマスター・ポートフォリオからの返済に使用可能な担保の額を減少させてしまうことになる。マスター・ポートフォリオには、元々受領した担保と取引相手方への返済に使用可能な額の間の差額を埋める必要が生じることとなり、これによりマスター・ポートフォリオに損失が発生することとなる。

リバース・レポ契約は、一般的に一方当事者から銀行または証券ディーラーへの証券の売却と売り手が特定日に当該証券を金利を反映した固定価格で購入することを同時に約することを含む。当該取引はある目的のための一種の借入の形式とみなされることがある。リバース・レポ契約は、マスター・ポートフォリオの投資ポートフォリオのボラティリティを増大させることがある一種のレバレッジの形式である。

証券貸付、レポ取引またはリバース・レポ取引は、決済が行われない、または決済が遅滞するといったオペレーショナル・リスクおよびかかる取引に関して使用される文書に関する法的リスクも伴う。

マスター・ポートフォリオは、管理会社または投資顧問会社としての同一会社グループ内の他の会社と証券貸付、レポ取引またはリバース・レポ取引をすることができる。関連会社である取引相手方（もしあれば）は、商業上合理的な方法によりマスター・ポートフォリオとの間で成立させた証券貸付、レポ取引またはリバース・レポ取引に基づく自らの義務を履行する。加えて、投資顧問会社は、最良執行に従い、かつ、常にマスター・ポートフォリオおよびその受益者の最善の利益のために、取引相手方を選択し取引を行う。ただし、受益者は、管理会社または投資顧問会社が自らの役割と自らの利益または関連会社である取引相手方の利益の間の利益相反に直面する可能性があることを承知すべきである。

効率的なポートフォリオ運用手法の詳細については、前記「マスター・ファンドのポートフォリオ運用手法」を参照されたい。

6.9 仕組み商品

マスター・ポートフォリオは、直接または間接に、特定の通貨価格、金利、商品、指数またはその他の金融指標（以下本項目において「参照対象」という。）、または二つ以上の参照対象の関連した変動を参照して決定される価格を有する仕組み証券（「仕組み商品」という。）に投資することができる。金利または満期時もしくは償還による支払元本は、適用される参照対象の変動により、上下する。仕組み債は、プラスにもマイナスにも指数化されており、参照対象の上昇は、金利または満期時の証券価格を上昇させることも、下落させることもある。さらに、金利の変動または満期時の証券価格は、参照対象の価格の変動を掛け合わせたものである。仕組み商品は、一定の他の投資対象の投資上の特徴を再構成することのみを目的に組織された法主体（エンティティー）の持分を含む。かかる投資対象は法主体により購入され、法主体はその後、原投資対象により担保されるかまたは原投資対象における持分を表章する仕組み証券を発行する。原投資対象からのキャッシュフローを、異なる投資上の特徴（様々な満期、支払優先順序または金利条項等）を持つ有価証券を設定するため新規発行仕組み証券に割り振ることができる。その場合、また仕組み投資対象について行われる支払の範囲は、原投資対象からのキャッシュフローの額に依拠する。

よって、仕組み商品は、その他の種類の確定利付証券よりも大きな市場リスクを抱え、より変動が激しく、流動性が低く、より単純な証券よりも正確に値付けすることが難しい。仕組み商品は、投資先市場または証券に関連するリスクを負っており、投資先市場または証券への直接投資を上回るボラティリティを有することがある。仕組み商品は、投資先市場または証券の変動により元本ないし利息を失うリスクを伴うことがある。さらに、仕組み債は、金利の変動および／または繰上げ償還の影響を受けやすく、そのリターンは、金利もしくは繰上げ償還またはその両者の比較的小さな変動でも大きな変動にさらされることがある。仕組み債のリターンは、多くの場合、変動が大きく、レバレッジが仕組み債の構造に内在しているものもあり、これが相当な額である場合も見られる。さらに、マスター・ポートフォリオが売却したい時に、仕組み債の流動市場があるという保証はない。マスター・ポートフォリオは、金利変

動、繰上償還リスクおよび裏付資産またはその他の要因の価格の下落またはその他の理由による抵当権の実行増加リスクに備えて、特定の場合にヘッジ取引を締結することができるが、かかるヘッジ取引が当該リスクからマスター・ポートフォリオを完全に保護するという保証はなく、裏付証券のリスクとは異なるリスクを含む。仕組み債を担保するモーゲージおよびその他のローンの抵当権が実行された場合、かかるローンを担保している裏付資産の価格が、ローンおよび抵当権実行費用額と同額となる保証はない。

マスター・ポートフォリオは、かかる証券のより優先順位の高いクラスに劣後する仕組み債に直接または間接的に投資することができる。マスター・ポートフォリオが投資できるその他の劣後債券のように、劣後仕組み債は、より優先順位の高いクラスへの元本支払請求額全額が支払われた場合にのみ、元本の払い戻しを受ける権限を有し、持分への分配金を受領する権利も劣後している。かかる劣後仕組み債は、より優先順位の高い仕組み債よりもより重大な未払リスクにさらされており、より変動が激しく、流動性が低く、より単純な証券よりも正確な値付けが難しい。マスター・ポートフォリオはまた、裏付証券、金融商品、証券または指数のバスケットを基準とするクレジット・リンク証券に投資することがある。かかる証券は、カウンター・パーティー・リスクと原投資対象に内在するリスクの両方を負うことがある。カウンター・パーティー・リスクは、投資顧問会社が投資を目的にマスター・ファンドに代わり契約する相手の各当事者（「カウンター・パーティー」）にある。原投資対象リスクは、商品に基づく支払の際の参照先となる国または法人にある。

仕組み商品は、一般的市況に照らし適切であるとみなされる特定の市場／セクターに対するエクスポージャーを得るため利用されることがある。仕組み商品は、ある商品／指数／市場についての見解を実行するか、またはある分野と別の分野を対比した見解を表すことがある。商品は、元本保護の要素を提供するか、または提供しないことがある。購入される仕組み商品は、ゴールドマン・サックスにより創設されうるが、発行体は第三者またはゴールドマン・サックスのことがある。

6.10 発行日取引証券およびフォワード・コミットメント証券

マスター・ポートフォリオは、予想される利率および価格の変更をヘッジする目的または投機目的で、「発行日取引」ベースで証券を購入し、「フォワード・コミットメント」ベースで証券を購入または売却することがある。かかる取引は、マスター・ポートフォリオが将来の日（一般に少なくとも1、2ヶ月後）に証券の売買を行うことを約定するものである。裏付けとなる証券の価格は、通常、利回りで表示され、約定が行われた時点で確定しているが、当該証券の引渡しおよび支払は後日行われる。フォワード・コミットメントに従うか、または発行日取引ベースで購入した証券に対しては、マスター・ポートフォリオに引渡されるまでは、利益は発生しない。発行日取引証券およびフォワード・コミットメントは、決済日以前に売却することができる。マスター・ポートフォリオが、発行日取引証券の取得権利を取得前に売却する場合、またはフォワード・コミットメントに関する引渡または受領権を売却する場合、利益または損失が生じる。発行日取引ベースで購入した証券が引き渡されないリスク、およびフォワード・コミットメントベースでマスター・ポートフォリオが売却した証券の購入者が購入義務を履行しないリスクがある。かかる場合、マスター・ポートフォリオには損失が発生する。

7. 取引、取引相手方および保管

7.1 取引相手方リスク

マスター・ポートフォリオは、上場取引か、取引所外取引かにかかわらず、マスター・ポートフォリオが取引を行う相手方、取引に利用するブローカー、ディーラーおよび取引所の信用リスクにさらされている。マスター・ポートフォリオは、決済不履行のリスクも負うことがある。これには、コマーシャル・ペーパーおよび類似の証書の発行体によるクレジット・デフォルトのリスクへのエクスポージャーが含まれることがある。また、取引の決済および資産の保管に関連する市場慣行によって、リスクが増大することがある。

金融デリバティブ商品のブローカーの支払不能もしくは債務不履行またはマスター・ポートフォリオの取引に関与するその他のブローカーの支払不能もしくは債務不履行によって、マスター・ポートフォリオの承諾を得ることなくポジションの換金または手仕舞いが行われることがある。一定の状況において、マスター・ポートフォリオは、自らが担保として預ける実際の資産を取り戻すことができないことがあり、現金により行うことのできる支払を受諾しなければならないことがある。

7.2 保管銀行および副保管会社リスク

マスター・ファンドの保管銀行によりその保管が義務付けられ、かつ、マスター・ファンドの保管銀行の帳簿においてマスター・ファンドに帰属すると確認されるマスター・ファンドの資産に関して、マスター・ポートフォリオの資産はマスター・ファンドの保管銀行の他の資産から分離される。このことにより、マスター・ファンドの保管銀行が破産に陥った場合にリターン無しとなるリスクを軽減することはできるが、当該リスクを予防することにはならない。他方で、マスター・ファンドの保管銀行に預託される現金預金は、法律上の性質においてはその他の銀行預金と何ら変わらないものであり、それゆえ、マスター・ファンドが自らの保管銀行の一般債権者となる破産の場合におけるリスクの増大にさらされる。

マスター・ファンドの保管銀行は、マスター・ファンドが投資を行う国において資産を保有する副保管会社を任命することがあり、そのため、マスター・ファンドの保管銀行による法律上の債務の遵守にかかわらず、これらの資産は、かかる副保管会社の破産リスクにさらされる。資産の保有を保証する法律上および規制上の保護が手薄な法域において、マスター・ファンドの資産に対してリスクが存在することがあり、または、マスター・ファンドの保管銀行がかかる市場において副保管会社を設定していない可能性があることから、マスター・ポートフォリオは、当該市場において一切の投資を行うことができないことがある。

マスター・ファンドまたはその保管銀行がマスター・ポートフォリオの資産の全部または一部を副保管会社に委託し、総括的な金額による財産が当該副保管会社により保有される場合、財産がマスター・ポートフォリオおよびマスター・ファンドのものとして認識される要件に加えて、多くの留意事項（副保管会社の運用モデル、決済の効率性、マスター・ファンドの保管銀行および／またはマスター・ファンドに係る費用面、口座設定の煩雑さ、指示のフロー、調整面を含む。）が考慮され、現地の法律、規制および市場慣行に従わねばならない。

7.3 ブローカー、銀行、取引相手方および取引所の不履行

マスター・ファンドは、オペレーション、コストまたは他の理由により、ブローカーまたは取引相手方による債務不履行の場合に最も保護的なオプションではない可能性のある分別保管モデルを選択することがある。マスター・ポートフォリオのブローカーまたはその他の当事者は、マスター・ポートフォリオに対して提供される証拠金貸付またはその他の融資に対する担保として保有されている特定の資産を含むマスター・ポートフォリオ資産を保有することができる。かかる取決め条項および適用法に従い、担保権者は、担保権者が締結した証券貸付またはその他の取引に関連して、当該資産の再担保が認められる。マスター・ポートフォリオは、ブローカーの破産、当該ブローカーがマスター・ポートフォリオのために取引を実行および決済するために利用する決済代理人の破産、または取引所の決済機関の破産の場合のブローカーに預けた資産の損失リスクにさらされている。さらに、特定の法域ではブローカーはマスター・ポートフォリオと顧客資金を分離保管するように求められているが、ブローカーが顧客資金を適切に分離していない場合、マスター・ポートフォリオは、当該ブローカーの破産または債務超過の場合に、当該ブローカーに預けている資金を失うリスクにさらされている。マスター・ポートフォリオはまた、規制当局が顧客資金の分離保管を義務付けていないブローカーに預けた資金を失うリスクがある。マスター・ポートフォリオは、投資顧問会社、または資金の分離保管を求められていないその他の外国為替ディーラーのいずれかとの外国為替取引につき証拠金を設定することを求められる場合がある（ただし、かかる資金は、通常、マスター・

ポートフォリオの名義で外国為替ディーラーの帳簿および記録に分離勘定で保持される。）。商品ブローカーもしくは非米国取引所ディーラーの別の顧客または商品ブローカーもしくは非米国取引所ディーラー自身がその顧客の勘定における多額の不足金を支払うことができないためなどの特定の状況で、マスター・ポートフォリオは、資金が適切に分離保管されていても、当該ブローカーまたはディーラーに預けている資金の損失リスクにさらされることがある。

マスター・ポートフォリオが取引を行う相手方、または取引に利用するブローカー、ディーラーおよび取引所の破産、前段落に記載の顧客の損失の場合、マスター・ポートフォリオは、当該者が保有する資産、または所有する金額を、マスター・ポートフォリオに属することが明らかな場合でも、回収できないこともあり、かかる資産または金額が回収可能な場合でも、マスター・ポートフォリオは、その金額の一部しか回収できないこともある。さらに、マスター・ポートフォリオが当該資産または金額の一部を回収できる場合でも、かかる回収には、相当の時間を要する。マスター・ポートフォリオの財産の回収可能金額を受領する前は、マスター・ポートフォリオは、当該者が保有するポジションを取引したり、当該者がマスター・ポートフォリオに代わり保有するポジションおよび現金を譲渡したりすることはできない。これにより、マスター・ポートフォリオに多大な損失が生じることがある。

マスター・ポートフォリオは、「店頭」または「ディーラー間」市場での取引を行うことができる。当該市場への参加者は、通常、「取引所を基本とした」市場の会員のような信用評価および規制監督に従わない。かかるリスクは、通常、決済機関保証、日々の値洗いおよび清算、分離および仲介者に適用される最低資本要件などの特徴を有している上場取引に伴うリスクとは大幅に異なる。二者の取引相手方で直接締結される取引は、通常、かかる保護の恩恵を受けず、よって、マスター・ポートフォリオは、とりわけ契約条項に関する紛争、または信用または流動性の問題を原因とする、取引相手方が合意した条件に従い取引を決済しないリスクに、さらされる可能性がある。このような「取引相手方リスク」は、満期までの期間が長い契約ほど、決済不能をもたらす事象の発生が増える。マスター・ポートフォリオが一または複数の取引相手方との間の取引ができないこと、取引相手方の独立した評価または財務能力の欠如、および決済を実行する規制市場の不存在により、マスター・ポートフォリオに損失が生ずる可能性が高まる。

マスター・ポートフォリオは、直接または間接的に、有価証券、通貨、金融デリバティブ商品（スワップ、先渡契約、先物、オプションならびに現先および逆現先契約を含む。）および（投資方針により認められている）その他の証券を本人として取引することができる。その場合、譲受人または取引相手方としてのマスター・ポートフォリオは、裏付証券、先物またはその他の投資対象の清算の遅延、および(i) マスター・ポートフォリオが取引する相手であるプリンシパル側が当該取引につき履行不能となりまたは履行を拒否するリスク（マスター・ポートフォリオにより提供された担保を適時に返却できないこと、または返却を拒否することを含むが、これに限定されない。）、(ii) マスター・ポートフォリオが担保に関わる権利を行使する期間中に当該担保の価値が下落する可能性があること、(iii) 譲渡、指定または交換したポジションにつき、担保を再追加または再設定する必要性、(iv) 当該期間中の収益レベルの低下および収益を利用することができないこと、(v) 権利行使にかかる費用、ならびに(vi) スワップ契約に基づく特定の権利の執行可能性に関する法的不確実性およびスワップ契約上提供された担保に対する優先性の欠如の可能性から生じる損失を含む損失の両者を被る可能性がある。このような不履行または拒否は、債務超過、破産またはその他の理由によるかを問わず、マスター・ポートフォリオに相当の損失を被らせる可能性がある。マスター・ポートフォリオは、取引戦略上ある取引の効果を実質的に相殺する効果を有することが意図されていたその他の取引において第三者に不履行があった場合であっても、当該取引の履行義務を免除されない。

7.4 三者間担保運用サービス

マスター・ポートフォリオはレポ契約を締結することがある。かかる契約に基づき取得された担保は保管銀行またはその代理人に移さなければならないが、この要件は、担保の権原の譲

渡が行われない場合、適用されない。また、いずれにせよ、マスター・ポートフォリオが国際的な中央証券預託機関および信用機関（この種の取引の専門家として一般に認識されている機関）の三者間担保運用サービスを利用することがある。そのような場合、三者間担保代理人は、マスター・ファンドの保管銀行の代理人にならない。かかる三者間担保取引に従って担保が保有される場合、マスター・ポートフォリオは、国際的な中央証券預託機関または他の関連機関が不履行に陥った場合、ブローカー、取引相手方および取引所について前記において概説したように、同様のリスクにさらされることがある。

7.5 取引相手方との取引関係の必要性

取引相手方に証拠金、担保、信用状またはその他の信用補完のある場合を除き、店頭市場の参加者は、従来、十分に信用度が高いと自らが考える取引相手方のみと取引を行う。マスター・ポートフォリオは、ゴールドマン・サックスの利益のために設定された与信枠ではなく、自らのため（またはマスター・ファンドを代理して）に設定された与信枠に基づいてのみ取引を行うことができる。マスター・ポートフォリオは、店頭商品市場およびその他の相対取引市場（スワップ市場を含む。）における取引の実施を許可するために取引相手方と必要な取引関係を確立することができるという保証と予想されるが、マスター・ポートフォリオがかかる関係を確立することができるという保証またはもし確立した場合にかかる関係性を維持することができるという保証はない。既存の関係を継続させ、または新たな関係性を確立させることができない場合、マスター・ポートフォリオの活動が制限される可能性があり、マスター・ポートフォリオは、先物市場においてかかる活動の相当部分を行うよう要求されることがある。さらに、マスター・ポートフォリオがかかる関係を確立することが予期される取引相手方は、マスター・ポートフォリオに拡大される信用限度枠を維持する義務を負わず、また、かかる取引相手方は、その裁量において、かかる信用限度枠の引下げまたは終了を決定しうる。

7.6 取引所取引

マスター・ポートフォリオは、直接または間接的に、各地における取引所で先物および証券の取引を行うことがある。例えば、取引所のうちのいくつかは、米国を拠点とする取引所とは対照的に、パフォーマンスについて取引所または当該取引所の決済機関（もしあれば）の責任ではなくトレーダーが商品契約を締結している個人の構成員の単独責任とする「主要取引所」である。かかる取引所上での取引の場合、マスター・ポートフォリオは、取引相手方による契約に関する不履行リスクまたは履行拒否リスクの対象となる。さらに、全世界的な株式取引所、決済機関および決済会社に係る政府による監督および規制が、例えば米国よりも概して少ない一定の法域において、マスター・ポートフォリオは、自らのポジションを取引する取引所またはその決済機関または決済会社の不履行リスクにもさらされ、また、金融上の不正行為に係るより高いリスクおよび／または適切なリスク監視ならびにリスク管理の欠如に係るリスクが存在することがある。

7.7 電子取引

マスター・ポートフォリオは、電子取引および電子オーダー・ルーティング・システムでの取引を行うことができ、これらは一般的な立会取引およびマニュアルのオーダー・ルーティング方式とは異なるものである。電子システムを用いた取引は、かかるシステムを提供している取引所、または当該商品を上場している取引所の規則および規制に従う。電子取引および電子オーダー・ルーティング・システムの特徴は、注文付け合わせの方法、取引開始および終了の方法ならびに価格、取引エラーの取扱方針および取引制限または取引要件につき、それぞれの電子システム間で大きく異なる。アクセスの資格、およびシステムに参加できる注文の種類に関する停止および制限の理由についても相違がある。こうした各項目につき、特定のシステムでの取引、またはシステムの利用に関して、様々なリスク要因が考えられる。それぞれのシステムには、システムへのアクセス、レスポンス時間の違い、および安全性に関わるリスクもあ

る。インターネットをベースにしたシステムの場合、さらにサービス・プロバイダーならびに電子メールの受領および監視に関するリスクもある。

電子取引または電子オーダー・ルーティング・システムを使つての取引は、システムまたはコンポーネントの故障に伴うリスクにもさらされている。システムまたはコンポーネントの故障の場合、一定の期間、新規注文を出すことができず、既存の注文の執行または事前に発注した注文の変更もしくはキャンセルができない可能性がある。システムまたはコンポーネントの故障は、注文、または注文の優先順位の損失を招くこともある。電子取引システムで申し込んだ投資は、同一取引時間中に電子取引、および立会取引でも取引されることがある。電子取引または電子オーダー・ルーティング・システムを提供している取引所、またはかかる商品を上場している取引所は、自身の責任、ブローカーおよびソフトウェアおよび通信システム提供会社の責任、ならびにシステムの故障および遅延により回収できる金額を制限する規則を採用している。かかる責任の制限規定は、取引所間で異なる。

7.8 頻繁な取引および回転率

取引費用の追加は、マスター・ポートフォリオのパフォーマンスに不利に影響する可能性がある。かかる取引費用は、より頻繁な取引によって取引費用が通常増加するため、マスター・ポートフォリオの投資管理会社が先物、先物オプション、先渡、スワップ、通貨、証券およびその他投資対象の取引を頻繁に行う場合に生じる。また、マスター・ポートフォリオは、実質的であり、かつ、相当の仲介手数料、手数料およびその他取引費用を伴う可能性があるマスター・ポートフォリオ内の回転率をもたらす短期市場の留意事項に基づき投資を行う。

7.9 LIBOR

ロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」という。）は、ロンドンの主要銀行が他の銀行から借り入れる金利に基づいて推計した金利の平均値である。マスター・ポートフォリオは、LIBORレートを使用して評価される証書の取引を行うか、またはLIBORを参照して支払債務を決定する契約を締結することができる。2017年7月27日に、金融行動監視機構は、LIBORを2021年までに段階的に廃止することを発表した。それまで、マスター・ポートフォリオは、良好な流動性または価格によりLIBORを参照する証書に投資を継続することができる。2021年までに、LIBORを参照する既存の証書および契約が新たな金利を参照することが可能となるような移行メカニズムが、業界によって決定されることが予想されている。しかしながら、LIBORの終了はマスター・ポートフォリオにリスクをもたらす。現時点でこれらのリスクを網羅的に特定することはできないが、適切な移行メカニズムが見つからない、またはマスター・ポートフォリオに適さない可能性があるリスクを含んでいる。さらに、規制当局または取引相手方によって一方的に課される代替的な参照金利および価格調整は、マスター・ポートフォリオには適さない可能性があり、その結果、ポジションを手仕舞い、代替取引を行うためのコストが発生する。

8. レバレッジおよびヘッジ

8.1 レバレッジ、利率およびマージン

マスター・ポートフォリオは、前記「投資制限」に定められる範囲内で、一時的に借入れを行う権限を付与されている。マスター・ポートフォリオは、単一の事業体（これはマスター・ファンドの保管銀行の関連会社である場合がある。）からのみ借入れを行うことを選択することができるが、かかる単一体により課される借入金利は、市況により変動することがある。その結果、かかる単一体により課された借入金利が最も競争力のあるものではないことがある。

リボルビング・クレジット枠の獲得に替えて、またはそれに加えて、マスター・ポートフォリオは、随時、必要な場合、限定付き与信枠を頼るのではなく、全てまたは一部の借入必要額について資金の借入に努めるよう決定することができる。よって、かかる借入は、通常、コ

ミットメント料の支払いはないが、限定つき与信枠がある場合よりも、借入時の利息は高くなり、マスター・ポートフォリオが、かかる融資が入手できない状況か、または高金利でしか入手できない状況に陥る危険性もある。さらに、当該借入の条項では、かかる借入が貸付人の要求に応じて、いつでも、払戻しに応じなければならない旨規定されていることがあり、これにより、かかる要求に従う場合は、マスター・ポートフォリオに重大な悪影響を及ぼすことがある。

該当する貸し手は、マスター・ポートフォリオの運営について一定の制限または要件（マスター・ポートフォリオの容認された投資対象およびマスター・ポートフォリオからの買戻しに関する制限、ならびにマスター・ポートフォリオの評価手続き、マスター・ポートフォリオの流動性およびマスター・ポートフォリオが貸し手に提供するパフォーマンスその他についての報告書または通知に関する要件を含むが、これらに限定されない。）を設けることがある。

債務不履行に陥った結果、債務不履行を回避するために、または返済要件を充足すべく現金を調達するために、マスター・ポートフォリオは、本来であれば清算することのないマスター・ポートフォリオのポートフォリオに組み入れられている資産を清算しなければならないことがある、またはかかる資産を売却するのに最適ではない時にかかる資産の清算を行わなければならないことがある。また、マスター・ポートフォリオは、そのポートフォリオの引渡しを行わなければならない場合がある。かかる事態により、マスター・ポートフォリオのポートフォリオは重大な悪影響を被る可能性があり、結果的にマスター・ポートフォリオが投資目的を達成できなくなるまたは投資戦略を利用できなくなる可能性がある。

さらに、マスター・ポートフォリオに対する持分により全部または一部が担保されるマスター・ポートフォリオによる借入れに関連して、マスター・ポートフォリオが負担するレバレッジ水準により、マスター・ポートフォリオに対する貸し手がマスター・ポートフォリオに対する持分を担保に貸付けを行う金額が制限される場合があり、また借入条件には、マスター・ポートフォリオによる借入れに関する債務不履行その他の事態は、マスター・ポートフォリオが絶対的または相対的に一定のレバレッジ限度またはレバレッジ比率を超えることで誘発される可能性があることに関わる誓約が含まれることがある。マスター・ポートフォリオに対する貸し手の利払いまたは元本の返済を受領する権利は、一般的に、マスター・ポートフォリオの投資者のかかる権利よりも優先順位が高く、かかる借入れの条件によって、マスター・ポートフォリオの活動の一部（分配を行う能力を含む。）が制限されることがある。

8.2 ヘッジ取引

マスター・ポートフォリオはヘッジ手法を採用する場合も採用しない場合もある。ヘッジ手法には、先物契約、証券に係る上場および店頭プット・オプションおよびコール・オプション、金融指数、為替先物予約、ならびに様々な金利取引（「ヘッジ商品」と総称する。）を含む多様な金融デリバティブ取引が含まれる。ヘッジ商品は、投資先の投資対象のリスクとは異なるリスクを有する。特に、ヘッジ商品の価格変動とヘッジ対象のポジションの価格変動の相関性の程度は様々であり、これによりヘッジによる損失が、マスター・ポートフォリオのポジションの評価額に対する利益額よりも大きくなる可能性も生じる。さらに、特定のヘッジ商品および市場は、あらゆる場合に流動性がないことがある。その結果、変動の大きな市場では、マスター・ポートフォリオは、当初証拠金をはるかに上回る損失を被ることなく、かかる商品の一部の取引を手仕舞うことができない可能性もある。かかる商品の企図された利用はヘッジ対象ポジションの価値の下落による損失リスクを最小限に抑えることを目的としているが、同時に、かかる利用は、当該ポジションの価値の上昇により生じるであろう潜在的利益を制限してしまう傾向がある。マスター・ポートフォリオがヘッジに成功するか否かは、適切な市場変動を予測する投資顧問会社の能力に左右されるが、かかる能力の保証はない。

また、マスター・ファンドの投資運用会社は、マスター・ポートフォリオを代理してその他の場合においてもヘッジ手法を利用することがある（マスター・ポートフォリオが直接的または間接的に投資する証券その他の商品の価値の下落による損失リスクを最小限に抑えることを目指して利用する場合を含む。）。かかるヘッジ手法が成功するという保証はなく、かかるヘッジ手法は、ヘッジ対象ポジションの価値の上昇により生じるであろう潜在的利益を制限してしまう傾向がある。

9. 通貨リスク

9.1 一般的な通貨リスク

通例として様々な国の通貨に関わる多国籍発行体への投資により、マスター・ポートフォリオの基準通貨で測定されるマスター・ポートフォリオの資産価値は、為替レートの変動による影響を受けるが、マスター・ポートフォリオによる証券投資のパフォーマンスから独立したマスター・ポートフォリオのパフォーマンスにも影響が及ぶ可能性がある。

マスター・ポートフォリオは、その基準通貨に対する外貨エクスポージャーの全部または一部のヘッジを追求することもあれば、追求しないこともある。ただし、マスター・ポートフォリオがかかるヘッジ手法を試みても、証券の価格は為替変動には関係していない個別の要因の結果として変動することがあるため、基準通貨建てでない証券の価格に影響する為替変動に対しては十分にまたは完全にヘッジできないことがある。

9.2 為替レートの変動

為替レートは短期間に大幅に変動する場合があり、他の要因と共に、マスター・ポートフォリオの純資産価額も変動させうる。為替レートは、一般的に、国際的に見た、為替市場における需給、様々な国に投資することの長所短所、実際のまたは予想される金利変動およびその他の複雑な要因により決定される。為替レートはまた、政府もしくは中央銀行による介入もしくは不介入、または世界各国における通貨管理もしくは政治動向による、予想外の影響を受ける可能性がある。通貨取引の実施後のマスター・ポートフォリオの純ポジションを反映すべく調整されるマスター・ポートフォリオの総資産の大部分が特定の国の通貨建てである場合、マスター・ポートフォリオは、かかる国において経済および政治が不利な方向に動くリスクによる影響を受けやすい。

9.3 ソブリン通貨リスク

マスター・ポートフォリオは、ユーロで運用されることができ、かつ／またはユーロならびに／もしくはユーロ建ての債券およびその他の債務を直接もしくは担保として保有することができる。ユーロは、ユーロ圏を形成する複数の主権国家の参加を要件としていることから、かかる国家の信用、一般的な経済および政治状況（当該時点でEUを形成しており、特にユーロ圏内にあるその他の主権国家に対する各主権国家の実際のもしくは意図された継続中の関わりおよび／または支援を含む。）に影響されやすい。これらの要因に変化が生じた場合、マスター・ポートフォリオが投資した証券の価値に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

特に、ユーロ建て債務について、あるソブリン発行体が不履行となった場合、その取引相手およびかかる取引相手に投資しているマスター・ポートフォリオに重大な影響を及ぼす可能性がある。一または複数の国がユーロ圏を脱退した場合、投資主は、マスター・ポートフォリオのユーロ建ての資産および債務が新たな国の通貨またはヨーロッパの新たな通貨単位のいずれかに変換されるリデノミネーション・リスクにさらされることを認識しておくべきである。リデノミネーション・リスクは、該当する金融商品の準拠法、一または複数の国がユーロ圏を脱退する際の方法、各国政府およびその規制機関ならびに国際機関によって課せられるメカニズムおよび枠組み、ならびに異なる裁判所による解釈を含む多くの要因の影響を受ける可能性がある。また、かかるリデノミネーションは、支払い規制および／または資本取引規制を伴う可能性もあり、企業は、契約上、支払い義務を負う場合においても、ユーロ建てで支払いを行う能力および／または意思に関し重大な悪影響を受ける可能性もあり、かかる債務の履行が法律上の条件が良好であるように見える場合においても実際は難しいこともあり得る。

9.4 通貨取引

マスター・ポートフォリオは、様々な通貨取引を行うことができる。通貨取引に関しては、直物または予約の契約および店頭オプションは、取引所または決済機関による保証を欠くため、契約上の不履行が生じた場合、マスター・ポートフォリオは未実現利益、取引費用および当該契約のヘッジ効果を失う可能性があり、また、購入約束または売却約束がある場合は、これを時価でカバーすることを余儀なくされる可能性がある。同時に通貨ポジションを維持しつつ全面的に証券にマスター・ポートフォリオが投資される限りにおいては、当該マスター・ポートフォリオは、より大きな複合リスクを負う可能性がある。通貨取引の使用は高度に専門的な活動であり、通常のポートフォリオ証券取引に関わるリスクとは異なる投資手法とリスクを伴う。投資顧問会社による市場価格および為替レートの予測が正しくない場合、マスター・ポートフォリオの投資パフォーマンスは、このような投資手法が使用されなかった場合に比べ悪くなる可能性がある。

マスター・ポートフォリオは、様々な通貨間の転換に関連する経費を負担することがある。為替ディーラーは、様々な通貨の購入価格と売却価格の差額に基づき利益を実現する。そのため、ディーラーは、通常、マスター・ポートフォリオに対してあるレートで通貨の売却を提示する一方で、マスター・ポートフォリオがディーラーに売却する場合にはそれよりも低い為替レートを提示する。

9.5 通貨の取引相手方リスク

外国為替市場における契約は、規制当局により規制されておらず、かかる契約は、市場またはその決済機関による保証もない。よって、記録保持、財務上の責任または顧客資金もしくはポジションの分離保管に関する義務はない。取引所で取引される先物契約と比較して、銀行間の証書は、かかる契約の実施を約したディーラーまたは相手方に依存している。その結果、銀行間の外国為替契約は、規制ある市場で取引される先物またはオプションよりも多くのリスクにさらされており、これには、マスター・ポートフォリオが為替予約を締結する相手方の不履行による債務不履行リスクが含まれるが、これに限定されない。マスター・ファンドの投資運用会社はマスター・ポートフォリオを代理して責任を果たしうる取引相手方と取引を行う予定であるが、取引相手方が契約上の義務を履行しなかった場合、マスター・ポートフォリオは想定外の損失を被る可能性がある。

9.6 基準通貨以外の通貨への投資

投資顧問会社は、（マスター・ポートフォリオのために）マスター・ファンドの資産の大部分を、基準通貨以外の通貨または基準通貨以外の通貨建ての商品に投資することがあり、それらの価格は、基準通貨以外の通貨を基準に決定される。ただし、マスター・ファンドは、自ら保有する証券その他の資産を基準通貨で評価する。マスター・ファンドの資産の価値は、基準通貨の為替レートおよび様々な現地市場における様々な現地通貨でのマスター・ファンドの投資対象の値動きによって変動する。そのため、マスター・ファンドが投資を行うその他の通貨に比べて基準通貨の価値が上昇した場合、その現地市場におけるマスター・ファンドの投資証券の価格の上昇による効果が低減され、かつ、かかる価格の下落による影響が増大される。反対に、基準通貨の価値が下落した場合には、マスター・ファンドの保有する基準通貨以外の通貨建ての投資証券に反対の影響が及ぶ。

10. マスター・ファンドの仕組みおよび運用

10.1 マスター・ファンドの定款（以下「定款」という。）の変更はすべての投資主を拘束する

定款は、マスター・ファンドの投資主の所定過半数の必要な同意をもって変更することができる。定款には、投資主が自身の利益全般に影響を及ぼす事項につき検討し、および議決権を行使するために総会を招集し、これに出席することを定めた規定が含まれる。当該総会において可決された決議は、すべての投資主（当該総会に出席せず、議決権を行使しなかった投資主および過半数に反する方法で議決権を行使した購入者を含む。）を拘束することができる。

10.2 マスター・ファンドに係る変更はすべての投資証券保有者を拘束する。

マスター・ファンドは、（i）特定の場合にはマスター・ファンドの投資主の承諾を得ずとも、および（ii）その他の特定の場合にはマスター・ファンドの投資主の定められた過半数からの必要な承諾を得た上で、ならびに／または（iii）マスター・ファンドの投資主に対しかかる変更に関する事前の通知を行い、一定期間にわたり無償で自ら保有する投資証券の買戻しを行うことができる権利を付与した上で、マスター・ファンドの投資証券に係る条項および条件を変更することができる。投資証券に係る条項および条件には、投資主が自らの利益全般に影響する事項について検討および議決するために総会を招集し、これに出席することを定めた規定が含まれる。かかる総会において可決された決議は、すべての投資主（関連する総会に欠席し、かかる総会において議決権を行使しなかった投資主および過半数に反する態様で議決権を行使した投資主を含む。）を拘束することができる。

10.3 相互的悪影響

定款に別途規定されない限り、ルクセンブルク法に従い、マスター・ファンドは第三者に対して一体として義務を負うべきではなく、そのポートフォリオ間で債務の相互影響の潜在的可

能性があるべきではない。よって、ルクセンブルク法上、各マスター・ファンドのポートフォリオは「リング防護」されており、単一の資産負債プールを成すとみなされ、従って、マスター・ファンドの投資主および債権者の権利は各マスター・ファンドのポートフォリオの資産に限定されるべきとされる。しかし、他の法域の裁判所でマスター・ファンドに対し訴訟が提起された場合に、マスター・ファンドのポートフォリオの分離性が必ず維持されると明確に保証することはできない。さらに、マスター・ファンドの目論見書に記載されるプール構造および付属書Aに記載される相互投資はマスター・ファンドのポートフォリオ間の相互的悪影響を増大させる可能性がある。

あるマスター・ポートフォリオの各種の投資証券クラスに帰属する資産と負債間には法律上の分離は存在しない。各投資証券クラスの資産と負債は、マスター・ファンドの管理事務代行会社が内部的に各投資証券クラスに帰属させる。かかる分離は、請求権がルクセンブルク法上もたらされるか否かに関わらず、第三者債権者によって容認されないことがある。一部の取引に係る一定の経費および費用（例えば、外国為替ヘッジに関連する上記の経費および費用）は第三者および特に債権者（例えば、為替先物予約の取引相手方）に関する関連するクラスに配分されるが、マスター・ポートフォリオは、単一の資産プールとみなされる。マスター・ポートフォリオは、かかる債務がマスター・ポートフォリオの特定の投資証券クラスに帰属するものである場合であっても、かかる債務のすべてについて全体として責任を負う場合がある。ただし、特定の取引相手方との間でその他の条件が合意されている場合を除く。

10.4 誤り、誤りの修正方針および受益者への通知

マスター・ファンドの取締役は、マスター・ファンドの保管銀行と協議の上、投資目的、投資方針または投資制限の違反およびマスター・ポートフォリオの純資産価額の計算または申込みおよび買戻しの処理における誤りについて、修正措置が必要か否か、またはマスター・ファンドもしくはその受益者に対し補償を支払うべきか否かを決定するため、検討を行う。

マスター・ファンドの取締役は、その単独裁量により、誤りの修正を承認することができ、これにより投資証券の申込みおよび買戻しの処理に影響が及ぶ可能性がある。適用法に従い、マスター・ファンドの取締役は、修正措置が講じられた場合またはマスター・ファンドもしくはその受益者への補償が支払われる場合に何らかの制限となりうる誤りの解決に関して重要性に関する方針に従うことができる。さらに、適用法に合致するとマスター・ファンドの取締役により承認された方針に従い、必ずしもすべての誤りが補償すべき誤りになるとは限らない。したがって、補償すべき誤りまたはその他の誤りが発生した期間に投資証券を購入したまたは買い戻したマスター・ポートフォリオの投資主は、補償すべき誤りまたはその他の誤りの解決に関連して補償を受けられない可能性がある。

受益者は、誤りの修正に、かかる受益者が保有する投資証券の口数、かかる投資証券が発行された時の投資証券1口当たり純資産価格、またはかかる受益者に支払われる買戻代金に対する調整が必要でない限り、誤りの発生またはその解決について通知されない可能性がある。

投資顧問会社の誤りおよび誤りの修正に関する方針についての追加の情報は、投資顧問会社のフォームADVパート2Aに記載されている。投資顧問会社のフォームADVパート2Aの写しはSECのウェブサイト（www.adviserinfo.sec.gov）で入手することができる。投資顧問会社は、いつでも、その単独の裁量により、マスター・ポートフォリオの投資主に対し通知を行わずとも、その誤りおよび誤りの修正に関する方針を変更または追補することができる。

10.5 純資産価額の調整

取引日において効力を有していた純資産総額が不正確であったため、個別の受益者に対して不正確な口数の受益証券が発行されているとマスター・ファンドがいずれかの時点で判断した場合、マスター・ファンドは、当該受益者の公平な扱いのために必要であるとマスター・ファンドが判断する取決めを行うことができる。このような取決めには、状況に応じて、当該受益者の受益証券の一部を追加的対価なしに買戻し、または対価なしに当該受益者に対して新たな

受益証券を発行し、このような買戻しまたは発行の後に当該受益者により保有される受益証券の口数が正確な純資産総額に基づき発行されていた場合の受益証券の口数と同じになるようにすることなどがある。ある取引日に関して純資産価額が誤っていたとの判断は、純資産価額に反映されている税金その他の債務がその発生額を下回っているまたは上回っているとマスター・ファンドの取締役が専門家の助言に基づき後日判断した場合になされることがある。また、投資証券の買戻し（投資主による全部の買戻しに関連するものを含む。）が行われた後の時点において、かかる買戻しにより当該投資主または元投資主に支払われた金額に重大な誤りがあったとマスター・ファンドが判断した場合（当該投資主もしくは元投資主が当該投資証券を購入した際またはかかる買戻しが実行された際の純資産価額に重大な誤りがあったことによる場合を含む。）、マスター・ファンドは、当該投資主または元投資主に対し、正確な純資産価額で買戻しが実行されていれば当該投資主または元投資主が受領する権利を有したであろうとマスター・ファンドが判断する追加金額を支払うか、または、マスター・ファンドの単独の裁量により、当該投資主または元投資主から、当該投資主または元投資主が受領したとマスター・ファンドが判断する過払額の支払を求め（当該投資主または元投資主は、かかる過払額を支払う義務を負うものとする。）、いずれの場合も利息は付さないものとする。さらに、マスター・ファンドは、義務を負うわけではないものの、支払われた金額が誤っていた場合（ただし、重大な誤りではない場合とする。）、上記の調整を行うことがある。マスター・ファンドが受益者または元受益者からこのような金額の支払いを求めないことを選択した場合、またはマスター・ファンドが受益者または元受益者からこのような金額を徴収することができない場合、純資産総額は、このような金額が徴収されていた場合よりも少ない金額となる。

特定の場合において、マスター・ファンドは、これまで発生額のない過去の期間に帰属する直接債務もしくは間接債務（税金債務を含む。）に関して支払を行わなければならないか、または適用法に基づく制限に従い、かかる直接債務もしくは間接債務の発生額を計上することを決定することがある。過去の期間に適用された該当する投資証券の純資産価額がその時点の会計基準に基づき必ずしも誤りではなかった場合であっても、マスター・ファンドは、マスター・ファンドの取締役の単独の裁量により、適用法に基づく制限に従い、直接債務または間接債務の負担額を、マスター・ポートフォリオの投資主および元投資主により当該債務が発生または存在した期間におけるマスター・ポートフォリオに対する各自の持分に応じて当該直接債務または間接債務が負担されるよう、またはマスター・ファンドが公正かつ合理的と判断するその他の方法によりマスター・ポートフォリオの投資主および元投資主の間で配分するために措置を講じることが適切であると判断することがある。かかる措置には、前段落に記載される一または複数の取決め（純資産価額（過去の期間の純資産価額を含む。）の調整、投資主の投資証券の部分的買戻しまたは投資主に対する追加の投資証券の無償発行、およびマスター・ポートフォリオの投資主または元投資主から分配済の金額の払戻しを求めることを含む。）が含まれることがある。

10.6 「公正価値」価格および投資顧問会社に支払われる報酬への影響

特定の場合において、評価会社は、（マスター・ファンドの評価者としての役割において）マスター・ファンドおよびその子会社の資産の一部の「公正価値」価格を提供しなければならないことがあり、その上、かかる場合において、評価会社の「公正価値」は、次に入手可能なかかる資産の市場価格とは大きく乖離することがある。投資家は、かかる場合において、評価会社が投資顧問会社の関連当事者である場合には利益相反の可能性が生じることがあることに留意すべきであり、証券の推定実現価格の見積額が高いほど投資顧問会社に支払われる報酬も高くなる。

10.7 申込金の受領前、および申込効力発生日前の取引

マスター・ポートフォリオは、投資顧問会社の単独の裁量により、総販売会社、副販売会社もしくは日本における販売会社により受領された申込書を基準に、受益証券の申込みの効力発

生日以前にいつでも取引を開始することができる。さらに、前述の一般性を限定せず、投資顧問会社の単独の裁量により、マスター・ポートフォリオは、申込みに関わる資金の受領を基準に、申込みの効力発生日以降であれば、かかる資金が当該効力発生日に受領されていない場合でも、取引を実施できる。マスター・ファンドの原口座約款に従い、投資者または投資予定者は、申込みの効力発生日現在の当該金額の受領を基準にしたマスター・ポートフォリオの取引の結果生じた損失または費用を含む、申込金の不払いまたは支払遅延に起因してまたはそれに関連して生じる損失または費用に対する責任を有する。こうした行為は、マスター・ポートフォリオに悪影響を及ぼすことがある。申込金の不払いまたは支払遅延は、マスター・ポートフォリオに損失および費用を生じさせ、マスター・ポートフォリオは該当する投資者または投資予定者からかかる損失または費用を完全には取り戻せないことがある。さらに、投資顧問会社は、実施されていない申込みを予想して、マスター・ポートフォリオのために投資またはその他ポートフォリオ決定を行うことができるが、かかる申込みが行われないことや、遅延がなかった場合には、マスター・ポートフォリオに悪影響を及ぼすことがある。

さらに、特定の種類の資産（ローン・パーティシペーションなど）の取引を実行するために必要となる期間が延長されることにより、申込みまたは買戻しを見越してマスター・ポートフォリオが行う取引の決済は、取引見込日より大幅に前倒しされるかまたは後ろ倒しされる場合がある。したがって、かかる取引は、マスター・ポートフォリオがエクスポージャーを得るレバレッジ額を増大または減少させる効果を有することがある。申込みを見越して取引日より前に行われる取引に関し市場のリスクおよびリターンならびに信用リスクを負うのは、（申込みを行う投資者ではなく）マスター・ポートフォリオの投資者である。同様に、関連する取引日を過ぎて実行されるマスター・ポートフォリオの買戻しより前に行われる取引に関し市場のリスクおよびリターンならびに信用リスクを負うのは、（買戻しが行われる投資者ではなく）マスター・ポートフォリオの投資者である。

10.8 現物分配

マスター・ポートフォリオは、原則として、買戻しが行われた投資証券に関する買戻代金およびその他の分配金（もしあれば）を現金で支払う予定である。ただし、マスター・ポートフォリオは、その裁量において（ただし、特定の場合において、かかる裁量は、関連する投資主の承諾または承認を得ることが条件とされる。）、投資主に対し、分配（買戻しが行われた投資証券に関する分配を含むが、これに限定されない。）の全部または一部を現物で行う権利を有する。

マスター・ポートフォリオがかかる証券の分配を行う場合、投資主は、分配される証券がマスター・ポートフォリオの比例按分額を完全に反映したものであるとは限らないリスクを負い、また投資主は、かかる証券を処分するために仲介手数料その他の経費を支払わなければならないことがある。さらに、マスター・ポートフォリオにより分配される証券その他の資産は、容易に販売可能または売却可能であるとは限らず、無期限の期間にわたって投資主（またはかかる資産を保有するために設立された特別目的ビークルもしくは清算トラスト）が保有しなければならない可能性がある。かかる証券の清算に関連して発生する損失リスクおよび遅延リスクならびに費用（該当する特別目的ビークルまたは清算トラストの設立および維持に伴う費用、ならびに仲介手数料その他の経費を含む。）は、該当する投資主が負担するが、これにより、当該投資主は、かかる分配が現金で行われていれば受領したであろう現金よりも少ない現金しか最終的に受領できない可能性がある。現物で分配される資産は、通常、該当する分配日に評価されるものの、かかる資産の評価は変動し、かかる分配の目的でかかる資産に付された価格が、かかる資産の処分（または結果的に生じる清算）に関連して実現される実際の金額を反映したものであるとは限らない。

10.9 受益証券の追加募集に適用される特別留意事項

マスター・ポートフォリオの投資証券の募集は、マスター・ファンドの取締役が決定する時期に行うことができ、かかる募集は、マスター・ファンドの取締役が決定する時期に終了する。マスター・ファンドの取締役は、特定の日において、マスター・ポートフォリオの一部の投資主および／またはマスター・ポートフォリオの投資主となる予定の者（ゴールドマン・サックスおよびゴールドマン・サックスの一部の従業員（投資顧問会社の投資チームのメンバーを含む。）を含むが、これらに限定されない。）に限り投資証券の申込みを認めることがある。かかる申込みは、マスター・ファンドの取締役が決定する時（マスター・ポートフォリオが不利なパフォーマンスに見舞われている時、マスター・ポートフォリオもしくは市場がボラティリティに見舞われている時、または流動性その他の目的のためにマスター・ポートフォリオが追加の現金を調達することが望ましいとマスター・ファンドの取締役が判断する時を含むが、これらに限定されない。）に行われる。ゴールドマン・サックスは、マスター・ポートフォリオのその他の投資主および／またはマスター・ポートフォリオの投資者となる予定の者が投資を認められていない時にマスター・ポートフォリオと並行して投資を行うマスター・ポートフォリオ、一もしくは複数のフィーダー・ファンドおよび／または一もしくは複数のその他の投資ビークルに多額の追加投資を行う可能性がある。かかる追加投資は、かかる投資が行われる前のマスター・ポートフォリオの投資ポートフォリオに対する既存投資主の間接的な持分を希薄化する可能性があり、マスター・ポートフォリオによる将来の投資のパフォーマンスが過去の投資を下回った場合には、マスター・ポートフォリオに対するかかる投資主の持分が悪影響を受けることがある。

さらに、受益証券の当初募集後に取得された受益証券は、多大なオープン・ポジションを有するマスター・ポートフォリオに対する持分を表章している。かかる受益証券が当該受益証券の取得以前の期間につき保有していたマスター・ポートフォリオのオープン・ポジションに対する持分を有するため、かかるポジションに対する投資顧問会社の取引アプローチの適用が、追加受益証券のパフォーマンスと、これ以前に発行済の受益証券のパフォーマンスに対するものとは、質的に異なる効果を生じる可能性がある。例えば、未決済取引が多大な利益を発生さ

せた後は、（一定のレベルまでの）その後の損失は、それ以前の利益の一部に限った割戻しであるとなされ、実質的な損ではないとみなされるため、投資顧問会社が多額の取引アプローチが、ポジションの損失に対する許容度が上がる中で、より積極的になり、ポジションの規模が増大する。継続募集の受益証券の購入者は、当該受益証券を購入した日以前のオープン・ポジションにかかる利益の恩恵を受領することはないため、その後の損失は、当該保有者についての完全な損失となり、一部利益の割戻しとはならない。さらに、マスター・ポートフォリオによる特定の取引アプローチが、事前に決定した利益額を発生させた後は、ポジションを清算または部分的に清算することにより、利益確定戦略を採ることがある。新規受益証券が、発行日以前のかかる利益の恩恵を受けないため、当該受益証券を保有する受益者は、投資顧問会社の「利益確定」により（大きな利益を継続して生み出していた）ポジションを清算せられ、全く自身の利益になっていないということになる。特定のポジションのパフォーマンスだけでなく、ポートフォリオ全般のパフォーマンスに基づく同様の分析を適用する一般に同様の効果を有するアプローチもある。

10.10 米国人に係る強制買戻しのリスク

マスター・ファンドの取締役は、管理会社に対し、（マスター・ファンドの販売者としての役割において）適用ある方針および手続きに基づきマスター・ファンドへの投資が認められる容認された米国人の数を都度決定する権限を付与しており、これに伴い、マスター・ファンドの取締役は、かかる投資主が投資証券の保有を継続することがマスター・ファンド（マスター・ポートフォリオを含む。）またはその投資主全体に不利な税務上、金銭上、法務上、規制上または重大な管理事務上の不利益をもたらす可能性がある場合には、米国人が保有する投資証券の強制的な譲渡または買戻しを要求することがある。あるマスター・ポートフォリオへの投資が認められている容認された米国人の数は、他のマスター・ポートフォリオへの投資が認められている容認された米国人である投資主の数に影響することがあり、またいずれかのマスター・ポートフォリオにおける大量の申込みまたは買戻しは、別のマスター・ポートフォリオへの投資が認められている容認された米国人の数に影響することがあり、かかる容認された米国人が保有する投資証券の強制買戻しまたは投資が認められる容認された米国人を追加することが一時的もしくは永久的に禁止されることにつながる場合があることに留意すべきである。

10.11 大量買戻しのリスク

マスター・ポートフォリオ（ゴールドマン・サックスが運用する一または複数のその他の投資信託または勘定を含むが、これらに限定されない。）の投資主から一時期に集中した大量の買戻し請求があった場合、マスター・ポートフォリオは、買戻しの資金に充てるために現金を調達する目的で、また縮小した資産基盤を適切に反映したポートフォリオを実現する目的で、本来であれば望ましい時期よりも迅速に一定の投資対象を清算する必要に迫られることがある。大量の買戻し請求により、マスター・ポートフォリオの投資プログラムの実行を成功させる投資顧問会社の能力は制限されることがあり、買い戻される投資証券の価格および買い戻されずに残存する投資対象の価格に悪影響が及ぶ可能性がある。また、買戻し請求の受領後、マスター・ポートフォリオは、該当する取引日に先立って資産の清算を行わなければならないことがあり、これにより、マスター・ポートフォリオは、現金または流動性の高い投資対象を当該取引日まで保有することになる場合がある。かかる期間中、マスター・ポートフォリオの投資プログラムの実行を成功させる投資顧問会社の能力は損なわれる可能性があり、その結果マスター・ポートフォリオのリターンは悪影響を受ける場合がある。

さらに、大量の買戻し請求が行われた期間にかかわらず、結果としてマスター・ポートフォリオの純資産価額が減少することで、マスター・ポートフォリオが利益を生み出すまたは損失を取り戻すことがより困難になる場合がある。投資主は、特定の取引日に関して大量の買戻し請求があったことの通知をマスター・ポートフォリオから受領することはないため、買戻しを行う

投資主よりも先にまたはかかる投資主と同時期に自ら保有する投資証券またはその一部の買戻しを行う機会を得られない可能性がある。特定の場合において、マスター・ポートフォリオは、買戻しを停止または延期することを認められることがある。

限られた期間内に大量の買戻請求が集中するというリスクは、マスター・ポートフォリオが仕組み商品の募集に直接または間接的に関連する投資対象（かかる仕組み商品、特に、満期が決まっている仕組み商品に基づくポジションのヘッジに関連するものを含むが、これに限られない。）を受け入れた場合に高まる可能性がある。マスター・ポートフォリオは、マスター・ポートフォリオがその単独裁量により決定するところに従い、かかる投資対象を受け入れる場合もあれば、受け入れない場合もあるが、かかる投資は、いつでも、最大でマスター・ポートフォリオの純資産価額の相当部分を占める可能性がある。

マスター・ポートフォリオの投資主または投資者がマスター・ポートフォリオの相当数の投資証券の買戻しを請求した場合、マスター・ファンドの取締役は、マスター・ポートフォリオに制限を設け、将来の買戻数を制限するか、またはその他著しく縮小した資産規模でマスター・ポートフォリオを継続するよりもマスター・ポートフォリオを終了することを決定することがある。早期にマスター・ポートフォリオを終了する決定がなされた場合、マスター・ポートフォリオのリターン、ひいてはマスター・ポートフォリオの投資主に悪影響が及ぶ可能性がある。

マスター・ポートフォリオが保有する証券が指数に組み込まれる（または以前に組み込まれていた指数から除かれる）場合、投資家は当該指数の構成に基づきその投資の決定を行うため、当該マスター・ポートフォリオの純資産価額が変動する可能性があることを投資家は承知しているべきである。多額の投資の追加または投資の引揚げが、マスター・ポートフォリオの基本費用に不利な影響を生じることがある。

10.12 子会社保有会社

マスター・ファンドは、特定の法域においてマスター・ポートフォリオの投資プログラムを推し進める目的で、随時、一または複数の完全所有特別目的子会社を設立することがある。かかる特別目的子会社の設立および管理は、マスター・ポートフォリオが負担する費用の増大につながる可能性がある。また、かかる子会社を通じた投資活動の遂行による便益は、マスター・ポートフォリオが投資する国の政治動向または法律の整備による悪影響を受ける場合がある。

10.13 議決権および株式閉鎖

その時々、マスター・ポートフォリオの保有する証券の発行体は、当該証券に関するコーポレート・アクションを開始することがある。持分証券に関する会社行為には、とりわけ、一定の価格での当該証券にかかる新規株式の購入または既存株式の公開買付の申し出を含むことがある。債務証券に関するコーポレート・アクションには、とりわけ、債務証券の期限前償還または債務証券の株式への転換の申し出を含むことがある。マスター・ファンドはその裁量により、マスター・ポートフォリオによって保有される投資対象（マスター・ポートフォリオが保有する他のファンドの受益証券を含む。）に関連して行使可能なすべての議決権またはその他の権利を行使することができ、または行使を手配することができる。かかる権利の行使に関連して、マスター・ファンドは議決権またはその他権利の行使のための指針を定めることができ、またマスター・ファンドはその裁量で、かかる議決権またはその他権利を行使しないこと、または行使の手配をしないことを選択することができる。

一部のコーポレート・アクションは任意のものである。すなわち、マスター・ファンドは、時宜を得たその実行を選択する場合にのみコーポレート・アクションに参加することができる。一定のコーポレート・アクションへの参加は、マスター・ポートフォリオの価値を高めることがある。

マスター・ファンド、管理会社または投資顧問会社が任意のコーポレート・アクションについてマスター・ファンドの保管銀行から事前に十分な通知を受けている場合、投資顧問会社または管理会社は、（商業上合理的なアクセス方法で情報を入手することができない故に）マスター・ポートフォリオが当該コーポレート・アクションに参加するか否かを決定するため誠実にその裁量権を行使する。マスター・ファンド、管理会社または投資顧問会社が任意のコーポレート・アクションについて事前に十分な通知を受けていない場合、マスター・ポートフォリオは、当該コーポレート・アクションに参加することを適時に選択することができないことがある。任意のコーポレート・アクションへの参加または不参加の結果、マスター・ポートフォリオの価値にマイナスの影響が及ぶことがある。

一部の投資対象は「株式閉鎖」の対象となることがある。かかる閉鎖は、影響を受ける投資対象に対する実質的権利を有する者の委任代理人として行為する関係保管人による議決権またはその他権利の行使に資するため、投資対象が保管システム上「凍結される」時に発生する。株式閉鎖は概して、予定される関係投資対象の投資者総会の1日ないし20日前に発生する。かかる投資対象は、それらが「凍結されている」間は取引されない。従って、かかる非流動性を軽減するために、マスター・ポートフォリオ（またはその代理人）は、「株式閉鎖」の対象となりうる投資対象に関わる議決権の行使を控えることがある。

投資家は、マスター・ポートフォリオの資産に関する議決権の行使についての戦略の概要を管理会社のウェブサイトにおいて入手することができる。投資家は、かかる戦略に基づき行われる措置の詳細に関する文書を管理会社の登記上の事務所において、請求により、無料で入手することができる。

10.14 マスター・ポートフォリオが用いる投資戦略の変更

投資顧問会社は、その単独の裁量により、マスター・ポートフォリオの投資主に対し事前の通知を行わずとも、また制限なく、随時、マスター・ポートフォリオの投資目的および投資方針の範囲内において、追加の投資戦略を用いることおよび／もしくは投資戦略を撤廃、代替もしくは修正することができ、またはマスター・ポートフォリオの資産の全部もしくは大部分を、その時点でマスター・ポートフォリオのために用いている単一の投資戦略もしくは取引種類に配分することができる。

投資顧問会社は、その時々において関連するとみなす一または複数の要因（とりわけ、流動性の制限および投資顧問会社が魅力的とみなす機会の利用可能性を含む。）に基づき、かかる決定を行う。マスター・ポートフォリオが用いる戦略が適切である、適切に実行される、もし

くはこれに関連する投資顧問会社の決定が効果を生む、またはその他マスター・ポートフォリオに悪影響を及ぼさないという保証はない。

投資主は、マスター・ポートフォリオが用いる投資戦略の決定（およびその変更）に関する投資顧問会社の決定を評価する機会およびかかる決定がなされる前に自ら保有する投資証券の買戻しを行う機会を得ることはない。

また、投資顧問会社またはその関連会社は、随時、様々な資産クラスにまたがって新たな取引戦略を策定および実行することができる。ただし、投資顧問会社またはその関連会社（該当する方）は、特定の戦略について、マスター・ポートフォリオではなく、別の投資信託または勘定のポートフォリオの一部として含める方がより適切であると判断することがある。したがって、投資顧問会社は、戦略上の適合性その他ポートフォリオ運用に関する留意事項（マスター・ポートフォリオのかかる戦略に対する能力、戦略およびその原商品の流動性、マスター・ポートフォリオの流動性、マスター・ポートフォリオのポートフォリオ構成全体に関連する戦略のビジネス・リスク、マスター・ポートフォリオのための戦略における有効性の欠如、マスター・ポートフォリオのための戦略のリターン期待値、および投資顧問会社に関連するとみなすその他の要因を含むが、これらに限定されない。）などの要因に基づき自らが策定した、マスター・ポートフォリオの投資目的およびその目論見書補遺に記載されるマスター・ポートフォリオの投資戦略の一般的区分と合致する特定の戦略を、マスター・ポートフォリオに割り当てないことを選択することがある。例えば、かかる判断には、マスター・ポートフォリオ全体の規模、戦略における機会利用の制約およびマスター・ポートフォリオのためのその他の戦略の利用可能性を踏まえると、ある特定の戦略がマスター・ポートフォリオに有意な影響を与えることはないという点に対する考慮が含まれることがある（ただし、必ずしもかかる考慮が含まれるとは限らない。）。そのため、かかる戦略は、マスター・ポートフォリオではなく、投資顧問会社が運用するその他の勘定および投資信託に割り当てられることがあり、その逆の場合もある。「利益相反」の項を参照されたい。

10.15 リスク・バジェットिंग

投資顧問会社は、通常、投資顧問会社がいつでもおよび随時決定するそのリスク・バジェットに従い、マスター・ポートフォリオの資産をマスター・ポートフォリオの様々な投資対象および投資戦略に配分するよう努め、その単独の裁量によりこの配分を随時リバランスする。投資顧問会社は、ポートフォリオ運用においてリスク・バジェットिंगが主要コンセプトであると強く確信している。投資顧問会社がかかる配分時においてリスクに対するリターンが最大化されると考える方法で、様々な投資エクスポージャーにリスクを配分するよう努めるが、投資顧問会社がこれに成功するという保証はない。投資顧問会社は、ポートフォリオの投資戦略の使用により達成される分散は、当該目的に合致していると考えているが、投資顧問会社は、追加の投資戦略を活用するかまたはいずれかの投資戦略を排除もしくは交換する完全な裁量を有しており、これによって、いつでも、マスター・ポートフォリオがただ一つの投資戦略を利用することになる可能性があり、また、マスター・ポートフォリオまたはマスター・ポートフォリオの投資対象が利用する戦略が、十分に分散されていること、または互いに相関性が低いことについての保証はなく、集中リスクの増大を招く可能性がある。効果的なリスク・バジェットングには、リスクの予測能力が要求されるが、リスクが適切に予想されるか、またはかかる戦略の実行が成功するという保証はない。

投資顧問会社は、これまでに認められたボラティリティおよび相関関係に基づきリスクを予測しようとする独自のリスク・モデルを有している。常に変化している市場のリスクを的確に把握するために、かかるモデルの一部は日次データを用いて更新がなされ、またより新しいデータが重視される。マスター・ポートフォリオの投資戦略間および投資対象間におけるマスター・ポートフォリオの資産の配分も、投資顧問会社の利用するモデルのアウトプット、または投資顧問会社が配分を行う際に活用しうる裁量権に基づき、随時変更することができる。当該モデルは、とりわけ、戦略および投資対象のリスクレベルおよびボラティリティ、ならびに

戦略および投資対象間の相関性に対する、相対的なリターンを予想する。ただし、当該モデルは、特定の戦略および投資対象に関する過去のデータの不足、特定のデータに関する裏付けとなる仮定もしくは見積りの誤り、もしくは当該モデルのその他の欠陥、または、将来の事象が必ずしも過去の典型に従わないことを含む様々な理由により、かかる要因を正確に予想することができないことがある。投資顧問会社のモデルが適切であり、投資顧問会社が適切に当該モデルを活用し、または投資顧問会社によるリスク・バジェティングの利用が適切であるという保証はない。

10.16 リスク管理

リスク管理には、可能な限り正確にポートフォリオのリスクを判断することが必要とされる。このプロセスは、リスクの監視を試みることを含意しているが、低リスクであることとは混同されるべきではなく、低リスクであることを含意するものではない。投資顧問会社のポートフォリオ構築と戦略を組み合わせた手法は、マスター・ポートフォリオのポートフォリオがさらされるリスクを把握することを目的としているが、かかる予測には誤りが生じやすい。リスク管理の機能の特徴は、市場におけるショックに対する適時のポートフォリオ調整に関して準備し、詳細な計画を立てておくことである。管理会社は、各戦略のリスクおよび戦略の相関関係を監視する。これらのデータは、統合され、ポートフォリオ全体の投資リスクの単一の指標となる。

10.17 リスク算定

管理会社は、適用法令ないし会計基準に基づき、マスター・ポートフォリオに適用される法令のもとでリスク測定法を算定するために第三者のリスク管理サービス提供者を利用することがある。かかる提供者は、管理会社との契約により実行される商取引上の取決めの一貫として、提供サービスについて、管理会社に対するその責任に上限を設けることがある。ただし、管理会社はマスター・ポートフォリオのリスク管理について全責任を負う。マスター・ポートフォリオは、上記に関連してかかる主体に対して支払われるべき報酬について責任を負っている。

11. 規制上の問題

11.1 増加および変更しつつある規制

近年の世界的な金融危機以来、金融サービス（資産運用業界を含む。）に対する政治上および規制上の監視が強化されている。

また、ヨーロッパ、米国その他の国の規制当局が、特に資産運用業界を対象とする、厳しい法律（税法を含む。）もしくは規制、法律もしくは規制の変更、その解釈もしくは施行の変更、またはマスター・ファンドに悪影響を及ぼす可能性のあるその他の変更を導入する重大なリスクが存在する。

将来における税金その他に関する法律の制定または規制により、マスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオに多額の税金その他の経費が生じる可能性があり、またはマスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオの設立方法もしくは運営方法の大幅な改編が必要となることがある。

11.2 規制の不確定性

近時に制定された法律（ドッド・フランク法およびかかる法律に従い策定が必要とされる規制を含む。）に関しては大きな不確定性があるため、かかる法律が最終的にマスター・ファンド、そのポートフォリオならびにこれらが取引および投資を行う市場に及ぼす総合的な影響については定かではない。かかる不確定性および結果として生じる混乱自体もまた、市場の効率的な機能発揮および特定の投資戦略の成功に支障を及ぼす可能性がある。さらに、マスター・ポートフォリオの取引戦略を追求する能力は、マスター・ポートフォリオに適用される追加の

規制上の要件（ゴールドマン・サックスのその他の活動に起因して課される要件など（ゴールドマン・サックスが銀行持株会社として規制を受けることを選択したことにより課される要件または特定の投資者もしくは特定の種類の投資者がマスター・ポートフォリオに投資することにより課される要件を含むが、これらに限定されない。））または規制上の要件の変更により悪影響を受けることがある。「11.3 銀行持株会社としての規制」の項および「11.5 ボルカー・ルール」の項を参照されたい。ゴールドマン・サックス、マスター・ファンドおよび／またはそのポートフォリオに適用される現行の規制の変更または新たな規制により、マスター・ファンドおよび／またはマスター・ポートフォリオは、重大な悪影響を被る可能性がある（マスター・ポートフォリオが多額の税金その他の経費を請求されることにより、マスター・ポートフォリオの設立方法もしくは運営方法の大幅な改編が必要となることにより、またはその他の方法でマスター・ポートフォリオが制限を課されることにより重大な悪影響を被る場合を含むが、これらに限定されない。）。

11.3 銀行持株会社としての規制

ゴールドマン・サックスは、1956年米国銀行持株会社法（改正済）（以下「BHCA」という。）の趣旨内ではマスター・ファンドを「支配する」とみなされるため、BHCAにより課される制限および関連する規制はマスター・ファンドに適用されることが見込まれる。従って、BHCAおよびその他の適用ある銀行法、規則、規定、指針、ならびに連邦準備制度理事会（以下「連邦準備制度理事会」という。）を含むがそれに限定されない所管監督機関によるそれらの解釈および運用は、投資顧問会社、管理会社、マスター・ファンドの取締役、ゴールドマン・サックス、およびそれらの関連会社を一方としマスター・ファンドを他方とした取引およびそれらの間の関係を制限することがあり、またマスター・ファンドによる投資や取引およびマスター・ファンドの事業運営を制限することがある。ゴールドマン・サックスおよびマスター・ファンドに適用されるBHCA規制は、とりわけ、マスター・ファンドの特定の投資を行う能力、特定の投資の規模を規制し、マスター・ファンドの投資対象の一部またはすべての保有期間に上限を設定し、投資顧問会社が、マスター・ファンドの投資先である会社の管理および運営に参加できる可能性を制限し、ゴールドマン・サックスがマスター・ファンドに投資する能力を制限する。

さらに、一部のBHCAの規定は、関連主体により所有、保有または支配されるポジションの合算を要求することがある。従って、一定の場合にはゴールドマン・サックスとその関連会社（管理会社および投資顧問会社を含む。）が顧客勘定や自己勘定で保有するポジションは、マスター・ポートフォリオにより保有されるポジションとの合算が必要とされることがある。かかる場合においてBHCAの規定が保有ポジション額の上限を課す場合は、ゴールドマン・サックスは自己勘定または他の顧客勘定で投資を行う上で利用可能な機能を利用することがあり、それによりマスター・ポートフォリオは一部投資を制限ないし清算しなければならないかもしれない。「利益相反」の項を参照のこと。

上記の規制が将来的にもたらす潜在的なインパクトは不確定である。上記の規制は、管理会社または投資顧問会社がマスター・ポートフォリオの投資プログラム内で一定の戦略を追求することができる可能性に影響することで、マスター・ポートフォリオに重大な悪影響を及ぼしうる。さらに、ゴールドマン・サックスが将来において銀行持株会社の資格を停止されることがあり、そのことがマスター・ポートフォリオに対し追加的制限を課すことになりうる。さらには、ドッド・フランク法ならびに新たな法律を施行する監督および監視官庁により今後発布される新たな規則および規制によりゴールドマン・サックスまたはマスター・ファンドが受ける影響またはかかる新たな法律による影響が、マスター・ポートフォリオに対し重大な悪影響を及ぼさないと保証もない。

ゴールドマン・サックスは、マスター・ポートフォリオの投資主への通知を行うことなく独自の裁量で、将来において、ゴールドマン・サックス、マスター・ポートフォリオ、またはマスター・ファンドのその他のサブ・ファンドおよび投資顧問会社およびその関連会社が管理運

用する口座に対する銀行監督当局の規制の影響または適用性を軽減または除外するために、投資顧問会社および／または管理会社を再編することがある。ゴールドマン・サックスは、他の法人を投資顧問会社の後任とすることにより、またはゴールドマン・サックスが決定するその他の手段により、かかる目的の達成を追求することができる。後任の投資顧問会社はゴールドマン・サックスの非関連会社である場合がある。

11.4 C F T C

投資顧問会社は、要求される範囲内で、適用可能な多くの米国先物商品取引委員会（以下「C F T C」という。）への登録免除の一つに従い、マスター・ポートフォリオの運用を行う。どの免除規定が適用されるかによって、特定のC F T Cの商品プール運営者（以下「C P O」という。）の規制がマスター・ポートフォリオに対して適用される。

投資顧問会社は、商品取引法の下において、その運用する他の資産プールに関するC P OとしてC F T Cに登録されているが、マスター・ポートフォリオの補遺または他の形式の開示書類において別途規定されない限り、米国商品取引所法の規則第4.13(a)(3)に基づくC P Oとしての登録を免除されている（以下「規則第4.13(a)(3)免除」という。）ものとして、マスター・ポートフォリオを運営する。投資顧問会社は、当該免除の要件を充足していることを根拠に、かかるマスター・ポートフォリオに関して規則第4.13(a)(3)免除に依拠することができるものと考えている。当該免除の要件には、(i) 投資証券の募集および販売が随時改正される米国1933年証券法の下での登録を免除されており、米国において公衆に対する販売活動が行われないこと、(ii) マスター・ポートフォリオがいかなる時も「商品持分」に関して規則第4.13(a)(3)(ii)の取引制限を遵守していること、(iii) マスター・ポートフォリオに参加する者が規則第4.13(a)(3)の下での適格要件を充足するものと投資顧問会社が合理的に考えていること、および、(iv) 商品先物または商品オプション市場における取引のためのビークルとして投資証券の販売が行われるものではないことが含まれている。規則第4.13(a)(3)免除に依拠するために、マスター・ポートフォリオは、限られた分量の商品持分取引しか行うことが許容されておらず、当該取引には先物取引およびスワップが含まれる。このような制限の結果として、マスター・ポートフォリオは一定の取引しか行うことができず、そのことがマスター・ポートフォリオのパフォーマンスに不利に影響する可能性がある。

また、マスター・ポートフォリオの投資証券は、現在、非米国人に対してのみ募集され、かつ、販売されており、投資顧問会社は登録が免除されることに基づきC F T Cによる規制に従うことにより「商品プール」としてマスター・ポートフォリオを運用することが要求されていないことにも留意すべきである。将来、マスター・ファンドが米国人に対してマスター・ポートフォリオの投資証券の募集を行う場合、事前に、適用されるC F T Cによる規制を遵守するか、かかる規制からの適切な免除に依拠することになる。

投資顧問会社が、C P Oとしての登録を免除されるか、または、C F T Cによる規制に従う「商品プール」ではないものとしてマスター・ファンドを運営する場合、投資顧問会社は、C F T Cに準拠した開示書類および認証済年次報告書をマスター・ファンドの投資主に交付することは要求されない。疑義を避けるため、かかる点は、マスター・ファンドの受益者がマスター・ファンドの目論見およびマスター・ポートフォリオに関する補遺に記載されるとおり受領する他の報告書には何ら影響を与えない。

11.5 ボルカー・ルール

2010年7月に、ドッド・フランク法が制定された。ドッド・フランク法は、いわゆる「ボルカー・ルール」を含む。米国の金融規制当局は、ボルカー・ルールの法的機能を執行するため、2013年12月10日に最終的な規則を発行した。ドッド・フランク法に従い、ボルカー・ルールは2012年7月21日に発効した。ただし、連邦準備制度理事会は、金融機関に対し2015年7月21日までボルカー・ルールおよびその最終規則の遵守を義務付けない旨を規定した指令を発行した。ボルカー・ルールに基づき、ゴールドマン・サックスは一定の条件を満たした場合に限

り、ヘッジ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドの「スポンサー」となり、またはこれらの運用を行うことができる。マスター・ポートフォリオはボルカー・ルールの上、「規制対象ファンド」として取り扱われないことが予定されている。ただし、とりわけ、マスター・ポートフォリオがボルカー・ルールの規制対象ファンドとして取り扱われる場合、これらのボルカー・ルールの条件は、特に金融機関（ゴールドマン・サックスおよびその関連会社を含む。）が、金融機関の関連会社が運営するヘッジ・ファンドもしくはプライベート・エクイティ・ファンド、または当該ヘッジ・ファンドもしくはプライベート・エクイティ・ファンドが支配する投資ビークルとの間における「対象取引」および他の一部取引に従事することを一般に禁止している。「対象取引」は、取引の結果、金融機関またはその関連会社が、関連会社が運営するファンドに対しクレジット・エクスポージャーを保有することとなるローンまたは融資の供与、資産の購入および他の取引（金融デリバティブ商品取引および保証を含む。）を含む。さらに、ボルカー・ルールは、ゴールドマン・サックスおよび当該組織間において他の一部取引が、「対等な」条件で行われなければならない旨規定している。マスター・ファンドが重大な範囲においてゴールドマン・サックスとの間で当該取引を行う予定はなく、その結果ゴールドマン・サックスおよびマスター・ポートフォリオ間の対象取引の禁止は、マスター・ポートフォリオに重大な影響を与えるとは予想されない。

また、ボルカー・ルールは金融機関が当該金融機関およびその顧客、取引先または取引相手間の重大な利益相反を伴うかもしくはこれに帰結するようないかなる行為、または直接もしくは間接的に、銀行業務によって高リスク資産もしくは高リスク取引戦略に対する重大なエクスポージャーを有することになる行為に従事することを禁止している。しかしながら、当該禁止が最終的にゴールドマン・サックスおよびマスター・ポートフォリオにどのように影響するかという点は著しく不透明なままである。ゴールドマン・サックスの方針および手続きは、マスター・ファンドに関連する行為を含むゴールドマン・サックスの取引および投資行為において、かかる重大な利益相反および高リスク資産へのエクスポージャーならびに取引戦略を特定し制限することを目的とする。ボルカー・ルールを実施する規制当局が、記載した予定どおり、これらの問題に対処するための最善の執行に関する指針を作成した場合、ゴールドマン・サックスの方針および手続きは、当該指針を考慮するため変更または調整される場合がある。ゴールドマン・サックスの方針および手続きまたはボルカー・ルール当局によって課せられる要件または制限は、とりわけマスター・ポートフォリオに重大な悪影響を与える可能性がある。当該制限によりマスター・ポートフォリオが一部の投資または投資戦略を控え、他の措置を採るか控える可能性があり、当該措置がマスター・ポートフォリオに不利益を与える場合もある。

上記のとおり、ボルカー・ルールに基づき、ゴールドマン・サックスは一定の条件を満たした場合に限り、ヘッジ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドの「スポンサー」となり、これらを運用することができる。ゴールドマン・サックスは、これらの条件を満たす予定であるが、何らかの理由により、ゴールドマン・サックスがこれらの条件またはボルカー・ルールに基づく他の条件を満たせないか、または満たさないことを選択した場合、ゴールドマン・サックスはマスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオのスポンサーとなることはできない。このような場合、マスター・ファンドの構造、事業およびガバナンスは、ゴールドマン・サックスがマスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオのスポンサーとしてみなされないように変更する必要があるか、またはマスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオを終了させる必要がある。

さらに、ドッド・フランク法の他の条項がマスター・ポートフォリオの取引戦略遂行能力に悪影響を及ぼし、マスター・ポートフォリオの事業および運営に重大な変更を要するか、またはマスター・ポートフォリオにその他の悪影響を与える可能性がある。

ゴールドマン・サックスは、将来、その単独の裁量により、マスター・ポートフォリオの投資主に対して通知を行わずとも、ゴールドマン・サックス、マスター・ポートフォリオまたは投資顧問会社、管理会社およびこれらの関連会社が運用するその他のファンドおよび勘定に対

するボルカー・ルールの影響または適用可能性を軽減または排除する目的で、投資顧問会社の再編、またはマスター・ファンドの再編の提案を行うことができる。ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスのマスター・ファンドへの投資額（もしあれば）を減少させることにより、またはゴールドマン・サックスが決定するその他の方法により、かかる結果を得ることを目指す。

マスター・ポートフォリオがボルカー・ルールに基づく規制対象ファンドとして扱われる場合、投資予定者には、目論見書をもって、マスター・ポートフォリオにおける損失はゴールドマン・サックスではなくマスター・ポートフォリオの投資者のみが負担すること、そのため、ゴールドマン・サックスの負担するマスター・ポートフォリオにおける損失はマスター・ポートフォリオの投資者としての資格において負担する損失に制限されることを通知する。マスター・ポートフォリオに対する持分は、米国連邦預金保険公社による保険の対象とならず、また金融機関の預金もしくは債務ではなく、またはいかなる意味においても金融機関によって支援もしくは保証されているものではない。マスター・ポートフォリオへの投資には、多大な投資リスク（とりわけ、本書に記載されるリスク（投資者の投資額の一部または全部が失われる可能性を含む。）を含む。）が伴う。

投資予定者は、マスター・ポートフォリオに投資するか否かを決定する前に、本マスター・ファンドの目論見書を精読し、自己のアドバイザーに相談すべきである。

ゴールドマン・サックスは、全体的に特定の投資者による投資を促進するためにマスター・ポートフォリオを設立している。

マスター・ポートフォリオの投資顧問は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの投資運用部門の一部門であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルである。

11.6 投機的ポジション制限の規制による影響

米国、ヨーロッパその他の規制に基づき、一部の取引所は、特定の先物契約またはかかる先物契約に対するオプションについて個人または集団が所有、保有または管理することのできるロングまたはショートの純ポジションの上限額を制限する規則を設けていることがある。かかる制限により、マスター・ポートフォリオはかかる制限がなければ望ましいまたは有利であったかもしれないポジションの獲得を妨げられる可能性がある。

さらに、ドッド・フランク法に基づき、CFTCは、このほど、経済的に同等の先物、オプションおよびスワップに加え、農産物、エネルギー資源および鉱物資源といった25の商品の先物契約およびオプション契約についてポジション制限に関する規則案を再びまとめた。これらの規則または留保されている規則の変更が導入されることにより、かかる契約の取引を行う投資顧問会社の能力は妨げられる可能性があり、マスター・ポートフォリオおよびマスター・ファンドの運営および収益性に悪影響が及ぶ場合がある。CFTCはまた、今般、合算基準を導入した一定の規則および規則の変更を採択した。これら規則および変更は、現行規則と比べてより制限的な部分があり、一定の契約を取引するマスター・ポートフォリオの能力を妨げる可能性がある。今般採択された合算規則およびポジションの制限に関する規則案の両方の適用については多くの点が不確定であるが、これらが適用された場合、ある者は、マスター・ファンドの商品持分ポジションの一部と、当該商品持分における自身のポジションを合算することを義務付けられる場合がある。

また、今般採択された合算規則上、ある者は、その取引戦略の大部分が同一であるすべてのプールまたは勘定において自身が保有するポジションを合算することを義務付けられている。適用除外規定が利用可能であるかにかかわらず、ある者が、その取引戦略の大部分が同一である勘定またはプール（個数を問わない。）にポジションを保有するか、またはかかる勘定またはプールを直接的に保有せずに当該ポジションの取引を管理する場合、この要件が適用される。各投資主は、自身のマスター・ポートフォリオへの投資およびその他の投資に関連して当該要件を遵守することにつき責任を負っており、当該要件については自身の法務顧問に相談す

べきである。これら新たな規則がマスター・ポートフォリオに対しどのような影響（もしあれば）を及ぼすかはまだ明らかではないものの、これらの規則の適用の結果として必要となり得る、マスター・ポートフォリオによる投資に対する制限は、マスター・ポートフォリオに悪影響を及ぼす場合がある。

11.7 MiFID II リスク

2018年1月3日に、金融商品市場に関するEU指令2014/65/EU（以下「MiFID II」という。）および欧州連合の金融商品市場規制（以下「MiFIR」という。）を施行するために、EUの加盟国により法律および規則が導入された。これらは、マスター・ファンドの投資運用会社に新たな規制上の義務およびコストを課した。MiFID IIおよびMiFIRがEUの金融市場および顧客に金融サービスを提供するEUの投資会社に与える影響は大きいと予想される。特に、MiFID IIおよびMiFIRは、規制された取引の場における標準化されたOTCデリバティブ執行、EUの取引の場における、およびEUの取引相手方との取引に関する透明性、特定の商品デリバティブに関するポジション制限およびポジション報告義務に関する新規則を導入している。これら新規則ならびにMiFID IIおよびMiFIRのマスター・ファンドおよびその投資運用会社への全般的な影響は不透明であり、数値化には時間がかかるが、マスター・ファンドにとって不利益になる可能性がある。

12. 管理会社、投資運用会社に関する開示

12.1 潜在的利益相反

マスター・ファンドの取締役会、管理会社、投資顧問会社、その管理事務代行会社、その保管銀行、その登録・名義書換代行会社およびこれらの各関係会社および代理人はそれぞれ、随時、マスター・ファンドと類似の投資目的を有する他の投資信託に関して取締役、管理者、投資運用者、投資顧問、販売者、管理事務代行者、名義書換代行者もしくは保管者を務めることができ、または別途にかかる投資信託に関与することができる。したがって、これらの者のいずれも、業務の過程において、マスター・ファンドまたは受益者との間での潜在的な利益相反を有する。このような場合において、それぞれの者は、常に、マスター・ファンドに対する自己の義務および特に利益相反が生じる可能性がある場合に投資を進める際にマスター・ファンドの投資主の最善の利益に適うよう行為する義務を顧慮し、かかる利益相反が公正に解決されることを確保する努力を行い、特に、投資顧問会社は、マスター・ファンドに投資機会を配分するにあたり公正かつ公平であると投資顧問会社が誠実にみなす態様で行為する。特定の投資対象の推定実現価格を決定する際に、マスター・ファンドの評価者による見積りが利用されることがある。投資者は、かかる場合には、証券の推定実現価格の見積額が高くなるほど管理会社または投資顧問会社に支払われる報酬も高くなるため、利益相反の可能性が生じる場合があることに留意すべきである。

また、管理会社、投資顧問会社、管理事務代行会社、保管者、登録・名義書換代行会社およびこれらの各関係会社はそれぞれ、取引が独立の当事者間で取り決められることを条件として、随時、本人または代理人としてマスター・ファンドとの取引を行いうる。また取引は、(i) マスター・ファンドの保管銀行（または、マスター・ファンドの保管銀行もしくはマスター・ファンドの保管銀行の関係会社が関与する取引の場合はマスター・ファンドの取締役会）により独立した適格者として承認された者による取引の証明付評価が入手され、もしくは(ii) 取引が組織化された投資対象の取引所において当該取引所の規則に従い最良の条件で執行され、または(iii) (i)もしくは(ii)が可能でない場合は、独立の当事者間で取り決められた条件で実行され、取引日において投資主の最善の利益に従い行われるとマスター・ファンドの保管銀行（または、マスター・ファンドの保管銀行もしくはマスター・ファンドの保管銀行の関係会社が関与する取引の場合はマスター・ファンドの取締役会）が認める条件で取引が執行された場合に、独立の当事者間で取り決められた条件で実行されたとみなされる。

マスター・ファンドの取締役会および管理会社はそれぞれ、管理会社の利益相反に関する方針に従い、公正かつマスター・ファンドの投資主の最善の利益に適うように利益相反が解決されることを確保する努力を行うものとする。マスター・ファンドは、ゴールドマン・サックスを任命して、マスター・ファンドに数多くのサービスを提供させており、管理会社の利益相反に関する方針に従って行為するものとしてゴールドマン・サックスに依拠している。

現在存在するかかる相反を最小限に抑える方針および手続の適用にもかかわらず発生する可能性のある利益の一般的性質または原因は、別紙「潜在的利益相反」に記載される。

12.2 ゴールドマン・サックスのグローバル・プレゼンス

ゴールドマン・サックスはその社員を含め、世界中でフルサービスを提供する投資銀行、証券会社、資産管理会社兼金融サービス会社であり、世界の金融市場における主要な参加者でもある。そのため、ゴールドマン・サックスは、幅広い金融サービスを大きくかつ多様な顧客基盤に対して提供する。ゴールドマン・サックスは、かかる資格およびその他の資格において、あらゆる市場および取引において顧客に助言を行い、また、顧客の勘定ならびに自己が援助し、運用しおよび助言を行う関係および商品を通じて、自己ならびに顧客およびそのスタッフのアカウントのための多岐にわたる投資対象を購入し、売却し、保有し、および推奨する。かかる活動および取引は、潜在的な利益相反を生じる可能性がある。さらに、顧問、その関係会社および取締役、受託者、管理者、メンバー、パートナー、役員および従業員が自身のアカウントおよび自身が運用するその他のアカウントのために行う活動は、マスター・ファンドおよびその受益者に不利となる利益相反を生じる可能性がある。当該潜在的利益相反の一部の詳細は、別紙「潜在的利益相反」に記載される。

12.3 ゴールドマン・サックス特有の利益相反

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッドはマスター・ファンドの管理運用会社および販売会社を務め、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルはマスター・ファンドの投資顧問を務め、その関連会社は副投資顧問を務めることがあり、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシーはマスター・ファンドの評価会社を務める。また、マスター・ファンドの取締役会の現構成員の一部は、ゴールドマン・サックスにより雇用されているかまたはゴールドマン・サックスと関連のある者である。ゴールドマン・サックスはまた、マスター・ファンドもしくはマスター・ポートフォリオの管理運用会社、投資顧問、副投資顧問、評価者もしくは販売者以外の資格（ブローカー、ディーラー、代理人、貸し手またはアドバイザーを含む。）、またはマスター・ファンドもしくはマスター・ポートフォリオのためのその他の商業上の資格において行為することがあり、マスター・ファンドおよびその投資主に不利益をもたらす可能性のある追加の潜在的利益相反が生じる場合がある。当該潜在的利益相反の一部の詳細は、別紙「潜在的利益相反」に記載される。

また、別紙「潜在的利益相反」は、マスター・ファンドの運営会社、その投資管理会社およびゴールドマン・サックスが、マスター・ファンドにより、それと共に、またそのために実行される取引において有することのできる金銭的またはその他の利益に関連する可能性のある一定の利益相反および潜在的利益相反を記載する。それは、発生する可能性のあるすべての潜在的利益の完全な列挙または説明ではなく、それを意図するものではない。

管理会社、投資顧問会社およびゴールドマン・サックスに関する潜在的利益相反についての追加情報は、投資顧問会社のフォームADVに記載され、投資主となる予定の者は、投資証券を購入する前にかかるフォームに目を通すべきである。フォームADVパート1およびパート2の写しはSECのウェブサイト（www.adviserinfo.sec.gov）で入手することができる。投資主は、マスター・ポートフォリオに投資を行ったことにより、ゴールドマン・サックスに関する潜在的利益相反およびかかる利益相反に直面した場合のマスター・ファンドの運営について同意したものとみなされる。

12.4 主要人物への依存

マスター・ファンドの投資プログラムの管理および指図を行うにあたり、投資顧問会社は、ゴールドマン・サックスの特定の主要人物に大きく依拠する場合がある。規制その他の理由により、ゴールドマン・サックスの執行役その他の従業員に支払われる報酬額は減額される可能性があり、または就労ビザその他の許可に依拠する従業員は、かかるビザもしくは許可が取り消されるもしくは更新されないことがある。そのため、特定の主要人物（投資顧問会社の投資チームのメンバーを含む。）は、ゴールドマン・サックスを離れる可能性がある。かかる主要人物の離職またはかかる主要人物による一定の職務の遂行不能により、効果的にマスター・ファンドの投資プログラムを実行する投資顧問会社の能力が悪影響を受けることがあり、マスター・ファンドにも悪影響が及ぶ可能性がある。投資チームの編成の変更は、長期的に、また投資主に対して通知がなされずに行われることがある。

12.5 ゴールドマン・サックスに関するリスク

マスター・ファンドはゴールドマン・サックスとは別個の法主体であるが、それでもなお、ゴールドマン・サックスの評判の失墜、支払不能および／もしくは清算手続きによる悪影響を受ける可能性があり、またはゴールドマン・サックスの支配権に変更があった場合に悪影響を受けることがある。これに関連して、ゴールドマン・サックス、管理運用会社または投資顧問会社の評判の失墜、破産または支配権の変更は、管理運用会社もしくは投資顧問会社が人材の確保にあたって困難を抱える原因となるかまたはその他マスター・ポートフォリオおよびその投資目的を達成するマスター・ポートフォリオの能力に悪影響が及ぶ可能性がある。

12.6 マスター・ファンドにおける顧客勘定の投資

ゴールドマン・サックスは、現在、投資決定を行う権限を有する一定の顧客勘定（以下「一任顧客勘定」という。）、顧客の特定の指示を受けずに投資決定を行う裁量権を有していない顧客勘定（以下「非一任顧客勘定」という。一任顧客勘定とあわせて「顧客勘定」と総称する。）に対し、投資助言業務を提供している。現在のところ、一定の顧客勘定がマスター・ファンドに投資することが予想されている。顧客勘定は、いつの時点においても、かつ、随時マスター・ファンドに投資することができ、その投資額が多額となり、マスター・ファンドの元本の大部分を占める可能性がある。「10.9 受益証券の追加募集に適用される特別留意事項」を参照されたい。マスター・ファンドの投資助言者または副投資助言者および顧客勘定の投資助言者としての地位により、ゴールドマン・サックスは、当該地位を保有していなければ得られなかったマスター・ファンドおよび顧客勘定に関する情報を保有することができる。適用法により認められる範囲において、顧客勘定は、ゴールドマン・サックスが所有する当該情報に基づいてマスター・ファンドへの申込みおよびマスター・ファンドからの買戻しを行うことができ、他の投資主には一任顧客勘定による当該投資または買戻しは通知されない。顧客勘定による買戻しは、マスター・ファンドおよび他の投資主に悪影響を及ぼす可能性がある。

ゴールドマン・サックスは、マスター・ファンドにおける自身の投資に関して非一任顧客勘定から指図を受ける前に、一任顧客勘定のためにマスター・ファンドへの申込みおよびマスター・ファンドからの全部または一部の買戻しを実施することができる。これにより、非一任顧客勘定は悪影響を受ける場合がある。

13. 税務に関する開示

13.1 不確定な税務ポジション

受益者は、税法および税務規定が継続して変更されていること、および変更が遡及的に行われることもあることに留意しなければならない。さらに、特定の税務当局の税法および税務規定の解釈および適用が、明白でなく、一貫しておらず、不透明である場合がある。そのため、受益証券の申込みおよび買戻しが生じた時のマスター・ポートフォリオの純資産価額が、過去

の実現または未実現利益に対するものを含めマスター・ポートフォリオの税金債務（遡及的に有効となり賦課される税金債務を含む。）を正確に反映していないことがある。さらに、受益証券の申込みおよび買戻しが生じた時のマスター・ポートフォリオの純資産価額が、最終的に支払うことのないまたは最終的に要請される金額より少額である税金債務に対する引当金（かかる税金債務の見積りを含む。）を反映していることもある。会計基準が変更されることもあり、マスター・ファンドに以前は引当を要請されていなかった潜在的な税金債務の引当金を求めるようになったり、最終的にマスター・ポートフォリオが当該税金債務の対象になるとは予想されない状況であることもある。

マスター・ファンドが、後に税金債務の引当金が発生するか、および／または以前は発生しなかった税金債務に関連して支払いを要求される場合、および／または投資対象（以前に実現した投資対象を含む。）がその評価に反映していなかった税金債務を生じる場合、かかる引当金または支払いによる金額は、通常、当該税金に関わる収益が生じたか、または取引が行われた時点よりも、かかる決定または支払いの時点のマスター・ポートフォリオの受益者間に配分される。さらに、後にマスター・ファンドが、税金債務の引当金が、当該税金に対する債務を上回っているまたは将来上回ると判断した場合、かかる決定から生じた利益は、通常、当該税金の発生に関連する収益が生じたか、または取引が行われた時点よりも、かかる決定時点のマスター・ポートフォリオの受益者間に配分され、それ以前に受益証券の買戻しを行った受益者は、追加報酬を受領することではなく、買戻していない受益者は当該利益を得る。受益者は、上記決定または支払いにつき通知を受けない。

税金債務が発生していない期間にマスター・ポートフォリオに投資する投資主は、該当する投資の時点で債務が発生していた場合よりも高い純資産価額のマスター・ポートフォリオに投資することになり、同様に、税金債務が発生している期間にマスター・ポートフォリオに投資する投資主は、該当する投資の時点ではかかる債務が発生していなかった場合よりも低い純資産価額のマスター・ポートフォリオに投資することになる。一方、潜在的な税金債務が発生していない期間にマスター・ポートフォリオの投資証券の買戻しを行う投資主は、該当する買戻しの時点でかかる債務が発生していた場合よりも高い純資産価額のマスター・ポートフォリオから投資証券を買い戻すことになり、同様に、債務が発生している期間に投資証券の買戻しを行う投資主は、該当する買戻しの時点ではかかる債務が発生していなかった場合よりも低い純資産価額のマスター・ポートフォリオから買い戻すことになる。かかる場合、マスター・ポートフォリオは、当該税金の発生額がその後支払われなかった場合には不測の過少投資による影響があったとみなされることもある。

13.2 受益者に関する情報の開示

マスター・ファンドおよび各マスター・ポートフォリオに対する米国源泉の利息または配当金（およびその他の類似の支払金）に関する一定の支払いおよび2018年12月31日以降に行われる米国源泉の利息または配当金を生じる可能性のある財産の売却またはその他の処分による総手取金に起因する一定の支払い、ならびに2018年12月31日以降に行われる外国の金融機関から行われる一定の支払い（またはその一部）には、各種報告要件が満たされない限り、30%の源泉徴収税が課される。特に、かかる報告要件は、とりわけ、マスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオがその投資主それぞれから一定の情報を入手し、マスター・ファンドおよび当該サブ・ファンドが、ルクセンブルグの税務当局に対し、法律または当該当局の要求するところに従ってかかる情報の一部を開示し、ひいては米国内国歳入庁にかかる情報が渡った場合に満たすことができる。要求された情報を提供しなかった投資者は、2018年12月31日より後にマスター・ファンドまたはマスター・ポートフォリオが行う買戻額または分配金の支払の全部または一部に関してかかる源泉徴収税が課されることになる場合がある。マスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオがかかる源泉徴収税を課されないとの保証はない。こうした税金リスクならびにマスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオへの投資に付随するその他の一定の税金リスクについては、以下に記載される。

さらに、マスター・ポートフォリオ、管理会社、投資顧問会社もしくはその関連会社および／またはマスター・ファンド、管理会社もしくは投資顧問会社のサービス・プロバイダーもしくは代理人は、(i) 開示当事者に対する管轄権を有するもしくは主張する特定の法域もしくはマスター・ポートフォリオが直接的もしくは間接的に投資を行う特定の法域の一もしくは複数の規制当局および／もしくは税務当局に対して、ならびに／または(ii) 投資顧問会社もしくは管理会社の一もしくは複数の取引相手方もしくはサービス・プロバイダーに対して、マスター・ポートフォリオおよびその投資主に関する一定の情報（マスター・ポートフォリオが保有する投資対象ならびに投資主の氏名およびその実質的所有の割合を含むが、これらに限定されない。）の開示をその時々において要求されるか、またはそれらの単独の裁量によりかかる開示が望ましいと判断することがある。各投資主は、当初口座契約を締結することにより、当該投資主に関するかかる開示を承諾したものとされる。

13.3 E R I S Aに関わる考察

マスター・ファンドは、その資産がE R I S AのタイトルI、または1986年米国内国歳入法（改正済）（以下「歳入法」という。）第4975条に服する「年金資産」とみなされないことを期待しているが、これが該当する場合となることの保証はない。マスター・ファンドの資産が「年金資産」とみなされる場合（つまり、マスター・ファンドのいずれかのクラスの持分利息の25%以上が、「年金投資家」により保有されている場合）、マスター・ファンドは、とりわけ、マスター・ファンドのために行う投資につき、マスター・ファンドが、ゴールドマン・サックスとの取引、およびゴールドマン・サックスを通じての取引を禁じられる可能性があることを含むがこれに限定されない活動を実行する能力につき一定の制限に服する可能性がある。さらに、かかる場合、マスター・ファンドは、年金投資家またはE R I S AのタイトルI、または歳入法第4975条の対象とならないその他の従業員年金につき、その他の投資者が当該時点でマスター・ファンドの持分の買戻しまたは譲渡が認められていないことに関わりなく、マスター・ファンドへの持分のすべてまたは一部を減額または終了するよう要請することができる。

13.4 ドイツにおける税金に関する公表要件から生じる特別リスク

マスター・ファンドの裁量により、投資証券クラスについて、ドイツにおける透明性を確保した税務報告を実施している。この場合、マスター・ファンドは、とりわけドイツの財政当局が公表済の税務情報の正確性を確認するために、請求に応じてかかる財政当局に書類を提供することが義務付けられている。かかる数値の算定の基礎は解釈次第であるため、かかる財政当局がマスター・ファンドの算定方法を承認するまたはこれに同意するとの保証はない。また、ドイツの税金が課される投資家は、ドイツの財政当局がマスター・ファンドの算定方法に同意せず、公表済の税務情報が誤っていると判断する事態が生じた場合、原則として、その後の修正は遡及効果を有さず、当該会計年度に限って効力を生じることにより留意すべきである。したがって、当該年度に分配を受領するまたはみなし所得分配の帰属を受けるドイツの投資家は、かかる修正により有利または不利な影響を受ける可能性がある。

13.5 オーストリアにおける税金に関する公表要件から生じる特別リスク

マスター・ファンドの裁量により、投資証券クラスについて、オーストリアにおける透明性を確保した税務報告を実施している。この場合、マスター・ファンドは、とりわけオーストリアの財政当局が公表済の税務情報の正確性を確認するために、請求に応じてかかる財政当局に書類を提供することが義務付けられている。かかる数値の算定の基礎は解釈次第であるため、かかる財政当局がマスター・ファンドの算定方法を承認するまたはこれに同意するとの保証はない。また、O e K Bのウェブサイト上で公表される税務情報は12月15日までであれば同一の暦年内において訂正することができるため、既に控除された、オーストリアの投資家の預金に対する源泉徴収税が自動的に訂正されることとなる。毎年12月15日より後になされた訂正は自

動的に処理されないため、投資家は、誤った控除を訂正するために所得税申告書を届け出なければならぬ。

13.6 スイスにおける税金に関する公表要件から生じる特別リスク

マスター・ファンドの裁量により、投資証券クラスについて、スイスにおける透明性を確保した税務報告を実施している。この場合、マスター・ファンドは、とりわけスイスの財政当局が公表済の税務情報の正確性を確認するために、請求に応じてかかる財政当局に書類を提供することが義務付けられている。かかる数値の算定の基礎は解釈次第であるため、かかる財政当局がマスター・ファンドの算定方法を承認するまたはこれに同意するとの保証はない。

13.7 英国における税金に関する公表要件から生じる特別リスク

マスター・ファンドの裁量により、投資証券クラスについて、英国の税務報告制度の下で税務報告を実施することができる。英国における税務報告上の地位が特定の投資証券クラスについて必要な状況において、マスター・ファンドは、歳入関税庁に申請した上で、申請処理に必要な情報を提供しなければならない。投資証券クラスが英国における税務報告上の地位を受領すれば、マスター・ファンドは、当該投資証券クラスにつき年次報告要件（報告対象収益の算定準備を含む。）を遵守するとともに、所定の期日までに当該報告を歳入関税庁に提出しなければならない。場合によっては、かかる収益の金額の算定の基礎は解釈次第であるため、歳入関税庁がマスター・ファンドの算定方法を承認するまたはこれに同意するとの保証はない。

13.8 外国税

マスター・ファンドは、アイルランド以外の国において、稼得利益およびマスター・ファンドの投資対象から生じたキャピタル・ゲインに対し税金（源泉徴収税を含む。）を課されることがある。マスター・ファンドは、アイルランドと他国の間の二重課税防止条約に基づくかかる外国税率の軽減による恩恵を受けることができない場合がある。したがって、マスター・ファンドは、特定の国において自らが負担した外国源泉徴収税について還付請求を行うことができないことがある。かかる状況が変わり、マスター・ファンドが外国税の還付を受けた場合、マスター・ファンドの純資産価額は改定されることなく、還付時の比率に応じてその時点で存在するマスター・ファンドの投資主に恩恵が配分される。

13.9 米国免税投資家

容認された課税米国人は、マスター・ファンドへの参加が規制されるか、またはマスター・ポートフォリオに投資することによりマスター・ポートフォリオがその時々において用いる種類の投資戦略を直接的もしくは間接的に実行することが規制される米国の連邦および州の法律、規則および規制に服することがある。免税投資家は、種類ごとに異なる法律、規則および規制に服することがあり、投資予定者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、マスター・ファンドへの投資の適切性および税効果について自己のアドバイザーに相談するよう強く奨励される。

13.10 その他一定の税務リスク

本書に記載される他の税務リスクのほか、サブ・ファンドへの投資には、数多くの税務リスクが伴う。かかる税務リスクには、とりわけ、(i) サブ・ファンドが直接的または間接的に投資を行うかまたは別途事業を行うとみなされる法域において、受益者が直接的に、適用される課税および税務申告要件の対象となるリスク、(ii) サブ・ファンドが直接的または間接的に投資を行うかまたは別途事業を行うとみなされる法域において、サブ・ファンドおよび／またはサブ・ファンドの投資に用いられる投資ビークルが適用される課税の対象となるリスク、(iii) 受益者が自身の適用される税務申告書の完成のために利用可能な延長を申請することを要求されるリスク、および(iv) 受益者がサブ・ファンドへの投資から生じるファントム所得（すなわ

ち、該当する現金の受領のない所得）を認識するリスクが含まれる。サブ・ファンドへの投資に適用される税務リスクおよびその他考察については、「税制」を参照されたい。

税制

投資予定者は、マスター・ファンドへの投資に関わる税制上のリスクに注目しなければならない。

利益相反

管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、日本における販売会社、管理事務代行会社、受託会社、登録・名義書換代行会社は、随時、ファンドと類似の投資目的を有する他のファンドもしくは投資信託に関して管理者、受託者もしくは保管者、管理事務代行者、投資運用者、顧問もしくは販売者を務めることができ、または別途にかかるファンドもしくは投資信託に関与することができる。したがって、これらの者のいずれも、自己の業務の適切な過程において、ファンドまたはその受益者との間での潜在的な利益相反を有する。このような場合において、それぞれの者は、常に、信託証書に基づく自己の義務または自己がファンドに関してその当事者になり、もしくはその拘束を受けるその他の取決めに基づく自己の義務を顧慮し、特に利益相反が生じうる場合に投資を行う際に受益者の最善の利益に従い行為する自らの義務（ただし、これに限らない）に顧慮し、かかる利益相反が公正に解決されることを確保するように努める。また、上記のいずれの者も、当該取引が受益者の最善の利益と矛盾せず、独立の当事者間で取り決められることを条件として、随時、本人または代理人としてファンドとの取引を行う。

管理会社は、その利益相反方針に従って、利益相反が公正に解決され、受益者にとって最善の利益となることを確保するように努めるものとする。（i）下記に定める義務が関係当事者との全取引に適用されることを確保する取り決めがあり、（ii）期間中に実行される関係当事者との取引が下記に定める義務に従っていることについて、管理会社が満足しているかどうかにつき、年次報告書および半期報告書において記載されるものとする。

取引は、(a)受託会社により独立した適格者として承認された者による証明付評価が入手され、もしくは(b)取引が組織化された投資対象の取引所において当該取引所の規則に従い最良の条件で執行され、または(c)(a)もしくは(b)が可能でない場合は、独立の当事者間で取り決められた条件での執行の原則に適合すると受託会社（または、受託会社が関与する取引の場合は管理会社）が認める条件で取引が執行された場合に、独立の当事者間で取り決められた条件で実行されたとみなされる。

信託証書は、管理事務代行会社が、非上場証券の推定売却価値を決定する際に、受託会社の承認を伴う形で取締役会により承認された適格者による見積を受け入れることができることを規定している。管理会社は適格者として評価会社を任命しており、管理事務代行会社は、このような目的のために、評価会社により提供された見積を用いることができる。投資家は、このような状況においては証券の推定売却価値が高ければ高いほど管理会社または投資顧問会社に支払われる手数料が高くなるがゆえに利益相反が生じうる点に留意するべきである。

マスター・ファンドに関する利益相反については、上記を参照のこと。

[次へ](#)

4 手数料等及び税金

(3) 管理報酬等

<訂正前>

G S新成長国通貨債券ファンドに関する投資顧問会社報酬は、純資産価額の年率0.80%を超えず、総販売会社報酬は、純資産価額の年率0.80%を超えず、日本における代行協会員報酬は、純資産価額の年率0.03%を超えないか、または管理会社が合意するそれ以下の金額でなければならない。管理会社は、管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、総販売会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、または日本における代行協会員がそれぞれの義務の履行において負担したすべての合理的な現金支出費用に関してファンドの資産から弁済を受ける権利も有するものとする。ファンドは、投資顧問会社、副投資顧問会社、総販売会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社に対して／によって、その任務の遂行において、支払われるべきあらゆる報酬またはその他の金額に適用されるあらゆる付加価値税の費用を負担するものとする。

管理会社は、各サブ・ファンドに関して当該サブ・ファンドの資産より支払われるべき、当該サブ・ファンドの毎日の平均純資産価額を基準として、日々発生し、毎月後払での支払義務が生ずる管理報酬および管理事務報酬を受領する権利を有する。管理会社は、各サブ・ファンドの年間報酬および費用（マスター・ポートフォリオのレベルの報酬および費用の影響を含む）を各サブ・ファンドの純資産価額の年間2.5%または管理会社が同意するそれ以下の金額に制限することに同意している。受益者の事前同意なくこの2.5%制限を引き上げてはならない。管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、総販売会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、ならびに日本における代行会社の報酬は、上記の2.5%制限を条件として、管理会社がその報酬から支払い、またはファンドの資産から直接支払われる。

(中略)

各報酬の支払先および役務の内容は以下のとおりである。

報酬	支払先	役務の内容
管理会社報酬	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービスズ・リミテッド（管理会社）	ファンドの運用・管理、受益者からの問い合わせへの対応、受益者の口座開設等の受益者サービス業務
評価報酬	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシー（評価会社）	ファンド資産に関する評価業務
投資顧問会社報酬	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（投資顧問会社）	ファンドに関する日々の投資運用業務
副投資顧問会社報酬	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（副投資顧問会社）	投資顧問会社に対する投資助言業務
管理事務代行報酬	ステート・ストリート・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド（管理事務代行会社）	ファンドの純資産総額、1口当たりの純資産価格の計算等の日々の管理事務代行業務
受託報酬	ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ（アイルランド）リミテッド（受託会社）	ファンドの資産の保管業務等の受託業務
総販売会社報酬	ゴールドマン・サックス・インターナショナル（総販売会社）	ファンド証券の総販売業務

販売会社報酬	（日本における販売会社）	日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱い業務、運用報告書の交付業務、ファンドおよびファンドの投資環境に関する説明および情報提供業務
代行協会員報酬	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 （代行協会員）	1口当たり純資産価格の公表、ファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の販売会社に対する交付等の業務
登録・名義書換事務 代行報酬	RBCインベスター・サービス・アイルランド・リミテッド （登録・名義書換事務代行会社）	ファンドの名義書換代行業務および受益者名簿記帳業務

2017年11月30日に終了した会計年度にG S新成長国通貨債券ファンドが支払った報酬は以下のとおりである。

G S新成長国通貨債券ファンド

管理会社報酬	19,998 米ドル
投資顧問報酬	1,001,077 米ドル
管理事務代行および受託報酬	45,359 米ドル
販売および代行協会員報酬	1,038,618 米ドル
登録・名義書換事務代行報酬	29,391 米ドル

<訂正後>

（変更効力発生日前日まで）

G S新成長国通貨債券ファンドに関する投資顧問報酬は、純資産価額の年率0.80%を超えず、販売報酬は、純資産価額の年率0.80%を超えず、代行協会員報酬は、純資産価額の年率0.03%を超えないか、または管理会社が合意するそれ以下の金額でなければならない。管理会社は、管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、販売会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、または代行協会員がそれぞれの義務の履行において負担したすべての合理的な現金支出費用に関してファンドの資産から弁済を受ける権利も有するものとする。ファンドは、投資顧問会社、副投資顧問会社、販売会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社に対して／によって、その任務の遂行において、支払われるべきあらゆる報酬またはその他の金額に適用されるあらゆる付加価値税の費用を負担するものとする。

管理会社は、各サブ・ファンドに関して当該サブ・ファンドの資産より支払われるべき、当該サブ・ファンドの毎日の平均純資産価額を基準として、日々発生し、毎月後払での支払義務が生ずる管理報酬および管理事務報酬を受領する権利を有する。管理会社は、各サブ・ファンドの年間報酬および費用（マスター・ポートフォリオのレベルの報酬および費用の影響を含む）を各サブ・ファンドの純資産価額の年間2.5%または管理会社が同意するそれ以下の金額に制限することに同意している。受益者の事前同意なくこの2.5%制限を引き上げてはならない。管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、販売会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、ならびに代行協会員の報酬は、上記の2.5%制限を条件として、管理会社がその報酬から支払い、またはファンドの資産から直接支払われる。

（中略）

各報酬の支払先および役務の内容は以下のとおりである。

報酬	支払先	役務の内容
管理会社報酬	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド（管理会社）	ファンドの運用・管理、受益者からの問い合わせへの対応、受益者の口座開設等の受益者サービス業務
	評価報酬 ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシー（評価会社）	ファンド資産に関する評価業務
投資顧問会社報酬	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（投資顧問会社）	ファンドに関する日々の投資運用業務
	副投資顧問会社報酬 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（副投資顧問会社）	投資顧問会社に対する投資助言業務
管理事務代行報酬	ステート・ストリート・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド（管理事務代行会社）	ファンドの純資産総額、1口当たりの純資産価格の計算等の日々の管理事務代行業務
受託報酬	ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ（アイルランド）リミテッド（受託会社）	ファンドの資産の保管業務等の受託業務
販売報酬	（日本における販売会社）	日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱い業務、運用報告書の交付業務、ファンドおよびファンドの投資環境に関する説明および情報提供業務
代行協会員報酬	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（代行協会員）	1口当たり純資産価格の公表、ファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の販売会社に対する交付等の業務
登録・名義書換事務代行報酬	RBCインベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド（登録・名義書換事務代行会社）	ファンドの名義書換代行業務および受益者名簿記帳業務

（変更効力発生日以降）

GS新成長国通貨債券ファンドに関する投資顧問報酬は、純資産価額の年率0.80%を超えず、販売報酬は、純資産価額の年率0.80%を超えず、代行協会員報酬は、純資産価額の年率0.03%を超えないか、または管理会社が合意するそれ以下の金額でなければならない。管理会社は、管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、販売会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、または代行協会員がそれぞれの義務の履行において負担したすべての合理的な現金支出費用に関してファンドの資産から弁済を受ける権利も有するものとする。ファンドは、投資顧問会社、副投資顧問会社、販売会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社に対して／によって、その任務の遂行において、支払われるべきあらゆる報酬またはその他の金額に適用されるあらゆる付加価値税の費用を負担するものとする。

管理会社は、各サブ・ファンドに関して当該サブ・ファンドの資産より支払われるべき、当該サブ・ファンドの毎日の平均純資産価額を基準として、日々発生し、毎月後払での支払義務が生ずる管理報酬および管理事務報酬を受領する権利を有する。管理会社は、各サブ・ファンドの年間報酬およ

び費用（マスター・ポートフォリオのレベルの報酬および費用の影響を含む）を各サブ・ファンドの純資産価額の年間2.5%または管理会社が同意するそれ以下の金額に制限することに同意している。受益者の事前同意なくこの2.5%制限を引き上げてはならない。管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、販売会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、ならびに代行協会員の報酬は、上記の2.5%制限を条件として、管理会社がその報酬から支払い、またはファンドの資産から直接支払われる。

受託会社は、各サブ・ファンドに関して、各サブ・ファンドの資産から支払われるべき、信託証書に基づく受託会社の任務の遂行に対する各サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%にあたる金額か、または管理会社が随時合意するその他の金額の年間報酬を受取る権利を有するものとする。ただし、常に、上記各サブ・ファンドの総費用限度額に従うものとする。

受託会社に対して支払われるべき報酬は、各暦月末に後から発生し、支払義務が生じる。受託会社は、取引手数料の支払を標準的な商業レートによるもので、かつサブ・ファンドのために負担した適切な証拠を有する現金支出費用の弁済を当該手数料および費用の負担に関わるサブ・ファンドの資産から受ける権利を有するものとする。

各報酬の支払先および役務の内容は以下のとおりである。

報酬	支払先	役務の内容
管理会社報酬	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス・リミテッド（管理会社）	ファンドの運用・管理、受益者からの問い合わせへの対応、受益者の口座開設等の受益者サービス業務
評価報酬	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシー（評価会社）	ファンド資産に関する評価業務
投資顧問報酬	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（投資顧問会社）	ファンドに関する日々の投資運用業務
副投資顧問報酬	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（副投資顧問会社）	投資顧問会社に対する投資助言業務
管理事務代行報酬	ステート・ストリート・ファンド・サービス（アイルランド）リミテッド（管理事務代行会社）	ファンドの純資産総額、1口当たりの純資産価格の計算等の日々の管理事務代行業務
受託報酬	ステート・ストリート・カストディアル・サービス（アイルランド）リミテッド（受託会社）	ファンドの資産の保管業務等の受託業務
販売報酬	（日本における販売会社）	日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱い業務、運用報告書の交付業務、ファンドおよびファンドの投資環境に関する説明および情報提供業務
代行協会員報酬	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（代行協会員）	1口当たり純資産価格の公表、ファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の販売会社に対する交付等の業務
登録・名義書換事務代行報酬	RBCインベスター・サービス・アイルランド・リミテッド（登録・名義書換事務代行会社）	ファンドの名義書換代行業務および受益者名簿記帳業務

2017年11月30日に終了した会計年度にG S新成長国通貨債券ファンドが支払った報酬は以下のとおりである。

G S新成長国通貨債券ファンド

管理会社報酬	19,998 米ドル
投資顧問報酬	1,001,077 米ドル
管理事務代行および受託報酬	45,359 米ドル
販売および代行協会員報酬	1,038,618 米ドル
登録・名義書換事務代行報酬	29,391 米ドル

(5) 課税上の取扱い

(B) アイルランド

<訂正前>

(前略)

用語の意味

(中略)

個人における「通常居住者」の意味

(中略)

アイルランド通常居住者であった個人は、連続してアイルランドの居住者でない3課税年度目の終了時に通常居住者でなくなる。例えば、2015年にアイルランドの居住者であり、かつ通常居住者である個人は、当該年度にアイルランドを出国しても、2018年の課税年度終了時までは通常居住者のままである。

「仲介者」の意味

(後略)

<訂正後>

(前略)

用語の意味

(中略)

個人における「通常居住者」の意味

(中略)

アイルランド通常居住者であった個人は、連続してアイルランドの居住者でない3課税年度目の終了時に通常居住者でなくなる。例えば、2015年にアイルランドの居住者であり、かつ通常居住者である個人は、当該年度にアイルランドを出国しても、2018年の課税年度終了時までは通常居住者のままである。(注)

(注) 本段落は、変更効力発生日以降、以下の記載に変更される。

アイルランド通常居住者であった個人は、連続してアイルランドの居住者でない3課税年度目の終了時に通常居住者でなくなる。例えば、2019年にアイルランドの居住者であり、かつ通常居住者である個人は、当該年度にアイルランドを出国しても、2022年の課税年度終了時までは通常居住者のままである。

「仲介者」の意味

(後略)

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（イ）海外における販売

<訂正前>

投資家が関連する主要投資家情報書類を受領した場合のみ、申込みが受け付けられる。

（中略）

個人は、いつでも、自らに関してファンドが保有する1988年および2003年のデータ保護法（随時改正および再制定される。）の意味における「個人情報」の写しを要求し（これについて管理会社は少額の手数料を請求することがある。）、当該情報の不正確な部分については訂正を依頼する権利を有する。

<訂正後>

（変更効力発生日前日まで）

投資家が関連する主要投資家情報書類を受領した場合のみ、申込みが受け付けられる。

（中略）

個人は、いつでも、自らに関してファンドが保有する1988年および2003年のデータ保護法（随時改正および再制定される。）の意味における「個人情報」の写しを要求し（これについて管理会社は少額の手数料を請求することがある。）、当該情報の不正確な部分については訂正を依頼する権利を有する。

（変更効力発生日以降）

投資家が関連する主要投資家情報書類を受領した場合のみ、申込みが受け付けられる。

申込期間

各クラスについて、各取引日に各クラスの受益証券を購入するため、買付申込を行うことができる。受益証券は1口当たりの純資産価格で発行される。

最低投資額

G S新成長国通貨債券ファンドの各クラスの受益証券の当初申込期間における最低投資額は、受益証券の基準通貨に応じてそれぞれ100米ドル、100ユーロまたは10,000円であった。

かかる最低額は、総販売会社もしくは副販売会社の裁量により、全般的にまたは特定の場について、増減されるかまたは放棄されることがある。

申込手続

申込みは、当該取引日の正午（ダブリン時間）までに、ファクシミリまたは当初口座契約書に記載のアドレス／ナンバー宛に電子的に受領されなければならない。このような申込は、記入済の当初口座契約書または（申込者が過去に当初口座契約書を記入している場合は）追加購入書式を総販売会社に送付することにより、または別途に指定される形で、行われなければならない。かかる時間以後に受領された申込みは、翌取引日に処理されるが、例外的な状況が生じる場合、管理会社の単独裁量により、評価基準時より前に申込が受領されることを条件として、かつ日本における販売会社の同意を得て、取引日の規定された時間以後に受領された申込が当該取引日に受理されることもある。

管理会社またはその代行会社は、申込の全部または一部を拒絶する権利を留保するが、拒絶された場合、申込金またはその残金は、関係する取引日後の合理的な期間内に、申込者の費用・危険負担で無利息で、申込者に返還される。受益証券の割当および発行の通知書は、関係取引日以後に、可能な限り速やかに送付される。通常、取引後48時間以内に取引確認書が発行される。

受益権の端数にあたる申込金は、申込者に返還されず、関係サブ・ファンドの資産の一部として保持される。所有権は、当該サブ・ファンドに関するファンドの登録簿への記載により証明され、ファックスによる所有権確認書が投資者に送付される。

受益者の登録詳細および支払指図書は、訂正は、原本または電子的指図書を受領後に有効となる。

買付代金の払込

いったん提出された申込は、適用法規に従うことを条件として、申込者によっては取消不能であるものとし、申込者を拘束するものとする。支払は、当該サブ・ファンドの当該クラスの基準通貨で行われなければならない。基準通貨以外の通貨での受益証券の申込については、当該時点の為替レートで換算される。

G S新成長国通貨債券ファンドについては、取引が行われた関連する取引日から起算して4営業日目が決裁期限となる。全額の支払が管理事務代行会社により当該日付迄に受領されない場合、管理会社またはその代行会社は、受益証券のあらゆる割当を取消し、または購入金の支払遅延または不払いにより管理会社が被ったあらゆる利息ならびにその他の料金および費用を投資家に請求する権利を有するものとし、管理会社はかかる費用を賄うために投資家の保有受益証券のすべてまたは一部を売却する権利を有するものとする。

マネー・ロンダリング

マネー・ロンダリングの防止を目的とする措置は、申込者の身元および購入金の源泉の子細な確認を要求する可能性がある。各申込の状況により、（i）当該申込者が、公認の金融機関において当該申込者の名義で保有される口座から支払を行なった場合、または（ii）申込が公認された仲介者を通じて行われた場合、子細な確認は要求されない場合がある。このような例外は、上記の金融機関または仲介者がマネー・ロンダリング防止のための同等の規制を有するとアイルランドが認めた国の中に存在する場合にのみ適用される。

例として、個人は、公証人により適切に証明されたパスポートまたは身分証明書の写しを、公共サービスの請求書または銀行計算書のような当該個人の住所の証拠および生年月日とともに提出・呈示することを要求される可能性がある。法人申込者の場合、設立の（または法人名変更の）証書、基本定款または通常定款（またはその同等物）の証明付の写し、すべての取締役の名前、職業、生年月日および住所および事務所所在地の提出・呈示が要求される可能性がある。管理事務代行会社の裁量により、購入金の源泉を証明するための別途の情報が要求される可能性がある。

管理会社またはその受任者は、管理会社またはその受任者が申込者の身元または購入金の源泉を確認するために必要と考える情報を要求する権利を有し、これにより生ずるあらゆる遅延に対して責任を負わないものとする。申込者が確認目的のために求められる情報を提出・呈示するのが遅れたまたは提出・呈示しなかった場合、管理会社またはその受任者は申込および購入金の受領を拒否することができる。

2 買戻し手続等

(1) ファンド証券の買戻し

（イ）海外における買戻し

<訂正前>

受益者は、関係サブ・ファンドの取引日にその保有するサブ・ファンドの受益証券の全部または一部の買戻しを管理会社に請求することができる。買戻価格は、当該取引日に決定される当該サブ・ファンドの1口当たり純資産価格相当額である。

（中略）

投資顧問会社の誤りおよび誤りの訂正方針に関する追加情報は、投資顧問会社様式ADV第2部Aに記載されている。投資顧問会社様式ADV第2部Aの写しはSECのウェブサイト

(www.adviserinfo.sec.gov) において入手することができる。投資顧問会社は、いつでも、その単独裁量において受益者に通知することなく誤りおよび誤りの訂正方針を修正または補足することができる。

（後略）

<訂正後>

（変更効力発生日前日まで）

受益者は、関係サブ・ファンドの取引日にその保有するサブ・ファンドの受益証券の全部または一部の買戻しを管理会社に請求することができる。買戻価格は、当該取引日に決定される当該サブ・ファンドの1口当たり純資産価格相当額である。

（中略）

投資顧問会社の誤りおよび誤りの訂正方針に関する追加情報は、投資顧問会社様式ADV第2部Aに記載されている。投資顧問会社様式ADV第2部Aの写しはSECのウェブサイト

(www.adviserinfo.sec.gov)において入手することができる。投資顧問会社は、いつでも、その単独裁量において受益者に通知することなく誤りおよび誤りの訂正方針を修正または補足することができる。

（変更効力発生日以降）

受益者は、関係サブ・ファンドの取引日にその保有するサブ・ファンドの受益証券の全部または一部の買戻しを管理会社に請求することができる。買戻価格は、当該取引日に決定される当該サブ・ファンドの1口当たり純資産価格相当額である。

買戻価格の照会先は、販売会社である。

所定の書式を利用した買戻請求書は、買戻の実行が予定される取引日の正午（ダブリン時間）までに総販売会社へ、ファクシミリまたは当初口座契約書に記載のアドレス／ナンバー宛に電子的に、送付されなければならない。請求が取引日の正午（ダブリン時間）以後に受領される場合、管理会社は、翌取引日に繰り延べることができる。ただし、例外的な状況が生じる場合、管理会社の単独の裁量により、かつ当該請求が評価時点前に受領されることを条件として、前記時点後に受領された請求は当該取引日の分として受諾されうる。

買戻代金は、原則として、当該取引が行われた取引日後3営業日以内に、当該サブ・ファンドの受益証券の当該クラスの基準通貨で、受益者の費用負担で、所定の銀行口座への電信送金により支払われる。基準通貨以外の通貨での受益証券の買戻しについては、当該時点の為替レートで換算される。ファンドまたはその代理人により電信送金が行われた後、管理事務代行会社、総販売会社、日本における販売会社、登録・名義書換事務代行会社または受託会社のいずれも、送金プロセスにおける仲介機関または受益者の銀行の業務遂行について更なる責任を負うものではない。かかる業務遂行に関する問題が生じた場合、受益者は当該仲介機関または銀行と直接に処理しなければならない。

受益者は、管理会社から事前に書面で同意を得ることなく、自己の買戻請求を撤回することはできない。ただし、サブ・ファンドの資産の評価が一時的に停止されている場合に、停止期間の終了前に管理会社が書面による届け出を受領している場合にのみ、撤回が有効となる。請求が上記のように撤回されない場合、買戻しは、停止終了直後の取引日に実行される。

管理会社は、一取引日に買い戻されるサブ・ファンドの受益証券の口数を、発行済の当該サブ・ファンドの純資産価額の10%に限定することができる。かかる場合、当該取引日に自己の受益証券の買戻しを希望するすべての関係受益者が当該受益証券について同様の比率の買戻しを受けるよう、上記の制限は按分して適用され、また買い戻されなかったが、比率が限定されなければ買い戻されていたであろう受益証券は、翌取引日の買戻しのため繰り越される。繰り越された買戻請求は、爾後の請求と同等に処理される。買戻請求が上記のように繰り越される場合、登録・名義書換事務代行会社は影響を受ける受益者にその旨を通知する。

（マネーロンダリング防止手続に関する文書を含め）記入済みの当初口座契約書を受益者から受領し、マネーロンダリング防止手続が完了するまで、受益者に対して買戻しの支払は行われない。申込金および買戻金回収口座の運営

管理会社は、各サブ・ファンドのために個別の回収口座（以下「回収金口座」という。）を開設した。サブ・ファンドに支払う申込金ならびにサブ・ファンドから支払われる買戻金および分配金は、関連する回収金口座に支払われる。回収金口座内の金銭（関連するサブ・ファンドに関して受領する事前申込金を含む。）は、ファンドのサービス・プロバイダーのために2013年アイルランド

中央銀行（監督および施行）法（第48条(1)）2015年投資家資金規則によって提供される保護を受ける資格を有していない。

受益証券が発行されるまで、また買戻金または分配金が支払われるまで、回収金口座内の当該金銭は、関連するサブ・ファンドの資産であり、関連する投資家は、サブ・ファンドが支払うまたはサブ・ファンドに支払われる金額に関して、サブ・ファンドの無担保債権者であり、受益者ではない。サブ・ファンドに帰属するすべての申込金（受益証券の発行の前に受領した申込金を含む。）およびサブ・ファンドから支払われるすべての買戻金、配当または現金分配金は、当該サブ・ファンドの回収金口座を経由し、またそれを通じて管理される。買戻金および分配金（凍結された買戻金または分配金を含む。）は、支払期日（または、凍結された支払いの支払いが許可される場合にはその後の日）まで、関連する回収金口座において保管され、その後関連するまたは買戻しを行う受益者に対して支払われる。

受託会社は、回収金口座内の金銭の保管および管理について責任を負う。

申込金が投資家を特定するための十分な書類なくして回収金口座に支払われる場合、当該申込金は、関連する投資家に返還されるものとする。誤った回収金口座において受領した申込金も、関連する投資家に返還される。必要な完全かつ正確な書類を提出しないこと、また／または正確な回収金口座に支払わないことについては、投資家がリスクを負担する。

強制的買戻し

管理会社は、いずれの時点でも、信託証書の下で受益証券の購入または保有から排除されている受益者によって保有されている受益証券を買戻し、もしくはその譲渡を要求することができ、また当該受益証券の保有が当該サブ・ファンドまたは全体としての当該サブ・ファンドの受益者にとっての規制上、金銭上、法律上、課税上または重要な管理事務上の不利益となる場合、受益者によって保有されている受益証券を買戻し、もしくはその譲渡を要求することができる。かかるいずれの場合も、取引日において、当該受益証券が買戻しされる当該取引日の受益証券1口当たり純資産価格に等しい価格で行われる。

誤り、誤りの訂正方針および受益者への通知

管理会社は、受託会社と協議の上、訂正手続が必要かどうかまたはファンドもしくは受益者へ補償金を支払うべきかどうかを決定するため、投資目的、投資方針または投資制限の違反およびサブ・ファンドの純資産価額の計算または販売・買戻し手続の誤りについて検討する。

管理会社は、その単独の裁量で、受益証券の販売および買戻し手続に影響を与える誤りの訂正を認めることができる。管理会社は、訂正作業が行われる時点か、ファンドまたは受益者への補償金の支払いが行われる時点で、制限または禁止する可能性のある誤りの解決法については、重大性を定めた方針に従う。また、適用法に従って、管理会社が承認した方針に従い、すべての誤りが、補償可能な誤りとなるとは限らない。よって、補償可能な誤りまたはその他の誤りが発生している期間に、受益証券を購入または買戻す受益者は、補償可能な誤りまたはその他の誤りについての決定に関して、補償されないことがある。

受益者は、いかなる誤り、またはその決定についても通知されないが、かかる誤りの訂正により、当該者が保有する受益証券口数か、かかる受益証券が発行された純資産価額、または当該受益者に支払われた買戻金に調整を行わなければならない場合はこの限りではない。

投資顧問会社の誤りおよび誤りの訂正方針に関する追加情報は、投資顧問会社様式ADV第2部Aに記載されている。投資顧問会社様式ADV第2部Aの写しはSECのウェブサイト

(www.adviserinfo.sec.gov) において入手することができる。投資顧問会社は、いつでも、その単独裁量において受益者に通知することなく誤りおよび誤りの訂正方針を修正または補足することができる。

(2) ファンド証券の転換

(イ) 海外における転換

<訂正前>

受益者は、あるサブ・ファンド（「旧サブ・ファンド」）の自己の受益証券の一部または全部を他のサブ・ファンド（「新サブ・ファンド」）の受益証券へ転換請求することができる。所定様式の転換申込書が、総販売会社または日本における販売会社またはその他の場所に送付されなければならない。特定の販売会社については、転換は、買戻しとこれに引続く買付けとして取扱われ、かかる売買の通常の決済事務に従って行われる。投資家が関連する主要投資家情報書類を受領した場合のみ、転換の申込みが受けられる。

（中略）

管理会社は、随時、5%までの受益証券の転換手数料を決定することができる。かかる手数料は、管理会社または管理会社が任命する代理人もしくは販売会社によって自らまたはこれらの絶対の使用または利益のために留保されることがあり、関連ファンドの資産を構成しないものとする。

<訂正後>

（変更効力発生日前日まで）

受益者は、あるサブ・ファンド（「旧サブ・ファンド」）の自己の受益証券の一部または全部を他のサブ・ファンド（「新サブ・ファンド」）の受益証券へ転換請求することができる。所定様式の転換申込書が、総販売会社または日本における販売会社またはその他の場所に送付されなければならない。特定の販売会社については、転換は、買戻しとこれに引続く買付けとして取扱われ、かかる売買の通常の決済事務に従って行われる。投資家が関連する主要投資家情報書類を受領した場合のみ、転換の申込みが受けられる。

（中略）

管理会社は、随時、5%までの受益証券の転換手数料を決定することができる。かかる手数料は、管理会社または管理会社が任命する代理人もしくは販売会社によって自らまたはこれらの絶対の使用または利益のために留保されることがあり、関連ファンドの資産を構成しないものとする。

（変更効力発生日以降）

受益者は、あるサブ・ファンド（「旧サブ・ファンド」）の自己の受益証券の一部または全部を他のサブ・ファンド（「新サブ・ファンド」）の受益証券へ転換請求することができる。所定様式の転換申込書が、総販売会社、副販売会社または日本における販売会社またはその他の場所に送付されなければならない。特定の販売会社については、転換は、買戻しとこれに引続く買付けとして取扱われ、かかる売買の通常の決済事務に従って行われる。投資家が関連する主要投資家情報書類を受領した場合のみ、転換の申込みが受けられる。

転換申込書は、新サブ・ファンドと旧サブ・ファンドの両方の取引日である取引日の正午（ダブリン時間）までに、総販売会社、副販売会社または日本における販売会社またはその他の場所により受領されなければならない。異った基準通貨をもつサブ・ファンド間の転換の場合を除き、正午（ダブリン時間）までに受領された転換申込書は、通常、新サブ・ファンドのための当該取引日に処理される。異った基準通貨をもつサブ・ファンド間での転換において転換申込書が正午（ダブリン時間）までに受領された場合は、新ファンドについては翌取引日に取扱われる。取引日の正午（ダブリン時間）以後に受領された申込書は、翌取引日に受領されたものとして取り扱うことができる。ただし、例外的な状況が生じる場合、管理会社は副販売会社または日本における販売会社との合意による管理会社の裁量によりまた転換申込書が旧ファンドおよび新ファンドそれぞれの評価時点前に受領された場合には、時限後に受領されたものも当該取引日に受領されることがある。

転換される旧ファンドの受益権口数は、通常100口以上10口単位である。

ファンドへの当初投資として受益証券の転換を請求する場合、受益者は、転換される受益証券の純資産価格が当該サブ・ファンドの最低保有金額（もしあれば）に相当するかまたはこれを超えるようにしなければならない。

管理会社は、随時、5%までの受益証券の転換手数料を決定することができる。かかる手数料は、管理会社または管理会社が任命する代理人もしくは販売会社によって自らまたはこれらの絶対の使用または利益のために留保されることがあり、関連ファンドの資産を構成しないものとする。

3 資産管理等の概要

(5) その他

(1) 解散

<訂正前>

(前略)

以下の事象が発生した場合、受託会社はファンドまたはそのいずれかのサブ・ファンドを書面通知により終了させることができる。

- (a) 1986年英国倒産法に従い、管理会社が清算手続（受託会社が事前に書面同意した条件に基づく再建または合併のための自発的清算を除く）に入る場合、または受託会社のいずれかの資産に関して財産保全管理人が任命された場合、または管理会社に対して管財人が任命された場合もしくは類似の手続がいずれかの法域において行われた場合
- (b) 受託会社の合理的な見解において管理会社がその任務を遂行する能力を有しない場合

<訂正後>

(前略)

以下の事象が発生した場合、受託会社はファンドまたはそのいずれかのサブ・ファンドを書面通知により終了させることができる。

- (a) （変更効力発生日前日まで）1986年英国倒産法に従い、管理会社が清算手続（受託会社が事前に書面同意した条件に基づく再建または合併のための自発的清算を除く）に入る場合、または受託会社のいずれかの資産に関して財産保全管理人が任命された場合、または管理会社に対して管財人が任命された場合もしくは類似の手続がいずれかの法域において行われた場合
（変更効力発生日以降）2014年会社法に従い、管理会社が清算手続（受託会社が事前に書面同意した条件に基づく再建または合併のための自発的清算を除く）に入る場合、または受託会社のいずれかの資産に関して財産保全管理人が任命された場合、または管理会社に対して管財人が任命された場合もしくは類似の手続がいずれかの法域において行われた場合
- (b) 受託会社の合理的な見解において管理会社がその任務を遂行する能力を有しない場合

(後略)

(5) その他

(3) 関係法人との契約の更改等に関する手続

<訂正前>

(前略)

総販売契約

本契約は、特定の状況において、本契約のいずれかの当事者が他の当事者に対して書面による通知をすることにより解約することができる。管理会社は30日前に書面による通知をすることにより、いつでも解約することができる。

本契約は、英国法に準拠し、解釈されるものとする。

<訂正後>

(前略)

総販売契約（変更効力発生日以降、本「総販売契約」の記載は削除される。）

本契約は、特定の状況において、本契約のいずれかの当事者が他の当事者に対して書面による通知をすることにより解約することができる。管理会社は30日前に書面による通知をすることにより、いつでも解約することができる。

本契約は、英国法に準拠し、解釈されるものとする。

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

<訂正前>

(1) 株式資本の額

(中略)

(2) 会社の機構

管理会社の取締役が管理会社の経営管理に責任を負う。

(中略)

個々の取締役は、取締役会の過半数の承認または他の決定により、他の取締役またはその他の者を代行取締役として指名して、自己の不在時に自己の代わりに行為させることができる。取締役会の議事の定足数は、取締役が随時決定する1名以上の数である。代理出席している代行取締役も、かかる定足数に算入される。取締役でありかつ他の取締役に指名され代行取締役である人は取締役会において2票の投票権を有するが、議事の定足数に2名として算入されない。決議は取締役会に出席または代理出席している代行取締役の議決権の多数決による。

(3) 役員及び従業員の状況

(2018年3月末日現在)

氏名	管理会社役職	所属・役職名
スティーブン・デービス (Stephen Davies)	取締役	ゴールドマン・サックスのロンドンにおけるファイナンス部門のマネジング・ディレクターおよびゴールドマン・サックス・バンク・USAロンドン支店のマネジャー
グレン・ソーブ (Glenn Thorpe)	取締役	ゴールドマン・サックスのマネジング・ディレクターおよびヨーロッパ、アジア太平洋地域におけるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのオフショア・ファンド業務を支援するインベストメント・マネジメント部門のファンド・コントローラーの国際統括、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルの取締役会補佐
バーバラ・ヒーリー (Barbara Healy)	取締役	ゴールドマン・サックスに雇用されていない。社外取締役
マイケル・ホームズ (Michael Holmes)	取締役	ゴールドマン・サックスのロンドンにおけるファイナンス部門のマネジング・ディレクター、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルの取締役会補佐
シーラ・パテル (Sheila Patel)	取締役	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッドのチーフ・エグゼクティブ・オフィサー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのクライアント事業のグローバル共同責任者

(注) 管理会社の会社秘書役はダニエル・ジャクソン氏である。2018年2月末日現在、管理会社の従業員は48名である。

<訂正後>

（変更効力発生日前日まで）

(1) 株式資本の額

（中略）

(2) 会社の機構

管理会社の取締役が管理会社の経営管理に責任を負う。

（中略）

個々の取締役は、取締役会の過半数の承認または他の決定により、他の取締役またはその他の者を代行取締役として指名して、自己の不在時に自己の代わりに行為させることができる。取締役会の議事の定足数は、取締役が随時決定する1名以上の数である。代理出席している代行取締役も、かかる定足数に算入される。取締役でありかつ他の取締役に指名され代行取締役である人は取締役会において2票の投票権を有するが、議事の定足数に2名として算入されない。決議は取締役会に出席または代理出席している代行取締役の議決権の多数決による。

（変更効力発生日以降）

(1) 株式資本の額

2018年10月末日現在、授權資本金1,000億ユーロ（約12兆8,430億円）のうち、発行済資本金は2ユーロ（約257円）であり、全額払込済みである。授權株式総数は1,000億株であり、2株が発行済みである。

（注）ユーロの円貨換算は、2018年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝128.43円）による。

管理会社の資本金の額の増減は以下のとおりである。

2018年3月20日現在	2ユーロ
2018年10月末日現在	2ユーロ

(2) 会社の機構

管理会社の取締役が管理会社の経営管理に責任を負う。

管理会社の取締役は管理会社が他のファンドを管理することにより生じる利害対立は実際上も潜在的にもないと考えている。しかし、何らかの利害対立が発生した場合には、取締役はその公正な解決の確保に努力する。

1名以上の取締役が管理会社を運営する。取締役は株主の決議によって選任される。取締役に特定の任期はない。

個々の取締役は、取締役会の過半数の承認または他の決定により、他の取締役またはその他の者を代行取締役として指名して、自己の不在時に自己の代わりに行為させることができる。取締役会の議事の定足数は、2名または取締役が随時決定する人数である。代理出席している代行取締役も、かかる定足数に算入される。取締役でありかつ他の取締役に指名され代行取締役である人は取締役会において2票の投票権を有するが、議事の定足数に2名として算入されない。決議は取締役会に出席または代理出席している代行取締役の議決権の多数決による。

2 事業の内容及び営業の概況

＜訂正前＞

管理会社は2013年12月13日に存続期間を無期限として設立され、英国金融行為監督機構により、2000年金融サービス・市場法（随時改正済）に基づき管理会社としての業務を行うことを承認されている。管理会社の最終親会社はゴールドマン・サックス・グループ・インクである。管理会社は、他のUCITSの指定された管理会社としての業務、また、本サブ・ファンドに類似するまたはそうではない投資プログラムを有する他のファンドのオルタナティブ投資運用者（オルタナティブ投資運用者指令2011/61/EUに定義される）としての業務を行う。

(中略)

2018年5月末日現在、管理会社は、以下のファンドの管理を行っていた。

なお、純資産額は、別段の記載がない限り、2018年5月末日現在の数値（推定値を含む。）である。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ケイマン	ダイレクト・ヘッジ・ファンド	3	3,200,072,567米ドル
	ヘッジ・ファンド戦略	4	1,164,395,630米ドル
アイルランド	ダイレクト・ヘッジ・ファンド	2	588,956,100米ドル
	ヘッジ・ファンド戦略	9	877,660,439米ドル
	投資信託	1	211,297,402オーストラリア・ドル
		2	12,969,378,171ユーロ
		4	15,174,839,121英ポンド
		2	978,985,476円
		11	73,111,341,814米ドル
ルクセンブルグ	投資信託	7	6,582,382,416ユーロ
		3	77,176,366英ポンド
		2	1,578,563,820円
		1	1,619,681,323ノルウェー・クローネ
		66	57,008,736,275米ドル
	プライベート・エクイティ	8	1,260,283,988米ドル

<訂正後>

（変更効力発生日前日まで）

管理会社は2013年12月13日に存続期間を無期限として設立され、英国金融行為監督機構により、2000年金融サービス・市場法（随時改正済）に基づき管理会社としての業務を行うことを承認されている。管理会社の最終親会社はゴールドマン・サックス・グループ・インクである。管理会社は、他のUCITSの指定された管理会社としての業務、また、本サブ・ファンドに類似するまたはそうではない投資プログラムを有する他のファンドのオルタナティブ投資運用者（オルタナティブ投資運用者指令2011/61/EUに定義される）としての業務を行う。

（中略）

2018年5月末日現在、管理会社は、以下のファンドの管理を行っていた。

なお、純資産額は、別段の記載がない限り、2018年5月末日現在の数値（推定値を含む。）である。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ケイマン	ダイレクト・ヘッジ・ファンド	3	3,200,072,567米ドル
	ヘッジ・ファンド戦略	4	1,164,395,630米ドル
アイルランド	ダイレクト・ヘッジ・ファンド	2	588,956,100米ドル
	ヘッジ・ファンド戦略	9	877,660,439米ドル
	投資信託	1	211,297,402オーストラリア・ドル
		2	12,969,378,171ユーロ
		4	15,174,839,121英ポンド
		2	978,985,476円
		11	73,111,341,814米ドル
ルクセンブルグ	投資信託	7	6,582,382,416ユーロ
		3	77,176,366英ポンド
		2	1,578,563,820円
		1	1,619,681,323ノルウェー・クローネ
		66	57,008,736,275米ドル
	プライベート・エクイティ	8	1,260,283,988米ドル

（変更効力発生日以降）

管理会社は2018年3月20日に設立され、アイルランド中央銀行により、UCITS規則に基づき管理会社としての業務を行うことを承認されている。管理会社の最終親会社はゴールドマン・サックス・グループ・インクである。管理会社は、他のUCITSの指定された管理会社としての業務、また、本サブ・ファンドに類似するまたはそうではない投資プログラムを有する他のファンドのオルタナティブ投資運用者（オルタナティブ投資運用者指令2011/61/EUに定義される）としての業務を行う。

管理会社はファンドおよびサブ・ファンドの投資運用、管理およびマーケティングの責任を負う。管理会社はまた、リスク管理機能についても責任を負う。詳細は英文目論見書に記載のとおり、管理会社はこれらの義務に関し、一定の業務を関係会社および第三者に委託している。とりわけ、サブ・ファンドに関する投資運用業務を投資顧問会社に、一定の評価機能をゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシーのグループに、一定の管理事務業務を管理事務代行会社に、一定の登録および名義書換事務業務を登録・名義書換事務代行会社に、一定の販売業務を副販売会社に委託している。委任に関わらず、管理会社はその義務の適切な履行に責任を負う。投資顧問会社は、常に管理会社の監督お

よび指示のもと、サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従い、サブ・ファンドの資産の投資運用に関して管理会社に対して責任を負う。

管理会社は、管理事務代行会社が特定の証券や商品の値付けができない場合に、当該証券および商品の「公正価値」を提供する適格者として評価会社を任命している。管理会社は当該業務に対して自身の管理報酬から報酬を支払うことができる。

管理会社は、任命された管理者として、前記「管理報酬等」に記載のとおり各サブ・ファンドの資産から支払われる管理報酬を受領することができる。

管理会社、その関係会社、サービス提供会社、およびその役員、取締役、パートナー、メンバー、投資主、代理人、委託者、従業員および臨時従業員（それぞれを「管理会社免責者」という。）は、管理会社または管理会社免責者の行為（判断ミスを含むが、これに限定されない。）により生じ、ファンドまたはサブ・ファンド、受益者、受託会社、管理会社自身または他のいずれかの管理会社免責者が蒙ったまたは負担した訴訟行為、要求、コスト、係争、請求、損害または費用、もしくは、ファンドまたはサブ・ファンドのいずれかの代理としての受託会社、受益者または投資対象の取得、保有または処分の結果、求償している者が蒙った損害について、ファンドから免責され補償される。ただし、管理会社または関連する管理会社免責者に過失、故意による懈怠または詐欺行為があった場合は除く。

過失、故意による懈怠、悪意または詐欺行為が存在しない場合、管理会社は、受託会社、ファンド、投資顧問会社または受益者に対して、信託証書上の義務の適切な遂行から生じる損失に責任を負わない。

さらに管理会社は、総販売会社として行為し、多数の副販売会社を随時任命することができる。総販売会社は、直接的に日本における販売会社として行為するか、一もしくは複数の日本における販売会社を任命することができる。受益証券の販売は、総販売会社および日本における販売会社を通じて行われる。日本における販売会社は、総販売会社の関係会社である場合もない場合もあり、総販売会社によってその裁量により随時任命される。

2018年10月末日現在、管理会社は、ファンドの管理を行っていない。

3 管理会社の経理状況

「3 管理会社の経理状況」に、以下の記載が追加されます。

変更効力発生日以降、「3 管理会社の経理状況」は、以下の記載となる。

管理会社は、2018年3月20日に設立され、その会計年度は12月31日に終了する一年である。そのため、2018年12月末日現在、管理会社の財務書類はまだ作成されていない。

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

(7) ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International) (「総販売会社」)

(中略)

(ロ) 事業の内容

ゴールドマン・サックス・インターナショナル (「G S I」) は、英国法に基づき設立された会社で、国際的に有力な投資銀行である。

G S I は、1999年に設立されたデラウェア州の株式会社であるザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの間接子会社である。

(8) ゴールドマン・サックス証券株式会社 (「日本における販売会社」)

(後略)

<訂正後>

(前略)

(7) ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International) (「総販売会社」) 注

(中略)

(ロ) 事業の内容

ゴールドマン・サックス・インターナショナル (「G S I」) は、英国法に基づき設立された会社で、国際的に有力な投資銀行である。

G S I は、1999年に設立されたデラウェア州の株式会社であるザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの間接子会社である。

(注) 変更効力発生日以降、ゴールドマン・サックス・インターナショナルに関して記載される本(7)項の記載は削除される。これに伴い、以降の(8)項および(9)項の記載は(7)項および(8)項に繰り上げられる。

(8) ゴールドマン・サックス証券株式会社 (「日本における販売会社」)

(後略)

2 関係業務の概要

<訂正前>

(前略)

(7) ゴールドマン・サックス・インターナショナル

受益証券の総販売会社としての業務を行う。

(8) ゴールドマン・サックス証券株式会社

(後略)

<訂正後>

(前略)

(7) ゴールドマン・サックス・インターナショナル^(注)

受益証券の総販売会社としての業務を行う。

(注) 変更効力発生日以降、ゴールドマン・サックス・インターナショナルに関して記載される本(7)項の記載は削除される。これに伴い、以降の(8)項および(9)項の記載は(7)項および(8)項に繰り上げられる。

(8) ゴールドマン・サックス証券株式会社

(後略)

3 資本関係

<訂正前>

管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社（代行協会員を兼ねる。）、総販売会社および評価会社の最終的親会社は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクである。

<訂正後>

(変更効力発生日前日まで)

管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社（代行協会員を兼ねる。）、総販売会社および評価会社の最終的親会社は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクである。

(変更効力発生日以降)

管理会社／総販売会社、投資顧問会社、副投資顧問会社（代行協会員を兼ねる。）および評価会社の最終的親会社は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクである。

別紙 潜在的利益相反

<訂正前>

マスター・ファンドに関連する利益相反の概要

(中略)

サービス提供者の任命

マスター・ファンドは、他のゴールドマン・サックス関係会社にも業務を提供するサービス提供者（弁護士およびコンサルタントを含む。）を雇用することがある。マスター・ファンドの管理会社は、専門性および経験、関連あるもしくは類似する商品に関する知識、業務の質、市場における評判および価格など多くの要因に基づき、マスター・ファンドの取締役の承認を得るため、サービス提供者を選任する予定である。これらのサービス提供者は、ゴールドマン・サックスとの間で事業、財務またはその他の関係を有することがあり、これらの関係は、マスター・ファンドの管理会社によるマスター・ファンドのサービス提供者の選任に影響を与える場合も、与えない場合もある。上記にかかわらず、マスター・ファンドのサービス提供者の選任は、マスター・ファンドの管理会社によるマスター・ファンドに対する誠実な義務に従い行われる。マスター・ファンドの管理会社に選任されたサービス提供者は、提供された特定のサービス、サービスを提供する要員その他の要因に基づき、異なるサービス受領者に対し異なるレートの請求を行うことがある。その結果、マスター・ファンドにより、これらのサービス提供者に関連して支払われたレートは、ゴールドマン・サックスが支払うレートと比較して、より有利もしくは不利となることがある。

<訂正後>

(変更効力発生日前日まで)**マスター・ファンドに関連する利益相反の概要**

(中略)

サービス提供者の任命

マスター・ファンドは、他のゴールドマン・サックス関係会社にも業務を提供するサービス提供者（弁護士およびコンサルタントを含む。）を雇用することがある。マスター・ファンドの管理会社は、専門性および経験、関連あるもしくは類似する商品に関する知識、業務の質、市場における評判および価格など多くの要因に基づき、マスター・ファンドの取締役の承認を得るため、サービス提供者を選任する予定である。これらのサービス提供者は、ゴールドマン・サックスとの間で事業、財務またはその他の関係を有することがあり、これらの関係は、マスター・ファンドの管理会社によるマスター・ファンドのサービス提供者の選任に影響を与える場合も、与えない場合もある。上記にかかわらず、マスター・ファンドのサービス提供者の選任は、マスター・ファンドの管理会社によるマスター・ファンドに対する誠実な義務に従い行われる。マスター・ファンドの管理会社に選任されたサービス提供者は、提供された特定のサービス、サービスを提供する要員その他の要因に基づき、異なるサービス受領者に対し異なるレートの請求を行うことがある。その結果、マスター・ファンドにより、これらのサービス提供者に関連して支払われたレートは、ゴールドマン・サックスが支払うレートと比較して、より有利もしくは不利となることがある。

[次へ](#)

（変更効力発生日以降）

マスター・ファンドに関連する利益相反の概要

マスター・ファンドは、マスター・ファンドに対して様々な業務を提供するゴールドマン・サックス（本項において、ゴールドマン・サックス・グループ・インク、マスター・ファンドの管理会社、投資運用会社およびこれらの関連会社、取締役、パートナー、受託者、経営者、メンバー、役員および従業員をいう。）を（管理会社および管理会社の委託先を通して直接的に）任命し、ゴールドマン・サックスが管理会社の利益相反方針に従い行為することに依拠する。ゴールドマン・サックスは、世界的なフル・サービスの投資銀行、証券会社、資産管理会社金融サービス会社であり、また、世界的な大手金融市場参加者である。上記の通り、ゴールドマン・サックスは、企業、金融機関、政府、富裕層を含む多様な顧客に対し、幅広い金融サービスを提供している。ゴールドマン・サックスは、投資銀行、リサーチ提供者、投資アドバイザー、金融業者、アドバイザー、マーケット・メーカー、プライム・ブローカー、デリバティブ・ディーラー、貸し手、カウンターパーティ、エージェント、プリンシパルおよび投資家として行為する。上記の資格およびその他の資格において、ゴールドマン・サックスは、あらゆる市場および取引において顧客に対し助言を行っており、自身の勘定または顧客および従業員の勘定で、顧客の勘定および関係ならびに自身がスポンサーとなり、管理し、また助言する商品（かかるゴールドマン・サックスの勘定またはその他の顧客の勘定（マスター・ファンドおよびファンドを含む。）、関係および商品を「アカウント」と総称する。）を通して、有価証券、デリバティブ、ローン、コモディティー、通貨、クレジット・デフォルト・スワップ、インデックス、バスケットならびにその他の金融証書および商品を含む多岐にわたる投資対象を購入、売却、保有しており、またこれらの推奨を行っている。ゴールドマン・サックスは、マスター・ファンドが直接的または間接的に投資を行っているグローバル債券市場、為替市場、商品市場、株式市場、バンク・ローン市場、およびその他の市場、証券および発行体に関し、直接的および間接的に利益を得ている。結果として、ゴールドマン・サックスの事業および取引は、マスター・ファンドに不利益を与えまたはマスター・ファンドを制限するなどの影響を及ぼし、および／またはゴールドマン・サックスもしくはその他のアカウントに利益をもたらす可能性がある。「アカウント」とは、ゴールドマン・サックス自身のアカウント、ゴールドマン・サックスの従業員が利害関係を有するアカウント、分別運用されるアカウント（即ち、分離アカウント）を含むゴールドマン・サックスの顧客のアカウント、およびゴールドマン・サックスが後援、運用または助言するプールされた投資ビークル（マスター・ファンドを含む。）を意味する。上記の結果として生じる利益相反を管理するにあたり、GSAMは通常、受託者義務に従う。

以下は、マスター・ファンドによって、マスター・ファンドと、およびマスター・ファンドのために行なう取引に関しマスター・ファンドの管理会社、投資運用会社およびゴールドマン・サックスが得る可能性のある財務上またはその他の利益に関連する特定の利益相反および潜在的利益相反に関する概説である。これらは、発生しうるすべての潜在的利益相反の完全な列挙または説明ではなく、また、完全な列挙または説明であることを意図したものでもない。さらに、ゴールドマン・サックスの投資顧問顧客ではない他の事業体のためのゴールドマン・サックスの行為は、一方における当該事業体および他方におけるアカウント（マスター・ファンドを含む。）との間に、本書に記載されているようにマスター・ファンドおよび他のアカウントとの間に生じる利益相反と同一または類似の利益相反を生じさせる可能性がある。マスター・ファンドの投資運用会社のフォームADVの第7項（「顧客の種類」）を参照のこと。本書における利益相反は、GSAMまたはゴールドマン・サックスが現在有する、または将来有する可能性がある財務上またはその他の利害に関連する利益相反の完全な列挙または説明であることを意図したものではない。マスター・ファンドの管理会社、投資運用会社およびゴールドマン・サックスに関わる潜在的利益相反に関する追加情報は、投資運用会社のフォームADVに記載されており、投資を行おうとする者は、受益証券購入前にこれを精読すべきである。マスター・ファンドの投資運用会社のフォームADVのパート1およびパート22Aの写しは、米国証券業協会のサイト（www.adviserinfo.sec.gov）において閲覧可能である。投資主は、マスター・ファンドに投資すること

により、ゴールドマン・サックスに関する潜在的利益相反およびかかる利益相反に直面するマスター・ファンドの運営を認めたものとみなされるものとする。

受益証券の販売および投資機会の配分

ゴールドマン・サックスの金銭的およびその他の利益がゴールドマン・サックスの受益証券の販売促進にインセンティブを与える可能性がある。

ゴールドマン・サックスおよびその従業員は、マスター・ファンドの受益証券の販売促進に関し、利益を有しており、また、かかる販売から得られる報酬は、他のアカウントの受益証券の販売に関する報酬よりも高い可能性がある。従って、ゴールドマン・サックスおよびその従業員は、他のアカウントの受益証券よりもマスター・ファンドの受益証券の販売を促進することに金銭的利益を有する可能性がある。

投資運用会社は、マスター・ファンドのための投資運用活動に関してパフォーマンスに基づく報酬を受け取らないが、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、同時に、マスター・ファンドに関し受け取る手数料またはその他の報酬（パフォーマンスによる報酬または割当を含む。）よりも高い手数料またはその他の報酬を得ることのできるアカウントの運用を同時に行なう可能性がある。管理会社または投資運用会社は、より高い報酬を受け取る可能性のあるアカウントを優先し得るため、より高い手数料またはその他の報酬を支払うアカウントとマスター・ファンドが同時に運用されることにより、利益相反が生じる可能性がある。例えば、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社は、運用実績に基づく報酬を支払うアカウントから、より高い報酬を受け取る可能性がある状態で少ない投資機会を配分する際、利益相反に直面し得る。こうした利益相反に対応するため、管理会社および投資運用会社は、管理会社としての義務および投資顧問会社としての受託者義務に一致すると考える方法で投資機会を配分する際に従う方針および手続を採択した。下記の「マスター・ファンドおよびその他のアカウントの間の投資機会および費用の配分」を参照のこと。しかしながら、マスター・ファンドによる投資の利用可能額、時期、構成または条件が、他のアカウントのこれらとは異なる可能性があり、パフォーマンスは他のアカウントのパフォーマンスより低くなる可能性もある。

ゴールドマン・サックスの仲介業者との金銭的およびその他の関係から生じる販売に関するインセンティブおよび関連する利益相反

ゴールドマン・サックスおよびその従業員（マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社の従業員を含む。）は、アカウント（マスター・ファンドを含む。）に提供されたサービスおよびマスター・ファンドの販売に関連して、便益を受け、報酬および対価を得ることができる。当該報酬および対価は、当該アカウント（マスター・ファンドを含む。）の管理に関連してマスター・ファンドの管理会社または投資運用会社に支払われる報酬から直接または間接的に支払われる。さらに、ゴールドマン・サックスおよびその従業員（マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社の従業員を含む。）は、マスター・ファンドとの取引またはマスター・ファンドのための取引を推奨し、またはこれらを行なう販売会社、コンサルタントおよびその他の者と関係（マスター・ファンドに関連か否かを問わず、また、募集、仲介、助言および取締役会に関する関係を含むがこれらに限定されない。）を有する可能性がある。かかる販売会社、コンサルタントおよびその他の者は、かかる関係に関連し、ゴールドマン・サックスまたはマスター・ファンドから報酬を受け取る可能性がある。かかる関係により、販売会社、コンサルタントおよびその他の当事者は、マスター・ファンドの販売促進のためのインセンティブが生じるような利益相反に直面する可能性がある。

適用ある誘引規則を損うことなく、ゴールドマン・サックスおよびマスター・ファンドは、マスター・ファンドの販売促進のために、授権されたディーラーおよびその他の金融仲介機関および営業担

当者に対し支払いを行なう場合がある。かかる支払いは、ゴールドマン・サックスの資産またはゴールドマン・サックスに支払われる金額から行われる。かかる支払いにより、かかる者がマスター・ファンドを強調し、宣伝し、または推奨するインセンティブが生じる可能性がある。

マスター・ポートフォリオとその他のアカウントとの間の投資機会および費用の配分

マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、マスター・ファンドの投資目的と同一もしくは同様の投資目的を有し、また、マスター・ファンドと同様の有価証券もしくはその他の商品、セクターまたは戦略に投資を行なう可能性のある、またはこれらの投資対象を売却する可能性のある複数のアカウント（ゴールドマン・サックスおよびその従業員が利害を有するアカウントを含む。）について、運用または助言を行なうことができる。これにより、特に、投資機会の利用可能性または流動性が限定されている場合（例えば、地域市場および新興市場、ハイ・イールド債、確定利付き証券および規制された業界）、潜在的利益相反が生じる可能性がある。

かかる潜在的利益相反に対応するために、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、アカウントのためにポートフォリオの決定を行なっているゴールドマン・サックスの従業員が、管理会社および投資運用会社の信託義務に伴うアカウントのために投資決定を行なうこと、また、かかるアカウント間で投資機会を配分することなどを定めた配分方針および手続を策定した。かかる方針および手続により、特定のポートフォリオ・マネジメント・チームによって運用される適格アカウントの限られた投資機会は、（管理会社または投資運用会社によって決定される基準により、）比例按分方式で配分されることになり得るが、他の場合において、当該割当が比例按分されないことがある。

マスター・ファンドおよびその他のアカウントのための配分に関連する決定は、以下を含むがこれらに限定されない一または複数の要素を参考に行なわれる。アカウントのポートフォリオおよびその投資期間、投資目的、投資ガイドラインおよび投資制限（特定のアカウントまたはアカウント間の保有に影響を及ぼす法律上および規制上の制限を含む。）、顧客の指示、戦略適合性およびその他のポートフォリオ運用に関する考慮事項（一定の戦略に対するエクスポージャーの様々な期待水準を含む。）、マスター・ファンドおよび関連するアカウントの将来の期待キャパシティ、マスター・ファンドの管理会社の仲介に係る裁量の制限、現金および流動性の必要性およびその他の考慮事項、ならびに他の適切な、もしくは概ね類似する投資機会の利用可能性、アカウント間におけるベンチマーク要因およびヘッジ戦略の相違。適格性に関する考慮事項、評判に関する事項およびその他の考慮事項も検討され得る。1または複数のアカウントが、特定の取引戦略に注力するか、またはこれに関する優先権を受けることを意図している場合、他のアカウント（マスター・ファンドを含む。）は、当該戦略にアクセスできないか、または、他の場合よりもアクセスが制限されている可能性がある。当該アカウントが投資運用会社以外のゴールドマン・サックスの領域によって運用される場合、当該アカウントは投資運用会社のアロケーション方針の対象とはならない。当該アカウントによる投資は、マスター・ファンドに対する投資機会の利用可能性を減少または排除するか、マスター・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、1または複数のアカウントが、特定の取引戦略または投資タイプに焦点をあてたGSAMの主要な投資ピークルとなるか、特定の取引戦略または投資タイプに関する優先権を受けることが意図されている場合、当該アカウントは、単一または複数の投資に関して当該アカウントと同時に投資する機会（以下「共同投資機会」という。）を受けるアカウントまたはその他の個人に関して、特定の方針または指針を有することができる。その結果、一定のアカウントまたはその他の個人は、マスター・ファンドが通常利用できない共同投資機会への配分または共同投資機会への投資権を受領する。

また、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社は、管理会社または投資運用会社とは独立して投資決定を行なうアカウントに対し投資に関する推奨を行なう場合がある。投資機会の利用可能性が制限されている場合において、かかるアカウントがマスター・ファンドと同時に、またはマスター・ポートフォリオよりも前に投資機会に投資した場合は、マスター・ファンドの投資機会の利用可能性は、管理会社または投資運用会社の投資対象の配分に関する方針にかかわらず、低下することになる。

一定の場合において、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社にアカウントを持たない個人または事業体は、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社とかかる者または事業体との間に投資顧問関係がない場合でも、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社にアカウントを持つ場合と同様に、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社から機会の配分を受け、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社の配分手続きに含まれることがある。かかる場合は、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社が様々なサービス（事業体のビジネス戦略または事業に関連する運用その他のサービスを含む。）を提供する特定の事業体、アカウント（マスター・ファンドを含む。）が直接または間接の利害関係を有する事業体、アカウント（マスター・ファンドを含む。）が事業またはその他の関係を有する事業体、および/またはマスター・ファンドの管理会社もしくは投資運用会社またはその従業員が投資関連またはその他の業務に関連する業務（運営委員会またはアドバイザリー委員会の委員となることを含む。）を提供する事業体が含まれるがこれらに限定されない。かかる個人または事業体は、マスター・ファンドの投資目的または投資プログラムと同一または類似する投資目的または事業戦略を有することがあり、マスター・ファンドと同一の証券または他の証券、セクターまたは戦略に投資を行うことがある。特定の投資機会は、かかる個人または事業体およびマスター・ファンドの双方に適切である場合があるが（マスター・ファンドがそのような個人または事業体に持分または関係を有している場合を含むがこれに制限されない。）、かかる投資機会の全部または一部は、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社のアロケーション方針および手続に従い、アカウントを有していない個人または事業体に配分されることがある。さらに、規制上またはその他の留意事項により、投資機会の個人または事業体による受領は、マスター・ファンドが当該個人または事業体に持分または関係を有する場合には、マスター・ファンドが同一機会の配分を受ける能力を制限または限定する可能性がある。

マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社は、随時、新たな取引戦略を策定および実行し、新たな取引戦略および投資機会に参加することができる。かかる戦略および機会は、アカウントの目的と合致していたとしても、すべてのアカウントにおいて採用されるわけではなく、または採用されたアカウント間において比例的に用いられない場合もある。さらに、マスター・ファンドが用いる取引戦略であって、他のアカウントと類似するか、同一のものは、異なる方法で、時には重大な程度において、実行されることがある。例えば、マスター・ファンドは同一または類似する取引戦略を持つ別アカウントとは、異なる割合で異なる証券またはその他の資産に投資するか、同一の証券またはその他の資産に投資することがある。マスター・ファンドの取引戦略の実施は、アカウントの取引戦略の運用に関与するポートフォリオ・マネージャー、異なるポートフォリオ・マネジメント・チームの所在地に関連する時差、および上記およびマスター・ファンドの投資運用会社の様式ADVの第6項（「運用実績に基づく報酬および並行運用—アドバイザリー・アカウントの並行運用；機会の配分」）に記載される要因を含む様々な要因に依存する。

異例な市場環境においては、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社は、通常の取引配分慣行を逸脱する可能性がある。例えば、これは、通常、レバレッジあり、および/またはロング・ショートのアカウントと通常は並行して運用されるレバレッジなし、および/またはロングのみのアカウントの運用に関し、発生する可能性がある。当該期間中、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社は、配分を決定するための規律ある処理（ゴールドマン・サックスおよびその従業員が利害関係を有するアカウントに対するものを含む。）を遂行することを目指す。

マスター・ファンドの管理会社、投資運用会社およびマスター・ファンドは、様々な理由で第三者から投資機会に関する通知を受け取り、または投資機会に参加する可能性がある。管理会社または投資運用会社は、機会が、マスター・ポートフォリオの投資条件に基づき、先買権または株主割当などの契約上の要件に従い受領されない限り、その単独裁量により、マスター・ポートフォリオがかかる投資機会に参加するか否かを決定する。

さらに、GSAM以外のゴールドマン・サックスの事業は、マスター・ポートフォリオに投資機会を提供する義務またはその他の責務を負うものではなく、一般的にそのように期待されていない。さらに、GSAM内の特定のポートフォリオ運用チーム内を源とする機会は、当該チームまたは他のチームが運用するアカウント（マスター・ポートフォリオを含む。）に配分されないことがある。GSAMが運用するマスター・ポートフォリオまたはその他のアカウントに割り当てられていない（または完全に割り当てられていない）機会は、ゴールドマン・サックス・アカウントを含むゴールドマン・サックス（GSAMを含む。）によって引き受けられるか、または他のアカウントまたは第三者が利用できるようにすることができ、マスター・ポートフォリオは、当該機会に関連するいかなる報酬も受領しない。投資運用会社のアロケーション方針に関する追加情報は、マスター・ファンドの投資運用会社の様式ADVの第6項（「運用実績に基づく報酬および並行運用－アドバイザー・アカウントの並行運用；機会の配分」）に記載されている。

上記の様々な留意事項の結果として、一定のアカウント（ゴールドマン・サックスおよびゴールドマン・サックスの従業員が持分を有するアカウントを含む。）は、マスター・ファンドが投資機会の配分を行わないか、またはマスター・ファンドが当該機会の配分を受けるが、他のアカウントとは異なる条件（不利な条件になる場合がある）による場合に、投資機会の配分を受けることがある。

これらの留意事項を適用することにより、マスター・ファンドと同一または類似する戦略を用いる異なるアカウントの運用実績に差額が生じる可能性がある。

複数アカウント（マスター・ファンドを含む。）は、アカウントの運営もしくは運用に関連して、特定の投資に参加するか、アカウントの運営もしくは管理に関連して適用される費用を負担するか、または、複数のアカウントに割り当てることができる費用または経費（研究費、技術費、社債権者グループへの参加に関連する費用、リストラクチャリング、集団訴訟およびその他の訴訟、ならびにその他の保険料を含むが、これらに制限されない。）を負担することがある。GSAMは、投資関連費用およびその他の費用を比例配分または異なる基準で配分することができる。一定のアカウントは、その条件またはGSAMの決定（その都度、定めることができる。）により、当該費用の割り当て分に責任を負わず、さらにGSAMは、特定のアカウントとの間で、当該アカウントが負担する費用の額（または一定の種類の費用の額）に上限を設定することを合意しており、その結果、当該アカウントは、上述のように本来であれば負担するであろう費用の全額を負担しないことがある。その結果、マスター・ファンドは、異なるまたはそれ以上の費用負担に責任を負うことがある一方、他のアカウントは、当該費用の一部または全部を負担しないことがある。

マスター・ファンドの運用

ゴールドマン・サックスが保有する情報に関連する検討事項および問題点

ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックス内の異なる事業部門間の情報の交換に対応するために、一定の情報障壁およびその他の方針を策定した。情報障壁が設けられたことにより、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、通常、ゴールドマン・サックスの他の部門の情報および従業員にアクセスすることはできず、または制限されたアクセスしかできず、また、通常、かかる他の部門が保有する情報の恩恵を受けてマスター・ファンドの運用を行なう。ゴールドマン・サックスは、プライム・ブローカー業務およびその他の業務に基づく資金、市場および証券へのアクセスおよびこれらに関する知識のため、マスター・ファンドが（直接または間接的に）保有する種類の投資資産の持分について、マスター・ファンドに不利となる可能性のある方法で、情報に基づいて決定を下すか、または措置を取る（もしくは取らない）ことがあり、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社と情報を共有する自己またはその他の責務に関する情報を提供する義務を負わない。

マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社内の特定の事業間にも情報障壁が存在し、また、ゴールドマン・サックスおよびマスター・ファンドの管理会社および投資運用会社に関する情報障壁お

よびその他に関して本書に記載される利益相反は、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社内の事業にも適用される。投資運用会社のポートフォリオ運用チームの一部が保有する情報の結果、マスター・ファンドが当該情報を保有するチーム以外のポートフォリオ運用チームによって運用される場合も含めて、投資運用会社はマスター・ファンドの行為または取引を制限する場合がある。

さらに、ゴールドマン・サックスは、情報障壁の存在にかかわらず、マスター・ファンドのために、ゴールドマン・サックスの取引活動、戦略もしくは見解、または他のアカウントのための活動、戦略もしくは見解に関する一切の情報を入手できるようにする義務またはその他の責務を負わないものとする。さらに、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社が、ゴールドマン・サックスおよびその従業員、またはマスター・ファンドの管理会社もしくは投資運用会社の他の部分によって開発されたファンダメンタルズ分析および独自のテクニカル・モデルまたはその他の情報を利用できる限り、当該分析およびモデルに従って、アカウント（マスター・ファンドを含む。）に代わって取引を実行する義務またはその他の責務を負わない。ゴールドマン・サックスまたはマスター・ファンドの管理会社もしくは投資運用会社が、マスター・ファンドと一定の情報を共有しないことを選択する場合、マスター・ファンドは、ゴールドマン・サックスまたはマスター・ファンドの管理会社もしくは投資運用会社がそのような情報を提供していた場合とは異なる投資判断を行うことがあり、マスター・ファンドにとって不利となる可能性がある。

マスター・ファンドの管理会社、投資運用会社、ゴールドマン・サックスの様々な部門は、マスター・ファンドの管理会社、投資運用会社、ゴールドマン・サックスの他の部門とは異なる見解をとり、意思決定や勧告を行うことがある。マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社内の異なるポートフォリオ・マネジメント・チームは、マスター・ファンドとは異なるか、マスター・ファンドに不利となり得る方法で、当該チームが助言を行なうアカウントに関し、情報に基づく決定または行為を行なう（または行為を行なうことを回避する）可能性がある。かかるポートフォリオ・マネジメント・チームは、マスター・ポートフォリオのポートフォリオ・マネジメント・チームと情報を交換しない可能性があり（一定の情報障壁およびその他の方針による場合を含む。）、また、情報を交換する義務もしくはその他の責務を負わない。ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックス・セキュリティーズ・サービスズ（以下「G S S」という。）として知られている事業を運営している。これは、単一もしくは複数のアカウントが投資する投資信託（プールされた投資ビークルおよびプライベート・ファンドを含む。）（以下「投資先ファンド」という。）またはアカウントが投資する市場および証券に関与するプライム・ブローカー業務、管理事務業務およびその他の業務を顧客に提供するものである。G S Sおよびゴールドマン・サックスの他の部門は、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社が入手できない一定の市場、投資、資金、ファンド・オペレーターに関する詳細な情報を幅広く入手することができる。さらに、ゴールドマン・サックスは、単一または複数の投資先ファンドのプライム・ブローカーとして行為することがあり、その場合、ゴールドマン・サックスは、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社が入手できない投資先ファンドの投資および取引に関する情報を保有する。これらの行為およびその他の行為の結果として、ゴールドマン・サックスの一部は、ゴールドマン・サックスおよび投資先ファンドに関連ある、または関連していない市場、投資、投資顧問についての情報を保有することがある。これらが、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社が知られた場合、ゴールドマン・サックスの一部は、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社に、アカウントが保有する投資における持分の処理、保持または増額を求めるか、アカウントのために一定のポジションを取得すること、またはその他の措置を取ることを求める可能性がある。ゴールドマン・サックスは、当該情報を投資運用会社またはアカウント（マスター・ファンドを含む。）の意思決定に関与する者に提供する義務またはその他の責務を負わない。

マスター・ファンドの投資対象の評価

マスター・ファンドの管理会社は、マスター・ファンドが保有する特定の評価サービスを行なう委託先として評価会社を任命している。評価会社は、管理会社の評価方針に従って、かかる評価サービスを遂行する。評価会社は、同一の資産について、ゴールドマン・サックスの他の部門またはユニットの評

価とは異なる評価を行なう可能性がある（かかる他の部門またはユニットは、管理会社と共有していないか、マスター・ファンドの管理会社または評価会社のものとは異なる情報を持ち、評価手法および評価モデルまたはその他の情報を使用するため）。これは、特に評価することが困難な資産の場合に起こり得る。また、評価会社は、異なる評価方針または手続きその他を用いる異なるアカウントの同一の資産について異なる評価を行なう可能性がある（例えば、異なるアカウントは、それぞれを規定する契約により（例えば、異なるアカウントに適用される規制上の制限に関連する）異なる評価ガイドラインに従うため、またはアカウントのための評価を行なうために異なる第三者ベンダーが採用されるため、またはアカウントは、GSAM、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社内の異なるポートフォリオ・マネジメント・チームによって運用もしくは助言されるため等。）。評価会社は、評価がマスター・ファンドの管理会社または投資運用会社に支払われる報酬およびその他の対価に影響するため、一般に評価に関連して利益相反に直面する。

他のアカウントのためのゴールドマン・サックス、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社の業務

マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、マスター・ファンドに関する日々のポートフォリオ運用決定に責任を負う。マスター・ファンドのための管理会社および投資運用会社の決定ならびに行為は、他のアカウントのための決定および業務とは異なる可能性がある。一もしくは複数のアカウントに対し行なわれた助言、投資決定または議決権に関する決定は、マスター・ファンドに対し行なわれた助言または投資決定と競合し、影響を及ぼし、異なり、対立し、またはタイミングが異なる可能性がある。

ゴールドマン・サックスは、世界の金融市場で種々の行為に従事する。投資銀行、リサーチ提供者、投資アドバイザー、金融業者、アドバイザー、マーケット・メーカー、プライムブローカー、デリバティブ・ディーラー、貸し手、カウンターパーティー、代理人、プリンシパルおよび投資家としての立場ならびにその他の立場を含むがこれらに限定されることなく、世界の金融市場におけるゴールドマン・サックスの活動範囲は、マスター・ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ゴールドマン・サックス（マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社を含む。）、ゴールドマン・サックスが助言を行なう顧客およびゴールドマン・サックスの従業員は、マスター・ファンドの投資目的またはポートフォリオと類似するか、関連するか、または相反する投資目的またはポートフォリオを有するアカウントに関し利益を有し、またこれらに助言を行なう。ゴールドマン・サックスは、マスター・ファンドから受領しているものよりも多額の報酬もしくはその他の対価（パフォーマンスに基づく報酬を含む。）を当該アカウントから受領することがある。さらに、ゴールドマン・サックス、ゴールドマン・サックスがアドバイスをを行う顧客、およびその従業員は、アカウントとの間で商業的取り決めまたは取引に従事（または従事することを検討）し、および／またはマスター・ファンドと同種の企業、資産、有価証券およびその他の証書における商業的取り決めまたは取引を得るために競合することがある。マスター・ファンドの管理会社およびマスター・ファンドのための投資運用会社の決定および行為は、GSAMが後援、運用または助言するアカウントを含む他のアカウントのためのゴールドマン・サックス（GSAMを含む。）による決定および行為と異なることがある。マスター・ファンドに与えられる助言、またはマスター・ファンドのために下される投資決定もしくは決議は、GSAMが後援、運用または助言するアカウントを含む他のアカウントに与えられる助言、または当該アカウントのために下される投資決定もしくは決議と競合し、これらに影響を与え、これらとは異なり、これらと利益が相反し、またはこれらとは異なるタイミングを伴うことがある。

アカウントによる取引、アカウントに対する助言およびアカウントの行為（投資決定、決議および権利行使に関連する行為を含む。）には、マスター・ファンドが投資する証券またはその他の資産もしくは商品と同一もしくは関連する証券またはその他の資産もしくは商品が含まれる可能性があり、当該アカウントがある戦略を用いる一方で、マスター・ファンドは同一の、もしくは異なる戦略を用いること

があり、それらはいずれもマスター・ファンド（取引またはその他の行為に従事するマスター・ファンドの能力を含む。）またはマスター・ポートフォリオの取引またはその他の行為が行なわれる際の価格もしくは条件にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

例えば、ゴールドマン・サックスは、マスター・ポートフォリオとの間で取引を締結することを検討しているアカウントにアドバイスを提供することを確約することがあり、またゴールドマン・サックスは、アカウントに対し、マスター・ポートフォリオとの取引を遂行しないようアドバイスするか、他の場合に潜在的取引に関して、マスター・ファンドに敵対することがあるアカウントにアドバイスを提供する。

さらに、マスター・ファンドは証券を購入し、アカウントは同一証券または類似する証券のショート・ポジションを構築することがある。このショート・ポジションは、マスター・ファンドが保有する証券の価格の減損を招くか、または証券価格の下落から利益を得るように設計されている場合がある。マスター・ファンドは、（MMF規則に従い）ショート・ポジションを構築し、その後、アカウントが同一証券または類似証券にロング・ポジションを構築する場合、同様に悪影響を受ける可能性がある。さらに、ゴールドマン・サックス（GSAMを含む。）は、同一の証券を保有または保有していたか、同一発行体の資本構成の異なる部分に信用供与を行っている別のアカウント（マスター・ファンドを含む。）のためではなく、アカウント（マスター・ファンドを含む。）のために、特定の証券に関する投資主集団訴訟または類似の事案に関連して、届出を行うことができる。

マスター・ファンドが他のアカウントと同一または類似する種類の証券またはその他の投資の取引に従事している限り、マスター・ファンドおよびその他のアカウントは、当該取引または投資に関して競合することがあり、かかる他のアカウントによる取引または投資は、マスター・ファンドの取引（当該取引または投資またはその他の行為に従事するマスター・ファンドの能力を含む。）またはマスター・ファンドの取引もしくは投資またはその他の行為が実行される価格または条件に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、一方のマスター・ファンドおよび他方のゴールドマン・サックスまたはその他のアカウントは、同一の証券に関して異なる決議を行い、または異なる行為をとるか控えることがあり、マスター・ファンドに不利となる可能性がある。アカウントはまた、同一の発行体または関連のない投資顧問との間で、投資に関して異なる権利を有することがあり、また、流動性を含むがこれに制限されない、異なる権利を有する同一発行体の異なるクラスに投資することがある。GSAMがかかる他のアカウントのために当該権利を行使する決定は、マスター・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。

ゴールドマン・サックス（適用ある場合、GSAMを含む。）およびその社員は、投資銀行、リサーチ提供者、投資アドバイザー、金融業者、アドバイザー、マーケット・メーカー、プライム・ブローカー、デリバティブ・ディーラー、貸し手、カウンターパーティーまたは投資家もしくはその他の資格において行為する際、マスター・ファンドの利益および行為と整合しないか、または敵対する取引について助言を行い、投資決定または投資助言を行い、リサーチまたはバリュエーションに関する異なる投資見解を提供するか、意見を持つことがある。投資主は、複数の異なるゴールドマン・サックス・アドバイザー事業部（ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシーおよびGSAMを含む。）を通じてアドバイザー業務へのアクセスを提供される。ゴールドマン・サックス内の様々な助言部門は、異なる戦略に基づき当該アカウントを運営し、同一もしくは類似する戦略に異なる基準を適用し、ポートフォリオ・カンパニーもしくは有価証券に関して異なる投資見解を有することがあり、マスター・ファンドの投資チームまたはポートフォリオ・マネジャーがマスター・ファンドについて取るポジションは、マスター・ファンドの投資運用会社の他の投資チームまたはポートフォリオ・マネジャーによって助言を受けるアカウントの利益および行為と整合しないか、これによって悪影響を受けることがある。リサーチ、分析または見解は、様々な時期に、顧客もしくは潜在的顧客が入手できる。ゴールドマン・サックスは、リサーチまたは分析をその公的発表以前にマスター・ファンドに入手可能とさせる義務またはその他の債務はない。

マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社は、マスター・ファンドに代わって投資判断を行う責任を負い、当該投資判断は、他のアカウントのためにゴールドマン・サックスが行う投資判断また

は投資推奨とは異なる場合がある。ゴールドマン・サックスは、単一または複数のアカウントのために、マスター・ファンドのために下した類似の投資判断または投資戦略（投資判断が同一のリサーチ分析またはその他の情報から生じるか否かを問わない。）に先立って、または同時に、またはその後に投資判断または投資戦略の実施することがある。

一方のアカウント（GSAMが後援、運用または助言するアカウントを含む。）および他方のマスター・ファンドとの間における、投資決定または投資戦略の実践の相対的なタイミングは、マスター・ファンドに不利に働く可能性がある。例えば、マーケット・インパクト、流動性制約またはその他の状況などの一定の要因により、マスター・ファンドにより好ましくない取引結果が生じ、かかる投資判断または投資戦略の実施に伴うコストが増加するか、その他不利な状況に陥る可能性がある。

マスター・ファンドの投資運用会社は、投資運用会社の社員および投資運用会社を支援する一定のゴールドマン・サックス追加社員が個人的証券取引を行うに当たり、適用ある連邦証券法を遵守し、顧客の利益を最優先することを規定することを目的とするアドバイザー法のルール204A-1に基づく倫理規定（以下「倫理規定」という。）を採用している。倫理規定は、利益相反を回避するために、対象者の個人アカウントにおける証券取引に一定の制限を課している。倫理規定の制限に従い、対象者は個人的アカウントで有価証券または他の投資資産（マスター・ファンドの投資資産を含む。）の売買を行うことがあり、マスター・ファンドが直接または間接に取ったポジションと同じポジション、これとは異なるポジション、もしくは、異なる時期に構成されたポジションを取ることがある。さらに、ゴールドマン・サックス社員（投資運用会社の社員を含む。）は、機密および専属情報、情報障壁、個人投資、社外事業および個人取引について、全社の方針および手続きに従う。

後続投資に関連する潜在的利益相反

随時、マスター・ファンドの投資運用会社は、アカウント（マスター・ファンドを含む可能性がある。）に対し、一定のアカウントがすでに投資している企業への投資機会を提供することがある。このような後続投資は、新規投資の条件の決定およびアカウント間（マスター・ファンドを含む。）の当該機会の配分など、利益相反を生じさせる可能性がある。マスター・ファンドが発行体に対する既存の投資を有していないにもかかわらず、マスター・ファンドは追加投資機会を利用することができ、その結果、潜在的に他のアカウントに価値を提供するか、または他の方法で他のアカウントの投資を支援する可能性がある。またアカウント（マスター・ファンドを含む。）は、他のアカウントが投資を行ったか、投資する企業に関連する、再レバレッジ、資本増強および類似の取引に参加することができる。これらの取引およびその他の取引における利益相反は、企業に既存の投資資産があるアカウント（マスター・ファンドを含む。）と、企業に爾後投資を行う（価格決定および他の条件に関して相反する利益を有する可能性がある）アカウントとの間で発生する可能性がある。爾後の投資は、以前に投資されたアカウント（マスター・ファンドを含む。）の利益を希薄化またはその他悪影響を及ぼす可能性がある。

投資主の多様な利益

該当する範囲において、投資運用会社およびその関連会社を含む、マスター・ファンドにおける様々なタイプの投資家および受益者は、マスター・ファンドにおける彼らの持分に相反する投資、税金およびその他の利害を有する可能性がある。マスター・ファンドの潜在的投資を検討する際、投資運用会社は一般的に、特定の投資家または受益者の投資目的ではなく、マスター・ファンドの投資目的を検討する。マスター・ファンドの投資運用会社は、あるタイプの投資家または受益者に対して他のタイプの投資家または受益者に対してより、または、投資運用会社およびその関係会社に対して投資運用会社と関係のない投資家または受益者に対するよりも有益な決定（税務に関する決定を含む。）を随時、行うことができる。さらに、ゴールドマン・サックスは、源泉徴収代理人としての立場を含む、マスター・ファンドが構築したポジションに基づく一定の税務リスクに直面する可能性がある。ゴールドマン・サックスは、自らおよびその関連会社のために、これらの状況において、実際のまたは潜在的な租税債

務をカバーするための源泉徴収を含む、マスター・ファンドまたはその他のアカウントに対して不利な措置を講じる権利を留保する。

戦略的取決め

G S A Mは、アカウントの既存の投資者または第三者との間で戦略的関係を締結することがあり、当該関係は、一定のアカウント（マスター・ファンドを含む。）を補完することを意図しているが、アカウントに投資機会を共有すること、またはアカウントがその他の場合に得ることができる投資機会の金額を制限することを要求することがある。さらに、当該関係は、減額された手数料または無手数料でのアカウント（マスター・ファンドを含む。）への投資機会または特定の投資など、マスター・ファンドの他の投資家に与えられる条件よりも有利な条件を含む。

サービス提供者の選定

マスター・ファンドは、ゴールドマン・サックスおよびその他のアカウントにもサービスを提供するサービス提供者（弁護士およびコンサルタントを含む。）を雇用する予定である。マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、専門知識および経験、関連または類似する商品に関する知識、サービスの質、市場における評判、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社、ゴールドマン・サックスその他との関係、ならびに価格など多くの要因に基づいて、これらのサービス提供者を選択する。これらのサービス提供者は、G S A M、ゴールドマン・サックスまたはアカウントのポートフォリオ企業を含むゴールドマン・サックス（従業員を含む。）との業務上、財務上またはその他の関係を有する。これらの関係は、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社によるマスター・ファンドのためのこれらのサービス提供者の選定に影響を及ぼす場合もあれば、及ぼさない場合もある。このような状況では、マスター・ファンドがこれらのサービス提供者を雇用しない、または雇用を継続しないことを決定する場合、（マスター・ファンドのために行う）ゴールドマン・サックスおよびマスター・ファンドとの間に利益相反が生じる可能性がある。上記にかかわらず、マスター・ファンドのサービス提供者の選定は、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社のマスター・ファンドに対する受託者義務に従って行われる。マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社によって選定されるサービス提供者は、提供される特定サービス、サービスを提供する要員、提供するサービスの複雑性または他の要因に基づいて、異なる受取人に異なる料金を請求することがある。その結果、マスター・ファンドがこれらのサービス提供者に対して支払う料金は、G S A Mを含むゴールドマン・サックスが支払う料金よりも、有利な場合も不利な場合もある。さらに、G S A Mまたはマスター・ファンドが支払う料金は、ゴールドマン・サックスまたはゴールドマン・サックスの他の部分が運用するアカウントが支払う料金よりも、有利な場合も不利な場合もある。ゴールドマン・サックス（G S A Mを含む。）および/またはアカウントは、マスター・ファンドが一般的に投資する事業体にサービスを提供する企業に投資資産を保有することができ、適用法に従い、G S A Mは、当該企業の業務をマスター・ファンドが保有する証券を発行している事業体に照会または紹介することがある。

ゴールドマン・サックスは、自ら業務を行なうか、または外部委託することができる

ゴールドマン・サックス（マスター・ファンドの管理会社および/または投資運用会社を含む。）は、適用法に従って、随時、投資者に通知することなく、自らの事務管理人またはその他の立場でマスター・ファンドに提供する様々なサービスに関連する特定の業務を社内で行なうか、または外部委託することができる。かかる社内における業務遂行または外部委託により、さらなる利益相反が生じる可能性がある。

現金以外の資産の分配

マスター・ファンドの買戻しに関して、マスター・ファンドは、一定の状況において、買戻しを許可または制限するか、買戻しに関連して証券またはその他の資産の形で分配を行うか否か、またその場合の当該分配の構成について決定する裁量権を有することがある。当該決定を行うに当たり、マスター・

ファンドの管理会社と投資運用会社は、買戻しを行う投資家および残存する投資家に対して潜在的利益が対立する忠実義務および責任を有する。

ゴールドマン・サックスは、管理会社または投資運用会社以外の資格においてマスター・ファンドに対する業務を行う可能性がある

発行体の資本構成の異なる部分への投資

一方でゴールドマン・サックス(GSAMを含む。)またはアカウント、および他方でマスター・ファンドは、単一発行体の資本構成の異なる部分に投資または信用供与を行うことができる。その結果、ゴールドマン・サックス(GSAMを含む。)またはアカウントは、マスター・ファンドに悪影響を及ぼす行為を行うことがある。さらに、ゴールドマン・サックス(GSAMを含む。)は、同一発行体の資本構成の異なる部分、またはマスター・ファンドが投資する証券に劣後または優先する証券のクラスに関して、アカウントに助言することができる。ゴールドマン・サックス(GSAMを含む。)は、マスター・ファンドが投資した発行体に関して、自らまたはその他のアカウントのために、権利を主張し、助言を提供し、もしくはその他の行為に従事し、または権利の主張、助言の提供またはその他の行為への従事を行わない場合があり、当該行為(または行為を行わないこと。)は、マスター・ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

例えば、ゴールドマン・サックス(GSAMを含む。)またはアカウントが、同一の発行体におけるマスター・ファンドの保有資産に優先する発行体の資本構成におけるローン、証券またはその他のポジションを保有し、発行体が財務上または業務上の問題を抱えている場合、自らまたはアカウントのために行為するゴールドマン・サックス(GSAMを含む。)は、発行体の清算、組織改編またはリストラクチャリング、またはこれらに関連する条件を求めることができ、これによりマスター・ファンドの発行体における保有資産の利益に悪影響を及ぼすか、その他の方法でこれに相反する可能性がある。当該清算、再編またはリストラクチャリングに関連して、マスター・ファンドの発行体における保有資産は、消滅または実質的に希薄化されることがある一方で、ゴールドマン・サックス(GSAMを含む。)または他のアカウントは、それらに発生する金額の一部または全部の回収を受けることがある。さらに、ゴールドマン・サックス(GSAMを含む。)またはアカウントが参加する、発行体が関与する貸付契約に関して、ゴールドマン・サックス(GSAMを含む。)またはアカウントは、適用される貸付契約またはその他の文書に基づく権利の行使を求めることができ、これはマスター・ファンドに不利益を与える可能性がある。あるいは、マスター・ファンドが、他のアカウント(GSAMを含むゴールドマン・サックスのアカウントを含むことがある。)が保有するポジションと比較して、財務上またはその他の問題を抱えている発行体の資本構成においてより上位の地位を保有する場合においては、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、マスター・ファンドが利用可能な措置および救済策を行わないことを決定するか、またはより下位のポジションを保有するアカウントに不利な特定の条件を実施することがある。さらに、ゴールドマン・サックス(GSAMを含む。)またはアカウントが、マスター・ファンドがローン、債券またはその他の信用関連の資産もしくは証券を保有する発行体の議決権証券を保有する場合、ゴールドマン・サックス(GSAMを含む。)またはアカウントは、マスター・ファンドが保有するポジションに悪影響を及ぼすような方法で、一定の事項について投票することができる。逆に、マスター・ファンドは、ゴールドマン・サックス(GSAMを含む。)またはアカウントが信用関連の資産または証券を保有する発行体の議決権証券を保有することができ、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、ゴールドマン・サックス(GSAMを含む。)またはアカウントに不利な方法で投票しないことをマスター・ファンドのために決定することがある。

これらの潜在的な問題は、マスター・ファンドおよびゴールドマン・サックス(GSAMを含む。)またはその他のアカウントが、単一発行体の資本構成の異なる部分に投資または信用供与を行う場合に、ゴールドマン・サックス(GSAMを含む。)が直面する利益相反である。例えば、ゴールドマン・サックス(GSAMを含む。)は、ゴールドマン・サックス(GSAMを含む。)の様々な事業部門またはポートフォリオ・マネジメント・チームの間の情報障壁に依拠することを決定することがあ

る。ゴールドマン・サックス（GSAMを含む。）は、同様の状況にある貸付保有者または証券保有者の行為をみずからマスター・ファンドのために行うことに代わり、もしくはこれに関連して、かかる行為に依拠することを決定することがある。

種々の利益相反および本書に記載される関連する問題および、利益相反がマスター・ファンドの利益に資する形で必ずしも解決されないという事実の結果、マスター・ファンドは、ゴールドマン・サックス（GSAMを含む。）またはその他のアカウント（GSAMが後援、運用または助言するアカウントを含む。）が一般的に、または同一発行体の特定の持分について、利益を得る期間において、マスター・ポートフォリオが損失を被るか、上記の利益相反が存在しなかった場合よりも低い収益または高い収益を達成する可能性もある。上記のマイナスの影響は、小型株、新興市場、経営不振企業の証券、または流動性の低い戦略に関する取引に関して、またはマスター・ポートフォリオがこれらを採用する場合により顕著となる可能性がある。

自己勘定取引およびクロス取引

マスター・ファンドのために行動するマスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、適用法および各々の方針により認められる場合、ゴールドマン・サックスとの、またはゴールドマン・サックスを通じ、もしくはマスター・ファンドの管理会社および投資運用会社またはその関係会社が運用するアカウントにおける証券およびその他の商品の取引を行なう可能性があり、また、マスター・ファンドに、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社が自らのために当事者として行為する取引（自己勘定取引）を行なわせ、取引の両当事者に対し助言する（クロス取引）を行わせ、また、取引の一方当事者であるマスター・ファンドおよび他方当事者である取引アカウントのブローカーとして行為させ、手数料を受け取らせる（代理人クロス取引）ことができる（が、その義務または他の責務はない。）。かかる取引に関しては、潜在的利益相反または規制上の問題もしくはGSAMの社内方針に記載される制限があり、これにより、マスター・ファンドのためのかかる取引を行なうマスター・ファンドの管理会社または投資運用会社の決定が制限される可能性がある。

ゴールドマン・サックスが特定の市場における唯一の参加者、または少数の参加者の一つであるか、または当該参加者のうち最大規模の1つである場合など、特定の状況においては、当該制限は、マスター・ファンドに対する一定の投資機会の利用可能性を排除または減少させるか、または当該投資機会に関連する取引が行われる価格または条件に影響を与える可能性がある。

またクロス取引は、他のアカウントによる投資資産の取得後に、アカウントに対する共同投資機会の提供に関連して発生することがある。これらの場合、共同投資機会を提供されたアカウントは、他のアカウントにより取得された投資資産の一部を購入することができる。アカウント（マスター・ファンドを含む。）が共同投資機会に関連して投資資産を取得する価格は、原価に基づくことができ、利息部分を含めることも含めないこともあり、販売側アカウントによる取得後の投資資産の価値の調整を反映することがある。

一定の状況において、ゴールドマン・サックスは、適用法で認められる範囲内で、「無リスク元本」としてアカウントのために証券を売買することができる。例えば、ゴールドマン・サックスは、アカウント（マスター・ファンドを含む。）が証券の購入に関心があることを知りながら、第三者から当該証券を購入し、直ちに当該アカウントに購入した証券を売却することができる。さらに、場合によっては、アカウント（マスター・ファンドを含む。）は、ゴールドマン・サックスに対し、適用される現地規制要件を遵守するために、プリンシパルとして証券を購入し、アカウントに参加権または類似する権利を発行するよう要求することがある。

ゴールドマン・サックスは、かかる取引（当該取引締結の決定ならびにバリュエーション、プライシングおよびその他の条件に関連する場合を含む。）の当事者に対して潜在的利害の対立する忠実義務および責任を有する可能性がある。マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、かかる取引および利益相反に関する方針および手続きを策定した。しかしながら、当該取引が実施されるか、または当該取引が当該取引の当事者であるマスター・ファンドにとってより有利な方法で実施されるという保

証はない。クロス取引は、アカウントが取得する市場預金の相対的量により、マスター・ファンドを含む他のアカウントと比較して、一部のアカウントに不均衡に利益をもたらすことがある。自己勘定取引、クロス取引または代理人クロス取引は、受託者責任および適用法（開示および合意を含むことがある。）に従って行なわれる。投資主は、当初口座契約を締結することにより、マスター・ファンドで認められる限度において、自己勘定取引、クロス取引または代理人クロス取引を締結することに同意したことになる。

ゴールドマン・サックスは、複数の商業上の資格において行為する可能性がある

ゴールドマン・サックスは、マスター・ファンドまたはマスター・ポートフォリオが保有する証券の発行体のために、ブローカー、ディーラー、代理人、取引相手方、貸し手もしくはアドバイザー、またはその他の商業的立場を有する者として行為する可能性がある。ゴールドマン・サックスは、かかる業務の提供に関し報酬を受け取る権利を有するが、マスター・ファンドは、かかる報酬を受け取る権利はない。ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスに有利なかかる業務およびマスター・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある行為または取引を行うための業務提供に関し、手数料およびその他の報酬を受け取る権利を有する。例えば、ゴールドマン・サックスは、アカウント（マスター・ファンドを含む。）が持分を保有する企業からローンの全部もしくは一部の弁済を要求することがあり、その結果、当該企業が債務不履行に陥るか、より急速に資産を清算しなければならない可能性があり、当該企業の価値および当該企業へのアカウントの投資資産の価額に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、ゴールドマン・サックスは、マスター・ファンドが（直接または間接的に）保有する証券の価値または優先権が減少するような結果となる、資本構成の変更を企業に助言することができる。その他の種類の取引に関連してゴールドマン・サックスが行う行為または助言も、マスター・ファンドに悪影響を与える場合がある。また、ゴールドマン・サックスは、マスター・ファンドが持分を有する企業またはマスター・ファンドに様々な業務を提供する可能性があり、これにより、ゴールドマン・サックスは、手数料、報酬、対価またはその他の恩恵を受けることがある。当該報酬、対価および支払ならびにその他のゴールドマン・サックスに対する便益は多額の場合がある。マスター・ファンドおよびマスター・ファンドが投資する企業に対するサービスの提供により、ゴールドマン・サックスと様々な当事者との関係が強化され、さらなる事業の発展が促され、また、ゴールドマン・サックスは、追加の業務を取得し、追加の収益を得ることができるようになる。

ゴールドマン・サックスの顧客のための行為もまた、マスター・ファンドが利用できる投資機会を制限する可能性がある。例えば、ゴールドマン・サックスは、マスター・ファンドの潜在的な投資機会となる可能性がある商業取引に関連して、しばしば、ファイナンシャル・アドバイザーとして、またはファイナンスその他のサービスを提供するために企業に雇用される。当該企業によるゴールドマン・サックスの雇用の結果として、マスター・ファンドが当該取引に参加することを妨げられる場合がある。ゴールドマン・サックスは、マスター・ファンドに悪影響を及ぼす可能性があるにもかかわらず、このような状況下でこれらの企業のために行う権利を留保する。さらにゴールドマン・サックスは、米国破産法第11章（およびこれに相当する非米国破産法）に基づく手続きまたはこれらの申請に先立ち、債権者または債務者を代表することができる。随時、ゴールドマン・サックスは、債権者委員会または株主委員会の委員を務めることがある。ゴールドマン・サックスはこれらの行為に対して報酬を受ける可能性があり、当該行為は、マスター・ファンドが他の場合に、当該企業が発行する証券および他の資産を売買しなければならない柔軟性を制限または妨げることがある。後述の「ゴールドマン・サックスおよびマスター・ファンドの投資機会および投資活動に関する潜在的制限」を参照のこと。

適用法に従い、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社は、ゴールドマン・サックスが関連し、助言し、またはゴールドマン・サックスもしくはアカウントが株式、債券またはその他の持ち分を有する会社の証券、バンク・ローン、またはその他の債券に投資するよう、またはゴールドマン・サックスもしくは他のアカウントが投資対象に関する義務を免除されることになるか、もしくは投資対

象を売却することになる取引を行なうよう促す可能性がある。例えば、マスター・ファンドは、ゴールドマン・サックスに直接または間接的に関連する企業の証券または債券をシンジケートまたは流通市場を通じて取得するか、または、手取金をゴールドマン・サックスが行った融資の返済に充当する企業に融資を行うか、もしくは当該企業の証券を購入することができる。マスター・ファンドによるこれらの行為は、ゴールドマン・サックスまたはその他のアカウントの当該企業への投資および関連する行為に関する収益を向上させることがある。マスター・ファンドは、この収益性の向上の結果として報酬を受ける権利を有しない。

ゴールドマン・サックス（マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社を含む。）またはアカウント（ゴールドマン・サックスの従業員による投資促進のために設定されたアカウントを含む。）は、適用法に従って、マスター・ファンドに対してまたはマスター・ファンドと並行して投資を行うことができる。これらの投資は、マスター・ファンドの他の投資主よりも有利な条件で行なわれる可能性があり、また、マスター・ファンドのかなりの割合を占める可能性があり、マスター・ファンドが並行投資が行われない場合より少ない投資割合を割り当てられる可能性がある。

これに反する内容の契約により、別途規定されない限り、ゴールドマン・サックスまたはアカウントは、投資主に通知することなく、またはマスター・ポートフォリオへの影響（当該買戻しにより悪影響となりうる。）を考慮することなく、いつでも、マスター・ファンドの持ち分を買い戻すことができる。ゴールドマン・サックスが短期間に集中的に買戻しを要求する場合、マスター・ファンドは、買戻金を調達するため現金化するために、他の場合よりも急速に、投資資産の一部を清算することを要求され、マスター・ファンドおよび受益者に悪影響が及ぶ可能性がある。例えば、ボルカー・ルールの要件およびBHCAのその他の要件により、ゴールドマン・サックスおよび一部のゴールドマン・サックスの職員は、買戻しによるものを含む、プールされた投資ビークルへの投資を既に処分し、処分を継続しているが、これは既に相当量であり、引き続き相当量になり、上記のとおり悪影響を及ぼす可能性がある。後述の「ゴールドマン・サックスおよびマスター・ファンドの投資機会および投資活動に関する潜在的制限」を参照のこと。

ゴールドマン・サックス（マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社を含む。）は、マスター・ファンドに関連して、またはマスター・ファンドの裏付証券もしくは資産に関連して、またはマスター・ファンドのパフォーマンスに基づくかもしくはマスター・ファンドのパフォーマンスを繰り返すもしくはヘッジするためにデリバティブ（金融派生商品）を設定、引き受け、売却、発行、投資するか、または販売会社として行為することができる。かかるデリバティブ取引および関連するヘッジ取引は、マスター・ファンドの取引とは異なり、また、マスター・ファンドの利益に悪影響となりうる可能性がある。

ゴールドマン・サックスは、顧客に対し貸付けを行ない、またはマスター・ファンドの顧客の受益証券を含む、公的もしくは私的に保有される証券またはその他の資産によって担保されている（または担保されていない）顧客、企業もしくは個人との信用取引アセット・ベースの、もしくはその他の信用供与または類似の取引を締結する可能性がある。これらの借り手の一部は、公的もしくは私的企業、またはマスター・ファンドが（直接もしくは間接的に）投資する企業の創業者、役員もしくは株主であることがあり、当該貸付は、マスター・ファンドが（直接もしくは間接的に）保有する持分と同等、または優先もしくは劣後する可能性がある当該企業の証券によって担保されていることがある。貸し手としての権利に関連して、ゴールドマン・サックスは、証券の清算または借り手のために証券を清算させるか、ゴールドマン・サックスの名義で当該証券を差し押さえ、清算することなどにより、自己の商業的利益を保護するために行なうことができ、借り手に悪影響を及ぼす措置をとる可能性がある。当該行為がマスター・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある（例えば、借り手がマスター・ファンドが保有し、悪影響のある他の場合において清算する証券の大量ポジションを早急に清算する場合、当該証券の価額が低下し、その結果マスター・ポートフォリオの価値が低下するか、または有利な価格で当該証券のポジションを清算できなくなるか、全く清算できなくなる可能性がある）。「ゴールドマン・サック

スは、管理会社または投資運用会社以外の資格においてマスター・ファンドに対する業務を行う可能性がある一発行体の資本構成の異なる部分への投資」を参照のこと。

さらに、ゴールドマン・サックス（管理会社またはその委託先を除く。）は、投資主に対し貸付を行い、または投資主の受益証券に質権もしくは抵当権（かかる投資主がその義務を履行しなかった場合は、かかる受益証券を買い戻す権利をゴールドマン・サックスに提供する。）を設定することにより保証されるのと同様の取引を締結する可能性がある。かかる取引および関連する買戻しは、規模が大きくなる可能性があり、また、投資主に通知することなく行なわれる可能性がある。

管理会社および投資運用会社による代理議決権

マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、顧客（マスター・ファンドを含む。）のために行なう議決権の代理行使に関する意思決定が利益相反の影響を受けることを防止するため、また、かかる意思決定が自身の顧客に対する信託義務に基づきなされるよう策定されたプロセスを遂行した。かかる議決権の代理行使に関する手続きにかかわらず、マスター・ポートフォリオによって保有されている証券に関しマスター・ファンドの管理会社または投資運用会社が行なう議決権の代理行使に関する意思決定が、ゴールドマン・サックスおよびマスター・ファンド以外のアカウントの利益になる可能性がある。

ゴールドマン・サックスおよびマスター・ファンドの投資機会および投資活動に関する潜在的制限

マスター・ファンドの投資運用会社は、様々な状況（適用され得る規制上の要件、G S A Mまたはゴールドマン・サックスによって保有されている情報、他の顧客に関連する、および資本市場における（ゴールドマン・サックスが当該顧客に与える助言、または当該顧客もしくはゴールドマン・サックスが行う商業的取り決めもしくは取引に関連するゴールドマン・サックスの役割を含む。）ゴールドマン・サックスの役割、ゴールドマン・サックスの社内方針および／またはアカウント（マスター・ファンドを含む。）に関する潜在的評判リスクもしくは不利益による状況を含む。）において、マスター・ファンドのために自身の投資決定および投資活動を制限する可能性がある。マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、マスター・ポートフォリオ以外のゴールドマン・サックスの投資活動ならびに規制要件および評価リスク審査により、マスター・ファンドのための取引またはその他の行為を行なうことができないか、またはマスター・ファンドのために権利を行使できない可能性がある。

さらに、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、マスター・ファンド（潜在的にゴールドマン・サックスおよびその他のアカウントとともに）が一定の所有持分を超えるか、または一定の議決権もしくは支配権を保有するか、またはその他の持分を有する場合、マスター・ファンドの投資資産の金額を制限、限定または減額するか、マスター・ファンドが取得または行使するガバナンスまたは議決権の種類を制限することがある。例えば、ポジションまたは取引が、G S A Mを含むゴールドマン・サックスまたはその他のアカウントに追加的な費用および開示義務が発生することになるか、規制上の制約が課される可能性のある届出もしくは認可またはその他の規制上もしくは社内の合意を要する場合、または基準値を超過することが禁止されているか、規制上もしくはその他の制限に帰結する場合、当該制限が存在する。一定の場合に、かかる基準値に近づくことを避けるために、制限および限度が適用される。当該制限または限度が生じる可能性のある状況は、以下を含むが、これらに限定されない。(i) 発行体の証券の一定割合以上の保有の禁止、(ii) 基準値を超える場合にマスター・ファンドの保有資産に希薄化の影響を及ぼす「ポイズンピル」、(iii) ゴールドマン・サックスを発行体の「利害関係株主」と見なさせる規定、(iv) ゴールドマン・サックスを発行体の「関連会社」または「支配者」と見なさせる可能性がある規定、および(v) 発行体（定款の修正、契約またはその他を通じて）または政府、規制もしくは自主規制機関（法律、規則、規制、解釈またはその他の指針を通じて）による他の制限または限度の賦課

上記の制限に直面する際、基準値超過はG S A Mまたはゴールドマン・サックスの事業活動能力に悪影響を及ぼす可能性があるため、ゴールドマン・サックスは一般的に基準値の超過を回避する。また、ゴールドマン・サックスは、類似する投資戦略を追求する他のアカウントが投資機会の持分を取得することができるように、一定の規制上もしくはその他の要件を考慮して、総投資額に上限を設定することを決定した場合、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、利用可能性が限られている投資機会におけるマスター・ファンドの持分を減額するか、マスター・ファンドがこれに参加することを制限することがある。マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、取引または活動を適用法に従って行うことは、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社に多額の費用または管理上の負担をもたらすことになるか、または取引もしくはその他のエラーの潜在的リスクを生じさせることに

なるため、マスター・ファンドにとって有益となり得る当該取引または活動に従事しないことを決定することがある。マスター・ファンドおよび単一または複数の登録投資信託が並行投資を行う状況においては、マスター・ファンドのために行為するゴールドマン・サックスは、適用法に基づいて交渉する取引の条件について制限されることがある。これは、マスター・ファンドが一定の取引に参加する能力を制限するか、あるいは、他の場合に比べて不利な条件をマスター・ファンドに課すことになる可能性がある。

マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、通常、公的証券に關与するマスター・ファンドの取引における売買実施に重大な非公開情報を使用することを許可されていない。マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、ゴールドマン・サックス（GSAMまたはその従業員を含む。）によって保有される情報の結果による場合を含む、マスター・ファンドが他の場合に従事する可能性がある行為または取引（売買取引など）を制限することがある。例えば、ゴールドマン・サックスの取締役、役員、従業員は、ゴールドマン・サックスがマスター・ファンドのために投資する会社について、取締役会の席に就くことができ、あるいは取締役会のオブザーバー権を持つことができる。ゴールドマン・サックスの取締役、役員または従業員が、公開会社に關連する取締役会の席に就くか、または取締役会オブザーバー権を有する場合、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社（またはその投資チームの一部）は、当該会社の証券を取引する能力を制限または限定されることがある。

さらに、GSAMは、その活動に直接適用される経済制裁および貿易制裁に關連する義務の一般的な遵守を確保するために合理的に設計されたプログラムを運営している（ただし、かかる義務は、マスター・ファンドが負う義務と必ずしも同一ではない。）。かかる経済的および貿易上の制裁は、特に、特定の国、地域、組織および個人との取引およびこれらに対する直接もしくは間接的なサービスの提供を禁止することができる。これらの経済制裁および貿易制裁ならびにGSAMによるその遵守プログラムの適用は、マスター・ファンドの投資活動を制限または限定することがある。

マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、評判その他の理由により、マスター・ファンドのための取引および活動を制限するか、全く行わないことを決定することがある。当該決定がなされる時期の例は、ゴールドマン・サックスがかかる投資活動または取引に關与する組織に対しアドバイスもしくはサービスを提供する場合（または提供する可能性がある場合）、ゴールドマン・サックスまたはアカウントが、マスター・ファンドのために検討されていた取引と同一もしくは關連する取引を行なっている、または行なう可能性がある場合、ゴールドマン・サックスまたはアカウントがかかる投資活動または取引に關与する組織に關する持ち分を有する場合を含むがこれらに限定されない。当該投資活動または取引における取引相手方またはその他の参加者に關連する政治、広告、またはその他の評判に關連する留意事項があるか、マスター・ファンドのための、またはマスター・ファンドに關する当該投資行為または取引がゴールドマン・サックス、GSAM、アカウントまたはその他の行為に有形無形の形で影響する場合、マスター・ファンドの投資運用会社は、他のアカウントのためではなく、マスター・ファンドのための自身の投資決定および投資活動を制限する可能性がある。

マスター・ファンドのために取引を行うため、マスター・ファンドの管理会社および／または投資運用会社は、証券、デリバティブまたはその他の商品を取引する場所の規則、条項および／または条件に従う（または、マスター・ファンドに従わせしめる。）。これは、管理会社および／もしくは投資運用会社ならびに／またはマスター・ファンドが一定の取引所、執行プラットフォーム、取引施設、決済機関およびその他の場所の規則を遵守することを要求される場合、または当該場所の裁判管轄権に合意することを要求される場合を含むがこれに限定されない。当該場所の規則、条項および／または条件に基づき、管理会社および／または投資運用会社（ならびに／またはマスター・ファンド）は、特に委託保証金、追加報酬およびその他の経費、懲罰手順、報告および記録維持、ポジション制限およびその他の取引制限、決済リスクおよび当該場所が規定するその他の關連する取引条件に服することがある。

時宜に応じて、マスター・ファンド、ならびに管理会社および／または投資運用会社またはそれらの關連会社および／または業務提供者もしくは代理人は、マスター・ファンドが保有する投資資産、ならびにその実質所有者（および当該実質所有者の裏付けとなる実質所有者）の氏名および持分割合を含む

がこれらに限定されることなく、マスター・ファンドに関する一定の情報を、地方自治体、規制組織、課税当局、市場、取引所、決済機関、保管者、ブローカーおよび投資運用会社もしくはマスター・ファンドの取引相手または業務提供者を含む第三者へ開示することを要求されるか、かかる開示が適切である旨決定することができる。マスター・ファンドの管理会社および／または投資運用会社は、一般に、かかる決定に従い、電磁的交付プラットフォームによる場合を含む、当該情報の開示要求を遵守する予定である。しかしながら、管理会社および／または投資運用会社は、要求される開示を行わず、マスター・ファンドの一定の資産の売却を行うことを決定する場合があります、当該売却は、プライシングまたはその他の観点から不適当な時期に行われる場合がある。

BHCAに従い、GSAMがマスター・ファンドの投資運用会社として、またはその他の資格において行為する限りにおいて、一定の投資を保有する期間が限定されることがある。その結果、マスター・ファンドは、BHCAが適用されなかった場合よりも早期に投資を処分しなければならないことがある。さらに、ボルカー・ルールの下では、ゴールドマン・サックスおよびゴールドマン・サックスの従業員のによる一定の種類のファンドの所有権の規模は制限されており、一部の従業員は、当該ファンドの持分保有を禁じられている。その結果、ゴールドマン・サックスおよびゴールドマン・サックスの従業員は、マスター・ファンドの他の投資家がファンドの投資資産を処分する機会を有していない場合を含む、買戻し、第三者または関連会社への売却もしくはその他により、マスター・ファンドへの投資資産の全部または一部を処分することを要求されており、また引き続き要求されている。ゴールドマン・サックスおよびゴールドマン・サックスの従業員によるマスター・ファンドのかかる持分の処分は、ゴールドマン・サックスおよびマスター・ファンドの他の投資家との利益の一致を低下させ、マスター・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。

ゴールドマン・サックスは、マスター・ファンドの活動に影響を及ぼす可能性のある事業活動について追加的な制約を受ける可能性がある。さらに、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、GSAMが後援、運用または助言するアカウントを含む他のアカウントではなく、マスター・ファンドのための投資判断および活動を制限することがある。

ブローカー取引

マスター・ファンドの投資運用会社は、投資に関する意思決定プロセスにおいて投資運用会社に適切な支援を行なうと考えられる独占的もしくは第三者の売買委託およびリサーチ業務（「売買委託およびリサーチ業務」と総称する。）を投資運用会社、マスター・ファンド、これらの関連会社およびゴールドマン・サックスの他の従業員に提供する米国および米国以外の証券会社（マスター・ファンドの管理会社の関連会社を含む。）をしばしば選定する。その結果、これらの売買委託およびリサーチ業務は、特定のブローカー・ディーラーによって提供される取引執行、清算または決済サービスと一括処理されることがあり、適用法に従い、投資運用会社は、かかる売買委託およびリサーチ業務に関し、「ソフト」ダラーまたはコミッション・ダラーを支払う可能性がある。ただし、かかる業務がマスター・ファンドへの投資業務の提供を全般的に補助すること、また、業務の受理およびそれに対する支払いは、適用法令を遵守することを条件とする。当該慣行が適用法の下で制限される場合または状況がある。例えば、欧州連合の金融商品市場指令II（「MiFID II」）は、リサーチまたは資料に対して、投資顧問会社が自己の資源から、または顧客の同意を得て顧客から資金提供を受けたリサーチ支払口座から、支払われない限り、欧州連合に居所を置く投資顧問会社が容認可能な軽微な非金銭的な利益に該当しないリサーチその他の資料を受領することを禁じている。

マスター・ファンドの投資運用会社が売買委託およびリサーチ業務の提供を受けるために顧客の手数料を使用する場合、投資運用会社自身は、売買委託およびリサーチ業務を行い、またはこれについて支払いを行なう必要がないため、投資運用会社にとって有益なこととなる。その結果、マスター・ファンドの投資運用会社は、最善価格または手数料の受領における顧客の利益のみではなく、ブローカー・ディーラーから売買委託および調査サービスを受ける際の投資運用会社の利益に基づいてブローカー・ディーラーを選定または推奨するインセンティブを持つことになる。さらに、投資運用会社が顧客手数

料を利用して関連会社から独自の調査サービスを得る場合、投資運用会社はそれらのサービスに支払うために、より多くの「ソフト」即ち手数料を配分するインセンティブを持つことになる。証券会社（証券会社の関連会社を含む。）に支払われる「手数料」（適用規則によって幅広く定義されており、マーク・アップ、マーク・ダウン、手数料に相当するもの、または特定の状況におけるその他の報酬を含む。）が投資運用会社に提供される売買委託およびリサーチ業務の価値に対して合理的であると誠意をもって決定する投資運用会社の義務に従って、投資運用会社は、投資運用会社が受けるソフト・ダラーの恩恵の代わりに他の証券会社によって請求される金額よりも高い金額の手数料をマスター・ファンドが支払うよう手配することができる。

証券会社によって提供される売買委託およびリサーチ業務に関するマスター・ファンドの投資運用会社の評価は、取引を行なう証券会社を選定する際の重要な要素となる可能性がある。そのため、投資運用会社は、特定のポートフォリオ・マネジメント・チームが参加し、投資運用会社の従業員が、売買委託およびリサーチ業務を提供する証券会社を格付けする投票プロセスを設けた。最良の執行を追求する投資運用会社の義務および適用法に従って適用ある誘引規則、法令を損なうことなく、投資運用会社は、投票プロセスの結果に基づき、証券会社の間で取引を配分するものとする。

アカウントは、手数料を通じて、かつ適用法に従い、調査および売買委託サービスに支払いを行うか否か、および支払の範囲に関して異なることがあり、売買委託およびリサーチ業務は、他のアカウントおよびマスター・ファンドに業務を提供するために用いられる可能性がある。その結果、売買委託および調査サービス（ソフト・ダラー便益を含む。）は、マスター・ファンドが支払う手数料の相対的な金額に基づき、マスター・ファンドと比較して他のアカウントおよび、特に、調査費用の上限予算の設定（および上限に達する場合の執行に限定した価格決定への変更）に関連するものを含み、リサーチおよび売買委託業務について支払わないか、または限定的に支払う他のアカウントに不均等に利益を与える可能性がある。適用法によって要求される場合を除き、投資運用会社は、ソフト・ダラー・ベネフィットを顧客間で比例按分計算により配分し、または売買委託およびリサーチ業務が特定のアカウントまたはアカウント・グループに関連する手数料にもたらす恩恵を追跡することを試みない場合、委託業務およびリサーチ業務（ソフト・ダラー・ベネフィットを含む。）は、マスター・ファンドと比較してその他のアカウントに不均衡に恩恵を与える可能性がある。投資者は、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社の最善業務執行方針の写しを、管理会社に対し要求することにより入手可能である。

ブローカー・ディーラーからの売買委託またはリサーチ業務の受託に関連して、投資運用会社は、業務の一部が投資意思決定プロセスにおいて投資運用会社を支援し、一部が他の目的に使用される「混合使用」サービスを受けることがある。業務の利用が混在している場合、投資運用会社は、その使用に応じて費用を合理的に配分し、投資運用会社の投資意思決定プロセスを支援する商品または業務の部分についてのみ支払うために、顧客手数料を使用する。投資運用会社は、投資運用会社自身の資源ではなく、顧客手数料で当該費用を支払う可能性があるため、「混合利用」の範囲を過小評価するか、投資運用会社の投資意思決定プロセスを支援するために使用する費用を配分するインセンティブを持つ。

マスター・ファンドおよびアカウントにプライム・ブローカー業務を提供するブローカー・ディーラーの投資運用会社による選定、ならびに当該当事者に支払われる仲介報酬、マージンおよびその他の報酬の交渉について利益相反が生じる可能性がある。プライム・ブローカーは、追加コスト無しで、将来の顧客を紹介するか、一定の適格投資家に対する業務について説明を行う機会を投資運用会社に提供するか、有利な市場レートまたは市場レート以下で他の業務（例えば、証券取引の決済、販売代理人および保管業務、ならびに証拠金の貸出など）を提供する。かかる資本導入機会およびその他の業務は、当該プライム・ブローカーの選定により、投資運用会社（マスター・ファンドおよびアカウントではない。）にインセンティブを与えるか、または便益を与える。さらに、投資運用会社は、投資運用会社の顧客であるプライム・ブローカーを選定するインセンティブを有する。

マスター・ファンドの管理会社による取引または投資運用会社による注文の合算

マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、注文が同時に執行され、当該注文の大量処理が利用可能な場合に選択されるよう、複数のアカウント（ゴールドマン・サックスまたはゴールドマン・サックスの社員が持ち分を有するアカウントを含む。）の同一の証券または他の商品に関する買いまたは売り注文を合算すること（「バンチング」（一括処理）と呼ばれる場合がある。）ができる方針および手続に従うものとする。マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、管理会社または投資運用会社が適切とみなす場合、注文を統合するものとし、利用可能な場合、通常、顧客の利益において一括取引扱いを選択する場合がある。また、特定の状況において、マスター・ファンドの取引注文は、ゴールドマン・サックスの資産を含むアカウントに対する注文と統合され得る。

一括処理注文または大量取引が完全に執行された時点で、マスター・ファンドの管理会社または当該日の終了時点で注文が部分的にのみ執行される場合、投資運用会社は、通常、買いまたは売り注文およびマスター・ファンドの相対的規模に基づき、参加アカウントの間で買い付けされた証券もしくは他の商品または売却手取金を比例按分計算により配分するものとする。特定のブローカー・ディーラーまたは他の取引相手における注文が、複数の取引によって、異なる価格で執行された場合、通常、すべての参加アカウントは、端株、四捨五入、および市場の慣例に従って、平均価格を受領するものとし、また、平均手数料を支払うものとする。一括処理または統合された注文に関し、すべてのアカウントが同一の手数料または手数料に相当する料金が請求されない場合（調査サービスに支払うための顧客手数料の利用に対する適用法に基づく制限を含む。）もある。

特定の状況において、合算する場合もあるものの、注文に関するポートフォリオ・マネジメントの決定が個別のポートフォリオ・マネジメント・チームによって行なわれる場合、またはマスター・ファンドの管理会社もしくは投資運用会社の実務上またはその他の見通しにより、バンキング、合算、大量取引扱いの選択、もしくはネッティングが適切でない場合、または実行可能でない場合、または合算することが適用され得る規制上の配慮から適切でない場合、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社は、異なるアカウント（マスター・ファンドを含む。）のための注文の合算およびマスター・ファンドのための買いおよび売り注文の大量取引扱いまたは相殺を常に行うとは限らない。マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社は、統合されていないアカウントの取引注文に関してよりも、統合された取引注文に関して、より高い価格およびより低い手数料の交渉を行なうことができる可能性があり、また、ネッティングされていない取引注文よりもネッティングされた取引注文に関して、負担する取引費用が減額される可能性がある。投資運用会社は、特定の注文を合算またはネッティングする義務またはその他の責務を負わない。

マスター・ファンドの注文が他の注文と統合されない場合、またはマスター・ファンドまたは他のアカウントの注文とネッティングが行われない場合、マスター・ファンドは、注文が合算またはネッティングされていたら入手可能であった場合よりも、より高い価格およびより低い手数料またはより低い取引費用からの利益を受けない。注文の合算およびネッティングは、アカウントが得る市場預金の相対的な量のため、マスター・ファンドを含む他のアカウントと比較して、一部のアカウントに不均衡に利益をもたらす可能性がある。投資運用会社は、MiFID IIの対象となるアカウント（以下「MiFID II アカウント」という。）の注文を、ソフト・ダラーを創出するアカウント（マスター・ファンドを含む。）およびソフト・ダラーの使用を制限するアカウント（マスター・ファンドを含む。）を含む、MiFID IIの対象とならない他のアカウントの注文と合算することができる。MiFID II アカウントとの合算注文に含まれるすべてのアカウントは、同一の証券平均価格および同一の執行コスト（料率で測定される）を支払う（または受け取る）。しかしながら、合算注文に含まれるMiFID IIアカウントは、MiFID IIの対象とならない合算注文に含まれるアカウントが支払う合計手数料を下回る「執行のみ」の料率で手数料を支払うことがある。